令 和 6 年 旭 市 議 会 第 3 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第　1　号　（9月3日）

議事日程……1

本日の会議に付した事件……1

出席議員……1

欠席議員……2

説明のため出席した者……2

事務局職員出席者……2

開　　会……3

議長報告事項……3

会議録署名議員の指名……3

会期の決定……3

議案上程……4

議案第　1号　令和５年度旭市一般会計決算の認定について

議案第　2号　令和５年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について

議案第　3号　令和５年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

議案第　4号　令和５年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

議案第　5号　令和５年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について

議案第　6号　令和５年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第　7号　令和５年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第　8号　令和５年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第　9号　令和６年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第１０号　令和６年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第１１号　旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１２号　旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１３号　旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１４号　旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１５号　旭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１６号　千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
議案第１７号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
報告第　１号　令和５年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について
報告第　２号　令和５年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について
報告第　３号　令和５年度旭市公営企業決算における資金不足比率について
報告第　４号　地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和５事業年度の業務実績に係る評価結果について
報告第　５号　地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の第２期中期目標期間の業務実績に係る評価結果について
報告第　６号　地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の事業経営状況について
報告第　７号　株式会社季楽里あさひの事業経営状況について
報告第　８号　私債権等の放棄について
提案理由の説明並びに政務報告……５
議案の補足説明及び報告の説明……１３
散　　会……６１

第　２　号　（９月６日）

議事日程……６３
本日の会議に付した事件……６３
出席議員……６３
欠席議員……６４
説明のため出席した者……６４
事務局職員出席者……６４
開　　議……６５
議案質疑……６５
議案第１７号直接審議（先議）……１２４
決算審査特別委員会設置……１２５

決算審査特別委員会委員の選任……１２５
決算審査特別委員会議案付託……１２６
常任委員会議案付託……１２６
散　　会……１２７

第　３　号　（９月１０日）

議事日程……１２９
本日の会議に付した事件……１２９
出席議員……１２９
欠席議員……１２９
説明のため出席した者……１２９
事務局職員出席者……１３０
開　　議……１３１
一般質問……１３１
　５番　伊　場　哲　也……１３１
　１番　常世田　正　樹……１６０
１３番　宮　内　　保……１７３
　６番　﨑　山　華　英……１８８
　８番　井　田　　孝……２０９
会議時間の延長……２１８
　９番　島　田　　恒……２１８
散　　会……２３４

第　４　号　（９月１１日）

議事日程……２３５
本日の会議に付した事件……２３５
出席議員……２３５
欠席議員……２３５
説明のため出席した者……２３５
事務局職員出席者……２３６

開　　議……２３７
一般質問……２３７
　１２番　林　　晴　道……２３７
　１５番　宮　澤　芳　雄……２５９
　１６番　伊　藤　房　代……２８１
　　７番　永　井　孝　佳……２９５
　　２番　伊　藤　春　美……３０７
　２０番　松　木　源太郎……３１７
会議時間の延長……３２７
散　　会……３３３

第　５　号　（９月１２日）

議事日程……３３５
本日の会議に付した事件……３３５
出席議員……３３５
欠席議員……３３５
説明のため出席した者……３３５
事務局職員出席者……３３６
開　　議……３３７
一般質問……３３７
　　４番　戸　村　ひとみ……３３７
散　　会……３６１

第　６　号　（９月２７日）

議事日程……３６３
本日の会議に付した事件……３６３
出席議員……３６３
欠席議員……３６４
説明のため出席した者……３６４
事務局職員出席者……３６４

開　　議……３６５
決算審査特別委員長報告……３６５
質疑、討論、採決……３６８
常任委員長報告……３８１
質疑、討論、採決……３８４
議員派遣の件……３８７
事務報告……３８７
閉　　会……３８７

令和６年旭市議会第３回定例会会議録

議　事　日　程　（第１号）

令和６年９月３日（火曜日）午前１０時開会

第　１　開　　会
第　２　議長報告事項
第　３　会議録署名議員の指名
第　４　会期の決定
第　５　議案上程
第　６　提案理由の説明並びに政務報告
第　７　議案の補足説明及び報告の説明

本日の会議に付した事件

日程第　１　開　　会
日程第　２　議長報告事項
日程第　３　会議録署名議員の指名
日程第　４　会期の決定
日程第　５　議案上程
日程第　６　提案理由の説明並びに政務報告
日程第　７　議案の補足説明及び報告の説明

出席議員（２０名）

１番	常世田　正　樹	２番	伊　藤　春　美
３番	菅　谷　道　晴	４番	戸　村　ひとみ
５番	伊　場　哲　也	６番	﨑　山　華　英
７番	永　井　孝　佳	８番	井　田　　孝
９番	島　田　　恒	１０番	片　桐　文　夫
１１番	遠　藤　保　明	１２番	林　　晴　道
１３番	宮　内　　保	１４番	飯　嶋　正　利

１５番	宮　澤　芳　雄	１６番	伊　藤　房　代
１７番	向　後　悦　世	１８番	景　山　岩三郎
１９番	木　内　欽　市	２０番	松　木　源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	米本弥一郎	副市長	飯島　茂
教育長	向後依明	代表監査委員	木村哲三
秘書広報課長	寺嶋和志	行政改革推進課長	椎名　実
総務課長	山崎剛成	企画政策課長	柴　栄男
財政課長	池田勝紀	税務課長	榎澤　茂
市民生活課長	齋藤邦博	環境課長	髙根浩司
保険年金課長	髙野　久	健康づくり課長	飯島正寛
社会福祉課長	向後利胤	子育て支援課長	八馬祥子
高齢者福祉課長	椎名　隆	商工観光課長	大八木利武
農水産課長	伊藤弘行	建設課長	齊藤孝一
都市整備課長	飯島和則	会計管理者	小澤　隆
消防長	常世田昌也	上下水道課長	多田一徳
教育総務課長	向後　稔	生涯学習課長	江波戸政和
スポーツ振興課長	金杉高春	監査委員事務局長	杉本芳正
農業委員会事務局長	戸葉正和		

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	黒柳雅弘

開会　午前１０時　０分

○議長（飯嶋正利）　おはようございます。

ここで市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、あらかじめご了解をお願いいたします。

◎日程第１　開　　会

○議長（飯嶋正利）　ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより令和６年旭市議会第３回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第２　議長報告事項

○議長（飯嶋正利）　日程第２、議長報告事項。

配付した議長報告事項により、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第３　会議録署名議員の指名

○議長（飯嶋正利）　日程第３、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

９番、島田恒議員、10番、片桐文夫議員、以上の２議員を指名いたします。

◎日程第４　会期の決定

○議長（飯嶋正利）　日程第４、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から９月27日までの25日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から９月27日までの25日間と決しました。

なお、配付した日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

市長より送付を受けております議案は、議案第１号から議案第17号までの17議案と報告第１号から報告第８号までの報告８件であります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第５　議案上程

○議長（飯嶋正利）　日程第５、議案上程。

議案第１号から議案第17号までの17議案と報告第１号から報告第８号までの報告８件を一括上程いたします。

議案第　１号　令和５年度旭市一般会計決算の認定について

議案第　２号　令和５年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について

議案第　３号　令和５年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

議案第　４号　令和５年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

議案第　５号　令和５年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について

議案第　６号　令和５年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第　７号　令和５年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第　８号　令和５年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第　９号　令和６年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第１０号　令和６年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第１１号　旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１２号　旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１３号　旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１４号　旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１５号　旭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１６号　千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第１７号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

報告第　１号　令和５年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について

報告第　２号　令和５年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について

報告第　３号　令和５年度旭市公営企業決算における資金不足比率について

報告第　４号　地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和５事業年度の業務実績に係る評価結果について

報告第　５号　地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の第２期中期目標期間の業務実績に係る評価結果について

報告第　６号　地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の事業経営状況について

報告第　７号　株式会社季楽里あさひの事業経営状況について

報告第　８号　私債権等の放棄について

◎日程第６　提案理由の説明並びに政務報告

○議長（飯嶋正利）　日程第６、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長　米本弥一郎　登壇）

○市長（米本弥一郎）　本日、ここに令和６年旭市議会第３回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

提案理由及び市政の近況を申し上げます前に、８月８日に宮崎県南部で発生した地震と８月29日に鹿児島県に上陸した台風10号により、被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

今回の地震を受けて、気象庁は、南海トラフ巨大地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まっているとし、初の南海トラフ地震臨時情報を発表しました。国は、南海トラフ巨大地震が発生した場合、震度６弱以上の激しい揺れや高さ３メートル以上の津波のおそれがある地域を南海トラフ地震防災対策推進地域に指定しています。指定地域は全国では29都府県707市町村が、県内では当市を含め、沿岸地域の18市町村が指定されています。

気象庁の発表後、旭市災害対応マニュアルに基づき、管理職等の職員が登庁したほか、市民に対しましては、政府の臨時情報に伴う特別な注意の呼びかけが終了するまでの１週間、防災行政無線やホームページ、ＳＮＳによる注意喚起を行いました。さらに、矢指ケ浦海水浴場においては、来場者へ津波発生時の早期避難を呼びかけるチラシを配布するとともに、場内放送にて注意喚起を行いました。

また、先月の台風７号は、猛烈な勢力のまま千葉県へ接近し、大雨と強風をもたらしました。台風７号への対応については、天候が崩れる前の８月15日午前11時に災害対策本部を設置し、同日午後５時から17日までの３日間、自主避難所４か所を開設いたしました。避難所を開設した後、主に高齢の方などが避難を開始し、最大で266名が避難しました。

台風７号と10号による市内での大きな被害はございませんでしたが、全国各地で発生している自然災害に対する日々の備えと訓練の重要性を改めて認識したところです。

このようなことから、継続して、自助、共助、公助の体制の構築に努めるとともに、市民のさらなる防災意識の向上と防災行動の促進に資するよう、10月27日に旭文化の杜公園をメイン会場として、５年ぶりとなる旭市総合防災訓練を開催し、防災力の強化に取り組んでまいります。

それでは、本議会に提案しました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第１号から議案第８号までは、令和５年度各会計の決算の認定についてでありまして、それぞれ監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

議案第１号は、令和５年度旭市一般会計決算についてでありまして、歳入総額327億5,134万436円、歳出総額313億5,936万971円となり、翌年度へ繰り越すべき財源１億8,059万8,000

円を差し引いた実質収支額は12億1,138万1,465円となりました。

議案第２号は、令和５年度旭市病院事業債管理特別会計決算についてでありまして、歳入総額28億3,085万4,955円、歳出総額28億3,085万4,955円、歳入歳出同額となりました。

議案第３号は、令和５年度旭市国民健康保険事業特別会計決算についてでありまして、事業勘定は歳入総額81億5,445万9,842円、歳出総額79億7,457万562円、差引き１億7,988万9,280円となりました。

施設勘定は歳入総額7,730万2,411円、歳出総額6,365万5,585円、差引き1,364万6,826円となりました。

議案第４号は、令和５年度旭市後期高齢者医療特別会計決算についてでありまして、歳入総額８億1,654万5,445円、歳出総額８億114万8,587円、差引き1,539万6,858円となりました。

議案第５号は、令和５年度旭市介護保険事業特別会計決算についてでありまして、歳入総額56億4,870万213円、歳出総額54億80万5,472円、差引き２億4,789万4,741円となりました。

議案第６号は、令和５年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでありまして、収益的収支における事業収益は14億9,036万1,234円、事業費用は14億1,012万5,273円となり、当年度純利益は8,023万5,961円となりました。

資本的収支については、収入１億2,770万300円に対し、支出は２億7,506万9,525円となり、収支の不足する額については、建設改良積立金等で補填いたしました。

決算の認定と併せて剰余金の処分についてでありますが、当年度末未処分利益剰余金２億1,191万5,252円について、2,843万5,961円を減債積立金として、5,180万円を建設改良積立金として、１億3,167万9,291円を資本金として処分するものであります。

議案第７号は、令和５年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでありまして、収益的収支における事業収益は５億7,796万3,496円、事業費用は４億9,361万7,505円となり、当年度純利益は8,434万5,991円となりました。

資本的収支については、収入２億4,782万7,200円に対し、支出は３億5,142万9,661円となり、収支の不足する額については減債積立金等で補填いたしました。

決算の認定と併せて剰余金の処分についてでありますが、当年度末未処分利益剰余金１億7,596万6,995円について、7,325万6,899円を減債積立金として、1,836万4,105円を資本金として処分するものであります。

議案第８号は、令和５年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでありまして、収益的収支における事業収益は8,261万9,966円、事業費用は6,639万4,149

円となり、当年度純利益は1,622万5,817円となりました。

資本的収支については、収入1,851万円に対し、支出は3,189万2,369円となり、収支の不足する額については、建設改良積立金等で補填いたしました。

決算の認定と併せて、剰余金の処分についてでありますが、当年度末未処分利益剰余金3,963万1,664円について、100万円を減債積立金として、978万3,223円を建設改良積立金として、1,262万2,624円を資本金として処分するものであります。

議案第９号は、令和６年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ９億400万円を追加し、予算の総額を342億5,500万円とするものであります。

議案第10号は、令和６年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出それぞれ1,200万円を追加し、予算の総額を55億600万円とするものであります。

議案第11号は、旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、マイナンバーカードの保険証への移行などに伴い、個人番号を利用した新たな事務が可能となるよう改正するものです。

議案第12号は、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するため、国から交付される農地利用最適化交付金を財源とし、農業委員、農地利用最適化推進委員へ成果に応じた能率給を支給するため、所要の改正を行うものであります。

議案第13号は、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第14号は、旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、現在建設中の海上・飯岡統合消防分署庁舎は令和７年４月１日運用開始を予定しておりますので、分署の名称、位置及び担当区域を改正するものであります。

議案第15号は、旭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第16号は、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありまして、広域連合の処理する事務に関する規約の改正について、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第17号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、

現委員のうち、令和６年12月31日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

私は、岩井明廣氏が適任であると考え、提案するものであります。

また、報告については、第１号から第８号までの８件であります。

次に、物価高騰対策について申し上げます。

令和６年度物価高騰対応重点支援給付金は７月10日から受付を開始いたしました。８月末日現在で、１世帯当たり10万円の給付は818件で8,180万円、児童１人当たり５万円のこども加算は80名で、400万円を給付したところです。引き続き、支給漏れのないよう周知に努め、給付事業を進めてまいります。

次に、物価高騰対策家計応援商品券について申し上げます。本市独自の支援策として実施している物価高騰対策家計応援商品券配付事業は、６月中旬から１世帯当たり１万円の商品券を１万8,631世帯に配付し、７月１日から取扱店での利用を開始しております。商品券の利用状況は、８月20日現在、5,402万6,000円、利用店舗数は146店舗となっております。

定額減税調整給付金給付事業は、給付対象者１万2,100名のうち８月末日現在、4,884名、２億809万円の給付が完了しております。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

初めに、農水産業の振興について申し上げます。

本市では、長期的な米の需要に応じた生産を推進し、米価の安定を図るため、飼料用米への転作のさらなる拡大に取り組んでおります。８月１日現在の飼料用米の作付面積は、米価上昇機運の高まりにより、飼料用米への取り組みが減少したため、昨年と比較して約66ヘクタール減少の717.7ヘクタールとなりました。引き続き、国や県と連携して、取り組みの有効性を訴え、生産者の経営安定を図ってまいります。

さらに、飼料用米の普及促進については、７月16日に市と旭市飼料用米利用者協議会において、旭市産飼料用米を給餌した畜産物の学校給食への提供に関する協定を締結いたしました。この協定によって、市内産のお米で育てた安全でおいしい畜産物を学校給食に提供することで、子どもたちの地域農業への理解と関心を深め、飼料用米のＰＲと継続的取り組みを推進します。

産業まつり、あさひオータムジャンボリー2024は、11月10日、旭文化の杜公園で開催いたします。市内外から大勢の方にご来場いただき、秋の一日を楽しんでいただくとともに、市内の農畜水産物、商工業製品を中心とした地元特産物の販売やＰＲ活動など、大いににぎわ

うことを期待しております。

次に、海業の推進について申し上げます。

海業とは、海や漁港周辺の地域資源を活用した、地域のにぎわい創出を図る取り組みです。飯岡漁港周辺において、従来の漁業だけではなく、観光業、商工業等を包括した新たな産業を創出することを目的とした海業推進地域協議会を設置するため、補正予算案を本定例会に提案させていただいております。これにより、漁業者をはじめとした地域のやる気と挑戦を後押しし、多様な人材の活躍による地域の所得向上と雇用創出を目指します。

次に、観光の振興について申し上げます。

矢指ケ浦海水浴場は、７月13日から８月18日まで、市営海浜プールは７月20日から９月１日まで開設いたしました。記録的な猛暑が続く中、大勢の人でにぎわい、事故もなく無事終了することができました。サマーフェスタ・ｉｎ矢指ケ浦は７月20日に開催され、青空の下、地元の小学生や海水浴客が地引き網体験や宝探しなどを楽しんでいました。

第70回記念の旭市七夕市民まつりは８月６日・７日に開催され、みこし、おはやし、踊りのパレードやステージショー、工夫を凝らした七夕飾りなど、市民の皆様をはじめ、訪れた多くのお客様には、思い思いに旭の夏を満喫いただけたものと思っております。

夏のイベントには、いずれもたくさんの観光客に来場していただき大変うれしく思いますとともに、各イベント実行委員会、観光物産協会をはじめ、ご協力いただいた関係機関の皆様に心から感謝を申し上げます。

なお、例年７月の最終土曜日に開催していた旭市いいおかＹＯＵ・遊フェスティバル海浜花火大会は、来場者やスタッフの熱中症対策のため、開催日を10月５日に変更したと伺っております。

次に、保健・医療の充実について申し上げます。今年度から定期接種となった新型コロナウイルスワクチン接種は、10月１日から協力医療機関で個別接種が開始できるよう準備を進めております。対象となる65歳以上の方と60歳から64歳までの内部障害がある方には、９月下旬に予診票を発送する予定です。接種費用は国の助成に加え、市の助成を行い、自己負担額は5,000円程度となります。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

日本一身近な海づくり事業ぽるぽろは、９月14日に本年度第２回目の開催を予定しております。今回は暑さを避け、夕方の時間帯にビーチクリーン、ビーチヨガ、ビーチダンスを実施いたします。

あさひスポーツフェスティバルは、10月20日に複数のスポーツ施設で、誰でも自由に参加できる様々な体験型スポーツイベントの実施を予定しております。市民の皆様には、本事業を通して、自ら進んでスポーツに親しみ、健康増進に取り組んでいただくことを期待しております。

パラ卓球ナショナルチーム旭合宿は、11月11日から14日までの４日間、総合体育館で実施を予定しており、８月28日に開幕したパリパラリンピックに出場している岩渕幸洋選手、友野有理選手をはじめとする日本代表選手や、強化指定選手の参加が見込まれております。この合宿を一般公開することで、パラスポーツの普及や共生社会への理解を深めてまいります。

次に、子育て支援の充実について申し上げます。

（仮称）中央第二・ゆたか統合保育所の建設工事は、建物の骨組みとなる鉄骨工事や屋根工事が終わり、今後は、外壁や内装工事を進めてまいります。また、統合保育所の名称については、市内在住者などを対象に募集した結果、60件の応募があり、保護者や地区の代表者から成る名称選考会議において、旭市立ふたば保育所と選考されましたので、令和７年４月の開所に向けて、関係条例の改正等、準備を進めてまいります。

次に、学校教育の充実について申し上げます。

（仮称）干潟地域小学校の再編は、統合校の名称について干潟地域在住の方々や児童・生徒などを対象に募集した結果、321件の応募があり、その結果を踏まえ、学校再編代表者会議において審議していただき、名称を旭市立ひかた椿小学校とする答申がされましたので、今後は条例改正に向けて準備を進めてまいります。

また、小学校統合整備事業として、現在の古城小学校の校舎や屋内運動場改修に係る実施設計業務についての補正予算案を本定例会に提案いたしました。

続いて、海上地域については、児童・生徒の推移やアンケート結果を踏まえて、本年７月に各小学校に地域検討会議を設置いたしました。今後は、各地区の区長、ＰＴＡ役員及び保護者などから、再編に向けての意見や要望について伺ってまいります。

次に、芸術文化の振興・伝統文化の保存について申し上げます。

19回目を迎えるあさひのまつりは、９月29日に東総文化会館で７団体118名が参加する予定となっております。

大原幽学記念館事業は、椿海の干拓事業完了の節目に実施した椿海干拓350周年記念干潟八万石物語を、昨年11月25日から本年６月16日までの７か月間開催し、好評のうちに終了いたしました。

なお、今年度は大原幽学先生の子ども教育をテーマにした企画展「幽学と子育て」を10月

19日から来年２月10日まで開催する予定であります。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

子どもたちの自主性と協調性を育てるため、６月に小学校低学年を対象にジャガイモ掘り体験を、高学年向けには１泊２日の宿泊体験を、いずれも海上キャンプ場を会場に実施しました。今後も学校や家庭とは異なる学びの場の充実を図り、青少年相談員や子ども会などの各協議会にご協力をいただきながら、青少年が健全に成長できる環境づくりに努めてまいります。

次に、定住の促進について申し上げます。

本市への移住・定住に関する相談窓口として、旭市観光物産協会内に開設している旭市移住サポートセンターでは、10月１日から新たに地域おこし協力隊を１名増員いたします。今後は、移住希望者に対するオンライン相談の支援やホームページ・ＳＮＳを活用した情報発信などをさらに充実させ、市と連携した移住・定住の促進に努めてまいります。

次に、交流の促進について申し上げます。

幽学の里で米づくり交流事業は、７月６日に大原幽学先生ゆかりの水田で生き物調査を実施いたしました。当日は、東京都や県内東葛地域などから113名の参加があり、子どもたちはふだんあまり目にすることのない田んぼの昆虫やオタマジャクシを観察するなど、都市住民と交流を深めることができました。

次に、安全で快適な道路の整備について申し上げます。

千葉県により進められている銚子連絡道路の整備は、３期区間、匝瑳市から旭市までの13キロメートルの道路設計等が引き続き進められております。今年度は、設計案を基に、主に計画予定地所有者等を対象とした説明会の開催が予定されていると伺っております。

次に、自然環境の保全について申し上げます。

夏期観光シーズンのタイミングに合わせて、海岸清掃を７月７日に実施いたしました。海岸沿線27地区のほか、ボランティア団体等から合わせて1,043名の参加があり、集められたごみの総重量は、4,360キログラムでありました。秋のゴミゼロ運動は、各区や自治会の皆様にご協力をいただき、市内全域で９月29日に実施する予定であります。引き続き市民の皆様のご協力をいただきながら、きれいな旭をつくる会を中心として、地域ぐるみで生活環境の保全及び美化を推進してまいります。

次に、消防・防災力の強化について申し上げます。

海上・飯岡統合消防分署庁舎建設工事は順調に進捗しており、現在、基礎工事が完了し、

建物の骨組みとなる鉄骨工事を実施しております。令和７年４月の運用開始に向けて、本定例会に設置条例の一部改正案について提案させていただいております。

次に、防犯対策・交通安全の強化について申し上げます。

交通安全施設整備事業は、職員による道路パトロールや通学路合同点検による結果を踏まえ、市道の区画線、防護柵及び道路反射鏡などの安全施設の更新及び修繕を実施しております。今後も、警察などの関係機関と協議し、安全施設の充実を図ってまいります。

次に、シティプロモーション推進事業について申し上げます。

現在、あさひロケーションサービス協議会と民間ボランティア団体「旭おっぺし隊」等で積極的にロケ誘致や支援を行っております。10月23日には、おひさまテラスでロケ弁グランプリが開催され、映像制作の第一線で活躍されているプロデューサーや監督、俳優などが審査員として参加される予定です。この取り組みが食のあさひのＰＲとなり、ロケや観光客の誘致につながることを期待しております。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げました。

詳しくは事務担当者から説明し、また、ご質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯嶋正利）　提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第７　議案の補足説明及び報告の説明

○議長（飯嶋正利）　日程第７　議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、決算議案について説明を求めます。

議案第１号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長　池田勝紀　登壇）

○財政課長（池田勝紀）　議案第１号、令和５年度旭市一般会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

初めに、決算の概要について申し上げますので、議案第１号、一般会計歳入歳出決算に関する説明資料をお開きください。

３ページをお願いします。

歳入歳出決算総括表です。左下、実質収支の表をご覧ください。緑の網かけになっているところです。

一番右、令和５年度の一般会計の歳入決算額は327億5,134万円、歳出決算額が313億5,936万1,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源、１億8,059万8,000円を差し引いた実質収支額は、12億1,138万1,000円となりました。

上の左右に並んだ表をご覧ください。令和５年度の予算に対する決算の状況になります。

左側、歳入の表の一番右下、歳入合計の予算に対する収入割合は94.7％となりました。続いて右側、歳出の表の一番右下、歳出合計の予算に対する支出割合は90.7％となりました。右下のグラフは歳入歳出決算額の推移を表したものになります。

４ページをお願いします。

歳入の状況になります。左の表は、歳入決算額の前年度との比較の表です。下のほう、色のついているところの右側、歳入合計の対前年度増減額は２億7,421万6,000円の増、増減率は0.8％の増となりました。右側のグラフは、主要な歳入４項目の決算額の推移を表したものです。一番右が令和５年度になります。

グラフで前年度との比較を見ますと、左から順に市税は同額、地方交付税は1.2億円の増、国・県支出金は4.3億円の増、市債は3.7億円の増となっております。詳細な増減額、増減率につきましては、左側の表に記載してございます。

続いて右側下段のグラフは、歳入の構成比の推移を表したものです。一番下、令和５年度は割合が一番多いのは地方交付税で28.4％、２番目は市税で24％となっております。

５ページをお願いします。

目的別歳出の状況です。左の表は款別歳出決算額の前年度との比較の表です。一番下、歳出合計の一番右、対前年度増減額は３億936万円の増、増減率は1.0％の増となりました。右側の上段のグラフは構成比の大きな款の決算額の推移を表したものです。

一番右が令和５年度で、グラフで前年度、令和４年度との比較を見ますと、左から順に、総務費は7.9億円の減、民生費は11.3億円の増、衛生費は3.5億円の減、土木費は2.6億円の増、教育費は4.9億円の減、公債費は1.2億円の増となっております。詳細な増減額、増減率につきましては左側の表に記載してございます。

下段のグラフをご覧ください。右側の下段です。

目的別歳出の構成比の推移を表したものです。一番下が令和５年度になります。構成比の大きい順に申し上げますと、一番大きいのが民生費で、以下、総務費、衛生費、公債費、土

木費、教育費の順となっております。

６ページをお願いします。

性質別歳出の状況です。左の表は性質別歳出決算額の前年度との比較の表です。右側の上段のグラフは、主要な性質の決算額の推移を表したものです。

一番右が令和５年度で、グラフで前年度との比較を見ますと、左から順に、人件費は0.1億円の増、扶助費は８億円の増、公債費は1.2億円の増、物件費は2.7億円の減、補助費等は9.2億円の減、投資的経費は4.7億円の増となっております。詳細な増減額、増減率につきましては左側の表に記載してございます。

下段のグラフは性質別歳出の構成比の推移を表したものです。一番下、令和５年度の人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費の割合は50.1％で、前年度と比べて2.5ポイント上昇しております。これに物件費、補助費等、維持補修費を加えた経常的経費の割合は77.8％で、前年度と比べて1.6ポイント減少しております。また、投資的経費の割合は左の表の一番下のほうにあります。10.8％で、前年度と比べて1.4ポイント上昇しております。

７ページをお願いします。

市税徴収実績表です。こちらは市民税から都市計画税までの市税の徴収実績の税目別の一覧になります。一番下の右から二つ目、調定額に対する収入割合（収納率）の現年課税分、滞納繰越分を合わせた計は96.9％で、一番右の前年度の収納率95.6％と比較して1.3ポイント上昇しております。

８ページをお願いします。

地方消費税交付金（社会保障財源化分）及び目的税等の使途です。左側は、地方消費税交付金が充てられる社会保障施策に要する経費についての表です。消費税率が８％、10％と段階的に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、全て、社会保障施策に要する経費に充てるものとされているため、その充当状況を示したものです。右側は、都市計画税、入湯税、森林環境譲与税について、その使途、充てた費用の充当状況を表したものになっております。

９ページをお願いします。

市債現在高と交付税算入見込額です。上段の表は、市債の年度末現在高と交付税算入見込額の対前年度の比較になります。表の中段、一般会計の欄の一番左、令和５年度末の市債の現在高は274億3,048万1,000円……

（発言する人あり）

○議長（飯嶋正利）　暫時休憩します。

休憩　午前１０時４４分

再開　午前１０時４５分

○議長（飯嶋正利）　会議を再開いたします。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　それでは、９ページから再開します。

市債現在高と交付税算入見込額です。上段の表は、市債の年度末現在高と交付税算入見込額の対前年度の比較になります。

表の中段、一般会計の欄の一番左、令和５年度末の市債の現在高は274億3,048万1,000円、その右隣、交付税算入見込額は242億7,270万5,000円となっており、算入割合は88.5％となっております。

一番右に行きまして、前年度との比較、差引増減のところでは、市債現在高は10億2,419万6,000円の減、交付税算入見込額は６億4,991万8,000円の減となっております。

表の下、左のグラフは、一般会計の市債現在高・借入額・償還額の推移を表したものです。縦軸の左側は、借入額、償還額の棒グラフの単位で、縦軸の右側は、市債現在高の折れ線グラフの単位となります。右のグラフは一般会計の市債現在高と交付税算入見込額の推移を表したものになります。

10ページをお願いします。

基金の状況です。左側は、一般会計の所管する基金の年度末現在高の前年度との比較の表になります。一番下、一般会計の基金の令和５年度末現在高は、161億7,662万5,000円で、前年度と比較して１億2,560万3,000円の増となっております。右側は、財政調整基金、減債基金、その他の特定目的基金の三つに区分した年度末現在高の推移を表したもので、上段がグラフ、下段が表となっております。

上段のグラフの一番右が令和５年度で、前年度との比較を見ますと、青色のところ、財政調整基金は5.1億円の減、赤色の減債基金は7.7億円の増、緑色のところ、その他特定目的基金は1.3億円の減となっております。詳細な増減額、増減率につきましては左側の表に記載してございます。

続いて11ページをお願いします。

財政指標の状況になります。左側のグラフは経常収支比率の推移を表したもので、グラフの上のほう、青色の折れ線になります。令和５年度の経常収支比率は94.5％で、前年度の92.2％と比べ、2.3ポイント上昇しております。右側の上段のグラフは健全化判断比率の一つ、実質公債費比率の推移を表したものです。青色の折れ線になります。令和５年度の決算では9.9％となり、前年度の9.5％と比べて0.4ポイント上昇しております。

なお、グラフにも表示しておりますが、実質公債費比率の早期健全化基準は点線になっています25％、財政再生基準は35％となっており、旭市の数値はこれらの基準を大きく下回っているところです。

右側の下段のグラフは、これも健全化判断比率の一つであります将来負担比率の推移を表したものです。将来負担比率は一般会計をはじめ、公営企業や一部事務組合、第三セクター等も含めて、旭市が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。令和５年度は充当可能財源等が将来の負担額を上回ったため、比率は算出されませんでした。健全化判断比率につきましては、後ほど報告第２号で説明いたします。

なお、このページに掲載しております三つのグラフには、参考として前年度までの千葉県内の市の平均値のグラフを赤色で表示しております。

12ページをお願いいたします。

続いて、主な施策に関する事項になります。

次の13ページをお願いします。

令和５年度の一般会計決算における主要事業の概要について、全部で48事業を掲載しております。この13ページが目次になりまして、14ページ以降、事業ごとの個表となります。

以上で資料による説明は終わります。

続きまして、今度は決算書のご説明をしますので、令和５年度旭市決算書のほうをお開きいただきたいと思います。

表の形式が左右の見開きとなっておりますので、タブレットの表示を見開き表示にしてください。上の表示のところを押してもらって、見開き表示のところ押すと、大丈夫ですか。これからの説明で、ページ番号をお示しする際は左側、奇数の番号で申し上げます。

初めに歳入になります。

17ページをお願いします。

１款の市税です。右ページ、収入済額は78億4,560万7,085円で、前年度比0.1％の減とな

っております。

なお、各款ごとの前年度との差引き増減は、先ほど説明しました決算に関する説明資料の４ページのほうに記載してございます。

次に、19ページをお願いします。

２款地方譲与税は収入済額３億4,235万9,000円で、前年度比0.9％の増となっております。

３款利子割交付金は収入済額388万1,000円で、前年度比19.4％の減となっております。

４款配当割交付金は収入済額5,503万6,000円で、前年度比13.3％の増となっております。

５款株式等譲渡所得割交付金は収入済額6,590万1,000円で、前年度比70.2％の増となっております。

21ページをお願いします。

６款法人事業税交付金は収入済額１億4,094万4,000円で、前年度比12.3％の増となっております。

７款地方消費税交付金は収入済額15億7,883万1,000円で、前年度比1.5％の減となっております。

８款環境性能割交付金は収入済額6,171万7,616円で、前年度比14.8％の増となっております。

９款地方特例交付金は収入済額5,701万9,000円で、前年度比2.2％の減となっております。

23ページをお願いします。

10款地方交付税は収入済額93億250万8,000円で、前年度比1.3％の増となっております。内訳としまして、右側の備考の１、普通交付税は82億5,532万6,000円で、前年度比1.3％の増となっております。備考の２、特別交付税は10億4,718万2,000円で、前年度比1.0％の増となっております。

11款交通安全対策特別交付金は収入済額816万3,000円で、前年度比8.3％の減となっております。

12款分担金及び負担金は収入済額１億8,318万5,463円で、前年度比42.9％の減となっております。

続いて、25ページをお願いします。

分担金及び負担金の減の主な要因は、右側、備考の上から二つ目、学校給食費負担金の減で、令和５年度は国の交付金を活用し、７月から３月までの夏休み期間を除く８か月間、小・中学校の給食費を免除したことによるものです。

13款使用料及び手数料は収入済額３億1,409万5,460円で、前年度比7.0％の減となっております。

29ページをお願いします。

中段、14款国庫支出金は収入済額48億8,488万9,671円で、前年度比3.6％の増となっております。

33ページをお願いします。下のほうになります。

15款県支出金は収入済額19億7,949万3,588円で、前年度比15.2％の増となっております。

37ページをお願いします。

県支出金の増の主な要因は、左側の中段、農林水産業費県補助金の一番右、備考の13、経営体育成基盤整備事業促進費補助金の増などによるものです。

41ページをお願いします。

16款財産収入は収入済額１億8,827万8,458円で、前年度比116.7％の増となっております。

43ページをお願いします。

財産収入の増の主な要因は、右側備考の一番上、土地売払収入の増で、神西住宅跡地の公売によるものです。

17款寄附金は収入済額２億1,027万809円で、前年度比76.4％の増となっております。増の要因は、右側備考のふるさと応援寄附金の増によるものです。

18款繰入金は収入済額９億9,790万7,110円で、前年度比6.6％の増となっております。

45ページをお願いします。中段になります。

19款繰越金は14億2,712万2,798円で、前年度比30.5％の減となっております。

20款諸収入は収入済額９億5,653万378円で、前年度比12.4％の減となっております。

続いて、47ページをお願いします。一番下になります。

21款市債は、収入済額21億4,760万円で、前年度比20.6％の増となっております。

49ページをお願いします。

市債の増の主な要因は、左側の上段、２目民生債の一番右、備考の１、児童福祉施設整備事業債で、統合保育所の建設工事の開始に伴う増や、左側の一番下、７目消防債の一番右、備考の１、消防施設建設事業債で、統合消防分署の建設工事の開始に伴う増によるものです。

以上で歳入の説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　議案の補足説明は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩　午前１１時　０分

再開　午前１１時１０分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、財政課長の補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　それでは、引き続きご説明を申し上げます。

歳出について、款ごとに主な事業をご説明いたします。

なお、歳入と同様、各款ごとの前年度との差引き増減は、最初に説明した決算に関する説明資料の５ページに掲載してございます。

それでは、55ページをお願いします。

１款議会費は、右のページになります、支出済額２億1,878万4,104円で、前年度比2.4％の増となっております。

57ページをお願いします。

下のほうになります。２款総務費は、支出済額42億7,577万489円で、前年度比15.6％の減となっております。

支出済額の右、翌年度繰越額は、繰越明許費が２億4,500万円で、繰越明許費に係る事業は、物価高騰対策家計応援商品券配付事業などの４事業です。

少し飛びます。79ページをお願いします。よろしいでしょうか。

１項７目企画費の右側、備考の４、ふるさと応援寄附推進事業１億322万4,971円は、ふるさと納税の返礼品などに係るものです。

下のほうになります。備考の６、生涯活躍のまち形成事業１億3,197万8,053円は、多世代交流施設おひさまテラスの指定管理などに係るものです。

81ページをお願いします。

右側上のほうになります。備考の７、シティプロモーション推進事業1,660万9,187円は、ロケツーリズムの推進などに係るものです。

85ページをお願いします。

右側上のほうになります。８目電子計算費の備考の３、電子自治体推進事業2,749万8,728円は、タブレット端末及びペーパーレス会議システムの導入などに係るものです。

89ページをお願いします。

上のほうになります。10目地域振興費の右側、備考の５、移住・定住促進事業5,228万9,200円は、定住促進及び若者世帯住宅取得奨励金などに係るものです。

総務費に係る主要事業は、先ほどの決算に関する説明資料の14ページから16ページに記載してありますので、後ほどご覧になってください。

また少し飛びます。111ページをお願いします。よろしいですか。

３款民生費は、支出済額108億1,912万8,529円で、前年度比11.7％の増となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費が4,830万円で、繰越明許費に係る事業は、住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業（追加給付分）と、物価高騰対応重点支援給付金給付事業です。

117ページをお願いします。

１項１目社会福祉総務費の右側、備考の10、住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業１億9,372万4,043円は、国の低所得者支援として、住民税非課税世帯等に対し、１世帯当たり３万円の給付金の支給を行ったものです。

下のほうになります。備考の11、住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業（追加給付分）４億5,179万9,402円は、国の低所得者支援として、住民税非課税世帯等に対し、１世帯当たり７万円の給付金の給付を行ったものです。

119ページをお願いします。

右側上のほうになります。備考の12、物価高騰対応重点支援給付金給付事業１億5,149万8,874円は、国の低所得者支援として、住民税均等割のみ課税世帯に対し、１世帯当たり10万円の給付金と、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯において扶養されている18歳以下の子ども１人当たり５万円の給付金の支給を行ったものです。

また少し飛びまして139ページをお願いします。

右側一番下になります。３項１目児童福祉総務費の備考の３、子ども医療費助成事業２億4,943万5,223円は、高校３年生までの子どもの医療費のうち、保険診療分の費用の全部または一部を助成したものです。

また少し飛びます。163ページをお願いします。

右側一番下になります。６目保育所費の備考の７、保育所統合整備事業１億5,848万4,700円は、中央第二保育所とゆたか保育所を統合する保育所の建設工事などに係るものです。

民生費に係る主要事業は、決算に関する説明資料の17ページから22ページに記載しており

ます。

続いて、167ページをお願いします。

中段になります。４款衛生費は、支出済額41億3,533万8,171円で、前年度比7.9％の減となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費の165万円で、新型コロナウイルスワクチン接種事業となります。

また少し飛びまして、177ページをお願いします。

右側中段になります。１項２目予防費の備考の６、感染症予防対策事業１億5,712万8,664円は、予防接種やワクチン接種費用助成に係るものです。

続いて、179ページをお願いします。

右側上のほうになります。備考の７、新型コロナウイルスワクチン接種事業は、一番下、備考の８の繰越明許分と合わせて、合計２億6,255万6,417円となっております。

187ページをお願いします。

右側中段やや下のほうになります。３目母子保健費の備考の７、出産・子育て応援給付金給付事業3,547万8,032円は、出産や子育てに係る経済的負担を軽減するため、出産・子育て応援給付金の支給を行ったものです。

衛生費に係る主要事業は、決算に関する説明資料の22ページから24ページに記載しております。

少し飛びまして、201ページをお願いします。

中段になります。５款労働費は、支出済額144万8,625円で、前年度比50.3％の減となっております。減の要因は、前年度に職業相談室の移転に伴う経費があったことなどによるものです。

一番下になります。６款農林水産業費は、支出済額10億4,032万9,726円で、前年度比7.7％の増となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費が5,685万1,000円で、繰越明許費に係る事業は、農業水利施設改修事業です。

207ページをお願いします。

右側下のほうになります。１項３目農業振興費の備考の２、新規就農総合支援事業1,989万8,330円は、新たな農業の担い手の確保と育成を図るための新規就農者への各種支援などに係るものです。

209ページをお願いします。

右側中段やや上になります。備考の４、水田農業構造改革推進事業１億5,502万992円は、水田農業経営の安定と発展のため、主食用米から飼料用米などの戦略作物栽培への転換を支援する補助金です。

215ページをお願いします。

４目畜産振興費の右側、備考の５、畜産環境フレッシュ事業404万1,800円は、消臭効果のある飼料添加剤や臭気拡散防止資材の導入に対する助成などに係るものです。

農林水産業費に係る主要事業は、決算に関する説明資料の25ページから26ページに記載しております。

また少し飛びまして、225ページをお願いします。

中段になります。７款商工費は、支出済額４億6,380万2,796円で、前年度比28.5％の減となっております。減の要因は、前年度に中小企業等物価高騰対策支援金給付事業の実施があったことによるものです。

229ページをお願いします。

１項２目商工振興費の備考の４、商業活性化推進事業8,395万8,533円は、プレミアム付商品券発行や空き店舗活用への補助金などに係るものです。

231ページをお願いします。

右側下のほうになります。３目観光費の備考の２、観光資源創出プロモーション事業653万4,597円は、ＳＮＳを活用した全国へのＰＲなどに係るものです。

続いて、235ページをお願いします。

右側中段になります。備考の４、観光イベント事業2,724万5,734円は、七夕市民まつりやＹＯＵ・遊フェスティバルに対する補助金などに係るものです。

商工費に係る主要事業は、決算に関する説明資料の27ページから28ページに記載しております。

237ページをお願いします。

下のほうになります。８款土木費は、支出済額29億2,558万5,327円で、前年度比9.5％の増となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費が７億9,136万3,000円で、繰越明許費に係る事業は、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業や、震災復興・津波避難道路整備事業などの８事業になります。

少し飛びまして、247ページをお願いします。

右側中段やや下になります。２項３目道路新設改良費の備考の７、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、その下の備考の８、繰越明許の分と合わせて合計６億2,779万9,837円となっております。

一番下、備考の９、南堀之内バイパス整備事業は、次のページ、249ページの備考の10、繰越明許の分と合わせて、合計２億3,551万8,210円となっております。

251ページをお願いいたします。

下のほうになります。３項１目都市計画総務費の備考の２、都市計画総務事務費2,501万8,511円は、都市計画区域の見直しなどに係るものです。

また少し飛びまして、261ページをお願いします。

右側下のほうになります。４項１目住宅管理費の備考の７、住宅リフォーム補助事業2,223万9,000円は、住宅リフォーム工事に要した費用に対し、上限20万円の補助をしたものです。

その下、備考の８、空き家等対策推進事業1,293万4,177円は、空き家等実態調査や空き家等の改修解体補助金などに係るものです。

土木費に係る主要事業は、決算に関する説明資料の29ページから32ページに記載しております。

263ページをお願いします。

下のほうになります。９款消防費は、支出済額16億565万8,146円、前年度比49.6％の増となっております。増の主な要因は、消防庁舎整備事業で、統合消防分署の建設工事が始まったことなどによるものです。

右側の翌年度繰越額は、繰越明許費が1,025万7,000円で、繰越明許費に係る事業は、防災行政無線等整備事業です。

267ページをお願いします。

右側中段になります。１項１目常備消防費の備考の３、消防庁舎整備事業４億3,634万3,600円は、海上・飯岡の統合消防分署庁舎建設工事などに係るものです。

273ページをお願いします。

右側下のほうになります。３目災害対策費の備考の３、防災行政無線等整備事業4,121万3,816円は、防災行政無線改修工事などに係るものです。

消防費に係る主要事業は、決算に関する説明資料の33ページから34ページに記載しております。

275ページをお願いします。

中段になります。10款教育費は、支出済額25億４万8,009円、前年度比16.5％の減となっております。

281ページをお願いします。

右側上のほうになります。１項２目事務局費の備考の５、学校再編推進事業272万9,146円は、干潟地域の統合小学校の地域検討会議や代表者会議などに係るものです。

また少し飛びまして、301ページをお願いします。

右側中段やや下になります。３項２目教育振興費の備考の６、中学校英語指導助手配置事業4,906万7,168円は、外国語指導助手（ＡＬＴ）の配置に係るものです。

またちょっと、結構飛びます、333ページをお願いします。

右側中段になります。４項９目大原幽学記念館費の備考の４、大原幽学遺跡史跡公園管理費6,766万7,851円は、防災設備更新工事などに係るものです。

337ページをお願いいたします。

右側下のほうになります。５項１目保健体育総務費の備考の２、スポーツ振興事業2,128万8,029円は、あさひスポーツフェスティバルや飯岡しおさいマラソン大会に対する補助金などに係るものです。

339ページをお願いします。

中段やや上になります。２目体育施設費の右側、備考の１、スポーツ施設管理運営費１億2,632万1,721円は、社会体育施設の指定管理などに係るものです。

教育費に係る主要事業は、決算に関する説明資料の34ページから37ページに記載しております。

続きまして、345ページをお願いします。

一番下になります。11款災害復旧費は、令和５年度の支出はありませんでした。

347ページをお願いします。

一番下になります。12款公債費は、支出済額32億5,810万1,049円で、前年度比3.8％の増となっております。

349ページをお願いします。

中段になります。13款諸支出金は、支出済額１億1,536万6,000円で、前年度比14.2％の増となっております。

右側の翌年度繰越額は、事故繰越しが1,760万円で、事故繰越しに係る事業は、水道事業

会計出資金です。

以上で議案第１号、令和５年度旭市一般会計決算の認定についての補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　財政課長の補足説明は終わりました。

議案第２号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長　柴　栄男　登壇）

○企画政策課長（柴　栄男）　議案第２号、令和５年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

引き続き、タブレットは見開き表示でお願いいたします。

決算書353ページをお願いいたします。

右のページになります。歳入歳出予算額28億3,100万円に対しまして、歳入及び歳出の決算額は28億3,085万4,955円となりました。

歳入歳出決算の内訳につきましては、歳入歳出決算事項別明細書により説明いたします。

363ページをお願いいたします。

歳入になります。なお、科目名は左のページ、収入済額、支出済額は右のページとなります。

１款１項１目貸付金元利収入は、収入済額19億9,985万4,955円です。これは、病院事業債の元利償還金分として、地方独立行政法人から本特別会計に納められたものです。

２款１項１目病院債は、収入済額８億3,100万円です。これは、法人が医療器具の購入のため必要な財源として、市が新たに借り入れたものです。

367ページをお願いします。

歳出になります。

１款１項１目貸付金は、支出済額８億3,100万円で、これは、法人への貸付金で、市が借り入れた病院事業債をそのまま法人に貸し付けたものです。

２款公債費は、支出済額19億9,985万4,955円で、１項１目元金は、支出済額17億1,946万５円、２目利子は、支出済額２億8,039万4,950円です。これらは借入金の元金及び利子支払費で、歳入で収入された貸付金元利収入をそのまま償還に充てるものです。

369ページには、実質収支に関する調書を掲載してございます。

続きまして、別冊の資料となります議案第２号、旭市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算に関する説明資料をお願いいたします。

議案等のフォルダになりますか。よろしいでしょうか。

では、決算説明資料２ページになります。下の表になります。

２、病院事業債現在高の右下173億8,246万711円が、令和５年度末の残高となります。

続きまして、３ページから５ページは、現存する起債の明細書となり、５ページの一番下の行になります。こちらが令和５年度末の現在高で、その上２行、31番、32番が令和５年度に新たに借り入れた起債となっております。

６ページになりますが、６ページは、令和５年度に借り入れました起債の対象医療器械の一覧になっております。

以上で、議案第２号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第３号、議案第４号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長　髙野　久　登壇）

○保険年金課長（髙野　久）　それでは、議案第３号並びに議案第４号について補足説明を申し上げます。

タブレットにつきましては、引き続き見開きでお願いいたします。

初めに、議案第３号、令和５年度旭市国民健康保険事業特別会計決算について補足説明を申し上げます。

なお、決算書の説明に入ります前に、令和５年度の国民健康保険の世帯数などを申し上げます。

令和５年度の平均世帯数は１万140世帯で、前年度と比べ426世帯、4.0％の減となりました。

また、平均被保険者数は１万6,948人で、前年度と比べ1,080人、6.0％の減となりました。

それでは、決算書によりご説明いたします。

372ページをお願いいたします。

事業勘定の決算になります。歳入決算額は81億5,445万9,842円で、前年度と比べ1.4％の減となりました。歳出決算額は79億7,457万562円で、前年度と比べ0.6％の増となりました。

377ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は１億7,988万9,280円となり、うち9,000万円を財政調整基金へ積立ていたしまして、残額の8,988万9,280円は、令和６年度へ繰り越すものでございます。

歳入歳出の主な事項につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

387ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

１款国民健康保険税の収入済額は、右に移りまして16億7,487万45円、前年度比11.4％の減となりました。不納欠損額は1,417万7,131円、収入未済額は１億9,407万3,716円となっております。

なお、収納率は、還付未済額を除き88.93％、前年度と比較して0.27ポイント下降いたしました。

389ページをお願いいたします。

中段の５款県支出金は、保険給付費等の交付金として、右側の収入済額55億2,045万6,074円、前年度比0.6％の減となりました。

一番下の７款繰入金は７億5,517万4,436円、前年度比19.4％の増となりました。増の要因は、391ページをお願いいたします。上段の２項基金繰入金の財政調整基金繰入金の増によるもので、国保税の税収を補うため、財政調整基金を取り崩したことによるものでございます。

なお、その上の一般会計繰入金は、全て法定に基づく繰入金となっております。

８款繰越金は、令和４年度からの繰越金で、右側の収入済額１億7,327万5,445円となっています。

９款諸収入は3,029万2,336円で、主なものは国保税の延滞金などでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

397ページをお願いいたします。

１款総務費の支出済額は、中ほどに記載のとおり4,665万5,359円、前年度比9.6％の増となりました。増の要因は、会計年度任用職員に係る報酬や法改正によるシステム改修費の増によるものです。

399ページをお願いいたします。

下段の２款保険給付費は、右側の支出済額53億8,809万9,374円、前年度比0.6％の減となりました。減の要因は、被保険者数の減少により、保険給付費の総額が減となったものでございます。

403ページをお願いいたします。

３款保険事業費納付金は、支出済額24億2,419万6,029円、前年度比3.0％の増となりました。納付金の額は、被保険者数や所得水準などを基に県が算定しております。内訳は、１項１目の医療給付費分が15億6,178万3,638円、２目後期高齢者支援金分が６億1,777万4,380円、

３目介護分が２億4,463万8,011円となっております。

一番下の４款保健事業費は、右側の支出済額8,393万8,670円、前年度比1.9％の増となりました。

407ページをお願いいたします。

７款諸支出金は、支出済額3,165万7,564円、前年度比17.8％の増となりました。増の要因は、１項２目の保険税還付金の増によるものです。

少し飛びまして、427ページをお願いいたします。

事業勘定の実質収支に関する調書につきましては、左側に記載のとおりでございます。

続いて、施設勘定、滝郷診療所の決算についてご説明いたします。

378ページへお戻りください。

歳入決算額は7,730万2,411円で、前年度と比べ2.5％の増となりました。

歳出決算額は6,365万5,585円で、前年度と比べ0.2％の増となりました。

次に、383ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は1,364万6,826円となり、うち700万円を財政調整基金に積立ていたしまして、残額の664万6,826円は、令和６年度へ繰り越すものでございます。

歳入歳出の主な事項につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

少し飛びまして、415ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

１款診療収入の収入済額は、右側に移りまして5,564万6,732円、前年度比0.7％の増となりました。増の要因は、患者数の増加によるものです。

417ページをお願いいたします。

４款繰入金は、右側の収入済額1,540万円、前年度比6.9％の増となりました。増の要因は、財政調整基金繰入金の増によるものでございます。

５款繰越金は、令和４年度からの繰越金で、右側の収入済額593万5,671円となっております。

６款諸収入は、収入済額26万8,230円、前年度比70.2％の減となりました。減の要因は、４年度に行っていました新型コロナウイルスワクチン接種業務への医師派遣料が減となったことによるものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

421ページをお願いいたします。

１款総務費の支出済額は、中ほどに記載のとおり4,336万6,957円、前年度比2.9％の増となりました。増の要因は、会計年度任用職員に係る報酬等の増によるものです。

423ページをお願いいたします。

下段の２款医業費は、支出済額2,028万7,210円、前年度比4.9％の減となりました。減の要因は、425ページをお願いいたします。中段の１項３目医薬品衛生材料費の減で、一部の医薬品製造業者が製造停止等の処分を受けたことにより、医薬品の購入が難しくなったことによるものでございます。

428ページをお願いいたします。

施設勘定の実質収支に関する調書につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、議案第３号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第４号、令和５年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、令和５年度の後期高齢者医療の被保険者数について申し上げます。

令和５年度末の被保険者数は１万543人、前年度と比べ414人、4.1％の増となっております。

それでは、決算書によりご説明いたします。

430ページをお願いいたします。

歳入決算額は８億1,654万5,445円で、前年度と比べ4.5％の増となりました。

歳出決算額は８億114万8,587円で、前年度と比べ4.5％の増となっております。

435ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額の1,539万6,858円は、令和６年度へ繰り越すものでございます。

歳入歳出の主な事項につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

439ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

１款保険料の収入済額は、右側に移りまして５億7,113万2,000円、前年度比2.8％の増となりました。増の要因は、被保険者数の増加によるものです。不納欠損額は、その隣100万2,350円で、収入未済額は、一つ隣の501万3,200円となっております。

なお、収納率は、還付未済額を除き99.0％で、前年度と同率となっております。

２款繰入金は、右側の収入済額１億9,968万7,536円、前年度比7.6％の増となりました。

増の要因は、保険料軽減措置の対象となる低所得者数の増加によるものでございます。

３款繰越金は、令和４年度からの繰越金で、収入済額1,439万8,051円となっております。

４款諸収入は、収入済額3,132万7,858円、前年度比8.1％の増となりました。増の要因は、441ページをお願いいたします。３項１目１節後期高齢者医療広域連合受託事業収入の増で、健康診査事業等に係る受託事業収入が増加したことによるものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

445ページをお願いいたします。

１款総務費の支出済額は、中ほどに記載のとおり2,126万7,439円、前年度比29.0％の増となりました。増の要因は、１項１目一般管理費の右側、備考欄１、後期高齢者医療一般事務費の12節委託料の増によるもので、保険料納付におけるスマホ決済対応など、システム業務委託が増加したことによるものでございます。

２款広域連合納付金は、右側の支出済額７億4,994万4,696円、前年度比3.7％の増となりました。増の要因は、備考欄１、広域連合納付金のうち、保険料納付金が保険料収入の増加に伴い、納付額も増えたことによるものでございます。

一番下になります。３款保健事業費は、中ほどの支出済額のとおり2,930万1,252円、前年度比9.6％の増となりました。増の要因は、447ページをお願いいたします。右側の備考欄１、健康診査事業において、被保険者数の増加や通知対象の拡大により、健康診査を利用する受診者が増加したことによるものでございます。

４款諸支出金は、支出済額63万5,200円で、主なものは保険料の還付金や還付加算金となっております。

449ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、議案第４号の補足説明を終わりにいたします。

○議長（飯嶋正利）　保険年金課長の補足説明は終わりました。

昼食のため、午後１時まで休憩いたします。

休憩　午前１１時５８分

再開　午後　１時　０分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第５号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長　椎名　隆　登壇）

○高齢者福祉課長（椎名　隆）　議案第５号、令和５年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、令和５年度末における介護保険の状況についてご説明いたします。

議案第５号、介護保険事業特別会計歳入歳出決算に関する説明資料をご覧いただきたいと思います。

歳入歳出決算に関する説明資料の２ページをお願いいたします。

上の表、１の高齢者人口等ですが、令和６年３月末の状況を第８期介護保険事業計画及び令和５年３月末と比較したものとなっております。

上から２段目のＢ欄をご覧ください。

65歳以上の第１号被保険者数は２万258人で、前年度末と比べ49人増加し、５段目の総人口に占める割合、いわゆる高齢化率は32.5％、前年度末と比べ0.5ポイントの増加となりました。

６段目の要支援・要介護認定者数は3,068人で、前年度末と比べ72人の増、一番下の欄になりますが、第１号被保険者数に占める割合は14.8％で、前年度比0.4ポイントの増となりました。

下の表、２は、要支援・要介護度別認定者数となりまして、記載のとおりでございます。後ほどご覧いただきたいと思います。

それでは、ここからは決算書によりご説明いたします。

令和５年度旭市決算書をお開きください。引き続き見開き表示でお願いいたします。

決算書は452ページになります。

歳入決算額は56億4,870万213円で、前年度比2.2％の増、歳出決算額は54億80万5,472円で、前年度比2.9％の増となり、457ページをお願いいたします。歳入歳出差引残額は２億4,789万4,741円となりました。

決算内容の主なものにつきましては、次の事項別明細書によりご説明いたします。

461ページをお願いいたします。

初めに、歳入になります。

１款保険料の収入済額は12億3,720万2,380円で、前年度と比較して0.1％の増となりました。収納率は97.7％で、前年度と比較しまして0.1ポイント上昇しております。また、不納欠損額は670万4,240円、収入未済額は2,287万505円となっております。

２款国庫支出金は、収入済額11億5,362万1,911円で、前年度比0.1％の増となりました。

463ページをお願いいたします。

中段の３款支払基金交付金は、収入済額13億3,105万3,000円で、前年度比0.7％の増となりました。

４款県支出金は、収入済額７億8,533万8,732円で、前年度比2.3％の増となりました。

465ページをお願いいたします。

６款繰入金は、１項の一般会計からの繰入金でありまして、収入済額８億5,357万3,000円、前年度比4.2％の増となりました。

下段の７款繰越金は、収入済額２億7,997万9,981円。

次の８款諸収入は、収入済額791万9,268円で、主なものは地域支援事業利用収入などでございます。

続きまして、歳出になります。

471ページをお願いいたします。

１款総務費の支出済額は7,147万1,956円、前年度比15.0％の増となりました。

475ページをお願いいたします。

２款保険給付費の支出済額は48億6,109万2,400円で、前年度比2.1％の増となりました。増の主な要因は、居宅介護サービス給付費や地域密着型介護サービス給付費の増によるものです。

少し飛びまして、483ページをお願いいたします。

中段となります。４款基金積立金は、支出済額１億6,013万5,836円、これは前年度剰余金と利子分を積み立てたもので、令和５年度末の介護保険給付費準備基金の残高は７億9,184万1,831円となりました。

５款地域支援事業費は、支出済額１億8,479万2,094円、前年度比9.8％の減となりました。減の主な要因は、自立に向けた取り組みを行う介護予防・日常生活支援総合事業の見直しによるものであります。

少し飛びまして、497ページをお願いいたします。

６款諸支出金は、支出済額１億2,331万3,186円で、主なものは国・県及び一般会計への返

還金となります。

499ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書となります。内容は記載のとおりでございます。

以上で、議案第５号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第６号から議案第８号までについて、上下水道課長、登壇してください。

（上下水道課長　多田一徳　登壇）

○上下水道課長（多田一徳）　初めに、議案第６号、令和５年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について補足説明を申し上げます。

水道事業会計決算書をお開きください。

タブレットの表示は、見開き表示にてお願いいたします。

初めに、水道事業の概況からご説明申し上げます。

14ページをお願いいたします。

事業の報告書でございます。

（１）総括事項、５行目になりますが、業務状況でございます。

年度末の給水人口は５万6,273人、給水件数は２万1,532件となりました。普及率は90.4％で、前年度と比較しますと0.6ポイントの増となりました。年間給水量は629万3,871立方メートルで、前年度と比較しますと７万3,233立方メートルの減となりました。

また、料金収入の基礎となります年間有収水量は571万5,614立方メートルとなり、前年度と比較しますと７万1,896立方メートルの減となりました。有収率は90.8％で、前年度と比較しますと0.1ポイントの減となっております。

続きまして、建設状況ですが、建設改良工事のうち布設替え工事ではニ地区、東足洗地区、足川地区、後草地区及び鏑木地区の配水管等を口径50ミリメートルから200ミリメートルの耐震型配水管等に延べ848.4メートルを布設替えいたしました。

次の経理状況につきましては、この後の決算状況の中でご説明をさせていただきます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

（２）は経営指標に関する事項となっております。経営の健全性を示す経常収支比率は105.7％となり、健全経営の水準とされる100％を上回っております。

16ページをお願いいたします。

（３）は議会議決事項、（４）は行政官庁認可事項、（５）は職員に関する事項となって

おります。

恐れ入りますが、前に戻りまして、３ページをご覧ください。

令和５年度の決算報告書でございます。

この報告書の金額は、消費税込みとなっております。

初めに、（１）収益的収入及び支出について申し上げます。

収入につきましては、第１款水道事業収益の予算額17億1,350万円に対し、決算額16億1,988万4,636円となり、収入率は94.5％となりました。内訳としまして、第１項営業収益の主なものは水道料金であり、第２項の営業外収益は一般会計補助金などで、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

支出につきましては、第１款水道事業費用の予算額16億125万5,200円に対し、決算額15億2,032万3,713円となり、執行率は94.9％となりました。内訳としまして、第１項営業費用は受水費、減価償却費、人件費等で、第２項営業外費用は企業債の利息などで、第３項特別損失は過年度損益修正損であり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、５ページをご覧ください。

（２）の資本的収入及び支出について申し上げます。

収入の部の第１款資本的収入は、予算額３億7,658万2,000円に対し、決算額は１億2,770万300円となり、収入率は33.9％となりました。内訳としまして、第１項は企業債で、旭配水場ポンプ施設更新工事の財源として借入れをしております。第２項は出資金で、配水管の耐震化に対する一般会計からの出資金となっております。第３項は補助金で、重要給水管の耐震化に対する国からの補助金です。第４項は負担金で、消火栓設置に対する一般会計からの負担金です。第５項は給水申込納付金となり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、支出の部ですが、第１款資本的支出は、予算額９億4,851万1,000円に対し、決算額２億7,506万9,525円となり、執行率は29.0％となりました。内訳としまして、第１項建設改良費は、旭配水場ポンプ施設更新工事や配水管の耐震管への布設替え工事であり、第２項企業債償還金は、建設改良費等に係る企業債償還元金で、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

５ページの一番下の欄外になりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額１億5,089万8,025円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,921万8,734円、減債積立金3,755万4,716円、建設改良積立金9,412万4,575円で補塡いたしました。

続いて、８ページの損益計算書をご覧ください。

税抜きの金額となっております。

１の営業収益は、２列目の数字になりますが、13億608万3,802円、２の営業費用は14億398万8,599円、差引営業損失は３列目の9,790万4,797円となりました。

３の営業外収益は、２列目になりますが、１億8,427万7,432円、４の営業外費用として612万924円、差引きは３列目の１億7,815万6,508円となり、営業損失を差し引きますと経常利益は8,025万1,711円の黒字となりました。

５の特別損失は１万5,750円であり、当年度の純利益は差引き8,023万5,961円となり、当年度未処分利益剰余金は２億1,191万5,252円となります。

次に、９ページと10ページ上段の剰余金計算書をご覧ください。

税抜きの金額となっております。

表の左側の資本金の当年度末残高は、一番下になりますが、40億8,885万6,747円となりました。

表の中ほどの列になりますが、資本剰余金合計欄の当年度末残高は1,035万116円となりました。

右から２列目の利益剰余金合計欄の当年度末残高は、15億6,173万4,738円となりました。

表の一番右の資本合計は、資本金と剰余金の合計であり、当年度末残高は、一番右下になりますが、56億6,094万1,601円となりました。

９ページ下段の剰余金処分計算書（案）をご覧ください。

剰余金処分計算書（案）の内容につきましては、表の右側、未処分利益剰余金の当年度末残高２億1,191万5,252円の処分に係るものですが、当年度純利益8,023万5,961円に対する部分として、2,843万5,961円を減債積立金、5,180万円を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、資本的支出に補塡した減債積立金及び建設改良積立金の合計額１億3,167万9,291円については、資本金に組み入れるものでございます。

次に、11ページ、12ページの貸借対照表をご覧ください。

税抜きの金額となっております。

11ページ、資産の部の１、固定資産、２、流動資産の合計である資産合計は、一番右の列、二重下線の引いてある85億5,345万9,338円となりました。

次に、負債の部ですが、12ページ上段をご覧ください。

３、固定負債、４、流動負債及び５、繰延収益の合計である負債合計は、一番右の列の一

番下、二重下線の引いてある28億9,251万7,737円となりました。

次に、資本の部ですが、下段をご覧ください。

６、資本金、７、剰余金の合計額は、下から２行目、資本合計56億6,094万1,601円となり、これに上段の負債合計を加えますと、負債と資本の合計は、一番右の列の一番下、二重下線の引いてあります85億5,345万9,338円となり、資産合計と一致いたします。

続きまして、17ページをお願いいたします。

建設改良工事及び保存工事の概況であり、内容は記載のとおりでございます。

次に、19ページをお願いいたします。

年間の業務量です。

次の20ページは、事業収入及び事業費に関する事項で、それぞれ前年度比で記載してございます。

21ページをお願いします。

４、会計になります。

（１）は重要契約の要旨、（２）は企業債及び一時借入金の概況でございます。

５、その他は、他会計補助金等の使途についての記載でございます。

次に、22ページはキャッシュ・フロー計算書であり、内容は記載のとおりでございます。

23ページから25ページまでは収益費用明細書であり、科目ごとの明細となっております。

次に、26ページは固定資産明細書、27ページは企業債明細書となっております。

28ページは注記で、会計処理の基準及び手続きを表示したもので、各内容につきましては記載のとおりでございます。

以上で、議案第６号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第７号、令和５年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について補足説明を申し上げます。

公共下水道事業会計決算書は、29ページからになります。

初めに、公共下水道事業の概況からご説明申し上げます。

41ページをお願いいたします。

事業報告書でございます。

（１）総括事項、５行目になりますが、業務状況でございます。

年度末の水洗化状況は、接続人口4,870人、接続件数は2,181件で、水洗化率は74.8％となりました。料金収入の基礎となります年間有収水量は64万3,395立方メートル、有収率は

84.2％で、前年度と比較しますと0.1ポイントの減となっております。

次の経営状況につきましては、この後の決算状況の中でご説明させていただきます。

（２）は経営指標に関する事項となっております。経営の健全性を示す経常収支比率は117.1％となり、健全経営の水準とされる100％を上回っております。

42ページをお願いいたします。

（３）は議会議決事項、（４）行政官庁認可事項、（５）は職員に関する事項となっております。

恐れ入りますが、前に戻りまして、31ページをお願いいたします。

令和５年度の決算報告書でございます。

この報告書の金額は、消費税込みとなっております。

初めに、（１）収益的収入及び支出について申し上げます。

収入につきましては、第１款下水道事業収益の予算額５億8,695万1,000円に対し、決算額５億8,906万5,763円となり、収入率は100.4％となりました。内訳としまして、第１項営業収益の主なものは公共下水道使用料で、第２項営業外収益は一般会計負担金や長期前受金戻入などで、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

支出につきましては、第１款下水道事業費用の予算額５億6,698万3,000円に対し、決算額５億1,393万5,072円となり、執行率は90.6％となりました。内訳としまして、第１項営業費用は処理場の運転管理などの委託料、修繕費、減価償却費、人件費等で、第２項営業外費用は企業債の利息などであります。第３項の特別損失は過年度損益修正損で、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、33ページをお開きください。

（２）の資本的収入及び支出について説明申し上げます。

収入の部の第１款資本的収入は、予算額２億5,719万円に対し、決算額２億4,782万7,200円となり、収入率は96.4％となりました。内訳としまして、第１項企業債、第２項他会計負担金、第３項負担金及び分担金、第４項は工事負担金でございます。

次に、支出の部ですが、第１款資本的支出は、予算額３億7,068万円に対し、決算額は３億5,142万9,661円となり、執行率は94.8％となりました。内訳としましては、第１項建設改良費は公共ます設置工事費や排水路整備に伴う下水道管の移設工事であり、第２項企業債償還金は建設改良費等に係る企業債償還元金で、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

33ページの一番下の欄外になりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額１億

360万2,461円につきましては、減債積立金1,836万4,105円、過年度分損益勘定留保資金8,523万8,356円で補填いたしました。

続いて、36ページの損益計算書をご覧ください。

税抜きの金額となっております。

１の営業収益は、２列目の数字になりますが、１億1,145万3,156円、２の営業費用は４億4,684万7,081円、差引営業損失は３列目の３億3,539万3,925円となりました。

３の営業外収益は、２列目になりますが、４億6,651万340円、４の営業外費用として4,676万4,852円、差引きは３列目の４億1,974万5,488円となり、営業損失を差し引きますと、経常利益は8,435万1,563円の黒字となりました。

５の特別損失は5,572円であり、当年度の純利益は差引き8,434万5,991円となり、当年度未処分利益剰余金は１億7,596万6,995円となります。

次に、37ページ、38ページ上段の剰余金計算書をご覧ください。

税抜きの金額となっております。

表の左側の資本金の当年度末残高は、一番下になりますが、２億1,209万5,386円となりました。

表の右側から２列目の利益剰余金合計欄の当年度末残高は、１億7,596万6,995円となりました。

表の一番右の資本合計は、資本金と剰余金の合計であり、当年度末残高は、一番右下になりますが、３億8,806万2,381円となりました。

37ページ下段の剰余金処分計算書（案）をご覧ください。

剰余金処分計算書（案）の内容につきましては、表の右側、未処分利益剰余金の当年度末残高１億7,596万6,995円の処分に係るものですが、7,325万6,899円を減債積立金に積み立て、資本的支出に補填した減債積立金1,836万4,105円については、資本金に組み入れるものでございます。

次に、39ページ、40ページの貸借対照表をご覧ください。

税抜きの金額となっております。

39ページ、資産の部の１、固定資産、２、流動資産の合計である資産合計は、一番右の列、二重下線の引いてある79億5,466万6,487円となりました。

次に、負債の部ですが、40ページ上段をご覧ください。

３、固定負債、４、流動負債及び５、繰延収益の合計である負債合計は、一番右の列の一

番下、二重下線の引いてある75億6,660万4,106円となりました。

次に、資本の部ですが、下段をご覧ください。

６、資本金、７、剰余金の合計額は、下から２行目、資本合計３億8,806万2,381円となり、これに上段の負債合計を加えますと、負債と資本の合計は、一番右の列の一番下、二重下線の引いてある79億5,466万6,487円となり、資産合計と一致いたします。

続きまして、43ページをお願いいたします。

建設改良工事及び保存工事の概況であり、内容は記載のとおりでございます。

45ページをお願いいたします。

年間の業務量です。

次の46ページは、事業収入及び事業費に関する事項で、それぞれ前年度比較で記載してございます。

次に、47ページをお願いします。

４、会計になります。

（１）は重要契約の要旨、（２）は企業債及び一時借入金の概況でございます。

５、その他は、他会計負担金等の使途についての記載でございます。

48ページは、キャッシュ・フロー計算書であり、内容は記載のとおりでございます。

49ページから51ページまでは収益費用明細書であり、科目ごとの明細となっております。

52ページは、固定資産明細書となっております。

53ページから55ページは、企業債明細書となっております。

56ページは注記で、会計処理の基準及び手続きを表示したもので、各内容については記載のとおりでございます。

以上で、議案第７号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第８号、令和５年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について補足説明を申し上げます。

農業集落排水事業会計決算書は、57ページからになります。

初めに、農業集落排水事業の概況からご説明申し上げます。

69ページをお願いいたします。

事業報告書でございます。

（１）総括事項、５行目になりますが、業務状況でございます。

年度末の水洗化状況は、接続人口1,355人、接続件数は431件、水洗化率は76.0％となりま

した。料金収入の基礎となります年間有収水量は12万7,372立方メートル、有収率は100％となっております。

次の経理状況につきましては、この後の決算状況の中でご説明させていただきます。

（２）は、経営指標に関する事項となっております。経営の健全性を示す経常収支比率は124.4％となり、健全経営の水準とされる100％を上回っております。

70ページをお願いいたします。

（３）は議会議決事項、（４）行政官庁認可事項、（５）は職員に関する事項となっております。

恐れ入りますが、前に戻りまして、59ページをお願いいたします。

令和５年度の決算報告書でございます。

この報告書の金額は、消費税込みとなっております。

初めに、（１）収益的収入及び支出について申し上げます。

収入につきましては、第１款下水道事業収益の予算額8,412万1,000円に対し、決算額8,420万305円となり、収入率は100.1％となりました。内訳としまして、第１項営業収益の主なものは、農業集落排水処理施設使用料であり、第２項の営業外収益は一般会計負担金などで、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

支出につきましては、第１款下水道事業費用の予算額8,435万3,000円に対し、決算額6,903万7,519円となり、執行率は81.8％となりました。内訳としまして、第１項営業費用は管渠費、処理場費、減価償却費、人件費等で、第２項営業外費用は企業債の利息などであり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、61ページをお開きください。

（２）の資本的収入及び支出について申し上げます。

収入の部の第１款資本的収入は、予算額2,511万円に対し、決算額は1,851万円となり、収入率は73.7％となりました。内訳としまして、第１項企業債、第２項他会計負担金、第３項は負担金及び分担金でございます。

次に、支出の部ですが、第１款資本的支出は、予算額3,949万3,000円に対し、決算額は3,189万2,369円となり、執行率は80.8％となりました。内訳としましては、第１項建設改良費は処理施設の上澄水排出装置の更新、マンホールポンプ場の制御盤の更新等であり、第２項企業債償還金は建設改良費等に係る企業債償還元金で、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

61ページの一番下の欄外になりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,338万2,369円については、減債積立金100万円、建設改良積立金1,162万2,624円、過年度分損益勘定留保資金75万9,745円で補填いたしました。

続いて、63ページの損益計算書をご覧ください。

税抜きの金額となっております。

１の営業収益は、２列目の数字になりますが、1,580万3,350円、２の営業費用は6,350万6,591円、差引営業損失は３列目の4,770万3,241円となりました。

３の営業外収益は、２列目になりますが、6,681万6,616円、４の営業外費用として288万7,558円、差引きは３列目の6,392万9,058円となり、営業損失を差し引きますと、経常利益は1,622万5,817円の黒字となりました。当年度の純利益も同額となり、当年度未処分利益剰余金は3,963万1,664円となります。

次に、65ページ、66ページ上段の剰余金計算書をご覧ください。

税抜きの金額となっております。

表の左側の資本金の当年度末残高は、一番下になりますが、6,822万6,040円となりました。

表の右から２列目の利益剰余金合計欄の当年度末残高は、3,963万1,664円となりました。

表の一番右の資本合計は、資本金と剰余金の合計であり、当年度末残高は、一番右下にありますが、１億785万7,704円となりました。

65ページ下段の剰余金処分計算書（案）をご覧ください。

剰余金処分計算書（案）の内容につきましては、表の右側、未処分利益剰余金の当年度末残高3,963万1,664円の処分に係るものですが、100万円を減債積立金に、978万3,223円を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、資本的支出に補填した減債積立金及び建設改良積立金の合計1,262万2,624円につきましては、資本金に組み入れるものでございます。

次に、67ページ、68ページの貸借対照表をご覧ください。

税抜きの金額となっております。

67ページ、資産の部の１、固定資産、２、流動資産の合計である資産合計は、一番右の列、二重下線の引いてある９億5,225万5,811円となりました。

次に、負債の部ですが、68ページ上段をご覧ください。

３、固定負債、４、流動負債及び５、繰延収益の合計である負債合計は、一番右の列の一番下、二重下線の引いてある８億4,439万8,107円となりました。

次に、資本の部ですが、下段をご覧ください。

６、資本金、７、剰余金の合計額は、下から２行目、資本合計１億785万7,704円となり、これに上段の負債合計を加えますと、負債と資本の合計は、一番右の列の一番下、二重下線の引いてある９億5,225万5,811円となり、資産合計と一致いたします。

続きまして、71ページをお願いいたします。

建設改良工事及び保存工事の概況であり、内容は記載のとおりでございます。

次に、73ページをお願いいたします。

年間の業務量でございます。

次の74ページは、事業収入及び事業費に関する事項で、それぞれ前年度比較で記載してございます。

次に、75ページをお願いします。

４、会計になります。

（１）は重要契約の要旨、（２）は企業債及び一時借入金の概況でございます。

５、その他は、他会計負担金等の使途についての記載でございます。

76ページは、キャッシュ・フロー計算書であり、内容は記載のとおりでございます。

77ページから79ページまでは収益費用明細書であり、科目ごとの明細となっております。

次の80ページは固定資産明細書、81ページは企業債明細書となっております。

82ページは注記で、会計処理の基準及び手続きを表示したもので、各内容につきましては記載のとおりでございます。

以上で、議案第８号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　上下水道課長の補足説明は終わりました。

ここで、令和５年度旭市一般会計及び特別会計ほか歳入歳出決算に関する審査の結果について、代表監査委員の報告を求めます。

木村哲三代表監査委員、ご登壇願います。

（代表監査委員　木村哲三　登壇）

○代表監査委員（木村哲三）　代表監査委員の木村です。

令和５年度旭市一般会計及び病院事業債管理特別会計をはじめとした四つの特別会計並びに水道事業をはじめとした三つの公営企業会計の各決算審査の結果について報告いたします。

地方自治法第233条第２項及び地方公営企業法第30条第２項の規定により、各会計の決算について審査を実施いたしました。

審査においては、計数は正確であるか、予算の執行は適正で効率的かつ効果的に行われて

いるか、また財務に関する事務は関係諸法規に適合しているかなどの諸点に留意し、関係諸帳簿、証書等を照合・精査するとともに、関係職員の説明を求め、さらに例月現金出納検査、定期監査等の結果も踏まえて慎重に行いました。

審査の結果、一般会計、特別会計歳入歳出決算書及び公営企業会計における決算諸表等は、いずれも法令に準拠して作成されており、計数については関係書類と符合し、正確でありました。

また、予算の執行及び事務処理については、所期の目的に沿って適正になされたものと認められました。

初めに、一般会計及び特別会計について申し上げます。

一般会計及び特別会計の決算状況は、実質収支額が16億6,821万円の黒字で、各会計の実質収支額も全て黒字となっております。

なお、歳入につきましては、全庁的に債権回収に取り組んだ結果、本年度の収納率に結果として表れております。引き続き適切かつ効果的な収納対策により、市民負担の公平性と貴重な自主財源の確保に努め、財政の健全性を堅持することを望むものであります。

次に、地方自治法第241条第５項の規定に基づく基金運用状況の審査につきましては、関係書類の計数はいずれも正確で、基金の設置趣旨に沿って適正に運用されているものと認められました。

続いて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定による実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率から成る健全化判断比率の審査において、いずれの比率も良好な状態にあり、財政運営が法令等の趣旨に沿って適切になされていることを確認いたしました。

次に、公営企業会計について申し上げます。

まず、水道事業につきましては、経営分析表を見ると安定性を示す自己資本構成比率、経営状況を示す総収支比率、経常収支比率がいずれも前年度を下回っているものの、総収支比率と経常収支比率は望ましいとされる100％を超えていることから、財務全般で健全な構造が維持されており、おおむね安定した経営状況にあります。

今後も安定した収益確保と効率的な経営に努めるとともに、旭市水道事業ビジョン及び旭市水道耐震化計画に基づき、施設の老朽化対策や全国各地で頻発する地震に備えた震災対策を着実に推進していただき、安全で安心な水の安定供給に努められることを望みます。

次に、公共下水道事業と農業集落排水事業につきましては、損益計算書から経営状況を見

ると、両事業とも純利益が生じており、経営状況を示す総収支比率、経常収支比率が望ましいとされる100％を超えることから、財政の健全性はおおむね良好であると言えます。

一方で、公共下水道事業と農業集落排水事業は、ともに一般会計からの繰入金の割合が高いことから、この２事業については、事業決定の課題を今後の事業企画時の参考として記憶にとどめるとともに、将来にわたり持続可能な経営基盤の確立と効率的な施設管理に努められることを望みます。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第１項の規定による公営企業会計の資金不足比率の審査においては、資金不足額は生じていないため、比率は算出されず、特に指摘すべき事項はありません。

まとめとして、今後、人口減少、少子高齢化対策及び市民が安全・安心に暮らせるまちづくり等を積極的に推進するための費用の増加、さらにエネルギー価格などの物価高騰による経常経費の負担増など、厳しい財政運営が見込まれます。

そのような中で、将来にわたって持続可能な行財政運営基盤の確立に向け、引き続き行財政改革や公共施設の適正な管理・運営を着実に進めることはもとより、旭市総合戦略に掲げる諸施策を強力に推進し、その結果を毎年検証して成果に結びつけ、将来にわたり希望を持って子どもを産み、育て、教育を受け、安心して働き暮らせる、そして住み続けたいと思えるまちづくりの実現に向けて、チーム旭で努力されることを期待して、監査委員の総意といたします。

○議長（飯嶋正利）　代表監査委員の決算審査報告は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、午後２時15分まで休憩いたします。

休憩　午後　２時　５分

再開　午後　２時１５分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、補正予算及びその他の議案について説明を求めます。

議案第９号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長　池田勝紀　登壇）

○財政課長（池田勝紀）　議案第９号、令和６年度旭市一般会計補正予算の議決について補足

説明を申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算にそれぞれ９億400万円を追加し、予算の総額を342億5,500万円とするものです。

第２条、債務負担行為の補正と、第３条、地方債の補正につきましては、この後説明いたします。

４ページをお願いいたします。

第２表、債務負担行為補正です。

今回の補正は、小学校統合整備事業における大規模改造工事の実施設計業務委託について、履行期間が令和７年度にまたがることから、新たに債務負担行為を設定するものです。

実施設計業務委託の全体事業費は2,354万1,000円で、表の右側、翌年度の債務負担行為を設定する限度額は871万円でございます。

全体事業費と限度額の差額1,483万1,000円は、今回の補正予算の歳出に計上しておりますので、後ほど説明いたします。

５ページをお願いいたします。

第３表、地方債補正です。

今回の補正は、地方債の追加です。

小学校大規模改造事業は、先ほど債務負担行為補正で説明しました小学校統合整備事業に係る起債で、限度額を1,480万円とするものです。

11ページをお願いします。

歳入について説明いたします。

事業内容につきましては、歳出のところで説明させていただきます。

10款１項１目地方交付税１億5,373万4,000円の増は、右側、説明欄１、普通交付税の増で、７月に決定した普通交付税の留保分の一部を今回の補正財源として計上するものです。

14款２項１目総務費国庫補助金１億741万9,000円の増は、説明欄１、社会保障・税番号制度システム整備費補助金387万6,000円、説明欄２、デジタル基盤改革支援補助金9,741万6,000円、説明欄３、地域経済循環創造事業交付金612万7,000円によるものです。

社会保障・税番号制度システム整備費補助金とデジタル基盤改革支援補助金は、今回の補正で増額を予定しております電算システム運用事務に対する国の補助金となります。地域経済循環創造事業交付金は、今回の補正で新規に実施予定の地域経済循環創造事業に対する国

の補助金です。

２目民生費国庫補助金75万円の増は、説明欄１、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金です。こちらは、今回の補正で増額を予定しております生活保護総務事務費に対する国の補助金となります。

15款２項４目農林水産業費県補助金1,416万6,000円の増は、農業費県補助金の説明欄１、県産飼料自給体制整備事業費補助金1,386万4,000円と、水産業費県補助金の説明欄１、海業による地域活性化支援事業費補助金30万2,000円によるものです。

県産飼料自給体制整備事業費補助金は、今回の補正で増額を予定しております県産飼料自給体制整備事業に対する県の補助金となります。海業による地域活性化支援事業費補助金は、今回の補正で新規に実施予定の海業推進事業に対する県の補助金です。

12ページをお願いします。

18款２項７目育英基金繰入金175万円の増は、今回の補正で増額を予定しております育英資金給付事業の財源として計上するものです。

19款１項１目繰越金６億1,138万1,000円の増は、説明欄１、前年度繰越金を今回の補正財源として計上するものです。

21款市債につきましては、先ほど第３表の地方債補正で説明したとおりでございます。

以上で歳入の説明を終わりまして、続いて歳出について説明いたします。

13ページをお願いします。

２款１項１目一般管理費8,901万円の増は、説明欄１、公共施設等整備基金積立金によるもので、昨年度公売した神西住宅跡地の売買代金を公共施設等整備基金に積み立てるものです。

６目財産管理費６億1,000万円の増は、説明欄１、財政調整基金積立金によるもので、令和５年度決算の確定に伴い、剰余金の２分の１を下らない額を財政調整基金に積み立てるものです。

７目企画費1,225万4,000円の増は、説明欄１、地域経済循環創造事業によるもので、こちらは、産業、行政、金融等が連携して、地域の人材、資源、資金等を活用した新ビジネスを支援する国庫補助制度を活用する新規事業です。

今回、市内事業者から本制度の活用意向があったことから補正するもので、事業費の２分の１が国の交付金で措置されます。

８目電子計算費１億129万2,000円の増は、説明欄１、電算システム運用事業によるもので、

12節委託料9,741万6,000円は、基幹業務システムの標準化対応に係る業務委託で、費用の全額が国庫補助金、デジタル基盤改革支援補助金で措置されます。

説明欄の18、地方公共団体情報システム機構負担金387万6,000円は、市の住民情報系システムとマイナンバー情報連携システムを仲介する自治体中間サーバーの移行に係る負担金で、こちらは、国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で全額措置されます。

11目諸費5,866万1,000円の増は、説明欄１、国庫支出金等返還費によるもので、過年度に収入した国・県支出金の精算に伴う返還金の増です。

14ページをお願いします。

３款４項１目生活保護総務費173万4,000円の増は、説明欄１、生活保護総務事務費によるもので、生活保護法等の改正により、就職準備金の支給が可能になったことや、保護廃止時に支給される就労自立給付金の算定方式が変更となったことに伴うシステム改修の費用を補正するものです。補助基準額150万円の２分の１の75万円が国費で措置されます。

６款１項４目畜産振興費1,386万4,000円の増は、説明欄１、県産飼料自給体制整備事業によるもので、こちらは、飼料作物の生産を支援する県の補助事業に、令和７年度の事業として要望していたものが、今年度前倒し採択となったため補正するもので、全額県費で措置されます。

３項１目水産業総務費60万4,000円の増は、説明欄１、海業推進事業によるもので、飯岡漁港周辺における地域資源を活用した新たな産業を創出することを目的とした新規事業です。本格的な事業展開に先立ち、協議会を立ち上げるための経費を補正するもので、事業費の半分に県の補助金が充てられます。

15ページをお願いします。

10款１項２目事務局費175万円の増は、説明欄１、育英資金給付事業によるもので、今年度の認定者が当初の見込みより増したことに伴い補正するものです。

２項１目学校管理費1,483万1,000円の増は、説明欄１、小学校統合整備事業によるもので、こちらは干潟地域の統合小学校に予定しております古城小の校舎や屋内運動場等の大規模改造工事に係る実施設計の費用を補正するものです。

以上で歳出の説明を終わります。

続いて、16ページをお願いします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。

左側、区分欄の１、普通債の行の右から２列目、補正額の列をご覧ください。

補正額は1,480万円の増で、内容につきましては、先ほど第３表、地方債補正で説明しました小学校統合整備事業に係る起債です。

表の一番右下、今回の補正額を含めた令和６年度末の現在高見込額は、289億3,074万4,000円となります。

以上で議案第９号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　財政課長の補足説明は終わりました。

議案第10号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長　椎名　隆　登壇）

○高齢者福祉課長（椎名　隆）　議案第10号、令和６年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

補正予算書の１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億600万円とするものです。

２ページと３ページは歳入歳出予算の款項の補正額であり、７ページと８ページは事項別明細書の総括となっております。詳しい内容につきましては、９ページ以降でご説明いたします。

それでは、９ページをお願いいたします。

初めに、歳入になります。

７款の繰越金ですが、令和５年度決算に基づく繰越額を今回の補正財源として1,200万円を計上するものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

10ページをお願いいたします。

６款１項２目償還金は1,200万円を追加し、1,200万4,000円とするもので、令和５年度地域支援事業支援交付金の確定による支払基金交付金の精算分を返還するものでございます。

以上で議案第10号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第11号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長　柴　栄男　登壇）

○企画政策課長（柴　栄男）　議案第11号、旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、個人番号、マイナンバーになりますが、これを利用し、情報連携できる独自利用事務及び特定個人情報を条例に追加するものです。

それでは、新旧対照表をお願いいたします。

新旧対照表の２ページをお願いいたします。

表の右半分が改正案となっております。

上の表、別表第１になりますが、５の目として、「旭市重度心身障害者医療費助成条例による医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの」を新たに加えます。

次に、下の表、別表第２になりますが、２及び３の目における特定個人情報の欄に、「医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの」をそれぞれ加えます。

また、５の目として、「旭市重度心身障害者医療費助成条例による医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの」を新たに加え、特定個人情報の欄に、「地方税関係情報であって規則で定めるもの」、「医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの」、「生活保護関係情報であって規則で定めるもの」を加えるものです。

なお、条例の施行期日は公布の日とするものです。

以上で議案第11号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第12号について、農業委員会事務局長、登壇してください。

（農業委員会事務局長　戸葉正和　登壇）

○農業委員会事務局長（戸葉正和）　議案第12号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の主な改正は、農業委員、農地利用最適化推進委員の月額報酬に加え、農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するため、国から交付される農地利用最適化交付金を財源とし、成果に応じた能率給を支給するため改正を行うものです。

新旧対照表の３ページをお願いします。

別表第１中、農業委員会会長、委員、農地利用最適化推進委員の報酬について、これまでの月額を基本給とし、新たに年額の能率給を上乗せで加えるため、所要の改正を行うものです。なお、能率給については、予算の範囲内で市長が定める額とし、別に規則で定めるものです。

条例の施行は公布の日からとし、令和６年４月１日から適用するものです。

以上で議案第12号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　農業委員会事務局長の補足説明は終わりました。

議案第13号、議案第16号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長　髙野　久　登壇）

○保険年金課長（髙野　久）　それでは、議案第13号並びに議案第16号について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第13号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本案は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う国民健康保険法の一部改正により、被保険者証の返還を求められて、これに応じない者に対する過料の規定が削除されるため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表の４ページをお開きください。

第11条のうち、現行の「第９項」を「第５項」に改め、以降、「又は虚偽の届出をした」と改めるものでございます。

なお、条例の施行期日は令和６年12月２日とするものでございます。

以上で議案第13号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第16号、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について補足説明を申し上げます。

新旧対照表の７ページをお開きください。

この協議は、令和６年12月２日以降、被保険者証が発行されなくなることに伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合規約、別表第１中の「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものでございます。

なお、施行期日は、令和６年12月２日とするものでございます。

以上で議案第16号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（飯嶋正利）　保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第14号について、消防長、登壇してください。

（消防長　常世田昌也　登壇）

○消防長（常世田昌也）　議案第14号、旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

２ページ目をお願いいたします。

現在建設中の海上・飯岡統合消防分署庁舎の運用開始を令和７年４月１日から予定しており、これに伴いまして、分署の名称、位置及び担当区域を改正するものであります。

なお、新分署の名称は東部分署といたしました。

主な改正内容といたしましては、別表中の名称を「東部分署」に、位置を「旭市蛇園2458番地１」に、担当区域を「合併前の海上町及び飯岡町の区域」に改正をいたします。

施行日につきましては、令和７年４月１日からとなります。

以上で議案第14号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　消防長の補足説明は終わりました。

議案第15号について、上下水道課長、登壇してください。

（上下水道課長　多田一徳　登壇）

○上下水道課長（多田一徳）　議案第15号、旭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

地方自治法の改正により、本条例第７条で準用している同法「第243条の２の８」が「第243条の２の９」に繰り下がるため、引用条文を改正するものです。

施行期日は、公布の日からとなります。

以上で議案第15号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　上下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第17号について、市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長　齋藤邦博　登壇）

○市民生活課長（齋藤邦博）　議案第17号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

本市の人権擁護委員の定数は10名ですが、このうち１名が令和６年12月31日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものです。

議案第17号で推薦したい方は、旭市ハにお住まいの岩井明廣氏、昭和24年生まれの方です。

岩井明廣氏は、平成25年から人権擁護委員として積極的に活動されており、温厚誠実な人柄で、地域における信望が大変厚く、委員として適任の方ですので、引き続きお願いしたいと考え、推薦するものです。

また、人権擁護委員法第７条第１項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。

なお、委員の任期は、令和７年１月１日から令和９年12月31日までの３年間となります。

以上で議案第17号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　市民生活課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第１号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長　髙野　久　登壇）

○保険年金課長（髙野　久）　報告第１号、令和５年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況についてご説明いたします。

お手元に報告第１号、令和５年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況についてをご用意ください。

資料の２ページになります。

表の下段、令和５年度末の欄をご覧ください。

Ｂ欄の基金現在高は、令和４年度末と同額の1,000万円となっております。

貸付け等の状況でございますが、Ｃ欄の貸付をご覧ください。

前年度は、年度中の貸付実績がありませんでした。これによりまして、一番右側、Ｆ欄の預金残高は、満額の1,000万円となっております。

以上で報告第１号の説明を終わらせていただきます。

○議長（飯嶋正利）　保険年金課長の説明は終わりました。

報告第２号、報告第３号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長　池田勝紀　登壇）

○財政課長（池田勝紀）　報告第２号及び報告第３号についてご説明を申し上げます。

初めに、報告第２号、令和５年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について申し上げます。

２ページをお願いします。

まず、算定項目の１、実質赤字比率でありますが、これは一般会計に係る実質赤字額の標準財政規模に対する比率でありまして、本市におきましては黒字であったため該当いたしません。

次に、２、連結実質赤字比率につきましては、公営企業会計を含む全ての会計を合計した

実質赤字額の標準財政規模に対する比率でありまして、全会計とも黒字であったため、こちらも該当いたしません。

なお、これらの二つの指標の括弧書きにつきましては、参考として黒字の比率を表しております。

次に、３、実質公債費比率でございますが、これは一般会計から公営企業会計、一部事務組合までを含め、旭市が負担した元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でありまして、本市は早期健全化基準の25％を下回る9.9％となっております。昨年度の9.5％と比べますと0.4ポイント上昇しております。

次に、４、将来負担比率でありますが、これは一般会計から公営企業会計、一部事務組合、第三セクター等までを含め、旭市が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。

本年度も昨年度と同様、将来負担額を充当可能財源等が上回ったため、比率として算定されず該当なしとなりました。

以上のとおり、令和５年度決算に基づく健全化判断比率につきましては、４指標とも基準をクリアしております。

以上で報告第２号の説明を終わりまして、続きまして、報告第３号、令和５年度旭市公営企業決算における資金不足比率について説明申し上げます。

２ページをお願いします。

令和５年度の旭市の資金不足比率については、資金不足が生じた公営企業会計はありませんので、全て該当しておりません。

なお、括弧書きにつきましては、参考として資金剰余比率を表しております。

以上のとおり、令和５年度は全ての公営企業会計において、資金不足比率が経営健全化基準をクリアしております。

以上で報告第２号及び報告第３号の説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　財政課長の説明は終わりました。

報告第４号から報告第７号までについて、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長　柴　栄男　登壇）

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは、報告第４号から第７号について説明をいたします。

まず、報告第４号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和５事業年度の業務実績に係る評価結果について説明を申し上げます。

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和５事業年度が終了し、法人から１年間の業務実績が市に提出され、地方独立行政法人法第28条第１項及び第３項の規定に基づく評価がまとまったことから、本議会に報告するものです。

１ページをお願いします。

Ⅰ、年度評価の考え方になります。

そこの２段落目になりますが、評価の際には法人から提出された報告書を基に、同病院評価委員会からの意見書を踏まえて進捗状況を確認し、評価基本方針に基づき評価を行っております。

評価の基本方針については、（１）に記載されている①から⑦までの七つになります。

次に、（２）年度評価の方法についてですが、年度評価については、当該年度計画に定めた事項ごとに行う項目別評価と業務実績の全体について行う全体評価を併せて行っております。

１、項目別評価の方法ですが、中項目評価、大項目評価の手順で行いました。

２ページをお願いします。

①中項目評価は、法人による小項目・細項目に係る自己評価結果を検証し、年度計画の中項目ごとの達成状況について評価しております。

②大項目評価は、中項目評価の結果を踏まえ、年度計画の大項目ごとの達成状況について評価しております。

なお、評価基準は、中項目・大項目それぞれ、Ｓ「年度計画を大きく上回っている」、Ａ「年度計画を上回っている」、Ｂ「年度計画をほぼ予定どおりに実施している」、Ｃ「年度計画を下回っている」、Ｄ「年度計画を大きく下回っており改善が必要である」の５段階となっております。

２、全体評価の方法になりますが、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な達成状況について評価を行っており、評価基準は項目別評価同様、５段階評価となっております。

次に、３ページ、Ⅱ、全体評価をお願いいたします。

（１）評価結果になりますが、全体の評価結果は、Ｂ（概ね計画どおりに進んでいる）でありました。

（２）の判断理由ですが、３段落目をご覧ください。

令和５事業年度の業務実績については、二つの大項目に係る評価の全てがＢ評価であり、

中項目については、全６項目のうち、Ｃ評価が１項目で、その他５項目は全てＢ評価でありました。

以上のことから、令和５事業年度の業務実績は、中期目標・中期計画の達成に向けて作成された年度計画を予定どおり実施しているものと判断し、全体評価はＢ評価としました。

（３）評価委員会委員からの意見、指摘事項などですが、法人の自己評価結果は妥当なものと認められるとのことでした。

４ページをお願いします。

Ⅲ、項目別評価については、二つの大項目の評価結果、判断理由、評価委員会委員からの意見、指摘事項などが４ページから６ページにかけて示されております。

なお、各項目の詳細につきましては、添付しております令和５事業年度業務実績評価書をご覧頂ければと思います。

以上で報告第４号の説明を終わります。

続きまして、報告第５号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の第２期中期目標期間の業務実績に係る評価結果について説明を申し上げます。

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院から第２期中期目標期間、これは令和２年度から令和５年度になりますが、の業務実績が市に提出され、地方独立行政法人法第28条第１項及び第３項の規定に基づく評価がまとまったことから、本議会に報告するものです。

１ページをお願いします。

Ⅰ、中期目標期間評価の考え方になります。

これについては、先ほどの令和５事業年度の業務実績に係る評価結果と同様に、同病院評価委員会からの意見を踏まえ、評価の基本方針に基づき、項目別評価と全体評価を併せて行いました。

それぞれの評価基準につきましては２ページに記載のとおり、ＳからＤまでの５段階評価となっております。

それでは、３ページ、Ⅱ、全体評価をご覧ください。

（１）評価結果になります。

全体の評価結果はＢ（概ね中期目標どおりに進んでいる）でありました。

（２）判断理由ですが、評価対象となる二つの大項目いずれもＢ評価でした。

法人は、救急医療、高度急性期医療をはじめとする医療、介護及び福祉の提供を担いつつ、開院以来の健全運営を維持しながら、地域の中核的な基幹病院として地域住民の健康を支え

てきました。第２期中期目標期間においては、各年度計画の達成状況から、中期計画については計画どおりに実施できたと判断しております。

（３）評価委員会委員からの意見、指摘事項などでございますが、法人の自己評価結果は妥当なものと認められる。さらに、地域の中核病院として担う役割は大きく、引き続き地域医療への貢献を求めるといった内容でした。

４ページをお願いします。

Ⅲ、項目別評価では、評価対象となる二つの大項目ごとの評価結果、判断理由、評価委員会委員からの意見、指摘事項などが４ページから６ページにかけて示されております。

なお、各項目の詳細につきましては、別添、第２期中期目標期間の業務実績評価書をご覧頂ければと思います。

以上で報告第５号の説明を終わります。

続きまして、報告第６号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の事業経営状況について説明いたします。

まず、資料ですが、令和５年４月１日から令和６年３月31日までの事業経営状況について申し上げます。

資料２ページになりますが、令和５年度事業報告書になります。

４ページをお願いします。

４ページには病院理事長のメッセージ、５ページから10ページには、病院の現況、概要、基本理念、組織図等の基本的な情報が記載されております。

11ページから33ページにかけて、年度計画に定めた項目についてどのように取り組んだのかが記載されております。

それでは、飛びまして34ページをお願いいたします。

令和５年度財務諸表等になります。

37ページ、38ページは貸借対照表になります。

まず、37ページは、資産の部になります。有形固定資産などの固定資産と現金及び預金などの流動資産で、右の列の一番下、資産合計は518億8,355万7,716円です。

38ページになります。

負債の部ですが、独法移行前の地方債償還債務や退職給付引当金などの固定負債と、未払金などの流動負債を合わせた負債合計は、表の中ほどの右端、344億1,724万2,159円、その下になります純資産の部は、資本金と資本剰余金、利益剰余金を合わせた純資産合計174億

6,631万5,557円となり、右の列一番下の負債純資産合計は518億8,355万7,716円です。

続きまして、39ページ、40ページは損益計算書になります。

この数字は消費税を抜いたものとなります。

まず、39ページですが、営業収益合計は406億5,043万6,233円、営業費用合計は420億3,660万1,899円、一番下の営業損失ですが、マイナス13億8,616万5,666円となりました。

40ページになります。

営業外収益合計は４億8,055万320円、営業外費用合計は２億7,899万6,056円、経常損失はマイナス11億8,461万1,402円となりました。

一番下から２行目の当期純損失ですが、マイナス11億9,947万1,012円となりました。

42ページをお願いします。

キャッシュ・フロー計算書になります。

下から３行目、資金減少額ですが、マイナス３億561万583円、一番下の資金期末残高は134億5,649万4,639円となりました。

43ページになります。

損失の処理に関する書類になります。

当期未処理損失マイナス11億9,947万1,012円については、前中期目標期間繰越積立金を取り崩し、処理しております。

44ページは、行政コスト計算書になります。

一番下の行、行政コストですが423億3,045万7,565円となりました。

45ページから49ページまでは注記事項、50ページから65ページまでは財務諸表の附属明細書、67ページは消費税を含む決算報告書になります。

飛びます、68ページをお願いいたします。

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院令和６年度計画になります。

69ページから79ページに、今年度、病院が取り組む事項が項目ごとに記載をされております。

80ページをお願いいたします。

予算になります。単位は100万円です。収入計453億3,900万円、支出計460億2,700万円です。

81ページをお願いします。

収支計画になりますが、収益の部計438億5,700万円、費用の部計459億300万円、表の一番

下になりますが、純利益ですがマイナス20億4,600万円となります。

82ページをお願いします。

資金計画になります。資金収入及び資金支出はそれぞれ562億5,400万円となっております。

以上で報告第６号の説明を終わります。

続きまして、報告第７号、株式会社季楽里あさひの令和５年度の事業経営状況及び令和６年度の事業計画について、地方自治法第243条の３第２項の規定により説明申し上げます。

１ページになります。

１、事業報告の（１）概況です。

道の駅季楽里あさひの令和５年度の経営状況につきましては、集客力の強化を目的として、キャッシュレス決済の充実、酒類の販売開始、レストランメニューの強化などを実施しました。業績としては、前年度の実績を上回る客数、売上げを記録することができました。

２ページをお願いします。

道の駅全体の税込みの売上額は、（２）のとおり前年度比105％の９億7,723万8,000円となりました。

２、会社概要の（１）株主の概要です。

株式数、株主数とも設立時から変わってはおりません。

（２）取締役会では、集客向上に向けた各種企画、健全な経営に関する協議などを行いました。

３ページをお願いします。

（３）及び（４）は、それぞれ年度末現在の役員及び従業員の状況になります。

続いて、３の決算報告になります。

第９期、令和５年４月１日から令和６年３月31日の純利益は2,005万1,925円となりました。

決算の詳細について説明いたします。

５ページをお願いいたします。

貸借対照表になります。

表の左側は資産の部になります。表の一番下、現金、預金等の流動資産と備品等の固定資産を合わせた資産の部計は２億4,876万3,010円です。

右側の負債の部は、借入金等の固定負債はございませんので、流動負債として買掛金や未払費用、仮受金などで、表の中ほどの負債の部計は8,924万1,541円、その下の純資産の部は資本金と利益剰余金を合わせた純資産の部計は１億5,952万1,469円となり、一番下の負債・

純資産の部計は２億4,876万3,010円となりました。

続いて、６ページになります。

損益計算書になります。

売上高は２億7,345万3,130円、売上原価が7,904万4,708円となり、表の中ほど、売上総利益が１億9,440万8,422円となりました。

販売費及び一般管理費は１億7,064万3,165円で、営業利益が2,376万5,257円となりました。

営業外収益を加え、営業外費用を差し引いた経常利益ですが2,886万3,425円となり、一番下の当期純利益は2,005万1,925円となりました。

７ページになりますが、こちらは販売費・一般管理費の内訳となります。

８ページをお願いします。

利益剰余金の処分になります。開業来の９期連続で黒字を堅持し、利益剰余金が１億1,024万1,469円となっております。

９ページをお願いします。

令和６年度に当たります第10期の事業計画になります。

来場者に安心して心地よいサービスを提供するため、物販、レストラン、総務、それぞれの部門の取り組みを記載しております。

10ページになりますが、こちらは、令和６年度第10期の収支予算書になります。

レストラン、テナントを含めた道の駅全体の売上目標は、税抜で９億5,670万円とし、第９期の予算比で111％を超える伸びを計画しております。売上目標に比例し、収入、支出、いずれも前期比で増加を見込み、予算を計上しております。

以上で報告第７号の説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長の説明は終わりました。

報告第８号について、行政改革推進課長、登壇してください。

（行政改革推進課長　椎名　実　登壇）

○行政改革推進課長（椎名　実）　報告第８号、私債権等の放棄についてご説明申し上げます。

まずは、１ページをご覧ください。

この私債権等の放棄につきましては、旭市私債権等管理条例第７条第１項の規定に基づき、令和５年度に放棄した私債権等の内容を同条第２項の規定により報告するものでございます。

報告の２ページ、こちらに私債権等の放棄の内訳として、債権名、放棄事由、件数及び金額を掲載してございますのでご覧ください。

令和５年度は、市営住宅使用料が４件で48万1,700円、水道料金が38件で74万6,515円、農業集落排水処理施設使用料が１件で4,620円、学校給食費が３件で10万4,218円、土地貸付料が２件で17万1,733円、生活保護返還金が１件で11万4,040円となり、全体としては49件で162万2,826円の債権を放棄いたしました。

以上で報告第８号の説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　行政改革推進課長の説明は終わりました。

以上で議案の補足説明及び報告の説明は終わりました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

○議長（飯嶋正利）　これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は６日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでした。

散会　午後　３時１４分

令和６年旭市議会第３回定例会会議録

議　事　日　程　（第２号）

令和６年９月６日（金曜日）午前１０時開議

第　１　議案質疑

第　２　決算審査特別委員会設置

第　３　決算審査特別委員会委員の選任

第　４　決算審査特別委員会議案付託

第　５　常任委員会議案付託

本日の会議に付した事件

日程第　１　議案質疑

追加日程　議案第１７号直接審議（先議）

日程第　２　決算審査特別委員会設置

日程第　３　決算審査特別委員会委員の選任

日程第　４　決算審査特別委員会議案付託

日程第　５　常任委員会議案付託

出席議員（２０名）

１番	常世田　正　樹	２番	伊　藤　春　美
３番	菅　谷　道　晴	４番	戸　村　ひとみ
５番	伊　場　哲　也	６番	﨑　山　華　英
７番	永　井　孝　佳	８番	井　田　　孝
９番	島　田　　恒	１０番	片　桐　文　夫
１１番	遠　藤　保　明	１２番	林　　晴　道
１３番	宮　内　　保	１４番	飯　嶋　正　利
１５番	宮　澤　芳　雄	１６番	伊　藤　房　代
１７番	向　後　悦　世	１８番	景　山　岩三郎
１９番	木　内　欽　市	２０番	松　木　源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	米本弥一郎	副市長	飯島茂
教育長	向後依明	秘書広報課長	寺嶋和志
行政改革推進課長	椎名実	総務課長	山崎剛成
企画政策課長	柴栄男	財政課長	池田勝紀
税務課長	榎澤茂	市民生活課長	齋藤邦博
環境課長	髙根浩司	保険年金課長	髙野久
健康づくり課長	飯島正寛	社会福祉課長	向後利胤
子育て支援課長	八馬祥子	高齢者福祉課長	椎名隆
商工観光課長	大八木利武	農水産課長	伊藤弘行
建設課長	齊藤孝一	都市整備課長	飯島和則
会計管理者	小澤隆	消防長	常世田昌也
上下水道課長	多田一徳	教育総務課長	向後稔
生涯学習課長	江波戸政和	スポーツ振興課長	金杉高春
監査委員事務局長	杉本芳正	農業委員会事務局長	戸葉正和

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	黒柳雅弘

開議　午前１０時　０分

○議長（飯嶋正利）　おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　議案質疑

○議長（飯嶋正利）　日程第１、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第１号から議案第17号までの17議案を順次議題といたします。

議員各位に申し上げます。

本日は議案の質疑でございますので、あくまでも議案の内容について疑義をただすことにご協力いただけるようお願いいたします。

議案第１号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　議案第１号、令和５年度旭市一般会計決算について何点かご質疑申し上げます。

最初に、市長のご意見をお伺いしたいのでありますけれども、毎年、監査委員の方から決算の審査意見書が出ております。その中で必ず一般会計並びに特別会計については、むすびということで会計監査委員の意見が述べられております。昨年と今年は内容的にはほぼ同じでありますけれども、ちょっと違うところもありますので、読んでみたいと思います。

むすび

令和５年度一般会計・特別会計の歳入歳出決算及び基金の運用状況審査の概要は、以上のとおりである。

一般会計及び特別会計（病院事業債管理会計他３会計）の総決算額は、歳入が502億7,920万３千円、歳出が484億3,039万６千円で、前年度に比べ歳入が６億5,425万円（1.3％）歳出が８億8,715万円（1.9％）の増加となった。

決算状況は、歳入歳出差引額（形式収支）が18億4,880万７千円となり、翌年度へ繰り越すべき財源１億8,059万８千円を控除した実質収支額は16億6,820万９千円の黒字で、各会計の実質収支額も黒字となっている。

一般会計については、前年度と比較して、歳入が２億7,421万６千円（0.8％）歳出が３億936万円（1.0％）といずれも増加している。

歳入増加の主な要因としては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等の国庫支出金の増加、経営体育成基盤整備事業促進費補助金等の県支出金の増加、地域振興基金やふるさと応援基金等の基金繰入金の増加等によるものである。

一方、歳出増加の主な要因は、住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業や保育所統合整備事業の増などの民生費の増加、農業基盤整備事業費の増などの農林水産業費の増加、消防庁舎整備事業の増などの消防費の増加等によるものである。

基金については、前年度と比較すると、全体として１億7,876万４千円（1.0％）増加している。うち一般会計は減債基金を主なものとして１億2,560万３千円（0.8％）、特別会計は介護保険給付費準備基金、国保事業勘定財政調整基金を主なものとして5,316万１千円（2.9％）増加している。

本市の財政状況は、健全化判断比率からみれば、各会計とも資金不足は生じておらず、実質公債費比率などいずれも国の定める基準を下回っており、健全な状態を維持している。特に物価高騰の影響下で厳しい経済情勢であったこともあり、市税及び国民健康保険税は、収入済額では共に前年度を下回ったが、収納率は市税及び国民健康保険税現年課税分で前年度から向上したことに加え、収入未済額は減少するなど、債権所管課相互の連携を図りながら、全庁的に徴収対策に取り組んだ成果が現れている。引き続き適切かつ効果的な徴収対策を講じることで貴重な自主財源の確保に努め、財政の健全性を堅持することを望むものである。

今後、人口減少、少子高齢化対策及び市民が安全・安心に暮らせるまちづくり等を積極的に推進するための費用の増加、さらには、エネルギー価格など物価高騰による経常経費の負担増など、厳しい財政運営が見込まれる。このような中で、第４次旭市行政改革アクションプランや旭市公共施設等総合管理計画に基づく行財政改革や公共施設の適正な管

理・運営を着実に推進し、持続可能な行財政基盤を確立するとともに、旭市総合戦略に掲げる諸施策をより強力に推進し、将来にわたり市民が希望をもって子どもを生み、育て、教育を受け、安心して働き暮らせる、そして住み続けたいと思えるまちづくりの実現に向けて、「チーム旭」で努力されることを期待するものである。

大体このような内容で、その時々の状況によって変わりますけれども、大変貴重なご意見を毎年いただいております。

この令和５年度の決算の全体のむすびの言葉について、市長がどういうことを考えているか、ご意見をお聞かせいただきたいと思います。

２番目が、各事業について若干の質疑をさせていただきます。

決算書の86ページの電子自治体推進事業についてであります。

この事業は今回初めてではないと思いますけれども、事業概要の説明資料によりますと、こういうふうに書いてあります。

「電子自治体推進のため、ちば電子調達システムや電子申請システムの拡充、公共施設の公衆無線ＬＡＮの運用管理、及び情報セキュリティ対策強化に取り組んだ。

また、タブレット端末及びペーパーレス会議システムを導入し、市議会や庁内会議でペーパーレス化の運用を実施した。」

事業内容は以下のとおりということになって、事業効果の中で、「市議会及び庁内会議のペーパーレス化を実施し、オンライン会議・研修を促進することで、自治体ＤＸの推進を加速することができた。」こうなっております。

ところで、今回私は決算に臨みまして大変苦労しました。なぜかというと、今ここに、さっき読みました監査委員報告、これは約150ページ近くあります。それから、独立行政法人の報告書もあります。それは別にして、そういう中でもって、全部電子化されておりますので、これを見るためには、議会で議論するよりもなお大変な時間を要しております。

ところで、市議会の関係の電子化について少し市長の考えをお聞かせいただきたいんですけれども、審議するために、全てのものを電子化しているということですね。ところが、その先のことを考えてください。今までは、合併も含めて各自治体が創設されてから全てのものが、議事録をはじめ決算書、予算書、各文書が蓄積されて、５年前でも10年前でも調べることができますけれども、今、これから電子化されて、私どものところには予算書も決算書もありません。データとしてタブレットの中に入っております。そういうものを、過去の自治体の業績を調査する場合に、どういうふうにしてやるかということを、どんな議論をされ

てこの電子化について、ＤＸについての実施をしたのか、これらの検討の議事録をぜひ出していただきたい、検討の結果の議事録を。このことについてご答弁いただきたいと思います。

一般会計の事業では、集中的に建設課にご迷惑をかけるわけですけれども、５件の排水や道路の事業についてご質疑申し上げます。

決算書の248ページにあります、まず、蛇園南地区道路冠水被害を改善するための蛇園南地区排水路整備事業であります。

これは、聞くところによると、令和６年度繰り越して令和７年度でもって完了するということでありますけれども、この具体的な経済効果や準備の段階からの、この地域にどうしてこの大規模な排水路事業が必要であったかということを含めてご答弁いただきたいと思います。

次が、同じ248ページの飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業であります。

この事業は、いわゆる鉄道のトンネルが利用できるようになって、令和６年度中か令和７年度には通行ができるだろうと言われていますけれども、消防署のところを中心に開通していません。また、126号線との間はありますけれども、旧飯岡町の町の真ん中までは届いておりません。この道路がどうして造られたのか、いつ開通して、どのような利便性があるのかお聞かせいただきたいと思います。

３番目が、同じ248ページの南堀之内バイパス整備事業であります。

これも一部の地域が開通しないまま何年もたっておりますけれども、これは、いつ開通して東関東自動車道との連結がうまくできるようになるのかお聞かせいただきたいと思います。

次が、250ページの震災復興・津波避難道路整備事業であります。

これは、旭地域ではほぼつながり、新しく中央病院の南側で連結される銚子連絡道との関係が残っておりますけれども、飯岡地域の津波避難道については、一番肝心の海側の地域がほとんど事業が進んでおりませんけれども、これはどういう結果なのかお聞かせいただきたいと思います。

次に、250ページの冠水対策排水整備事業であります。

道路冠水の対策として地方債の１億7,000万円余を計上されて実施されておりますけれども、これは具体的にどの範囲で、どういうような冠水対策を行っているのかお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎）　私からは、総括として、監査意見書のむすびの分析内容をどのように捉えたかについてお答え申し上げます。

監査委員の決算審査においては、本市の財政状況は、健全化判断比率からみれば、健全な状態を維持しているとのご意見をいただいており、あわせて、特に物価高騰の影響下で厳しい経済情勢であったこともあり、市税及び国民健康保険税は、収入済額では共に前年度を下回ったが、収納率は市税及び国民健康保険税現年課税分で前年度から向上したことに加え、収入未済額は減少するなど、全庁的に徴収対策に取り組んだ成果が現れていると、自主財源の確保等について、本市の努力を評価していただいていると感じているところでございます。

市といたしましても、健全化判断比率の各種指標などから、財政の健全性が維持できているものと考えております。

また、意見の最後に「住み続けたいと思えるまちづくりの実現に向けて、「チーム旭」で努力されることを期待する」と、激励のお言葉もいただいております。

今後も、行財政改革などを着実に進め、将来にわたり持続可能な行財政基盤を確立し、期待に添えるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　では、私からは、（２）の電子自治体推進事業のうちのタブレット導入に伴い、過去のデータ等をどう見られるのかというような内容のご質疑でした。

まず、タブレットの導入の経緯ですけれども、まず、これは行政改革アクションプラン、令和２年度から令和６年度まで第４次のものがありますが、その中で議会のＩＣＴ化ということで、令和２年度から検討がなされてきたかと思っております。担当課は議会事務局となっております。

この中で、タブレットを導入することでペーパーレス化になる。では、過去のデータをどう参照するんだという議論だったと思いますが、過去のデータにつきましては、当然紙ではないので、データは残っております。データは残っておりますので、ただ、タブレットに直接落としてはいないので、必要になった場合は、事務局のほうにお声がけいただければ、過去のデータも見られるというような状況になっているかと思います。過去のデータはなくさないので、そういう議論はしてきておりまして、お手数ですが、一度古いデータについては、ここのこのデータということを言っていただいて、それを取り出すといいますか、表に出すような作業で見られるようになるというふうに理解しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　建設課からは、（３）から（７）について回答いたします。

初めに、（３）248ページ、蛇園南地区排水路整備事業について回答いたします。

本事業は、蛇園南地区の道路冠水被害を改善するために排水路を整備するもので、飯岡海上連絡道から教習所へ至る東西幹線排水路と、これを流末排水路へ接続するルートの整備を進めています。

令和２年度に事業着手し、令和６年度の完成を目指しております。

続きまして、（４）の248ページ、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業について回答いたします。

本事業は、旧飯岡町と旧海上町を南北に結ぶ連絡道路で、地域の幹線道路である国道126号線と、主要地方道銚子旭線を結ぶ延長2.54キロメートルの路線を整備するものであり、バイパス効果による渋滞緩和や産業振興、及び地域間交流の広がりによる地域活性化が期待されます。

平成22年度に事業を開始し、令和５年度末にはＪＲ東日本へ委託した鉄道横断工事が完成し、現在は道路部分の工事を進めているところであり、令和６年度末の完成を目指しておりますが、一部用地取得が難航している箇所がございます。引き続きご理解いただけるよう、交渉を継続しております。

続きまして、（５）248ページ、南堀之内バイパス整備事業について回答いたします。

本事業は、主要地方道大栄・栗源・干潟線から主要地方道多古・笹本線までの1.08キロメートルを整備するものであり、東総広域農道を経由し、国道126号までを結ぶ重要な路線です。

平成22年度に事業を開始し、令和５年度には国営大利根用水の横断部の工事が完成し、現在は道路部分の工事を進めているところであり、令和６年度末の完成を目指しております。

次に、（６）250ページ、震災復興・津波避難道路整備事業について回答いたします。

本事業は、東日本大震災の津波被害を受けた地域の復興を目的として、津波避難道路を整備するものです。

旭地区の津波避難道路椎名内西足洗線は、主要地方道飯岡一宮線から道の駅季楽里あさひ西側信号交差点までの３キロメートルの路線で、平成26年度に事業を開始し、令和５年度までに銚子連絡道路と重複する区間を除く2.5キロメートルの整備を完了いたしました。

現在は、早期の全線完成に向けて、銚子連絡道路の事業主体である県と協議を行っているところです。

飯岡地区の津波避難道路横根三川線は、主要地方道飯岡一宮線から飯岡中学校や国道126号飯岡バイパスまでの1.3キロメートルの路線で、平成25年度に事業を開始し、令和５年度までに0.5キロメートルの整備を完了しました。

現在は、一般県道飯岡片貝線から国道126号線までの区間について、令和６年度末の供用開始を目指して工事を進めているところであります。

路線全体では、片貝線から南側で一部用地取得が難航している箇所がございますので、引き続きご理解いただけるよう、交渉を継続してまいりたいと考えております。

次に、（７）250ページ、冠水対策排水整備事業について回答いたします。

本事業は、道路冠水が多発する地域において排水整備を実施し、集中豪雨や台風等による浸水の解消や緩和を図るものです。現在は、イ、ハ及び後草の３地区において地域排水工事を進めています。

イ地区は、仁玉川から中央第三保育所付近までの既存水路319メートルを改修し、排水能力を増加するものです。平成28年度に事業を開始し、現在は約230メートルの工事を完了し、令和７年度の完成を目指しています。

ハ地区は、仁玉川から中央小学校東側付近までの約700メートルの区間において排水施設を改修し、排水能力を増加するものです。令和２年度に事業を開始し、現在は約60メートルの工事を完了し、令和10年度の完成を目指しています。

後草地区は、高生川から嚶鳴小学校周辺までの約1.3キロメートルの区間において排水施設を改修し、排水能力を増加するものです。令和２年度に事業を開始し、令和９年度の完成を目指しております。

以上になります。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　ありがとうございます。

まず最初の市長の総括的なお話は、それでは聞いておきます。ただ、これから決算審査委員会もありますので、そこでもって詳しい点が出た場合には、また私の最後の討論なんかで述べさせていただきたいと思います。

２番目の問題ですけれども、企画政策課長、私が言っているのは、過去のものではなくて、昨年の予算書までは私たち現物を持っているわけですよね。今度は、来年の予算書からは全

く私どもの手には成果物がないわけです。それをどういうふうにして図書館や、また議会事務局や、ほかのところにも決算書や議事録なんか送っていますよね。そういう形でもって、これから電子化したものをどういうふうにして、いつでも見られるようにしていただけるのかということです。

例えば私たちが議員を終わった後に次の方たちが来ますけれども、その方たちが持つのには、今配られていない資料、決算書や予算書、そういう過去のものはちゃんと全部入れた上でもって始まるのか。現物があるものについては、これは図書館でも議会事務局でも見られますよ。現物を発行しないものについては、その記録のための紙の資料を発行するんですか。それとも、そうではなくて、例えばホームページに特別にそういう部分を設けることになるんですか。そういうことをどういうふうに議論してこの事業を始めたか、そのことを私は聞いているんですよ。

私たち今議員をやっている者が苦労していろいろとやってきまして、それはそれでいいですけれども、将来的にどうなるのか、このことについてどんな議論がされたか明らかにしていただきたいし、もしそういう会議が開かれていたらば、その会議の名称と期日を教えてくだされば、私は情報公開でもって見たいと思っております。そういうことなので、ぜひその点についてお聞かせいただきたいと思います。

道路関係のことについては、大変詳しく分かりました。ただ、この中でもって幾つか問題点があるのは、また一般質問でもってやりたいと思いますので、ありがとうございました。

企画政策課長のご答弁だけお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　では、紙の成果物の作成というお話でした。

現在のところ、紙で印刷する予算書であったり決算書であったり、紙の印刷は考えておりません。

紙なんですけれども、今ペーパーレス化でタブレットで見ておりますが、タブレットから印刷という方法もございますので、紙で保存するという方法は一応できます。市としては、成果物として印刷というのは現在考えておりません。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　それでは私は納得しませんね。

つまり、旭市の議事録は残るでしょう、当然。ただ、その基になった議案やその他の資料はタブレット化されて、今電子しかないわけですよ。印刷する気がないというんだったらそうでしょうけれども、では、それを将来の方々に、５年も10年もしてから、あのときどうだったろうと見るときには、どこを見れば分かるんですか。今では図書館にあり、ほかの自治体にも行っています。ですから、それをめくれば、このときこういう議論をしたんだよなと。議会事務局にもあります。それはどういう形でもって残すかということを、これを決める前にどういう議論をしたかということを聞いているんですよ、私は。タブレットからプリントアウトすればできるでしょうって、じゃ、どこに膨大なデータを保存するものがあるんですか。準備してから始めたんですか。

住民のためといえば、ホームページというのがありますから、ホームページの、あるところを見れば、今私たちがタブレットで見ているものがいつでも見られる、こういう形にしなければ、私たちが議会でもって議論した中身がどこにも、議事録は残っているでしょうけれども、その基になるものがどこにあるかということが分からなければどうするんですか。だから、このことをどういう形でもってデジタル化する議論をしたか、それはどういう会議なのか、ここで明らかにしてください。私は情報公開でもって、その会議録を取って、今までの旭市がやってきた検討が正しいかどうかを判断したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（飯嶋正利）　ここで、暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時３０分

再開　午前１０時３１分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

松木源太郎議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　まず、予算書、決算書につきましては、現在もホームページで公開しておりますので、そちらで御覧いただけます。

予算書、決算書はホームページで見られますけれども、データは、過去の分までずっと役所で保存してありますので、例えば、どこが欲しいとなれば、それをまたタブレットで見る

ような形になると思うんですけれども、それはできます。

以上です。

（「ちょっと一言」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　許可いたします。

○２０番（松木源太郎）　役所へ言えば見られますというのは駄目なんだよ。情報の公開というのは、明らかになっているものは全部どんな場合でも見られる、そうでしょう。全部の議案をホームページに載せてください。つまり、いろいろな今まで紙で発行していた監査意見書も含めて、全部そういうものをホームページに載せるんだったら、これ大賛成ですけれども、それをやらないでもって片手落ちでしょう。だから、どういう会議をしたかということを明らかにしてください。情報公開を請求しますから。

以上で終わります。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

続いて、戸村ひとみ議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○４番（戸村ひとみ）　整いました。お願いします。

議案第１号、令和５年度旭市一般会計決算ですが、私は、総括的に決算全体の質疑をしたいので、監査意見書のほうから数字を拾いまして質疑いたします。

監査意見書の76ページです。一般会計歳出節別集計表の中の、まず委託料について。

委託料の金額が36億9,301万1,737円、こちら対前年度比が102％ということで説明があったんですけれども、この102％になった理由をお伺いします。

（２）同じく監査意見書76ページの予備費です。

予備費の使途について伺うって、これ決算では使っておりませんので、予備費ゼロで計上されているんですけれども、本来、予備費というものはどういうことのために予算で取ってあるかということをお伺いしたいと思います。

以前から予備費のことは本会議場でも何度か触れているんですが、いろいろな事業で足りなくなったお金というのを、私の記憶では財政調整基金のほうから取り崩して結構入れていますので、この予備費が使われたというのが過去にあったのかどうか。恐らくこの金額、今は約3,500万円なんですけれども、以前はもう少し金額が多かったと思います。一定の見直しをしていただいたんだとは思いますが、この予備費について伺います。

（３）同じく監査意見書76ページの不用額についてです。

不用額が表の執行率の隣にあるんですけれども、不用額の合計が20億4,553万1,360円、執行率が90.7％です。この不用額の、この金額がちょっと気になるんですよね、かなり大きい金額だと思います。不用額の中に予備費とかも入っていますので、予備費を使わなかったので予備費とかも入っておりますので、この不用額について、この金額の大きさと、大きなものでどういうものが不用額として計上されているからこういう金額になっているのかをお伺いします。

（４）決算書の210ページです。水田農業構造改革推進事業の内容について伺います。

今、令和の米騒動ということで大変な事態になっているんですが、お米のまち旭の令和５年度の事業展開としてどういうふうなことをされて、今後どういうふうな政策に打って出られるのかということを結果的には聞きたいので、この事業の内容について伺います。事業の評価もお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　それでは、財政課のほうから、ご質疑の（１）（２）（３）について、それぞれお答えしたいと思います。

まず初めに、委託料の関係になります。

令和５年度の委託料は36億9,301万1,737円で、対前年度7,116万8,986円の増、率にして２％の増となっております。

増減の大きかった主なものを申し上げますと、まず、令和５年度に増となったものとして、鉄道横断工事委託料で１億2,293万7,000円の増、これは、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業におけるＪＲのトンネル工事の委託料になりまして、事業進捗に伴う増になります。

次に、指定管理料で１億1,630万円の増、これは、社会体育施設を指定管理制度に移行したことによる増になります。

続きまして、令和５年度に減したものとして、電算業務委託料で9,718万円の減、これは、令和４年度に新住民情報系システム構築という大きな業務の委託があったことによる減です。

続きまして、（２）になります。予備費、何で取っているのかということでよろしいでしょうか。

予備費というのは、一応、緊急を要する場合などに予算外の支出とか、または予算超過の支出のための経費として、地方自治法第217条第１項の規定で、予算計上しなければならな

いものとされております。

ちなみに、令和５年度の決算ですけれども、一応予算額としては5,000万円取ってあるところです。一応そういったことで、予備費は自治法上、予算計上しなさいというところの立て付けになっております。

続きまして、（３）不用額につきまして申し上げます。

令和５年度の不用額につきましては、国の低所得者支援策として実施した給付金給付事業の執行残や、建設事業における入札による落札残などが主なものとなっております。

国の低所得者支援策として実施した給付金給付事業につきましては、事業の速やかな実施や、予算不足により対象者への給付が滞ることのないようにするため、予算見積り時にある程度余裕を持たせたという経緯がございます。

建設事業の事業費につきましては、設計額に基づき予算を見積もっておりますので、落札業者の企業努力とかという部分になると思いますが、入札によってある程度は不用額が発生するものと考えております。

また、令和５年度は、国の電気・ガス料金の価格激変緩和対策としての補助が延長されたことから、光熱水費が予想より少なかったといったこともございました。

以上のように、令和５年度の不用額は、事業の円滑な実施や適正な根拠に基づく積算などによって生じたものや、社会情勢等により生じたものであったものと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　水田農業構造改革推進事業ですが、米の消費量が減少する中、需要に応じた米の生産を推進し、米価の安定を図るため、各種助成を行うことで、麦・大豆や飼料作物、景観形成作物などへの転換を進めています。

また、本市の水田の多くは、麦・大豆などの畑作物の生産に不向きな強湿田地帯であることから、特に飼料用米での取り組みの推進に力を入れているところでございます。

令和５年度の評価といたしましては、飼料用米の作付面積が783.9ヘクタールと前年度と比較して30.3ヘクタール増加するなど、主食用米からの転換が進み、水田経営の安定化に寄与したものと考えております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　それでは、委託料のほうからなんですけれども、委託料の中で、この表から繰越しが２億8,641万5,000円で、また不用額については、先ほど（３）でご答弁があった契約差金というか、企業努力で安くなったというようなところが不用額に反映されていると思うんですけれども、それにしても３億4,684万3,263円、この不用額という、この金額がちょっと気になるところです。繰越しというのはどういうことなんですか。

それと、不用額のことで（３）でのご答弁の中に含まれているかも分からないんですけれども、ここの委託料の中での不用額というのは本当に契約差金のみでいいのかどうか、そのあたりのところを聞かせてください。

前年比は教えていただきました。過去５年をお願いします。これは委託料です。

（２）の予備費です。

予備費5,000万円とおっしゃいましたか。私が節別集計表を見ているんですけれども、予算現額は予備費5,000万円になっていない。これは違うところに5,000万円という数字が出ているんですね、一般会計のあれではないんですね。ちょっとそこのところ、ごめんなさい。私はこの集計表で見て予備費を拾いましたものですから、決算はゼロということだったので、そこをお願いします。

ということは、私はこの金額を見て、たしか5,000万円だったなと思って、見直しをされて減ったんだなと思ったんですけれども、それが違っているということですね。

先ほども言いましたように、予算の金額というのは、一般会計にしても変わってきているわけで、毎年変わるじゃないですか。それで5,000万円を予備費に取っているという、この決め方をもう一回教えてください。

（３）の不用額です。

不用額の過去５年分を教えてもらっていいですか。今年は全体の執行率が90.7％で、これだけの金額の不用額を出しましたけれども、この中で、過去５年を教えていただくのと、令和５年度で公有財産購入費、執行率14.1％というのがあるんです。つまり、執行率が低いものがあると、これ14.1％って極端に低いんだと思うんですけれども、こういうことがあると、事業に本当は使わなければいけなかったんだけれども、使えなかった。使わなかったのか、使えなかったのかということが、これがこういう執行率で出ていると思うんですけれども、この公有財産購入費の執行率14.1％というところ、これは不用額に反映されていると思うんですけれども、ここの理由というんですか、お願いいたします。

それと、（４）事業の評価をお願いしました。783.9ヘクタール増加して、その評価をさ

れているということで、この事業としては令和５年度ではうまくいったということなんでしょうけれども、先ほども言いましたように、今、令和の米騒動ということで、お米のまち旭のスーパーにもお米がなくなっているというような状況が発生しまして、また今、新米が出てきまして、皆さんのお手元に。ただ、米価としてはかなり高い、５キログラムが相当な金額になって売られている状況なんですけれども、これから令和５年度の事業成果を基にと言いましょうか、今、令和５年度の決算をやっています。これの事業評価と、あと令和６年度の今までのところの流れを基に予算を要求されるんだと思うんですけれども、そのときに、令和５年度のこの評価というのがどういう形で予算に影響するのかということです。

といいますのが、やはり政府のほうでも、やっとここのところで農家さんの減少とかそういうのも全て鑑みて、再生産できる、そういうシステムをどういうふうにしてつくっていくかということをやっと考え始めたような感じで、私はこれは農業新聞から拾っているあれなんですけれども、そういうところで長期的に見なければいけないのが、どうも今までは場当たり的に、国民がお米を食べない。なので、お米を作る人を減らそう、作る田んぼを減らそうというような、そういう政策でやってきて、ここのところで台風だの地震だので備蓄に回る人が多くなって、いきなりお米がなくなってしまったというようなことで、ばたばたしてこういう令和の米騒動になっているんだと思うんですけれども、そういった中で、令和５年度の総括と、この事業のですよ。人が食べるお米を作るというよりも、家畜とかが食べるものを作るというふうに方向転換というんですかね、そこに税金を入れて、令和５年度ではその事業が一定の成功を収めているということだったんですけれども、今度、予算に対しての、そのときにどういうふうにこの令和５年度の、何回も言いますけれども、実績と、あと今の状況を反映されるのかというのをお聞かせください。

あとは、国の政策とか、そちらのほうとの関連もお願いします。

○議長（飯嶋正利）　再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　それでは、最初に委託料の関係になります。

繰越しの話とかありました。繰越しが大きいのは、主な要因としては、物価高騰対策支援事業委託料などの繰越しが２億1,000万円ほどちょっと多かったというのもあります。

それから、委託料なんかでは、あとは新型コロナワクチンの接種事業なんかの委託料などでも不用額というのが見越した件数よりもなかったというところでも不用額が出ています。

あとは、建設関係の事業に関わる設計の委託料、それは先ほども申し上げたようなところ

で、そういった不用額が出てきているというところになります。

続きまして、（２）のほうでよろしいですかね。

予備費の金額の決め方ということなんですけれども、予算につきましては、合併、平成18年から平成29年までですかね。前回の議会でもお答えしたようなこともあると思うんですけれども、それまでは予備費4,000万円取っておりました。それから、平成30年から現在までは、予備費として一応5,000万円ということで毎年予算計上させてもらっているという状況になります。

その辺の決め方というのはなかなか難しいんですけれども、近隣の同程度の規模の自治体とか、そういったものを勘案しながら決めているというか、そういった金額にしているということになります。

4,000万円から5,000万円に上げた、平成29年から30年に上げたというのは、恐らく4,000万円で足りないときがあったということで、そういったところでいろいろ実績とかも勘案しながら今の金額になっているのかなと思うところです。

公有財産購入費の14.1％、これは例えば土地の買収とか、なかなか進まない場合もあるじゃないですか。そういった場合だと、どうしても予定どおり進まない状況もあるので、恐らく土地の購入費とかというのが……

（発言する人あり）

○財政課長（池田勝紀）　そうですね。土地の購入費だと思います。そういうのが購入できなくて執行残があったものだと思います。

あと、不用額の過去５年分ということなんですけれども、申し訳ない、手元にあるのが３年分なので、取りあえずよろしいでしょうか。

直近の令和４年度が23億4,877万2,418円、令和３年度が30億2,582万3,656円、令和２年度が40億5,935万4,898円。

以上になります。

○議長（飯嶋正利）　農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　今後の課題といたしましては、今年度の米価高騰の影響を受け、転作の取り組みが減少することが予想されます。しかしながら、米価の上昇は、昨年の異常気象による影響も大きいとされており、人口減少等により米の消費は一貫して減少し続けている中、このまま主食用米の増産が広がることで、再び米価が下落することが懸念されます。

米価はこれまでも乱高下を繰り返してきたことから、長期的な視点に立ち、転作の定着に

向けた取り組みを着実に進め、引き続き稲作経営の安定と農地の維持を推進していきたいと考えております。

現在の米価高騰については、昨年産米における新潟県をはじめとした米の主要産地の高温障害によるものとされております。それに加え、インバウンドの増加や外食需要の回復も要因として挙げられております。

今後の見通しですが、これから今年度産米が出回ってくる中で、価格も落ち着いてくるのではないかとの見方が多いようです。現在の米不足は短期的な状況であり、長期的に見ると、やはり米は余ってくる傾向にあると思っております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　委託料だとか予備費だとか不用額だとか、そういうところにこだわって、一般会計全体のあれで総括的に見てみたいなと思って質疑させてもらっているんですけれども、結局、事業として、その年度内にやらなければいけなかったことができなかった場合、不用額というところに来るのではないかなと思うんです。予備費がそのまま来るというのもありますけれども、それ以外のところはですね。

それが大きいのではないかと思って、公有財産購入費の執行率のことを挙げさせてもらったんですけれども、ですから、それぞれの費目の執行率をきちんと見ていかないと、ただ、賠償とかそんなのは低いほうがいいに決まっているのでいいんですけれども、事業に関わること、特に市長が公約として挙げられているようなこととかの事業が執行されなかったということに対しての、この表から拾うのは難しいですけれども、私としては、不用額のところから拾いたいなと思っていて、先ほどの公有財産購入費の執行率のことなんですけれども、道路じゃないかと思いますみたいなことをおっしゃったんですが、私、そこをきちんと、道路なら道路で、どの道路が通らなくて、今回、津波だ何だのあれで、結構南海トラフのことなんかでも、旭市は地図の中で赤いところの中に入っていましたし、そういう意味では、避難道路とかが本当に早期に通らなければいけないことなんだと思うんです。ですから、令和５年度でここの公有財産購入費が14.1％だったというところを非常に重く見ているんですよ。ですから、この14.1％に終わったことの具体的なところをお願いします。

（４）ですけれども、課長としてはというか、当局としては、今回の米騒動は一過性のものだというふうに捉えていらっしゃるということで。ただ、先ほども言いましたように、就農していらっしゃる人もどんどん減っていますし、気候変動で、去年よりも、今年よりもも

っともっとすごい状態になるようなことも考えられますし、そういうところを鑑みてちゃんと予算編成にそのあたりのところをきちんとやっていただきたいなというのが、政府の考えもありますでしょうし、ものすごく大きな問題だと思います。

○議長（飯嶋正利）　再々質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　公有財産購入費の関係でお答えいたします。

公有財産購入費の建設課の主なものとして、先ほど議員がおっしゃいました津波避難道の用地未取得分の用地代を計上させていただいております。それが2,100万円。

あと、飯岡海上連絡道でも、先ほど質疑があったんですけれども、難航している用地がございまして、その分とＪＲの土地を一部買う予定をしておりましたものがございまして、その予算額3,681万2,000円が主な金額になっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　水田農業構造改革推進事業につきましては、国の動向や社会情勢に注視し、旭市の特性に合った農業振興を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

議案の質疑は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩　午前１１時　２分

再開　午前１１時１５分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の質疑を行います。

続いて、伊場哲也議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第、始めてください。

伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　議案第１号、令和５年度旭市一般会計決算に関する質疑をいたします。

５点ございます。

１点目、説明資料でございます。説明資料の７ページに、市税徴収実績表記載の調定額に対する収入割合が96.9％と、前年度比1.3％増という記載がございますけれども、金額にしてどれぐらいの金額なのか、お伺いいたします。

２点目、同じく説明資料の８ページに、地方消費税交付金（社会保障財源化分）、予算科目、決算額、財源内訳、特定財源の記載があるんですけれども、その款項目の中に、「その他」という財源の項目があるんですけれども、この「その他」という財源はどんな財源なのか、お伺いいたします。

３点目でございますけれども、同じく説明資料の８ページに入湯税、この入湯税についての説明書きがございます。消防施設その他消防活動に必要な施設の整備及び観光の振興等に要する費用に充てられるという記載がございますけれども、この観光の振興等、などということにちょっとですね、それ以外に何かあるのかなと思いましたので、観光の振興と観光施設の整備以外にどんな費用に充当されているのか、お伺いいたします。

４点目でございますけれども、同じく説明資料の８ページ、森林環境譲与税。この森林環境譲与税につきましても、活用状況について教えていただければというふうに思いますので、お伺いいたします。

それから、（５）でございますけれども、これ本議会で関係された方々、特に一般会計決算に関しての説明、これはタブレット上での説明になりまして、聞き漏らさず努力しても結構限界を感じつつ、併せて説明資料の記載、これが大変理解するのに私にとって有効でありました。

そこで、説明資料を十分勉強させていただいたわけですけれども、初めに、まずは決算の概要の10ページ分が省略されて、おっと思ったんですけれども、それは途中の説明資料で記載がございましたけれども、初めに、１点目として、書式を変更された理由。多分、棒グラフにしたり、折れ線グラフにしたり、色分けしたりして見やすく理解しやすくといった配慮での変更理由ではなかったのかと推測いたしますけれども、執行部のほうの変更理由をお聞かせ願えればと思いました。

あわせて、人口の、これは５ページだったでしょうか、４ページですか。人口の世帯数並びに人口１人当たりの額、１世帯当たりの額、これを割愛、今回されているはずです。恐らく説明資料の作成上のスペース等の関係だったのかと推測はいたしますけれども、この割愛した理由についてお聞かせください。あわせて、差引増減の文言が、会計についてまだまだ

勉強不足のところがありまして、「決算額」から「増減額」という文言に変更されているんです。これについては、昨年度までと何かこう変更せざるを得ない理由があったのか、その根拠なり、理由なりを教えていただければと。

最後、４点目でございますけれども、年度末の基金現在高の推移で特別会計の計、並びに全会計合計、これが私の確認した段階では削除されているのではないかと確認したんですけれども、その理由。（５）につきましては、４点併せてお伺いいたします。

１回目の質疑は以上でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（榎澤　茂）　私のほうからは、１点目の調定額に対する収入割合、前年度比1.3%増と、金額にしてどれくらいかということでご回答申し上げます。

調定額に対する収入割合につきましては、収入済額を調定額で除した割合となりますので、令和５年度の調定額の合計は80億9,626万2,000円になりますので、こちらに1.3%を乗じますと１億525万1,000円ほどとなります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　それでは、財政課のほうから、（２）番から（５）番までお答えしたいと思います。

まず初めに、（２）の地方消費税交付金の財源のうちの「その他」というところの部分の伺いですが、説明資料８ページの左側の表に記載されていますとおり、特定財源の「その他」は特出しして表示しております国・県支出金、地方債以外の特定財源になりまして、分担金及び負担金や、使用料及び手数料、繰入金、諸収入などになります。

続きまして、（３）番です。

（３）番については入湯税の関係なんですが、入湯税は、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備及び観光の振興に要する経費以外ですと、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設に要する経費に充当することとなっております。

続きまして、（４）番の森林環境譲与税の活用状況ということでございました。

森林環境譲与税につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、間伐材等の森林の整備に関する施策と人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林の整備の促進に関する施策に充てることとされています。

令和５年度における森林環境譲与税の歳入決算額は780万8,000円で、森林環境整備基金積立金に積み立てております。

令和５年度に森林環境整備基金からの繰入れで活用したものは、海岸保安林植栽工事等に421万5,000円、中央小学校の木製のげた箱設置に641万1,000円、千葉県森林クラウドサービス利用料及び千葉県森林経営管理協議会会費に17万円、合計で1,079万6,000円となっております。

続きまして、（５）の説明資料の関係の回答になります。

議員おっしゃるとおり、説明資料の見栄え等を大きく変更した理由なんですが、議案が今回のタブレットによりペーパーレス化したことに伴って、これまで紙ベースでグラフなどを白黒で表していたものを今回カラーで表すことができるようになり、より見やすいように、分かりやすい資料の作成が可能となったという観点です。

書式を変更した理由は、冒頭申し上げましたとおり、この書式のほうが見やすいと判断したためです。

人口と世帯数並びに人口１人当たりの額と１世帯当たりの額を割愛した理由は、１ページ内に表とグラフを併せて表示したほうが見やすいとの判断の中、情報量が多くなり過ぎるため、大本である決算額を優先して記載し、計算で算出できるものは記載から除かせていただいたものです。

差引増減の文言を「決算額」から「増減額」に変更した理由は、これまではその増減額のところに決算額と１人当たりの額、それから１世帯当たりの額、三つ増減額の記載があったため、どの増減額か分からないために決算額としてあったというところなんですが、今回の説明の資料では決算額のみの記載となりましたので、増減額という文言といたしました。

基金の状況で特別会計の計と全会計合計を削除した理由は、本資料が一般会計の資料であるため、今回一般会計所管の基金のみの記載に見直したものでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　再質疑をさせていただきます。

１点目でございますけれども、後ほど課長にお伺いして、収納率の算出方法、ご説明ございましたけれども、即理解できないところがありますので、また勉強にお邪魔させていただきます。分かりやすく、よく教えてください。ありがとうございました。

２点目は結構でございます。

３点目、整備以外にどんな費用に充てられるかということでご説明いただきましたけれども、説明資料のご説明いただいた内容は何ページに出ているか、お教えいただけますか。課長が作られた説明資料でございます。

それから、（４）の森林環境譲与税でございますけれども、令和４年度の決算分から見まして298万7,000円減額されていると。その理由です。それが一つと、あわせて、現在の整備基金高、これも資料に載っていたかと思いますけれども、確認する意味でお教えください。

それから、（５）でございますけれども、確かに色もつけていただき、棒グラフ、折れ線グラフ等々は見やすくなりました。あわせて、理解しやすくなりました。しかしながら、削除したところが逆に分かりづらくなったという、決してメリットだけではないと、デメリットにつきましても、私自身、確認をしたつもりでございます。

そこで、これはこの場で質疑して即答いただけるのか疑問はございますけれども、令和５年度末の市税１人当たりの額並びに市税１世帯当たりの額はいかほどになったかということをお尋ねいたします。参考までに、令和４年度の決算段階におきましては、市税１人当たりは12万4,526円と示されており、１世帯当たりは29万513円と、額が非常に分かりやすく身近な額で示されているんです。しかしながら、令和５年度のこの決算説明書におかれましては削除された関係で分かりませんでしたので、その点について、令和５年度市税１人当たりの額並びに１世帯当たりの額についてはどうなのかということをお聞きいたします。

以上でございます、再質疑。

○議長（飯嶋正利）　再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　（３）の８ページですよね。それは８ページに書いてあるということでよろしいですか、回答としては。入湯税の関係。

（「８ページの右側ということですか」の声あり）

○財政課長（池田勝紀）　はい。今回入湯税の内訳を見積もっています。充当したのは載せてある三つということです。

そのほか、環境衛生施設だとか、鉱泉源の保護管理施設、そういった経費にも充てられるということです。

（「充てたではなくて」の声あり）

○財政課長（池田勝紀）　充てられるということです。その他の部分、そのほかの部分ということで、その二つは充てられるということです。

続けて大丈夫ですか。

（発言する人あり）

○議長（飯嶋正利）　今答弁しているんで。

○財政課長（池田勝紀）　森林環境譲与税の関係、減の理由……。

○議長（飯嶋正利）　暫時休憩。

休憩　午前１１時３１分

再開　午前１１時３２分

○議長（飯嶋正利）　会議を再開いたします。

答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　森林環境譲与税は森林環境整備基金のほうに積み立てております。現在高としては1,257万8,000円になります。

減になった理由としては、譲与税よりも活用のほうが多かったということですかね。

（５）番になりますが、１人当たりの数字はちょっと待ってもらっていいですか。

○議長（飯嶋正利）　暫時休憩。

休憩　午前１１時３３分

再開　午前１１時３３分

○議長（飯嶋正利）　会議を再開いたします。

答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　申し訳ございませんでした。

人口１人当たり12万5,973円、世帯当たり28万7,976円となります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　課長、（４）についてよろしいですか。

基金については確認させていただきましたけれども、298万7,000円の減の理由、何か使ったからというお話がありましたね、答弁いただきましたけれども。

だから、それが具体的にこういうことで、いわゆる使途の内容をご説明いただき、だから減額になったんだよという、そこをお聞きしたいんです。（４）につきましては。そこはよろしいですか。ご理解いただいていますかね。

それから、（５）につきましては、先ほども今回説明資料を変更されているということで、決してこれ否定するものではないんです。しかしながら、内容によって令和４年度と比較した場合に、今質疑させていただきましたように、１人当たりとして、市税として５年度は１人当たりに換算したときにどれぐらい市税として徴収できたものか。１世帯当たりということを考えたときに、４年度の決算資料の説明資料には載っていたけれども、今回は割愛されていますよね。

ということは、割愛の内容がよかったかどうかということを問題提起したいので、質疑したんです。私は、日頃の生活で何千万円だ、何億円だという金は目にしていないんです。１万円、数万円、12万5,000円年間市税としてというと頭にすとんと入るんです。そういった意味で、今言いましたように質疑させてもらいましたし、それを割愛したことは果たしてよかったのかということをお考えいただきたい意味でも質疑をさせていただいた、この点はご理解ください。答弁いただきありがとうございました。

（４）の３回目の質疑につきましてはいかがでしょうか、課長。

○議長（飯嶋正利）　再々質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　一応、内容を最初のあれで申し上げたと、もう一度……

（「最初のあれでというのが残っていないものですから」の声あり）

○財政課長（池田勝紀）　分かりました。もう一度。

内容ですけれども、要は令和５年度において森林環境譲与税の歳入決算額は780万8,000円で、森林環境整備基金に積み立てられている、まずは。

令和５年度に森林環境整備基金からの繰入れで活用したものは、海岸保安林植栽工事等に421万5,000円、中央小学校の木製のげた箱設置に641万1,000円、千葉県森林クラウドサービス利用料及び千葉県森林経営管理協議会会費に17万円、合計で1,079万6,000円という内訳になっています。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第１号の質疑を終わります。

議案第２号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第３号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

松木源太郎議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　議案第３号、旭市国民健康保険事業特別会計の事業会計部分です。

国民健康保険は、旭市のような地方自治体では一番被保険者数が多い保険であったんですけれども、現在ではどのような状況かということを、まず市で把握しているかどうかです。

つまり、農家においても会社化しているところについては、厚生年金と健康保険が今義務化されておりまして、大変な状態に今、経営的になっているわけです。

この推移を見ますと、これは歳入歳出決算に関する説明資料でありますけれども、令和５年度の状況では世帯数でもって１万140世帯、被保険者数が１万6,948人ということになっています。これは元年の１万1,000世帯から大変減っているわけです。それに伴って、例えば、保険の納付関係についてもかなり減っているわけです。

つまり、この事業は、旭市における保険事業としては大変人口的にも少ない方々を対象にせざるを得ない状態になっているわけです。

ところで、先ほども市長に読んでお知らせしましたけれども、国民健康保険税の部分についてはすごく対象者が減っている、このような状態を今どのように考えているか。

２番目は、今後の状況について、推移として市としてどのように考えているか。

この１と２についてご説明いただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（髙野　久）　それでは、松木議員からの質疑につきましてご回答いたします。

まず、県が財政運営の責任主体となっている中で、旭市の運営の状況は現在どうなっているかというご質疑でございました。

議員がおっしゃるとおり、国保の広域化に伴いまして、県では国民健康保険の運営に関する統一的な方針として、平成30年度から千葉県国民健康保険運営方針を策定しております。本市においても、この方針に基づき、国民健康保険事業を運営している状況でございます。

その中で、本市の国民健康保険運営の現状ということでございます。

現在、被保険者数の減少につきましても、先ほどご質疑にありましたとおり、減少しておりまして、新型コロナウイルス感染症の流行による経済の停滞などによりまして、保険税の税収は減少しております。また、医療の高度化や高齢者割合の高まりを受けまして、１人当たりの医療費は年々増加を続けておりまして、総体的には財政状況は厳しい状況にあると考えております。

（１）については、こちらの回答をさせていただきます。

続いて、（２）でございます。

こちらにつきまして、令和５年度の状況と今後の問題ということでございます。

先ほどご回答しましたとおり、令和５年度における本市の国民健康保険事業は厳しい財政状況であるということは認識してございます。

なお、今後の問題としましては、被用者保険の適用拡大によりまして、短時間労働者や個人事業所での勤労者の社会保険の加入が進みまして、国保の被保険者数はより一層減少し、財政はさらに厳しいものと考えております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　そこで、一つお話を聞かせていただきたいんですけれども、この国保について、実際に収納率が悪く、さらには収納率が悪いところへ向かって、今度は受診ができないような状態と、今マイナンバーカードを含めた保険証の問題があって、大変困っている方が多いわけですけれども、それに対する今現在の市の、今年の暮れ以降の対応についてはどのように考えているか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　再質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（髙野　久）　それでは、松木議員の再質疑につきましてご回答いたします。

先ほども触れましたとおり、被用者保険の適用拡大ということでお話しさせていただいた

とおり、今労働基準法の改定の関係で、徐々に被保険者のほうは減少してございます。

また、税収につきましても、先ほど回答しましたとおり、年々被保険者が減る状況にありまして、税収のほうも総体的に落ち込んでいる状況でございます。

これにつきましては、今後、令和６年度、７年度につきまして減少傾向であることと思いますので、こちらにつきましては、今後予算編成の中で反映させていきたいと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　令和５年度に、実は私も相談を受けたことがあるんですけれども、滞納でもって保険証を使えない、ただの証明書だけという方も含めて、どの程度いらっしゃるんですか。簡単でいいですから、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　再々質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（髙野　久）　申し訳ありません。ちょっと今滞納者のリストにつきまして手元にありませんので、後ほどご回答させていただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。ちょっとお待ちいただいてよろしいですか。

○議長（飯嶋正利）　暫時休憩。

休憩　午前１１時４６分

再開　午前１１時４７分

○議長（飯嶋正利）　会議を再開いたします。

答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（髙野　久）　失礼いたしました。

令和５年度の短期被保険者証発行数並びに資格証の発行数についてご説明させていただきます。

まず、短期被保険者証につきましては、被保険者数421名になります。

また、資格証につきましては85名になっております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員はそのまま質問席でお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第３号の質疑を終わります。

議案第４号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第５号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第６号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　議案第６号、水道事業会計決算についてご質疑申し上げます。

旭市の水道事業会計はご存じのように１市３町が合併して、いろんな形でもってその配管等が合併前の状態でもって行われているので、大変いろんな問題を抱えているというふうに聞いております。

そこで、この令和５年度の状況について、簡単にこの会計の総括表から見てみますと、行政内の水道の利用者が減っているわけです。行政内人口が787人減って、それから給水人口も390人減って、普及率は0.6ポイント増えていると。有収水量も７万1,896立方メートル減っている。つまり、こういう状態に、今旭市の水道がなっているわけです。

そして、旭市の水道は、実は大変いろんな問題を抱えております。

一つは、一番大きい水道の利用量がある旧旭市の中で、ご存じのように水圧式の給水をしておりますから電気がすごくかかる。それから、３町におきましては、いろんな形でもって自然流下をしている。こういう中で、私は大変これからの水道事業は難しくなるのではないかと思います。

そこで、現在抱えている、利用者が減っている状態について、水道担当課としてはどのように考えているか、今後の水道料の状況についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　今後の水道、人口のほうの状況でございますが、先ほど松木議員からございましたように、給水人口等、減少傾向にございます。ただ、その中で給水件数だけは増えているような状況でございまして、これにつきましてはアパート等の増加によるものだと考えております。

この給水人口の減少につきましては、今後の、まだ給水の取り出しをしていますが、地下水を利用している方がまだ多くいらっしゃいますので、もう既に給水の取り出し工事を実施している方へ上水道の利用のほうの推進をしていきたいと考えております。

今後、人口の減少に対しまして、水道ビジョン等のいろんな計画を基にして推進のほうを図っていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　なぜそういうことを私申し上げたかというと、監査資料の中でもって、こういうことを言われています。「今後の事業運営については、給水人口の減少や節水意識の向上等により、給水収益の大幅な増加が見込めない中、水道施設の一斉更新時期の到来に伴う更新需要の増大を控え、厳しい経営環境となる状況が差し迫っている」ですから、本当に旭市水道事業ビジョンや旭市水道耐震化計画、こういうようなものをもって、これは早く明らかにしていただいて、今後の財政的なめどについて市全体でもって取り組まなければいけないことに、今この令和５年度の決算の状況を見ると、ますますそのように感じるわけです。

これについては今どのようになっているか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　再質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　現在の水道事業のほうでの計画でございますが、大きくは水道事業ビジョンというものにおいての計画に基づいて実施をしております。

この水道ビジョンにつきましては、現在、中間年での見直しをかけております。これは経営戦略のほうが５年に１度の見直しということがございまして、この水道ビジョンの中に経営戦略も含まれておりますので、そういった関係で、本年度、水道ビジョンの計画を見直してございます。

この今の見直しの中で、先ほどの監査委員からの決算の意見書の中にもございましたが、能登半島の地震等で得られた知見等も反映しながら、決算の要望の意見も踏まえまして、見

直しのほうに反映していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　ありがとうございます。

ただ、水道の耐震化率10％未満なんですね。８％というのが公表されていますけれども。それと、旧旭市のポンプ圧送のところに今度建て替えるという問題があるそうですけれども、しかし、この部分の対応で幾らかかるかということを早く把握して、どうするかという計画的なことを議会にも発表していただきたいと思うんですよ。

というのは、私が聞くところによりますと、私は昔の市や町の水道を担当した方から聞いたんですけれども、旭市がそういう流下式のやつをやっていないので、周りのほうから少し援助してもいいという方針があるのではないかと。旧海上町はどういう水道塔を造っていたかというと、２段式の水道塔であって、下の部分の平地部分については下の部分につける。それから、鶴巻をはじめ、上の部分については上のほうに水道塔をつけて、２層式になっていたりして大変工夫してあるんだけれども、旭市はもう最初から塔も建てないで、電気をいつでもかけるような形でもって圧送している。こういう矛盾がちゃんと統一されなければ、本当に水道が安心して使える状態にならないというご意見をいただいたんです。

ここのところを早く統一的に、将来お金のかからない、また水道料金が上がらない、そういう形のものにするには今しかないと思っているんですけれども、これについてはどのような考えが今出ておりますか。いつまでにそういうことについての計画が出されますか。このことをこの決算の機会にお聞きしておきたいと思ったわけです。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　再々質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　旭区域のポンプ圧送につきましては、現在の水道ビジョンの中でも圧送地域を縮小しまして、飯岡配水場、海上配水場、干潟配水場からの自然流下の区域を広げるという計画を持ってございます。

現在、その区域を広げるための事業としまして行っているものでございますが、そちらの飯岡配水場のほうからの区域を広げるために、東足洗地区の増径の更新工事を行っております。もう一つは、海上配水場区域からの自然流下の区域拡大ということで、後草から網戸地区への配水管の増径を行ってございます。

今後の予定で申し上げますと、干潟配水場につきましては、拡大したときに容量が足らなくなるという問題がございますので、干潟配水場のほうの増池をしまして、増池が完了した後に、区域拡大の配水管のほうの整備のほうも行っていく予定でございます。

ただ、干潟配水場の整備につきましては、現在の旭配水場のポンプ施設の更新を行っておりますので、そちらの更新のほうのめどといいますか、完了した後に、干潟配水場のほうの増池という形になろうかと思っております。

現在のポンプ圧送の縮小の計画につきましては、以上でございます。

あと、旭配水場のほうのいろいろな事業の関係ですが、現在の物価高騰によりまして、だいぶ事業費等が高騰しておりますので、その辺につきましては、今年度ビジョンの見直し等を行いますので、その辺の費用についても精査していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

議案の質疑は途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

休憩　午後　零時　０分

再開　午後　１時　０分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

続いて、戸村ひとみ議員、質問席へ移動願います。

ここで、質疑の前に執行部に申し上げます。

議員の質疑に対しましては、簡潔明瞭、丁寧にご答弁いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　議案第６号、令和５年度旭市水道事業会計決算です。

まず最初に、（１）、９ページです。旭市水道事業剰余金処分計算書、これは（案）で出ております。これの説明をお願いいたします。企業会計は非常に私には分かりにくくて、分かりやすいご説明をお願いいたします。

あと、（２）です。遡りますが、４ページの不用額、金額にして8,093万1,487円、あと６ページの不用額、こちらは大きいんですけれども、４億7,862万6,775円、この２点の不用額の内容をお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　それでは、初めに、（１）のほうの剰余金の処分について説明申し上げます。

剰余金の処分とは、事業により生じた利益の使途等を明確にするために行うもので、資本金へ組み入れ、資本的支出に充てるための減債積立金や建設改良積立金に積み立て、将来の費用や損失に充てるための利益積立金等への積立てなどが考えられます。

旭市水道事業においては、企業債の償還、老朽化した施設の更新、耐震管への布設替えが課題となっていることから、当年度純利益であります8,023万5,961円については、令和６年度に支出予定である企業債償還金に見合う2,843万5,961円について減債積立金へ、残りの5,180万円を将来の管路や設備の更新のために使用する建設改良積立金に積み立て、処分することを提案するものでございます。

また、決算書５ページにございます建設改良工事等の不足する財源に補塡しました減債積立金と建設改良積立金の取崩しの額１億3,167万9,291円につきましては、資本金へ組入れを提案するものでございます。

続きまして、２の不用額の内容についてでございます。

まず初めに、４ページのほうの収益的収支でございますが、第１款水道事業費用の不用額8,093万1,487円でございますが、この多くを占めますのが、下段にあります第１項営業費用の不用額5,936万9,580円で、その中での主なものとしまして、受水費、委託料、動力費、減価償却費などが挙げられます。

受水費では、増加傾向でありましたが、東総広域水道企業団からの受水量が令和５年度は減少に転じたことで、約1,580万円の不用額が生じました。

委託料につきましては、旭配水場の設備点検や警備の業務委託などの入札差金などで、約610万円の不用額が生じております。

次に、動力費では、社会情勢による電気料金の値上げなどを加味していましたが、国の支援措置により、電力供給会社が料金の引下げを行ったことで、各配水場の電気料金で約1,830万円の不用額が生じております。

続きまして、減価償却費では、管路の移設などにより資産の除却処分を行ったため、約1,900万円の不用額が生じております。

続きまして、６ページにあります資本的支出のほうでございますが、第１款資本的支出の不用額４億7,862万6,775円でございますが、そのほとんどを占めますのが第１項建設改良費の不用額４億5,862万5,491円で、不用となった主な要因としましては、国の補助金の活用を予定しておりました旭配水場ポンプ施設更新工事、旭及び飯岡地域の基幹管路の更新工事などを実施できなかったことによります。

この二つの事業での不用額ですが、旭配水場ポンプ施設更新工事及びその附帯工事で約１億8,730万円、基幹管路更新工事及びその附帯工事で約１億8,150万円、合わせて約３億6,880万円となってございます。

実施できなかった理由につきましては、社会情勢の変化により、材料の調達期間が当初の想定より大幅に伸び、国に提出しました計画期間内に工事が完了しないおそれが生じ、計画期間の見直しが必要となったため、令和５年度での実施を見送ったものによるものでございます。

なお、建設改良費内でのそのほかの不用額は、入札差金などになります。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　ありがとうございます。

それでは、剰余金のほうなんですけれども、案として上がっている減債積立金の積立額とか、建設改良積立金の積立額、こちらのほうの令和５年度の評価をお願いいたします。

それと、課長がおっしゃったように、建設改良積立てのほうは長くかかる大切な工事の原資になるわけですから、そこのところの令和５年度の評価です。令和５年度で思ったとおりの積立てができたかとか、そういうところです。

それと、不用額のところですが、先ほどの第１号議案でもそうなんですけれども、契約差金とかというのは、企業努力をしてくださって、応札価格というのが低く抑えられて、不用額に回っているというのは、非常に私はいいことだとは思うんですけれども、今回のように材料の調達が期間内にできないというようなことで、国の補助金がそこには充てられないというふうになって、でも、今回、不用額では上がっていますけれども、これをやらないということではなくて、次年度にもう１回やり直しでやられるということですから、そこのところで、とても大切な工事だと思いますので、不用額としてお聞きしましたけれども、これで

やらないということではないということを今確認しましたので、そこのところ、ありがとうございます。

それと、前者のほうのご答弁で、水道ビジョンのことを答弁されました。令和６年度の見直しということの中にいろいろ盛り込まれているんでしょうね、今現在。

令和５年度での耐震化工事、執行率は先ほど前者のほうで８％ということを言われていましたけれども、これは耐震化工事と、老朽化した管の取替えというんですか、布設替えというんですか、それの執行率、それから、耐震化工事のほうの予定していた分が令和５年度にどれぐらいできたのかという、８％の執行率の評価です。

管を替える工事のほうも、令和５年度でどれぐらい進んで、それが予定していたものとどうだったのかというところをお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　初めに、（１）の剰余金のほうの処分についての関係でございますが、この積立てにつきましては、説明の中で純利益を積立ていたしますので、純利益の範囲内でしか積立てができません。

減債積立金と建設改良積立金の両方に積立てている内容ですが、減債積立金をまず、毎年度償還がございますので、そちらを優先して積立てをいたしまして、減債積立金を確保して残った分を建設改良に積み立てるというような方式を取ってございます。

（２）のほうの耐震化事業の進捗というようなことで答えさせていただきます。

まず、決算書のほうにもございますが、令和５年度の耐震化のほうの更新率は0.15％となってございます。

現在、管の更新につきましては、全て耐震性のある管を使用しておりますので、これについては、耐震化率のほうで見ていくことになります。当初予定しておりました計画の耐震化率で申しますと、0.32％という数字で予定してございました。決算におきましては、0.15％ということで、減少している状況でございます。この達成率につきましては、46.5％というような形になります。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　ありがとうございます。

減債積立てのほうを優先して、残った分を建設改良積立てというふうにご答弁があったん

ですけれども、建設改良積立てのほうは、目標というんですか、どこまで積み立てるのかみたいなものはあるものなのですか。そこをお願いいたします。

それと、耐震化工事のほうは、令和５年度では0.32％を予定して予算を取られていたんだと思うんですけれども、それが結果0.15％にとどまったということで、ここのところの要因というのは、先ほどの材料の調達とか、こちらにも関係するのかなとも思うんですけれども、ほかにも要因があるようでしたら教えてください。

○議長（飯嶋正利）　再々質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　まず、剰余金の建設改良積立金の目標ということでございますが、こちらにつきましては、先ほども回答させていただきましたが、純利益が基準となりますので、目標数値というものは定めてはございません。

それから、次の不用額のほうの、補助金の関係で施工できなかった工事、それから令和５年度の中で令和６年度へ繰り越している事業、工事がございますので、そちらの工事の発注はしましたが、まだ完成していないということで、耐震改修の実績にはなっておりませんので、その部分も含めますと、多少耐震化率というのは上がってくるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第６号の質疑を終わります。

議案第７号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　議案第７号、旭市公共下水道事業会計決算について質疑申し上げます。

今回の決算によりますと、当期純利益が約8,400万円出ているという言い方をしておりますけれども、しかし、公共下水道は大変普及が進んでいないわけです。例えば、処理区域内

人口が6,509人あるうち、106人減っているわけです。接続人口についても減っているわけです。

ですから、大変水洗化率も悪くて、この状態が続けばということで、結局、第２期の計画はストップということになっておりますけれども、公共下水道の第２期、西の部分についてストップしたことは、これからの公共下水道の事業にどのような影響があるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　公共下水道事業の区域の見直しにつきましては、今後、拡大をしても、それに見合う収入が得られない。拡大に対しての事業費が高額になるということの中で、今回、見直しをして、現状の区域での今後の拡大をしないという方向性にさせていただいております。

公共下水道事業以外の区域につきましては、上位計画である旭市汚水適正化処理構想において、汚水処理の方式につきましては、合併処理浄化槽による個別処理での方式を取っていくこととなってございますので、整備済みの区域につきましては、今後とも維持管理等をしっかりと進め、水洗化率の向上を図っていきたいと思っております。それ以外の地区につきましては、合併処理浄化槽のほうの接続による個別処理の対応をしっかりして、対策を取っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　第２期分の工事を進めないで、区域を第１期分だけでもってとどめたということなんですけれども、二つ問題があると思うんです。

一つは、水洗化率がなぜ上がらないか。74.8％、７割４分ですから、まあまあじゃないかと言うでしょうけれども、結局、この中には、平米800円の下水道加入料を払っている方のうち、約２割６分が下水道を使っていないわけです。逆に言うと、くみ取りの人はいないでしょうけれども、合併処理浄化槽でもって処理をしている。つまり、公共下水道が始まる前から合併処理浄化槽を使っていた方は、それを転換しないままでいるということだと思うんです。

これについては、もう少し補助金などをこの部分については加えて、その方が、結局、平米800円の負担をしているわけですから、それに見合ったような補助をして替えてもらうと

いうことが必要ではないかと思います。この点についての何か対策は考えていらっしゃるか。これは市長に考えを、これからするとか、しないとかも含めて、答弁していただきたいんですけれども。

その方の合併処理浄化槽が不要になるというか、使えなくなった場合に、また新しく合併処理浄化槽にするということも考えられてしまうわけなので、そういう場合には公共下水道につなぐという決断を住民がしてもらうための方法を取らないと、26%前後の区域内での下水道使用料が上がらないままになってしまうと思うんです。このことについて一つの方策を出さないと、第２期分は始めないからしょうがないけれども、いつまでもこのような状態が続くのではないかと思うんですけれども、そこら辺のところ、担当課と市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　再質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　水洗化率の向上につきましては、重要な課題と認識しております。現在、水洗化率の向上ということで、訪問等によって推進を図っております。

下水道区域におきましては、合併処理浄化槽ではなく、公共下水道に接続していただくということが基本でございますので、なかなか接続率が増えない状況である中で、以前、奨励制度というものがあり、松木議員からもご案内していただいたことがございますが、今後、奨励制度を復活させるかどうかということはまだ分かりませんが、推進方法について、公平性や経営状況も考慮しながら検討していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　米本市長。

○市長（米本弥一郎）　水洗化率の向上につきましては、少しでも水洗化が進めば、それだけ公共下水道の経営が向上してまいりますので、今後、担当課とも相談しながら進めてまいりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　ありがとうございます。

私は、実は、４年前に家を建てるときに、駅に近くて公共下水道があるところということで探して今の土地に建てたわけです。そのときに、数年前だか、その少し前に、私のところは800円の負担をするところではなかったんですけれども、前の土地まで公共下水道が通っているということで、通って何もしなくても使える方は、一定の負担をしていただければ使

ってよろしいという制度に変わったそうです。最近だそうです。

ですから、そういう利用の方もいるし、また、地域内でもって、本当にそろそろ合併処理浄化槽はもう無理だなというような方がどうしようかなと思ったときに、公共下水道につなぐような、誘導するような施策というのを考えていただければ、これが向上するのではないかと思いますので、そこら辺のところをご検討いただきたいということを言って、質疑を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

続いて、戸村ひとみ議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○４番（戸村ひとみ）　お願いします。

令和５年度の旭市公共下水道事業剰余金の処分計算書、こちらのほうの案なんですけれども、先ほど上水道のほうでお伺いしたんですが、こちらは減債積立金の積立てが金額として出ています。

その下の建設改良積立金の積立てがゼロで出ているんですけれども、先ほどの水道のほうの答弁ですと、減債積立てのほうを優先して、残りを建設改良積立てのほうにという、順序の中をそういうふうにするというお話だったんですけれども、それと同じ考え方なのであれば、建設改良のほうがゼロというところの説明をお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　公共下水道の積立てにつきましても、基本的には、水道事業も同じ公営企業ですので、同じなんですが、公共下水道につきましては、まず、企業債の償還金が、現在、毎年約２億8,000万円ほどございます。純利益を積み立てるということに関しては、公共下水道の場合には１年遅れというような方法を取っているんですけれども、前年度の純利益を剰余金のほうに積み立てておりますので、前年度の純利益の金額が7,325万6,899円ということで、償還の金額にだいぶかけ離れているような状況でございますので、まず償還の支払いのほうに充てる積立金を先に積み立てさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　それでは、建設改良積立金がゼロでいいのかという、そっちのほうの議論になるんだと思うんですけれども、下水道のほうも、能登の地震でよく分かったんですけれども、上水道がつながったにしても、下水道が流れなければ上水道を流すことができないということで、大変なことが起こってしまうので、水道をまだ開くことができないというようなことを聞きまして、なるほどと思ったんですけれども、そうした場合、この建設改良というのは、先ほどの水道のほうのお話と同じような内容で使われるものだとしたら、この積立金も非常に重要なものではないかなと思うわけです。

そうしたときに、令和５年度ゼロで、過去あるいはこれから先の見通しみたいなものというのはどうなりますかしら。純利益の中で残ったものを積み立てるから目標はないということだったんですけれども、いろいろなところの工事に影響することですから、だいたいどれぐらいのものが必要で、今現在どういった金額でというのも詳しく教えてください。

○議長（飯嶋正利）　再質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　まず、公共下水道のほうの改良工事といいますか、更新工事につきましては、ある程度はございますが、まだそんなに大きな金額のものが令和４年度、令和５年度はなかったということもございまして、減債積立金のほうに積立てをしてございます。そういった状況から、建設改良積立金につきましては、公営企業に移行してから、積立てをしたことはございません。

建設改良積立金がない状況の中での補塡財源なんですけれども、そちらにつきましては、内部留保資金であります過年度分の損益勘定留保資金を補塡財源として充てていくということで、現状のところ、減債積立金のほうの積立てでいくという予定でおります。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　分かりました。

監査のほうからも、公共下水道事業の健全化というようなことをご指摘されていたかと思います。これから人口減少やらもろもろ、そういうことを加味しても、公共下水道事業の健全化というのは本当に大変なことではあると思うんですけれども、前者のほうのご答弁にもあったかと思うんですが、今後の見通しをお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再々質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　公共下水道につきましては、５年に１度、施設の調査をしております。その中で、現在、浄化センターの中にある汚泥棟というところの施設の更新が必要という結果が出ておりまして、そういった調査に基づきまして、ストックマネジメントですとか、現在、見直しを行っております経営戦略等の中で計画的に更新、修繕のほうを行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第７号の質疑を終わります。

議案第８号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第９号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

井田孝議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

井田議員。

○８番（井田　孝）　では、議案第９号、令和６年度旭市一般会計補正予算、15ページの小学校統合整備事業の委託内容について、その工事概要を伺います。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　それでは、補正予算書15ページの小学校統合整備事業の内容についてお答えいたします。

委託の内容につきましては、干潟地域小学校の代表者会議で、開校時期を令和９年４月とする答申がありました現古城小学校を、新しい小学校としての開校準備として、校舎及び屋内運動場等の改修工事等を行うための実施設計を行うものでございます。

予定している主な工事内容としましては、建築工事として、教室の床・壁・天井の改修、エレベーターや多目的トイレ等のバリアフリー改修、屋根や外壁補修等を行う予定でございます。設備工事としましては、老朽化に伴う電気・機械設備等の改修を、外構工事として、

バスロータリーや駐車場の整備、東側のり面下に擁壁等の設置を検討してまいります。また、体育館につきましては、空調設備の設置についても検討する予定でございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　大規模改修を行うというお話なんですが、一度大規模改修をやると、今後10年、20年近く工事をなかなかできないと思うんですが、今回の工事で、埋設されている配管類の工事は行うのかお聞きします。

○議長（飯嶋正利）　再質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　今回工事する古城小学校につきましては、建築後約30年を経過しておりますので、通常の大規模工事を改造工事と併せて実施する予定でございます。

その中で、インフラ関係、配水管などについても、校舎内工事を行う予定でございまして、それと併せまして、東側ののり面の工事を、北部林業事務所のほうで擁壁の増し打ち工事をしていただく予定になっております。そちらに係る水道管など、そちらのほうの移設工事も行う予定でございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　では、３回目なんですが、今回の設計に対して、概算の工事費というのは、ある程度、目安を立てて設計を委託しているんでしょうか。

○議長（飯嶋正利）　再々質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　今回、まだ入札前でございますので、はっきりとした数字は申し上げられませんが、数億円程度の工事費を予定しております。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員の質疑を終わります。

井田孝議員は自席へお戻りください。

続いて、林晴道議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　林晴道であります。それでは、議案第９号、令和６年度旭市一般会計補正予算の議決について質疑を数点行います。

まず初めに、予算書13ページの２款１項６目財産管理費の説明欄１、財政調整基金積立金６億1,000万円についてです。

これは、令和５年度決算の確定に伴って、剰余金の２分の１を下らない額というものを財政調整基金に積み立てたと伺いました。では、当年度を含めて、直近３か年の剰余金額と、その３か年の金額の推移を担当としてはどのように分析をしているのか見解を伺います。

次に、同じく予算書13ページの２款１項７目企画費の説明欄１、地域経済循環創造事業1,225万4,000円についてです。

こちらは、産業、行政、金融等が連携をして、地域の人材、資源、資金等を活用した新しいビジネスを支援するとして、国庫補助制度を活用する新規事業とのことでありました。そこで、具体的な事業の内容について伺います。

次も同じく予算書13ページの２款１項８目電子計算費の説明欄１、電算システム運用事業１億129万2,000円についてです。

こちらは12節委託料9,741万6,000円について、これが基幹業務システムの標準化対応に係る業務委託とのことでありました。では、基幹業務システムの詳細と、標準化というのは一体何であるのか、分かりやすい説明を求めます。

次、予算書、移りまして14ページの３款４項１目生活保護総務費の説明欄１、生活保護総務事務費173万4,000円についてです。

こちらは、生活保護法等の改正により、就職準備金の支給が可能になったことや、保護の廃止時に支給される就労自立給付金の算定方式が変更になったということで、それに伴ってシステム改修の費用を補正すると、そのように伺っております。それらの内容について、もう少し具体的にお伺いしたい、そのように思います。

次も同じく予算書14ページ、６款３項１目水産業総務費の説明欄１にある海業推進事業60万4,000円についてです。

これが、飯岡漁港周辺における地域資源を活用して、新たな産業を創出することを目的とした新規事業ということでありましたが、本格的な事業展開に先立って、協議会を立ち上げるための経費を補正すると、そのように補足説明がございました。では、まず、そもそも聞きなじみのない海業そのものについて詳しい説明をお願いしたい、そのように思います。

次に、予算書15ページの10款１項２目事務局費の説明欄１、育英資金給付事業175万円です。

今年度の認定者が当初の見込みより増えたことに伴って、補正するというふうに聞いてお

ります。では、当事業の目的そのものをお知らせいただきたいと、そのように思います。

最後に、同じく予算書の15ページの10款２項１目学校管理費の説明欄１、小学校統合整備事業1,483万1,000円についてです。先ほども同じところの質疑がございました。違う観点で伺いますので、整理して答えていただきたいと思います。

こちらは、干潟地域の統合小学校を予定していると。そのことで、古城小の校舎や屋内運動場等の大規模改造工事に係る実施設計の費用ということで先ほどから伺っております。では、当小学校の該当する建物の築年数と法定耐用年数を伺い、また、先ほどもありました、再度、整備の内容も簡潔に併せて伺いたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　それでは、財政課のほうからは、（１）番の財政調整基金積立金についてお答えいたします。

直近の剰余金の実績ということでございました。令和５年度決算は12億1,138万1,000円、令和４年度決算は13億3,203万1,000円、令和３年度決算は16億3,634万3,000円です。

分析ということでございました。金額的に、今、直近の３か年の数字を申し上げました。徐々には減っているというところで、剰余金につきましては、なかなか当初見込んでコントロールできるものではございませんけれども、この直近の数字から見ますと、例年どおりということで、そんなに可もなく不可もなくというところでは思っています。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　私からは、（２）と（３）についてお答えいたします。

まず、（２）地域経済循環創造事業の事業内容はという質疑でした。

今回の対象事業になりますが、市場に流通しない規格外品の農産物を含めて、契約の生産を行い、農産物の加工業者などと直接取引を行う、いわゆる市場外流通を拡大することで農業者の収入の安定を図るという事業になります。

続きまして、（３）電算システム運用事業の内容ということで、基幹業務、標準化の詳細はという質疑でありました。

基幹業務につきましては、住民記録であったり、税情報など、全国共通である業務の電算システムになります。このシステムを、国の定める標準準拠システム、全国同一、統一の標準化システムへ移行する事業となります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤）　私からは、（４）番、補正予算書14ページ、生活保護総務事務費について、具体的な内容ということでお答えいたします。

本市では、生活保護システムを業務委託にて導入し、毎月の生活扶助費等の計算をしております。このたび、法改正の内容をシステムに反映させるため、改修費用を補正するものです。

委託内容に係る改正点は２点となります。

まず１点目は、高校卒業後、これまで大学等に進学するときに支給可能でありました進学準備給付金に加え、改正後は、就職した場合であっても就職準備給付金が支給可能となるものでございます。

次に、２点目ですが、就職して安定した収入を得て保護廃止となった場合に支給できる就労自立給付金の算定方式につきまして、これまで就労収入充当額、金額が多ければ多いほどということで、その金額に応じて給付金が増える方式でございましたが、改正後は、就職してから保護廃止、自立に至るまでの期間が短いほど、期間が短期であるほど給付金が増えるという方式に変更となるものでございます。

どちらの給付金も、保護廃止の際に自立を支援する一時金として支給されるものでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　私からは、（５）の海業推進事業についてお答えいたします。

海業とは、海や漁村の地域資源を活用した、地域のにぎわい創出を図る取り組みです。全国の事例では、マリーナの設置や飲食店、海産物の直売所、マリンレジャー、養殖施設など、多種多様な取り組みが行われております。

このたび、飯岡漁港での海業の取り組みについて、漁業関係者の機運が高まり、県との各種調整も進んだことから、さらに多様な関係機関による協議検討を進めるため、新たに協議会を設置するための費用について補正するものでございます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　教育総務課からは、（６）と（７）についてお答えいたします。

まず、（６）育英資金についてでございます。こちらの育英資金給付事業の目的ということでございますが、こちらは、高校生、大学生等を対象に給付を行うことによりまして、将来、旭市の発展及び社会に貢献する有為な青年の育成を図ることとしております。

続きまして、（７）の小学校統合整備事業についてでございますが、こちらの古城小学校の建築年度と耐用年数ということでございますが、まず管理教室棟につきましては、平成５年建築でございます。耐用年数としましては、ＲＣ造り、鉄筋コンクリート造りですので、通常、耐用年数は47年とされておりますが、鉄筋コンクリート造りの学校校舎につきましては、途中で大規模改造工事を行うことにより80年持たせることができるとされております。

それと、屋内運動場、体育館につきましては、平成16年に建築をしております。こちらもＲＣ造り、鉄筋コンクリート造りで、47年耐用年数がございます。

それと、整備の内容でございますが、校舎及び屋内運動場の大規模工事などを予定しておりまして、建築工事としましては、教室の床・天井・壁の改修、エレベーター設置や外壁補修など、設備工事としましては、老朽化に伴う電気・機械設備等の改修工事、外構工事としてバスロータリー、駐車場整備などを予定しております。

○議長（飯嶋正利）　議案の質疑は途中ですが、午後２時10分まで休憩いたします。

休憩　午後　１時５５分

再開　午後　２時　９分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

（発言する人あり）

○議長（飯嶋正利）　暫時休憩。

休憩　午後　２時　９分

再開　午後　２時　９分

○議長（飯嶋正利）　会議を再開いたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　すみません、それでは、（２）のほうを追加、再度回答いたします。

事業の内容ですが、まず、先ほどちょっと言いましたが、これまで出荷できなかった規格外の野菜を加工用品として流通させて、それをお金に変えることで、農業者の収入の安定を図っていくというもので、この事業を行うに当たり、事業者としては、設備として冷蔵設備、それと倉庫の改修とフォークリフトの購入になります。

これらの全体事業費のうちの半分を金融機関から借り入れる。これは国の事業の採択の要件の一つとなっております。残りの金額に対して、今回補正しております1,225万4,000円となります。そのうちの半分が国費、半分を市が負担する、そういった事業になっております。

ちなみに、市が負担します612万7,000円のうち、２分の１は後年の特別交付税で措置されるというものになっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　それでは、幾つか再質疑を行います。

初めに、財政調整基金積立金の６億1,000万円についてですが、先ほど剰余金の３か年の推移を伺いました。徐々に減っております。その見解を聞いたんですけれども、何かよく分からない、いつも曖昧な答えなので、はっきり聞きたいのが、これはいいことなんですか。僕はいいことだと思っているんだけれども、そうではないのかなと思ってちょっとびっくりしております。いいことなのか悪いことなのか、もうちょっと解説、はっきりいただきたいです。

それで、収入から支出を引いて残ったお金である剰余金と。その２分の１強を当年度は財政調整基金に積み立てたようです。

では、地方財政法には、積立てまたは地方債の償還に充てなければならないとありますけれども、直近３か年、その充当先はどのようになっているのか、それを伺いたいとそのように思います。

次に、地域経済循環創造事業1,225万4,000円についてよく分かりました。その辺まで１回でお答えいただいて、またちょっと疑問点がありますので。

これは国庫補助制度を活用する新規事業ということでありましたけれども、では、当事業は以前から存在する制度だが、本市として初めて活用するとの理解でいいのか、これをまず

確認したいです。

それから、契約生産を行って市場外流通が拡大することにより、農業者の収入というのがどの程度安定できるとお考えなのかを伺います。

次に、電算システム運用事業１億129万2,000円についてですが、どのようなシステムであり、標準化とは何なのか。やっぱりいま一つこちらも理解ができませんでした。財源が全額国庫補助であるため、分からなくても否決はしないだろうということなんだろうなと、そういう思惑なのかなと思ってしまいますけれども、再度分かりやすく説明をいただけたらありがたいなとそのように思います。

次に、生活保護総務事務費173万4,000円についてですけれども、本市の生活保護の状況を確認したいので、受給者数並びに直近３か年の推移を伺いたいとそのように思います。

それから次に、海業推進事業についてですが、60万4,000円のところで、初めて海業がどのようなことなのか、それを知りました。それでは、この歳出の内訳について、少し細かく伺いたいとそのように思います。

次に、育英資金給付事業の175万円ですが、今年度の認定者が当初の見込みより増えたということですね。では、給付条件がどのようなものなのか、それから、認定者の直近の、３か年程度でいいです、数が分かれば伺いたいとそのように思います。

最後に、小学校統合整備事業1,483万1,000円についてですが、大規模改造工事になるようです。では、当小学校においては残りの耐用年数がある状況で、今回大規模改造工事を実施することによって、適正な維持管理を行うことで長寿命化が図られる、長寿命化ができるというふうに思うのですが、この当小学校では、どの程度の耐用年数の延長ができて、その辺に関して何か協議を庁内や教育委員会内でされたのか、そのことを伺いたいなとそのように思います。

○議長（飯嶋正利）　再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　剰余金の分析の関係です。もうちょっと詳しくということなんですが、細則ベースではありますけれども、令和５年度決算の実質収支比率は一応6.6％になっております。県内37市の平均が6.2％でありますので、旭市の実質収支額は県内市の中ではほぼ平均であるというところで、県内他市と比較しても突出して多いというわけではないという、そういう状況になっています。

減債基金です。直近ですと、減債基金に積みましたのは、令和５年が６億7,000万円、令

和４年が８億2,000万円、令和３年度が10億円です。

以上になります。

（発言する人あり）

○議長（飯嶋正利）　もう一度お願いいたします。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　決算剰余金、直近の３年間は財政調整基金ではなくて、減債基金のほうに積み立てております。先ほど申し上げましたとおり、令和５年、令和４年、令和３年なんですけれども、令和５年度が６億7,000万円、令和４年度が８億2,000万円、令和３年度が10億円ということになっています。

（発言する人あり）

○議長（飯嶋正利）　暫時休憩。

休憩　午後　２時１９分

再開　午後　２時２０分

○議長（飯嶋正利）　会議を再開いたします。

財務課長。

○財政課長（池田勝紀）　剰余金の２分の１を下らない額、議員おっしゃったとおり、積み立てることになっています。

直近の３か年は、令和５年、４年、３年は、減債基金のほうにその２分の１を下らない額を充当しているという、そういう状況になります。

もう１個が、減っていった要因というか、どうなのかということでよろしいですか。

減っていったというよりは、一旦、令和２年、３年でコロナでちょっと不用額が多くなったりというところで増えてはきているところで、そこから揺り戻しているところではあるという状況になります。

分析というところでは、ちょっとあれなんですけれども、先ほど言ったとおりに、実質収支比率は6.6％ということで、県内の市の平均が6.2％ということで、そんなには悪い数字ではないなというところは考えているところでございます。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは、まず（２）からになります。

この事業ですが、いつからやっていて、旭市では初めてなのかということと、どのくらいの農業収入の増加を見込むのかということでした。

すみません、事業なんですが、いつからかというのはちょっとはっきりしておらんのですが、今ある資料ですと、少なくとも平成25年からは行われております。昨年までに千葉県内では４団体が採択されています。当然、６年度は旭市は初めての採択となります。

農家の収入がどのくらい増えるのかということなんですが、これは事業者のほうの、今見込みでありますが、農業収入の10％アップ、これを目標にしております。

続きまして、（３）になります。

電算システムのほうで再度説明をということでありました。

まず基幹業務、これは例えば住民基本台帳事務であったり、戸籍、固定資産税、税情報になりますね、個人住民税であったり軽自動車税、印鑑登録、子ども・子育て支援など、基本、全国的でどこも同じにやっている事務を基幹事務といいます。ただ、同じことをやっているんですが、それを処理する電算システムが自治体ごとによって変わっております。それを国が一本化しようというのが、今回のシステムの標準化という作業になります。

当然、今までばらばらでやっていたシステムを、国のシステム一本化になるので、利用者としては利便性の向上、あと、こちらとしては電算職員を多少少なくできるのかなというのと、電算のシステム改修なんかのコストが下がるだろうなというのが期待されているところです。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤）　それでは、（４）、直近３か年における生活保護受給者数の推移について申し上げます。

令和３年度から５年度までの各年度の年度平均でお答えします。

令和３年度の保護受給者数は398人、令和４年度では426人、それから令和５年度では470人と、受給者数は年々増加の傾向にございます。

以上となります。

○議長（飯嶋正利）　農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　農水産課からは海業推進事業の歳出についてご答弁申し上げます。

内訳といたしましては、協議会委員の報償費や講演会の講師謝礼を報償金として50万円、

学識経験者委員の交通費など費用弁償として５万3,000円、職員の出張に係る旅費を普通旅費として５万1,000円計上してございます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　それでは、教育総務課から、まず（６）、育英資金の給付条件と、認定者の３か年の推移ということでございます。

給付条件、育英資金の応募資格としましては、まず旭市に住所があることということで、これは学校が遠方になってしまって、就学のため市外へ住所を移す場合も応募は可能でございます。

それと、学業の成績が優れ、性行が正しいことということで、こちらは基本的には学習成績の評定平均値が3.5を超えるということになっております。

それと、生計を共にする家族の収入額が旭市の収入基準に該当することと。この収入基準につきましては、国の日本学生支援機構の奨学金、あとは千葉県の奨学資金の基準を参考に定めております。

それと、認定者の３か年の推移でございますが、令和４年度は高校生が23人、大学生等が61人で合計84人、令和５年度は高校生が33人、大学生等が65人で合計で98人、令和６年度は高校生が51人、大学生等が81人、合計で132人の給付決定をしてございます。

それと、（７）、小学校統合整備事業のほうでございます。

耐用年数が47年を超えて適正に維持できるように長寿命化するということで、どの程度耐用年数の延長を考えているのかということでございますが、学校の長寿命化計画などによりますと、耐用年数は47年なんですが、途中で大規模改造工事を30年から40年ぐらいで行って、その後20年ぐらいでまた工事を行うということによりまして、約80年、学校をもたせることができるとされております。

学校再編基本方針に基づいて今回統合するわけでございますが、学校再編基本方針のほうでは、児童・生徒数の推計を2060年まで出してございます。2060年といいますと、古城小学校建築から67年ということですので、そこまでは十分に耐用年数というか、校舎が使用できるということでございます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　だんだん分かりやすくなってきました。

しかしながら、まだ幾つか最後に質疑をいたしたいとそのように思います。

初めに、財政調整基金の積立てについてですけれども、直近３か年で減債基金に充てたり、財政調整基金に充てたりと変化が何かあるようでした。

そこで、地方財政法において、積立てまたは地方債の返還に充てなければならないとありますので、直近の３か年では、どのような理由でその充当先を決めているのか。たしかこの年度を見ると、前財政課長のときには減債ですか。それで、新たに課長が替わったら財政調整基金ですよね。課長の判断でそういうことなのか、明確に聞きたいんだよね。

もし上席の方が指示を出して決められているのであれば、市長、副市長のほうで、どのような理由で減債なのか、財調なのか、それを決めているのか、お答えいただければいいと思います。

次に、地域経済循環創造事業についてですが、今回は、市内事業者から当事業に活用の意向があったということでありましたが、では、該当事業者のその事業内容だとか、先ほど購入するものから推測はできるんですけれども、区分として事業内容だとか、その事業の規模、どの程度の実績を持つ事業者なのか。それから、活用の意向があった事業者の今回の件数も併せて伺いたいと思います。

次に、電算システム運用事業についてですが、18節には、地方公共団体情報システム機構負担金387万6,000円とありまして、これが市の住民情報系システムだとか、マイナンバー情報との連携システムを仲介するというようなことを伺いました。自治体の中間サーバーの移行に関わる負担金ということで、では、負担ということなので、その全体金額、それから負担する団体数や負担割合などの詳細を伺います。

次に、生活保護総務事務費についてですが、受給者が急激な増加傾向にあるようです。担当職員は大変な業務でありますので、その負担を危惧するとともに、引き続き円滑な職務を遂行していただきたいと、そのようにお願いをいたします。

今、度重なる災害に物価高騰と生活が厳しい中ですが、日本国民として、適切な公的扶助を見落とすことなく行わなければなりませんので、今回の法改正に伴うシステム改修などで、本市の生活保護事務に影響が何かしらあるのかないのか、その辺を確認させていただきます。

次に、海業推進事業についてですが、こちらの予算には、先ほど講師の謝礼だとか職員の旅費を計上しているというようなご回答でありましたので、これまでに先進事例があるものとお察しをいたします。

そこで、この海業が成立をしている自治体、団体などがどの程度あって、具体的にはどう

いうような自治体であるのかを教えていただきたい、そのように思います。

次に、育英資金給付事業についてですが、今年度の認定者が急増した要因を、どのように担当課として分析されたのか、そのことを教えていただきたいとそのように思います。

最後に、小学校統合整備事業についてでありますが、今この地域は、加速度的な人口減少によって、今後さらなる統廃合が予想される中で、先ほど検討委員会、それから具体的な年数がありました。それから、耐用年数が80年に延びるという話もありましたけれども、人口減少の加速度が速い中で、やはり学校が統合するのが早まる可能性もあるわけです。

そんな中で、今ここでどの程度の工事費用を投入していくのかというのが重要なんだと思うので、その辺のところを再度、今後のさらなる加速度的な人口減少をどの程度検証したのか、その内容をちょっとお知らせいただきたいなとそのように思います。

○議長（飯嶋正利）　再々質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　それでは、剰余金の積立ての関係でご答弁申し上げます。

決算剰余金の２分の１の積立てについては、令和３年から令和５年度までは減債基金に積み立てておりました。これは、令和２年度に、新庁舎建設事業や広域ごみ処理施設の整備などの大型事業に係る起債発行があったことによって、今後令和８年度あたりが公債費がピークを迎えるということを踏まえまして、公債費の財源を確保していくために、一応積み立てておいたということになります。

令和５年度までの３年間で24億9,000万円ほど積み立てました。

それから、今後社会情勢などから、物価高騰や賃金の増などの影響によって、今後の財源として今回補正で財調に入れたというのは、財政調整基金の取崩しが今後のいろんな社会情勢で見込まれるというところを踏まえて、今回は財政調整基金のほうに積み立てたということになります。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　ではまず、（２）ですけれども、（２）、事業内容というか、国の制度の内容ということでよろしいですか。

では、この制度、冒頭、議員からも発言がございましたけれども、地域の産業、行政、金融機関などが連携しまして、地域の人材、資源、資金等を活用した新たなビジネスの立ち上げを支援する事業となっております。

この対象となるには五つ要件がありまして、地域資源を活用すること、地域課題へ対応す

ること、地域金融機関等による融資があること、新規性があること、モデル性があること、この五つが国の採択要件となっております。

今回は、この事業者が提案した事業がこれに合致するというふうなことを、今、国のほうが、これはもう交付決定しておりますので、それを認められました。ということで、申請が上がっております。

申請につきましては、これは初めてやるということで、この事業１件が今回上がってきております。

次、（３）の負担金になりますが……

（発言する人あり）

○企画政策課長（柴　栄男）　失礼しました。申請のあった事業者になりますけれども、これは市内に事業所を置きます運送業を今営んでいる方になります。そういった運送をやられているということで、その物を取りに行ったり、保管して配送する、そういったのができるということを生かして、これを新規事業で行うということになっております。よろしいですか。

（発言する人あり）

○企画政策課長（柴　栄男）　規模は、これは運送会社なので、20人程度は従業員を雇っているところです。

それと、今回、これは新規事業を立ち上げるということになっておりますので、この事業でも１人、従業員を雇うということになっております。

続きまして、（３）のほうになります。

負担金の金額等についてでありました。

まず、この支払い先の地方公共団体情報システム機構というところなんですけれども、これは、Ｊ－ＬＩＳといいまして、地方公共団体に対してその情報システムに関する支援を行うことを目的として設立され、これは国と地方公共団体が共同で管理する法人ということで、このサーバーの負担金につきましては、全国の市町村、それとデータを使用します官公庁だったり、そういった団体が対象となっております。1,800ぐらいの団体、全部の市町村と関係省庁等があるので、そのぐらいになるのかなと思います。

負担割合につきましては、多分これは人口規模等によって金額が変わると思うんですけれども、おおよそですが、旭市ですと0.05％ぐらい、すみません、全国で金額が約74億円で、全体で1,800団体がありまして、うちのほうの金額で見ると0.05％ぐらいかなというところになっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤）　それでは、（４）につきまして、今後の本市の生活保護業務につきまして、影響のほうがあるかどうかということでお答えしたいと思います。

今回の事業実施によりまして、法改正に基づきました事務を迅速かつ正確に行うことができます。

直接的に、保護受給者数等への影響という点では難しいと思いますが、事務の効率化は図られることになりますので、担当職員も個々の実情に応じた自立への支援を、より丁寧に行うことが可能になると考えております。そうしますと、総体的にはよい影響があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　それでは、海業の先進事例というか、どういう自治体がということでございましたので、その辺についてお答えいたします。

自治体でございますけれども、モデル地区の取り組みということで、岩手県の大槌町、それから神奈川県の逗子市、それから福井県の高浜町になります。それから漁協、その他でいきますと、静岡県の牧之原市、それから兵庫県の新温泉町というところなどでございます。

それで、以前、この取り組みに関しての視察研修を行っておりまして、三浦市のほうに行って、取り組みを確認しております。三浦市は、水中観光船事業ですとか城ヶ島渡船事業とかレンタサイクルとか、そういった活動をされているようです。

水産庁では、５年間でおおむね500件の漁港における新たな海業等の取り組み実施に向けて、各種取り組みを行っております。一応８月９日時点の数字でいいますと、現在全国で54地域で取り組みを行っておりまして、千葉県では館山市、富津市、南房総市の３市で取り組みが行われております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　それでは、教育総務課から、まず（６）、育英資金給付事業の急増した要因の分析ということでございますが、こちらにつきましては、要因としまして、コロナ禍や物価高騰による影響もあろうかと思いますが、それのほかに、市として育英生募集の周知を積極的に行ったということで、まず、中学校や高校等へ案内の配布を行っている

ほか、広報紙やホームページの掲載の方法に加えまして、スマートフォンアプリやフェイスブックなどで配信したことで、保護者がより確認しやすくなったということで一定の効果が得られたものと考えております。

それと、（７）、小学校統合整備事業の件でございます。

今後の人口減少について、さらなる加速度的に減少することについて検証はということでございますが、こちらの旭市学校再編基本方針につきましては、令和３年に発行したものでございますが、これはこの当時の、前の国勢調査を基に、国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研に準拠しまして、2060年まで人口推計をしております。そのまま年数がある程度たっておりますので、直近の住民基本台帳の人口で、仮に転入・転出がなかった場合に小・中学校の人数がどのぐらいになるかという検証をしてございます。それによりますと、地域によって、この再編基本方針と同じ場合もありますし、違う場合も多少ございます。干潟地域につきましては、おおむねこの学校再編基本方針で推計したとおりでございます。

今後さらに学校再編を進める中では、新たに国勢調査をした際に、再度人口推計について検討をしたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の質疑を終わります。

林晴道議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第９号の質疑を終わります。

議案第10号の質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第11号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第12号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○４番（戸村ひとみ）　お願いします。

旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑いたします。

この条例改正の具体的な内容を伺いたいと思います。

議案の説明の折には、農地利用最適化推進委員の方の成果に応じた能率給をプラスするということだったと思うんですけれども、能率給というのが、私の中では役所関係でちょっと新しいシステムかなというふうに思いまして、この能率給のことを具体的にお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（戸葉正和）　まず、農業委員会の必須業務である農地利用の最適化の推進に関する事務、こちらは担い手への農地集積の集約化、遊休農地の発生防止・解消と新規参入の促進となりますが、こちらに対し委員活動を支援するため、農地利用最適化交付金事業が創設されております。

本市でも、これまで活動実績分に対し交付金を活用してまいりましたが、さらに成果実績分の交付を受け、能率給として委員へ報酬を上乗せ支給し、農地のあっせん・利用調整、遊休農地の解消、新規参入の促進等の最適化活動を積極的に支援していこうと考えるものでございます。

能率給として委員へ支給できるようにするためには、報酬条例の規定が必要となるため、今回、所要の改正をお願いするものでございます。

能率給についてでございますが、この交付金の中では、委員の活動実績分と成果実績分につきまして交付の対象となっております。成果実績分につきましては報酬条例の改正が必要となりまして、交付金として交付を受けたものを委員へ年度末に支給するという形のものになっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　恐らく具体的な説明だったんだろうなと思うんですけれども、活動実績と成果実績ということで、これは別々の評価になるということなんですか。その活動実績の内容、成果実績、その成果というものの具体的なところをお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再質疑に対し答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（戸葉正和）　活動実績と成果実績でございますが、交付金の算定に必要な項目が事業実施要綱に定められております。

活動実績でございますが、こちらは委員の月平均の活動日数等に応じて評価点が定められております。

成果実績ですが、こちらは先ほどの農地利用最適化の推進活動に応じまして、市のほうで、農業委員会のほうでは毎年度、活動目標のほうを設定しておりますが、その目標に対し達成された状況につきまして評価点が定められて、算定されるものとなっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　なかなか分かりづらいというか、またこれは委員会で聞けるのかな。また詳しくは委員会で聞きたいなと思います。

あと、これ能率給というシステムって、ほかにもあるんですか。どちらに聞けばいいのか分からないんですけれども。

○議長（飯嶋正利）　これだと議案の質疑にはならない。

○４番（戸村ひとみ）　議案外。ああそうですか、分かりました。

それでは、附則で令和６年４月１日から適用するになっているんですけれども、これは遡るということになるんですか。お願いします。

○議長（飯嶋正利）　再々質疑に対し答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（戸葉正和）　農地利用最適化交付金事業実施要綱で定められております交付の対象となる期間は、事業実施年度の４月１日から３月31日までと規定されております。

４月１日に遡って条例の改正を行いまして、今年度から交付金の適用を受けたいと考えるものでございます。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

続いて、伊場哲也議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　議案第12号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部

を改正する条例の制定について質疑をさせていただきます。

初めに、農業委員会会長、委員、農地利用最適化推進委員の報酬及び費用弁償が、月額基本給４万6,000円、３万8,000円、３万2,000円から、能率給として年額の能率給が加味されました。ここまでよろしいですか。その根拠をお伺いいたします。

２点目でございますけれども、この加味された内容は、「予算の範囲内で市長が定める額」として、一部を改正する条例の内容になっているわけですけれども、金額は幾らぐらいを想定しているのか。

この２点について、質疑いたします。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（戸葉正和）　初めに、根拠のほうでございます。

農業委員会が行う農地利用の最適化の推進業務は、地域計画策定のための協議の場への参加や、計画策定に伴う目標地図の素案づくりも担うこととなり、従来に比べて増えている状況です。

また、相続登記の義務化、相続土地国庫帰属制度などが施行されたことに伴う農地所有者の意識の変化もあり、農地のあっせん・利用調整などの要望も増え、最適化活動に係る業務は今後も増えていくものと考えられます。

このような状況も踏まえ、農地利用最適化交付金事業のさらなる活用を図り、能率給を支給することにより、委員の積極的な活動へ支援をしていこうとするものでございます。

続きまして、能率給を予算の範囲内で市長が定める額としているが、金額を幾らくらいと想定しているのかというご質疑です。

報酬の財源となる交付金が国の予算の範囲内で配分されること、また、全国の農業委員会の活動や成果の状況によって、交付金額を国が算定することになりますので、あらかじめ交付金額を把握し、支給金額を算定することは、現時点ではちょっと困難な状況でございます。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　一層理解に努めるために、再質疑をさせていただきます。

今ご答弁いただきました根拠についてですけれども、恐らく地方自治法第203条の２第５項、あわせて、国の国庫支出金の活用を要するという必要性が出てきたので、方法として年額の能率給を加味したのではないかと推測するわけですけれども、これは予算の範囲内で市長が定める額、いずれ国庫支出金が定まる、これはいつ頃になるでしょうか。

そして、前者、戸村議員のときにも話題になりましたけれども、能率給ですので、ましてや市長が必要に応じて支払う能率給ということでしょうから、いつ頃どのような方法で評価するのか。その評価基準は、もう既に農業委員会のほうでできているやに先ほど理解したのですけれども、くしくも先ほど農業委員会の総会がありました。私、傍聴させていただきましたけれども、能率給というよりも今の点を質疑いたします、（１）につきましては。ご理解いただきましたよね。

（２）の金額は幾らかについては、国庫補助金の想定をすると、幾らくらいということを想定されているのかということをお聞きいたします。大丈夫でしょうか、お願いします。

○議長（飯嶋正利）　再質疑に対し答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（戸葉正和）　どのような評価をして、いつ頃配分するのかというところですよね。

能率給の算定につきましては、先進事例を参考に規則で定めていく予定でございます。

例としましては、成果実績分の交付額を委員数で除した平均額に、成績上位３分の１の方には１.何倍、下位の３分の１の方には０.何倍、３分の１の方は平均額どおりという形で配分される事例が多く見られておりますので、そちらを参考にしていきたいと考えております。

国の交付金でございますので、内示ですとか交付決定が来るまでは、はっきりした金額がちょっと分からないといった状況になります。

（２）のほうの幾らくらいを想定しているのかというところでございますが、仮に100万円、この能率給分として、成果実績分として国から交付金が来た場合には、先ほど言いました３分の１のグループで成績分けした場合には、上位の方は３万円程度、下位のグループが２万円程度というふうに試算してございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　あくまでも能率給ですから、一律のいわゆる支給の報酬ではない、一律給ではないということでよろしいんですかね。

不満は起きないのかなというふうに思いますし、先ほど成果についてのご説明もありましたけれども、能率給ですからしようがないんですよね。不公平感はあってもやむを得ないとお考えですか、（１）についてね。

（２）ですけれども、これは今後も引き続き国からの補助金制度というのはあるんでしょ

うか。もし補助金がなければ、財源がないから幾ら幾ら市長の裁量でもって能率給を支給するよと言っても、支給できないというふうに思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

17人の農業委員ですか、それから20人の農地利用最適化委員がいらっしゃるというふうにお聞きしていますけれども、私は、能率給よりも一律給がというふうに思いましたので、簡単に100万円割る37といいますと、２万7,000円くらい、３万円弱ぐらいの一律給で支給できるのかなと思ったので、そういうことをやってみたのですけれども、あくまでも能率給ということですので、不平不満が出ることが予想されるというのが１点。

そして、国からの補助金がなければ、市としてバックアップしたいけれども、お金としては出せませんよというようなことがあり得ると。

この２点ですね、第３回目の質疑ということでお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再々質疑に対し答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（戸葉正和）　支給額の差は、委員内での不公平感につながるのではないかというお話です。

国は、厳しい農業情勢の解決に向け、交付金を活用し、さらなる農地利用の最適化の推進を求めているところでございます。

基本給はそのままですので、従来と比較し、１人当たりの報酬が減額されるものではありません。活動成果に見合う報酬として、基本給に上乗せする形で支給するものであり、委員間の活動の格差が補えるものと考えております。

（２）のほうの交付金がなくなってしまった場合はというお話でございますが、こちらは令和６年３月末にも事業実施要綱の改正があり、交付金の有効な活用をさらに図るよう、国からも通知が来ているところでございますので、当面交付があると、交付金はあるというふうに考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第12号の質疑を終わります。

議案第13号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第14号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第15号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第16号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第17号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

◎追加日程　議案第１７号直接審議（先議）

○議長（飯嶋正利）　おはかりいたします。議案第17号は人事案件でありますので、委員会付託を省略し、本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は委員会付託を省略し、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第17号は人事案件でありますので、討論を省略し、採決いたします。

採決は電子表決システムで行います。

議案第17号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　全員賛成。

よって、議案第17号は同意することに決しました。

◎日程第２　決算審査特別委員会設置

○議長（飯嶋正利）　日程第２、決算審査特別委員会設置。

おはかりいたします。議案第１号から議案第８号までの８議案については、決算認定の議案であります。総務常任委員会から３名、文教福祉常任委員会から３名、建設経済常任委員会から３名の９名をもって委員として構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

◎日程第３　決算審査特別委員会委員の選任

○議長（飯嶋正利）　日程第３、決算審査特別委員会委員の選任。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任いたしたいと思います。これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任することに決しました。

これより決算審査特別委員会委員を指名いたします。

総務常任委員会より、景山岩三郎議員、﨑山華英議員、菅谷道晴議員。

文教福祉常任委員会より、松木源太郎議員、伊藤春美議員、常世田正樹議員。

建設経済常任委員会より、片桐文夫議員、永井孝佳議員、戸村ひとみ議員。

以上の９名を指名いたします。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決しました。

この後、決算審査特別委員会において正副委員長の互選を行います。しばらく休憩いたします。

休憩　午後　３時　８分

再開　午後　３時２８分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま決算審査特別委員会において正副委員長が選出されましたので、ご報告いたします。

委員長に片桐文夫議員。

副委員長に﨑山華英議員。

以上のとおりであります。

◎日程第４　決算審査特別委員会議案付託

○議長（飯嶋正利）　日程第４、決算審査特別委員会議案付託。

議案第１号から議案第８号までの８議案を決算審査特別委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、18日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第５　常任委員会議案付託

○議長（飯嶋正利）　日程第５、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第９号から議案第16号までの８議案を、配付してあります付託議案分担表のとおり所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、24日までに審査を終了されるようお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は10日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでした。

散会　午後　３時２９分

令和６年旭市議会第３回定例会会議録

議　事　日　程　（第３号）

令和６年９月１０日（火曜日）午前１０時開議

第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第　１　一般質問

出席議員（２０名）

１番	常世田　正　樹	２番	伊　藤　春　美
３番	菅　谷　道　晴	４番	戸　村　ひとみ
５番	伊　場　哲　也	６番	﨑　山　華　英
７番	永　井　孝　佳	８番	井　田　　孝
９番	島　田　　恒	１０番	片　桐　文　夫
１１番	遠　藤　保　明	１２番	林　　晴　道
１３番	宮　内　　保	１４番	飯　嶋　正　利
１５番	宮　澤　芳　雄	１６番	伊　藤　房　代
１７番	向　後　悦　世	１８番	景　山　岩三郎
１９番	木　内　欽　市	２０番	松　木　源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市　　長	米　本　弥一郎	副　市　長	飯　島　　茂
教　育　長	向　後　依　明	秘書広報課長	寺　嶋　和　志
行政改革推進課長	椎　名　　実	総　務　課　長	山　崎　剛　成
企画政策課長	柴　　栄　男	財　政　課　長	池　田　勝　紀

税務課長	榎澤　茂	市民生活課長	齋藤邦博
環境課長	髙根浩司	保険年金課長	髙野　久
健康づくり課長	飯島正寛	社会福祉課副課長	飯嶋一男
子育て支援課長	八馬祥子	高齢者福祉課長	椎名　隆
商工観光課長	大八木利武	農水産課長	伊藤弘行
建設課長	齊藤孝一	都市整備課長	飯島和則
会計管理者	小澤　隆	消防長	常世田昌也
上下水道課長	多田一徳	教育総務課長	向後　稔
生涯学習課長	江波戸政和	スポーツ振興課長	金杉高春
監査委員事務局長	杉本芳正	農業委員会事務局長	戸葉正和

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	黒柳雅弘

開議　午前１０時　０分

○議長（飯嶋正利）　おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　一般質問

○議長（飯嶋正利）　日程第１、一般質問。

一般質問を行います。

◇　伊　場　哲　也

○議長（飯嶋正利）　通告順により、伊場哲也議員、ご登壇願います。

（５番　伊場哲也　登壇）

○５番（伊場哲也）　皆さん、おはようございます。議席番号５番、伊場哲也でございます。

令和６年第３回定例会において一般質問をいたします。

傍聴席並びにインターネット中継にてご声援、ご視聴いただいている皆様方、いつも本当にありがとうございます。感謝申し上げます。

さて、2024年夏、皆さんいかがお過ごしでしたか。伊場はこのとおり、真っ黒に日焼けし、健康そのもの、充実した毎日を送ってきました。連日の猛暑、健康づくり課から毎日のように熱中症警戒アラートの発表を受け防災行政無線で注意喚起が行われました。

国内外の動きには全く目が離せません。エッフェル塔特設広場からセリーヌ・ディオンの魂の籠もった圧巻のパフォーマンス、「愛の讃歌」でスタートしたパリオリンピック。カール・ルイスの登場も驚きでした。金メダルに執念を燃やし、日本人選手たちの活躍に感動したのは私だけでしょうか。そしてそして、間もなく実現か、前人未到の50－50。

一方で、ロシアのウクライナ侵攻やパレスチナ問題、中国による日本の領空侵犯など、不

安定な世界情勢が続いています。米国におけるトランプ氏とハリス氏の行方も大いに気になるところです。

国内では、物価高騰、百条委員会証人尋問、そして日本のトップリーダーを選ぶ各政党並びに衆議院選挙の動きもますます注目されてきました。

さて、そんな中、地元旭市です。旭市といえば、皆さんは何を挙げますか。中央病院でしょうか。それとも、多世代交流施設おひさまテラスですか。ある人は、旭市は何もないと言いますし、旭市はどこと聞かれれば、銚子市の隣と答えて説明する人もいます。そんな旭市、知名度はまだまだなのかもしれません。

ただ、旭市が好きと豪語をされている方が多いことも事実です。私的には、何もないと言われている旭市ではありますが、人生の半分、間もなく住むことになります。旭市には大事なものがありました。安心・安全な平々凡々とした毎日の生活がありました。落ち着いて穏やかに安心して生活していける暮らしがあります。何といってもこの暮らしこそが最優先なのではないでしょうか。昨日より今日、今日よりあしたと旭市の発展や活性化を願って、今まで以上に豊かにすることが使命だと考えております。

また、市民の声といえば、小学校６年生の保護者から最後の少年野球決勝戦、優勝しました。東総地区代表で県大会に出場しますと、うれしいＬＩＮＥメールが届いたのは、一昨日。そして、昨日は近所の高齢者がコンテナいっぱい台車に積んだ朝摘みしたシシトウガラシ、高く売れるんだよと、にこにこしながら、そのうれしそうな笑顔。腰を曲げながら、しかし健康で安全に運ぶ姿にほっと胸をなでおろしました。

今回の一般質問は、来年が旭市１市３町合併20周年の節目の年ということを念頭に置き、将来を想定し提言させていただく質問となります。市民に寄り添い、市民の声を聞き、市民の声を反映した一般質問通告書に従い、質問させていただきます。

それでは、一般質問大項目１、旭市合併20周年を迎えることについて。

１点目、21世紀記念イベントの一つとして、文化の杜ふれあい広場に埋設したタイムカプセルの扱いについて、その後の検討経過をお伺いいたします。

２点目、合併20周年に向けて計画している記念事業内容、３点目、ギネス世界記録に挑戦する旭市民が手をつなぐイベント、これを合併20周年記念事業の一環として実施してはいかがでしょうかとの提言に対する見解をお伺いいたします。

大項目２、来年度以降、15年先の旭市を持続可能でより活性化させるためについて。

１点目、旭市イメージアップキャラクターあさピー、応援するあさピーサポーターズの目

的、大まかな男女別、20代、30代の人数もお伺いできれば、併せてさらなる活用推進についての見解をお伺いします。

２点目、来年は本旭市においても市長選挙、市議会議員選挙が控えております。投票率の向上が本当にできるのか、投票率向上の取り組みについて、二重投票の防止対策の検討状況はどうなっているのかお伺いします。

３点目、人口減少社会における地域活性化をどのように考えているのか。特に子宝育成プロジェクトの成果がＤ判定の事業に対する意見も含めて答弁をお願いします。

４点目、地域を支える新たな人づくりのための市職員の研修制度、併せて市民の学び直しのさらなる充実についてということで、一つ、市職員に対してどのような研修を実施しているのか。一つ、市民の学び直しの場としてリスキリングやリカレント教育に対してどのような支援と助成制度を行っているのかお伺いします。

５点目、他の自治体で推進している、一つ、ウオータードリンキングステーションを設置すること。一つ、保育所での紙おむつをサブスクリプション制度を選択して利用すること。一つ、ドローンを使用しながら生徒の登下校の安全確保を図ること。一つ、字幕表示システムを導入して市役所の対面対話を改善することについての４点、市の見解をお伺いします。

最後、大項目３、現在策定中であろう第３期旭市総合戦略について。

１点目、基本目標、重点施策、基本施策とリンクしたＫＰＩ、ＫＧＩの設定について、重点目標達成指標（ＫＧＩ）を設定していない理由について。

２点目、ＤＸ推進、生成ＡＩ活用、ＳＤＧｓへの取り組み、ＣＣＤプロジェクトの展開、グローバル化社会とシンギュラリティー社会への対応について、総合戦略にどのように掲げられているのか、その見解をお伺いします。

質問項目が多岐にわたっております。市長並びに関係各課長の前向きかつ明快なる答弁を期待いたします。

以上で１回目の質問を終わります。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の一般質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　それでは、私のほうから、大きな１番、旭市合併20周年を迎えることについての（１）から（３）、また大きな２番の15年先の旭市を持続可能でより活性化させるためについての（２）と（４）について順に説明をさせていただきます。

まず、大きな１番の合併20周年を迎えることについてということで、その後、前定例会か

らのその後の検討経過を伺うというご質問に対しましてご回答のほう申し上げます。

21世紀の杜タイムカプセルにつきましては、21世紀記念イベントの一つとして、文化の杜公園ふれあい広場に埋設し、石板に刻まれたとおり、2025年度、令和７年度が開封の年となります。タイムカプセルの開封セレモニー等につきましては検討を進めているところでございますが、市民への周知等も含めまして、今現時点では具体的な計画は定まっておりません。

続きまして、（２）の合併20周年に向けました具体的な記念事業、具体的なイベントの計画を伺うというご質問でございます。

令和７年度は、合併20周年を迎える節目の年となります。この周年記念事業につきましては、次年度に向けまして協議・検討を開始しておりますが、現時点で具体的なイベント等の計画は定まってはおりません。

以上です。

続きまして、（３）のギネス記録への挑戦ということで、手をつなぐイベントということでございます。そちらのほうについてということで回答申し上げます。

こちらの市の周年記念事業として、手つなぎギネス記録挑戦イベントについては、現時点での実施の考えはございませんが、大勢の市民の参加により一体感を持って挑戦するユニークなイベントの一つであると思っております。来年度迎えます旭市の周年記念事業につきましては、これからしっかりと検討してまいりたいと考えております。

続きまして、大きな２の15年先の旭市を持続可能でより活性化させるためにということで、（２）のほうになります。来年の市長選挙と市議会議員選挙に向けての投票率向上のための取り組みの中で、二重投票の防止などについてというご質問でございます。ご回答申し上げます。

有権者の定められた投票区以外の投票所で投票を行う期日前投票などでは、二重投票防止のため、投票管理システムのほか、通信安全性の高い回線の確保が必要不可欠となっております。現在、市の四つの期日前投票所ではこの要件を確保して、どこでも投票できる仕組みを構築しているところでございます。

この二つの要件のうち、これまでは安全性の高い通信回線の確保が課題とされており、公共施設以外での期日前投票の実現が進みませんでしたが、近年携帯電話回線を専用回線として用いる手法が確立され、他団体で移動投票所や商業施設への投票所の設置がなされている状況でございます。現在は他団体の情報を確認して、技術的な課題解決の手法までを把握しているところでございます。

続きまして、大きな２の（４）の地域を支える新たな人づくりのため、市職員の研修制度、市民の学び直しのさらなる充実についてということの中で、市職員に対して、市ではどのような研修を実施しているかということのご質問でございました。回答申し上げます。

職員の人材育成の指針であります旭市人材育成基本方針において、職員の資質向上を図るためには、効果的な自己啓発のために職員に対して様々な研修機会を与えることとしております。

市が主催する職員研修としては、ハラスメント研修といった健全な職場環境を整えるためのものやレジリエンス研修といった前向きに仕事に取り組むための研修などを行っております。

また、職員の能力開発や育成に関する研修としては、千葉県自治研修センターや東総地区広域市町村圏事務組合などが開催する初級職員研修や中級職員研修、監督者研修や課長研修などといった職位に応じた内容のほか、市町村税研修や契約事務研修などといった業務内容に応じたものなど、様々な研修を受けております。

職員が様々な研修を受けスキルアップすることは、市民サービスの向上につながります。今後も時代に即した様々な研修への参加促進と、それぞれの職員が業務に生かすことができる研修を実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　私からは、大きな項目の２の（１）と（３）、それと大きな項目３の（１）（２）について回答いたします。

まず、大きな項目の２（１）ですが、旭市イメージアップキャラクターあさピーのさらなる活用推進について見解をということで、サポーターズの結成目的、それと人数、あとは活用推進、これはやっぱりサポーターの活用推進という考えでよろしいでしょうか。

（「結構です」の声あり）

○企画政策課長（柴　栄男）　分かりました。では、まずそこから回答します。

あさピーサポーターズですが、これは市のイメージアップキャラクターあさピーがゆるキャラグランプリでの上位進出に向けて応援、投票をしてもらうことと、あさピーの情報を広く発信し、愛着や認知度を高めることにより市の知名度向上、それとイメージアップを図ることを目的に結成されました。

人数等ですが、令和６年７月末現在の会員数ですが、1,208名で男性が501名、女性が707

名となっています。年代別ですが、零歳から10代までが67名、20代が87名、30代が205名、40代が246名、50代が236名、60代が195名、70代から上の方が172名となっております。

さらなる活用促進ということでありますが、会員の方は市内の方もいらっしゃいますが、市外の方も多くいらっしゃいます。引き続き目的でありますあさピー、それから旭市の情報発信をしていただいて、知名度アップにつなげていただければと思っております。

続きまして、（３）人口減少社会における地域活性化をどのように考えているのか見解を伺うの中で、まず最初に人口減少社会における地域活性化をどのように考えているか。特に子宝育成プロジェクトの成果がＤ判定の事業に対する見解も含めてということでした。

人口減少社会における地域活性化ということですが、本市では、総合戦略において四つの基本目標を掲げ、人口減少社会の中で急激な人口減少の歯止めと地域経済の活性化を図るとともに持続可能な社会に向けた取り組みを進めているところです。

子宝育成プロジェクトは、本市の少子化対策のための重要な施策の一つですので、こちらにつきましてもこれまでと同様、達成状況が至らなかった項目については、その要因などを精査するとともに、改善策や新たな対応などを検討し、ＰＤＣＡサイクルを回していくことで、目標達成に向けて取り組みを今後も継続してまいりたいと思っております。

続きまして、３の（１）になります。基本目標、重点施策、基本施策とリンクしたＫＰＩとＫＧＩの設定について伺うということで、ＫＧＩが設定していないけれども、どうですかということでした。

ＫＧＩにつきましては、重要目標達成指標ということでございますけれども、本市の総合戦略ではこの重要目標達成指標について、ＫＧＩではなくて数値目標という形で表現をしております。

続きまして、３の（２）になります。ＤＸ推進、生成ＡＩ活用、ＳＤＧｓ、ＣＣＤプロジェクト、グローバル化、シンギュラリティー社会への対応について伺うということで、第３期総合戦略の中でＤＸ推進、生成ＡＩ活用、ＳＤＧｓなどはどのような施策の位置づけになってくるのかということでございました。

生成ＡＩの活用につきましては、国や県のガイドラインなどを参考にしながら今後の具体的な活用方法を検討してまいります。

また、第３期総合戦略でのＳＤＧｓやＣＣＤプロジェクトの位置づけにつきましては現在策定中ですので、具体的には申し上げられませんが、新たな総合戦略においては記述する方向で検討をしております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博）　それでは、市民生活課からは２の（４）市民の学び直しについて、所管のことについて回答します。

市では、旭市まちづくり出前講座を実施しています。市民の皆さんが集まる場所へ職員が出向き、健康維持や介護予防、交通安全や防犯対策、市内の文化財や幽学先生の教えなどについて講義を行います。市の取り組みや日常で生かせる知識を、実技指導を交えながら気軽に学んでいただけるものとなっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和）　生涯学習課からは、大きな２の（４）市民の学び直しの場としてのリカレント教育等に対する支援、助成制度についてご回答いたします。

現在、市では、趣味やスポーツ、ボランティア活動といった個人の人生を豊かにすることを目的とした学びを中心に、歴史を学ぶおもしろ世界遺産や英会話講座など、様々な学びの機会を市民の皆さんへ提供しております。

自身の仕事に関する専門的な知識やスキルを自主的に身につけることを目的としたリカレント教育については、千葉県教育委員会と連携を図りながら、講座情報などを市職員や市民に向けて周知を図っております。

また、助成制度、金銭的な制度ということになるんでしょうか、については現在そういう制度は設けておりません。

誰もが、いつでも、どこでも自由に、好きなこと、必要なことを学ぶことができ、そして学習の成果が生かせる生涯学習活動を今後も推進してまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　行政改革推進課からは、２の（５）のうち、ドリンキングステーションの設置及び字幕表示システムの導入についてお答えいたします。

ドリンキングステーションの設置についてですが、本市におきましては、現在のところ、本庁舎を含めまして公共施設に設置する予定はございません。自動販売機、これを設置しておりますので、水分補給についてはそちらをご利用していただければと考えております。

字幕表示システム導入についてです。これにつきましては、現在、今の状況を窓口対応が

多い課に確認しましたところ、高齢者及び聴覚に障害がある方については、親族または介助者が、あと外国籍の方につきましては、その関係の方が代理または帯同して対応しているような状況が多いということであります。また、帯同者がいない場合であっても、高齢者などには筆談等で、あと外国籍の方については翻訳機を活用して対応しているというようなことであります。

いずれの場合も現状特に問題なく対応ができているということから、今すぐシステムを導入する必要性は低いと考えており、今後は近隣自治体の状況などを含めて情報収集に努めてまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子）　それでは、子育て支援課から、２項目めの（５）紙おむつのサブスクリプションの選択利用ということでお答えします。

この選択利用というのは、現在行っている紙おむつ購入券との選択利用でよろしいでしょうか。

（「利用券とサブスクをどちらでも選択できるという」の声あり）

○子育て支援課長（八馬祥子）　ありがとうございます。

保育所における紙おむつのサブスクリプションは、利用者が月額定額料金を負担することにより紙おむつやお尻拭きが直接保育施設に届き、何枚でも使用できるサービスで、保護者が紙おむつを持参する手間がなくなるなどのメリットがあり、導入している自治体もございます。

一方、本市では独自の子育て支援として、市内に住所を有する２歳未満の乳幼児を養育する全ての保護者に対し、子ども１人当たり月額3,000円分の紙おむつ購入券を給付する乳幼児紙おむつ給付事業を実施しており、利用者から大変喜ばれております。

紙おむつ購入券は、保育所等に通園していない家庭に対しても広く給付を行う一方、紙おむつのサブスクは保育所に通園する児童の保護者のみが利用するサービスとなり、給付やサービスの対象範囲がそれぞれ異なります。また、紙おむつ購入券は市内の指定取扱店で紙おむつを購入する際の代金の一部として利用するため、地域経済の活性化にも寄与しています。

紙おむつのサブスクの選択利用により保育所での紙おむつの保管場所の確保や使用する紙おむつのメーカーが限定されるなど、様々な課題が想定されることから、紙おむつ購入券の給付と紙おむつのサブスクの選択利用を導入する予定はありません。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　教育総務課からは、２の（５）ドローン使用での生徒の登下校の安全確保についてお答えいたします。

ドローン使用による登下校の安全確保については、他の自治体で実証実験等を行っており、実験結果によって今後活用していくかを検討していくと伺っております。

ドローンにつきましては、墜落や接触の可能性があったり、プライバシーの問題等、様々な面から規制が引かれております。飛行エリアについては、市内の人口集中地区は飛行禁止区域となり、その他の場所でも土地所有者の承諾等が必要となる場合がありますので、現時点でドローンの活用につきましては難しいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　行政改革推進課からは、もう１点、３の（２）、このうちＤＸの推進についてご回答申し上げます。

現在策定中の第３期旭市総合戦略では、新たな将来都市像の実現に向けて戦略的に推進していくための基本目標を掲げ、具体的な施策に取り組んでいるところとなります。国が進めるデジタル田園都市国家構想を踏まえながら、各分野を下支えする取り組みとして、デジタル技術による地域課題解決を位置づけ、ＤＸを推進していくことを考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　１回目の質問に対しての答弁、ありがとうございました。

冒頭申し上げましたように、提言をさせていただいているという一般質問ですので、各課、全庁内で市長、副市長を中心に十分検討してくださったというふうに思いますけれども、率直、どれぐらい前向きに来年20周年を迎えて、さらに15年先を見通して旭市をいかように発展させていくかという視点で検討してくださったのか。正直言って、若干残念な気持ちです。

さあ、そこで再質問をさせていただきます。

文化の杜ふれあい広場に埋設したタイムカプセル、市民の思いが伝わるようにというような思いで、今後セレモニーをやる計画を立てられるようですけれども、いつ頃そういった計画を立てる準備が始まるのか、あるいはセレモニーに対して、その実行委員会なるものを組織立てるのか、この点についてお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　それでは、ご回答申し上げます。

まず、実行委員会の話でございますけれども、こちらの開封セレモニー実行委員会につきましては、今現在ちょっと組織はしていないんですけれども、周年記念事業と同じ年度での実施となりますので、周年記念事業の組織体制の中で、あわせてこれから検討してまいりたいと思っております。

21世紀の杜タイムカプセルは、平成13年１月21日に21世紀記念式典を開催した中で埋設したものでありまして、タイムカプセルには小・中学生の作文3,667点、21世紀に残したい風景としての絵画、写真の94点、当時の旭市の姿として写真や統計資料等を31点。また、市長、議員、あと新成人の未来へのメッセージが60点収められております。

このようにタイムカプセルは3,700人を超える、先人のそれぞれの思いや記録がいっぱいに詰まったものでございます。こちらの多くのメッセージや作品をどのようにこれから公開し、開封セレモニー等を開催するかについては、今後その埋設当時の関係者のそれぞれの方の思いを大切にしながら、これからしっかりと検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　やはり、一番大事なのは四半世紀前のその思いを来年具現化してあげる、これやっぱり大事だと思うんですね。

さあ、そこで３回目の、課長、質問になりますけれども、これ来月に迫った、一緒にするわけにはいきませんけれども、石碑については四半世紀ごとに開封していくとありますけれども、これは四半世紀ごとに開封セレモニーをやるのかどうか、これが１点。３回目の質問です。

次に、海上コミュニティ運動公園に設置されている石碑、皆さんご存じですか。当然、把握されていると思いますけれども、課長、来月ですよそのセレモニー。どうやってやるんですか。

ちょっと読んでみますね。海上コミュニティ運動公園に設置されている石碑には、「未来への手紙～20年後のわたしへ～町制施行50周年　記念タイムカプセル　平成16年（2004年）10月　海上町」と。そして、平成36年、つまり今年です。2024年10月開封と刻まれております。来月に差し迫ったこのセレモニー、来年の文化の杜の、この石碑と併せて、これもおろ

そかにできないのではないかと思いますが、この２点お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　それでは、まず石碑に刻まれています、その四半世紀ごとに今後繰り返していくのかということでございますが、そのことについてお答えいたします。

こちら、石碑には「四半世紀（25年）ごとに埋設　開封を実施する」と刻まれておりますが、こちらは先人の強い思いがそこにあり、今を生きる我々にその行動が託されているのだと思います。また、再度カプセルを埋設するのかは、現在の市民が将来に残したい、また伝えたい想いや記録などをどのように引き継ぐべきか、今後検討してまいりたいと考えております。

また、海上地域のタイムカプセルにつきましては、企画政策課のほうでお答えさせていただきます。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　では、旧海上町が50周年記念で埋設したカプセル、それの開封式のほうは企画政策課で回答させていただきます。

20年前当時の海上町の小・中学生の書いた作文等を埋めたカプセルになります。それを20年後に開封するということで、今年の10月がそれに当たります。現在、開封式を予定しておりまして、そちらについては10月６日を予定しております。当時の関係者であったり、中に物を入れた小・中学生に対して、今参加を呼びかけているところです。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　４回目の質問になりますね。ありがとうございました。

たまたま海上町に埋設されている、石碑を見た関係で、来年の計画についてまだ検討中、今後検討と。来月に差し迫ったこのセレモニーはいかように対応されているのかなという意味から質問させていただきました。

先ほども言いましたように、ぜひ当時の思い、また当時、功労のあられた方々、ぜひともそのセレモニーに来賓という形で招待していただくような前向きなそういう対応、来月10月６日ですけれども、我々議員は招待はないですか。できれば来年度もぜひ旭市を盛り上げていきたいなというふうに感じてはいるんですけれども、企画政策課長、もちろん小・中学生最優先で結構なんですが。その点、４回目の再質問をさせていただきます。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　参列者になりますけれども、当時の町長であったり、議員につきましては、今考えていますのは旧というくくりであれなんですけれども、旧海上地域の議員ということで考えておったところです。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　それでは、１番の（２）合併20周年に向けて計画している記念事業の内容の再質問をさせていただきます。

20周年という、やはり大きな節目であるじゃないですか。私も、個人的に何か盛り上げる一助になれないものかなということで模索をしております。10年前のセレモニーにつきましては、東総文化会館大ホールでされたかと思いますけれども、それに加えて20周年、新たなコンセプトを持って、これから先、10年、20年、そういった未来を想定してのイベント企画、これなんかは今現在の段階で全く考えていないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　それでは、お答えいたします。

記念式典の開催につきましては、想定はしておりますが、具体的な内容についてはこれからの検討となります。前回の10周年記念は、東日本大震災を経ての復興のさなかの開催でしたので、その後の10年では世界的な大きな出来事として新型コロナウイルス感染症の拡大などがございました。記念事業のコンセプトにつきましては、本年度中に定めるように今検討を進めているところでございます。

20周年は大きな節目の年でありますので、周年記念イベントに関しましては市民とともにこれまでの歴史を振り返りながらお祝いし、将来に向けてさらなる飛躍を誓う契機になるものと考えておりますので、幅広い世代で、この20年の歴史を感じ取れるよう工夫しながら、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　合併20周年記念事業が、将来ある子どもたちにとってすばらしい思い出につながるような、そういう意味から、保育園、幼稚園、小・中学生に何か記憶に残るよう

なアイテム、記念品として差し上げる的なそういう計画の余地というのは今後あり得るでしょうか。

といいますのは、私、これを30年くらい前にもらったでしょうか。多分私と副市長ぐらいしか持っていないかと思いますけれども、祝旭市市制施行30周年記念、旭市と書いてあるんですね。ちょっと考えていただければ、わかるかと思います。この製品なんですけれども、私が印旛からこっちに来るときに、お世話になったある中学校で頂いたものです。こういったようなことで、来年度20周年、これに対して記念品こうだよ。何かすばらしい考えとかアイデアがあったら、お聞かせ願えればと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　記念品の配布ということでございますけれども、多くの団体の周年記念イベントにおいては様々な記念品が配布されていたものと認識はしてございます。さきの合併10周年記念式典では、市の記念切手シートを作成し、出席者への配付及び郵便局での販売を実施したところでございます。

今回の20周年イベントで記念品を配布する計画につきましては、現時点では定まっておりませんが、記念品のほうにつきましてもしっかりと今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　ぜひ前向きに検討をお願いします。ドローンにこだわるわけではないけれども、何か航空写真、そんなものを撮って、現在の旭市はこんな状態だよというようなことも一案かと思いますけれども。

４回目の質問をさせてください。今年、成田市が市制施行70周年記念事業されておりますよね。ホームページ等々で、来年度に生かす意味で見られましたか、検討されましたか。もし勉強されるようなことがあったならば、印象や参考になった点、次年度合併20周年記念事業に、ここととここととこんなところを生かしていきたいといった点あったらお聞かせください。

課長、以上です。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　成田市市制施行70周年記念につきましての印象や参考点とのことで

ございますけれども、こちら個人的な感想になってしまいますので、この場での回答は控えさせていただきたいというふうに思います。

成田市に限らず、自治体の周年記念イベントにつきましては、その特徴や個性を生かしながら、各団体で工夫しながら実施しているものと思っております。近年実施している県内自治体のイベント内容などについては確認を取っているところでございますので、参考にできるところは参考にし、旭市の20周年としてふさわしいイベントとなるよう、いろいろと工夫しながら考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　答弁の中で、もしかしたらまだ参考されていないのかなという印象を受けましたけれども、しかしながらやはり前向きにすばらしい旭市、この20周年がさらに次の10年、20年、25年と続いていくんだよという視点に立って、式典になるようにご期待申し上げますので、よろしくお願いします。

続きまして、１番の（２）合併20周年に向けて計画している記念事業の内容、ではなくて……ギネスですね、ギネス。ギネスですよ、世界挑戦ですよ。市長、やりませんか。簡単に「はい」とは言えないですね。これも大変な事業になるからだというふうに思います。

６月15日に県誕生150周年記念、皆さん行かれませんでしたか、私行ったんですよ。残念ながら、３秒足らずでギネス世界記録更新にはなりませんでした。それをパクるわけではないですけれども、ぜひ旭市で、えっ旭市が、ギネスに、とＳＮＳで発信している。旭市の名前を売ろうではありませんかという提言なんですけれども、安全性の確保ですとか、どこでやるんだですとか、参加者の場所ですとか、広報活動どうするんだというようなこと等々あろうかと思いますけれども、やってできないことはないと私は思うんです。

課長はいかがですか。盛り上げましょうよ、やりましょうよ。いや、こういうところでなかなか難しいと、さっき難しいと、具体的に何が難しいのかおっしゃっていただけませんか。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　イベントの難しさということでございますけれども、大きなイベントのご提案ということでございますけれども、こちら大勢の参加者等が見込まれる中で、やはり安全確保であったりとか、保健衛生体制であったりとか、開催場所、開催日時とかいろ

いろと検討しなければならないことが、本当に課題がたくさんあるというように思ってございます。そういうことが、これから検討するに当たってはちょっと難しい点があるかなということでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　よもや前例がないとか、そういうことはおっしゃらないでしょうね。確かに難しいのは重々承知の上での提言です。うん、多分駄目だろうなということは予想つきますけれども、ただ、意義ね。地域の絆を再確認するですとか、あるいは市長がいつも言っているチーム旭、オール旭、市民みんなで喜び合おうではないかと。意義としては十分成立すると思うんですけれども、ただ、人が集まるかどうか。場所はいっぱいあると思います。私もつぶさにいろいろ見ました、ここでできるなと。

地元市内の企業、会社経営者、もちろん市職員の皆さん、学校、農業経営者、ロータリークラブ、老人クラブ、区長会等々。私が中心になってやってしまいましょうか。いや、これは無理か。何、伊場、お前よ。出しゃばったことやってんだよと。でも、精査して、こういうふうにしてやりたいのですけれども、企画書できました。市長、副市長、ご査収願えますか。仮の話ですけれども、その点だけお伺いしておきます。

伊場の実施、企画書、精査、査定いただけるのかどうか。見てからでなければというところあろうかと思います。いや、見ていただけるかどうか。市長、副市長、お立場でお答えください。やりますよ、私。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　私が……。

（発言する人あり）

○議長（飯嶋正利）　総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　それでは、企画書というご提案でございますけれども、議員ご提案のギネスへの記録挑戦イベントにつきましては、市から世界への情報発信に広がります。大勢の市民の参加により一体感を持って挑戦するユニークなイベントの一つであると思っております。

周年記念事業の具体的なイベントにつきましては、現在協議、検討を進めているところでございますので、伊場議員ご提案のその事業につきましても、その事業の一つとして参考に

させていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　あさピーのさらなる活用推進について再質問させていただきます。

先ほど、サポーターズの人数ありました。もう20代、30代で290人超えますよね。サポーターズの皆さんに協力して、市からお願いすれば、皆さん相当協力してくれると思うんですね。40代、50代入れても1,000人近くなりますからね。

課長、原点に返って、あさピーの性格、年齢、あさピーの仕事って何でしたっけ。お尋ねします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　あさピーの性格等についてでした。

あさピーですが、まず性別ですが、これはひよこの男の子になっております。年齢ですが、年齢は不明です。ただ、誕生日は７月１日生まれです。

７月１日生まれということだけで、何年という記述はございません。性格ですが、好奇心旺盛で人好き、元気、おしゃれな男の子です。

仕事ですが、これは一応旭市役所勤務であさピーアール部に所属となっております。仕事は、「日本一住みよいまちは旭市かもしれない」ということを全国にＰＲすることが仕事となっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　さすが、柴課長。ありがとうございました。

ただ、私調べたら、今年人間年齢で考えますと小学校６年生なんですよね。2012年の７月１日、2012年ですから。だから、2024年で12歳。来年は中学生になる年齢なんですね。彼の仕事は旭市あさピーアール部です。そして、「日本一住みよいまちは旭市かもしれない」ということを全国にＰＲするということ。活用しましょうね。旭、旭、旭、あさピー、あさピー、あさピー。右見てもあさピー、左見てもあさピー、後ろもついてくるぞぐらい積極的にどんどん活用したらいいんじゃないかということをお伝え申し上げたいのです。

それで、来年から考えて15年後、27歳ばりばりの青年にあさピーは成長するであろう。そういったことで、第３回目の質問です。３回目の質問です、議長。議長、よろしいですか、

３回目。よろしいですか。

○議長（飯嶋正利）　はい。

○５番（伊場哲也）　結婚していますかね。旭市内でどんな家族に囲まれて、どんな暮らしをしているんでしょうか。その辺、小・中学生に作文やポスター、2040年のあさピー一家ぬいぐるみ作品募集ですとか、ＡＩロボットでつくったあさピーのフィアンセ、キャラクター募集ですとか。そういったことをあさピーのさらなる活用推進ということでやられてみるというのも一アイデアではないかなというふうに考えますけれども、課長、見解をお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　あさピーを取り上げてありがとうございます。

あさピー、先ほど私、何年生まれという記述がないというお話をしました。何年生まれとなってしまうとあさピー70歳とか80歳、年齢高いのが悪いというわけではありませんけれども、そういった想定をキャラクターしておりません。あくまでもかわいい男の子という想定でおりますので、じゃ年頃になって結婚して、家族ができてというのは、それはちょっとご自身で判断していただくということで、市としては、あくまでもあさピーというのはかわいい男の子の存在でやっておりますので、引き続きそれでＰＲしていければなと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩　午前１０時５９分

再開　午前１１時１０分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　一般質問をする前に、議長、お尋ねします。

旭市議会会議規則第62条です。一般質問通告書、私は一般質問通告書を締切日、時間厳守

でしっかりと提出し、第３回旭市議会定例会において一番最初に質問をさせていただいております。一般質問通告書に従って一般質問させていただきますと、冒頭述べました。私の一般質問通告書でございます。

答弁を求める者に、私はしっかり市長ということで記載させていただいております。先ほど議長は、議事進行の上でのご判断かと思いますけれども、総務課長ということで指名しました。これは、会議規則第62条、一般質問通告書に従っての質問、規則に反しませんか。議長、釈明をお願いします。

○議長（飯嶋正利）　議会運営の実際で、議員が質問に対する答弁者として何々部長を指定しても、誰が答弁するかは議長の判断によるということが……市長の判断によると、長の判断によるということがあります。

（「そこをはっきりしてください」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　長の、市長の判断であると書いてあります。

（「それは、会議規則62かな」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　これは運営上の話です。

（「規則じゃない。運営上の話。じゃ、議長が議事進行をする上での運営上の話で規則じゃないでしょ」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　はい。

（発言する人あり）

○議長（飯嶋正利）　暫時休憩。

休憩　午前１１時１２分

再開　午前１１時１３分

○議長（飯嶋正利）　会議を再開いたします。

善処いたします。全員はやりません。善処いたします。

（「私、訴えているでしょう」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　はい。

（発言する人あり）

○議長（飯嶋正利）　暫時休憩。

休憩　午前１１時１３分

再開　午前１１時１７分

○議長（飯嶋正利）　会議を再開いたします。

伊場哲也議員の１の（３）について、市長のほうから答弁がございます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎）　伊場議員のおっしゃる手つなぎギネス記録挑戦イベントは、大勢の市民の参加により一体感を持って挑戦するユニークなイベントの一つであると思います。ぜひ議員の提案を参考にしながら記念事業を検討してまいりますので、企画書をお待ちしております。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　ありがとうございました。皆さんよろしくお願いします。

再質問いたします。

○議長（飯嶋正利）　２の（１）の４回目ですね。

伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　先ほどあさピーについて質問させていただいております。ちょっと2012年で引っかかりましたので、あさピーについてはこれにて終わり、その先に進めます。時間の関係もありますので、よろしいでしょうか。

15年先の旭市を持続可能でより活性化させるための（２）です。選挙に関すること、よろしいですか。再質問お願いします。

セキュリティ性の高い通信回線の確保及び情報セキュリティポリシー上の課題点を整理し、研究検証と以前、片桐議員、伊藤議員、井田議員が、私も含めて投票率の向上について一般質問させていただいているんです。かつての答弁の中で、課題点の整理、研究、検証の進捗状況、これをお聞きします。お願いします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

投票には選挙人名簿情報を扱うことから、公衆回線ではなくセキュリティ性の高い専用回

線等の確保が必要となり、民間施設や移動車両では専用回線を簡易に確保できないことから、課題があると答弁してきたものでございます。

これまでは短い投票期間で仮想の専用インターネット回線を用意しなければならないなどの課題がありましたが、現在では携帯電話回線を用いて無線の専用回線として利用できる仕組みが構築されていることを確認いたしておりますので、民間施設や移動投票所を検討する際には、こういった技術を導入することになるものと考えております。技術的には問題ないものと考えておりますが、民間施設を投票所とすること、また車両を用いた移動投票所の導入に関しましては、現在の期日前投票所数や投票所配置状況から、今すぐの導入は考えていないところでございますが、県内の自治体の状況確認等、もうしばらく本件に関しては研究してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　課長、投票率上がりませんよ、それでは。期日前の投票は、システム導入により年齢別など詳細なデータ分析が可能ともう既におっしゃっております。当日投票は、ペーパーベースの選挙人名簿の使用によって、詳細なデータ収集は困難であるので、選挙事務の効率化や迅速化、投票ミス防止に向けて全投票所へのシステム導入を検討、これもおっしゃっています。進捗状況はどうでしょうか。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　当日投票システムの導入に関しましてでございますけれども、お答えいたします。

期日前投票所でシステム導入をしているように、市内19投票所においても本年度の選挙において当日投票管理システムの導入のほうを予定しております。本システム導入によっては、これまでの紙の選挙人名簿を電子化し、パソコン上で管理することで、投票事務の効率化や投票ミスの防止のほか、将来的により詳細に投票状況を分析できるようになるものと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　市は他の自治体、国・県、意見等々情報を入手しながらやることはやっているんですよ。やってこの状況なんです。何とか向上させていきたいと課長おっしゃって

いたじゃないですか。ですから今までどおりのことをやっていたんではだめなんだということです。であるならば、じゃ何ができるかということでしょう。思い切ってやっていかないと、県下で、またワーストワン、ツー、スリーと底辺を争うようなことになってしまう。だからご提言させていただいているんですね。

やることといえば、先ほどの商業施設等々、おひさまテラスだとか病院は駄目なんでしょう。期日前投票の投票日、時間の弾力化、これも無理でしょう。じゃ投票所等への移動支援はどうですか。高齢者が選挙に行きたいんだと。じゃ移動させる支援をしてあげますよ。車で迎えに行きますよ、やれると思いますよ、やる気になれば。やっぱりそうはいうものの市民が興味・関心がない、残念ながら。

ですから市民が政治、選挙、関心を持ってもらう、市当局の働きかけ、これがもしかしたら究極の大事さなのかもしれません。市長が防災行政無線で、皆さん選挙へ行きましょうと言ったら変わるかもしれません。そういうことは現実的には不可能かと思います。現状ではだめだと、何かできることを見いだしてやる。具体的に投票所まで連れていってあげる。課長どうですか。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　それでは、投票率向上に向けての今議員お話しの移動支援等も含めまして、ご回答させていただきます。

選挙は、私たち国民が参加して、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会でありまして、民主主義の根幹をなすものでございます。全国的にも投票率の低下傾向は課題として認識されており、市としても試行錯誤で対応を進めておりますが、その特効薬となる対策も見いだせないのが現状でございます。

投票率向上に向けた新たな取り組みにつきましては、現時点では具体的に考えておりませんが、現在実施しているＳＮＳを活用した選挙啓発活動のほか、市内高等学校で実施している主権者教育等を継続して実施することで、特に若者に政治に関心を持っていただくよう努め、投票率の向上に結びつけてまいりたいと考えております。

また商業施設への投票所の設置や投票所への移動支援、またそれぞれの各種課題、制約等もありますけれども、簡単にできないものもございますが、先進的な取り組みに関しましては、従前から情報収集を進めるなどの対応を図っておりますので、必要に応じて新たな取り組みを速やかに導入できるよう、継続して研究に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　ぜひ投票率向上、アップに向けて積極的に前向きな検討をお願いいたします。

２番の（３）人口減少社会、再質問いたします。

地域の魅力を生かして、地域の支援、雇用、コミュニティを生かしながら人口減少を食い止める。これは地域の活性化にとってとても大事なことだと思います。課長、これまで検討・研究された内容、具体的な内容、進捗状況をお知らせください。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　最初の答えとちょっと重なる部分もございますが、本市の総合戦略では、人口減少社会の中で急激な人口減少の歯止めと地域経済の活性化を図るとともに、持続可能な社会に向けた四つの基本目標を掲げ、関連する事業を示しております。

例えば一つ目、魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくりでは、農業をはじめとした産業振興などの事業を、二つ目の結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが生きがいを持てるまちづくりでは、切れ目のない子育て支援などの事業を、また三つ目のひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集うまちづくりでは、移住・定住促進などの事業を、四つ目の将来にわたって元気な地域をつくり、安全・安心で暮らしやすいまちづくりでは、防災体制の強化に向けた事業など、基本目標、それぞれの実現に向けた様々な事業に取り組んでいるところです。

また、事業の進捗につきましては毎年公表しておりますが、重点施策マネジメントシートのほか、旭市総合戦略推進委員会において行政評価をいただいているところです。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　人口減少社会における地域活性化、その対策で、成功している自治体とか事例があったら、課長、教えてください。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　地域活性化で成功している自治体で、有名なところでお話ししますと、田んぼアートで有名な青森県田舎館村、あと出生率でいいますと、出生率が日本一

となりました岡山県の奈義町の例などが挙げられます。

様々な分野で成功事例として紹介されている自治体がございます。そうした自治体とは人口であったり、財政規模、立地や自然環境などが異なりますので、単純にまねをすればよいということではございませんが、本市におきましても、新たな取り組みを検討する際には、そうした成功事例や先進事例等を参考としながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　現在からで結構です。令和７年度以降、重点施策、特に人口減少社会における地域活性化、ありましたらお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　今後の地域活性化策につきましては、旭中央病院であったり、全国トップクラスの農業、またそれを基盤としました商工業のほか、豊かな食文化や自然環境など、旭市の特性や地域資源を生かしながら、引き続き子育て支援や移住・定住促進に力を入れるとともに、官民連携により民間活力も活用し、チーム旭で取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　２番の（４）市職員の研修制度、市民の学び直し、再質問さていただきます。

先ほど市民生活課長並びに生涯学習課長から答弁をいただきました。市民の学び直しという視点から、市がリードして今現在こういう社会ですから、オンラインを活用した市民が自主的、主体的に学習できるようなコンテンツ、ｅラーニングのプラットフォームの作成、これが必須であると私は思いますけれども、市の見解を伺います。お願いします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和）　オンラインを活用した学び直しの講座など、現在市では実施ができておりませんが、国や県をはじめ企業、大学など様々な機関がオンラインでの学びの機会を提供しております。これらの情報を必要としている方が得られるように、それぞれの機関と連携し、情報の収集と周知に努めてまいります。

また、市の生涯学習における各種講座についても、関係課と連携を図りながら、先進地での取り組み事例なども参考にしながら、オンラインの活用を研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　これもぜひ積極的にお願いします、課長。いよいよ始まりますよね、生涯学習課主催のあさピーアカデミー、これは特に小学生、相当期待しておりますよ。熱中症対策のアンバサダーの情報提供も夏休み中いただきました。ありがとうございました。英語で絵本の読み聞かせ、英語でおはなし会、図書館で夏休み中に実施されました。これも小さいお子様をお持ちのお母様方から大変好評でした。ぜひ継続をさせていただきたいなと思います。

そこで３回目の質問をさせていただきますけれども、一生懸命取り組む市民に対して、助成金とか奨学金を提供し、経済的な支援を行うこと、あるいは地元の企業と連携協力して、リスキリングプログラムを協働で実施する。この辺についてご見解をお伺いいたします。お持ちでしょうか。どうぞ。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和）　１回目の回答で一部ちょっと触れている部分があるんですが、現在市では学び直しについての助成制度等はありませんが、千葉県が本年５月に学びの総合窓口というものを開設しております。学び直しやキャリアアップを検討する方に情報提供だけではなく、個別相談やサポートを始めましたので、学びの総合窓口の周知に努め、活用を呼びかけてまいりたい、そのように考えております。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　ご指摘の後で申し訳ないんですけれども、私、来月国家試験控えているんです。私以外にも努力されている一般市民いっぱいいます。そういう人に対して少額でもいいから支援をしてあげたらということをお伝え申し上げたい。

４回目の質問になりますけれども、市職員のキャリアアップに関して、旭市職員の海外研修制度、これ来年度20周年迎えます。創設したらいかがかと、そのように考えますけれども、事前のヒアリングでお話は通っているかと思いますけれども、この点いかがでしょうか。時間の関係もありますので、お願いします。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　それでは、市職員の海外研修につきましてお答えいたします。

令和元年度までは公益財団法人千葉県市町村振興協会が主催する海外派遣研修に職員を派遣しておりました。派遣先は開催年度により異なりますが、欧米各国で、研修期間は８日から10日間程度です。令和２年度以降は新型コロナウイルスの影響により実施が見送られている状況です。

議員からご提案のありました職員の海外研修について、海外の自治体においても先進的な事務、事業の事例は多くあろうかと思います。一方で長期の海外研修となりますと、派遣する職員の人選や派遣先の選択など様々な検討事項がございますので、財源の問題も含めまして、慎重に検討・研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　（５）の他の自治体で推進している４点について再質問させていただきます。

おお、旭もいよいよ始まったなあと、いいものを先取りするような自治体になってほしいという願いからなんです。夏、熱中症対策、防災行政無線、少しずつ水を取りましょうって、クーラーの効いた部屋でってあるじゃないですか。それぞれドリンキングステーションの設置、もう一度サブスク、ドローン、そして対面のシステム導入、この４点についてのデメリット。メリットは分かっているんです。ただ、金がかかるではだめですよ、だからいま一歩踏み出せないんだという視点でのデメリットを中心にお答えください。お願いします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　デメリットということです。私のほうからは、まずドリンキングステーションですか、そちらです。

施設それぞれに全てつけるというようなお話にはならないと思います。ですから、どういった施設が必要なのかというようなことになるかと思うんですけれども、熱中症対策という意味でいえば、それぞれの施設に住民は何の目的を持って来るのか、どれぐらいの時間をそこにいるのか、いろいろな検証があるかと思います。それで今現状においては、スポーツ施設、パークゴルフ場とか体育館には設置してございます。これは運動しますから、そういった熱中症のリスクもあると。あと本庁舎とかそういったところでの滞在時間とか目的を考

えますと、熱中症になるおそれというのはあまりないのではないかと、そういった意味で今そのほうの設置は予定していないというような状況にあります。

（「デメリット」の声あり）

○行政改革推進課長（椎名　実）　デメリットといいますか、全て費用もかかりますし、メンテもかかります。設置して終わりという話ではありませんので、一体その施設において通年を通してどれぐらいの需要があるのか、そういったことも考慮しなければならないと、そういうような考えを持っています。

あと字幕表示システムについてです。これについては先ほどもお話ししたんですが、旭市に訪れます外国人、これについてはデメリットといいますか、今ある体制で十分対応ができているということで、翻訳機等も使っておりますので、システムを入れるまでの状況にはないかなということです。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子）　おむつのサブスクのデメリットとしましては、保護者が紙おむつの種類の指定ができないことや子どもが休んだ日数によっては料金が割高になってしまうことがあると思います。また自宅での利用分は別途費用で自費で用意することになること、また保育所のほうでは紙おむつの発注の管理や保管場所の確保が課題となることなどが挙げられます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　ドローン使用によるデメリットにつきましては、航空法や土地所有権などプライバシーの問題など、そういった様々な面から規制が引かれていることが挙げられると思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　４点のうちの１点だけお尋ねいたします。

字幕表示システム、既に導入されている自治体に椎名課長、問合せ等されましたか。それだけお伺いさせてください。他の自治体に問合せされたのかどうか。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　どういうようなものなのか、あとどういうような使い方をしているかというのは、確認はしました。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　京セラのコトパットですか。問合せした自治体名と使用している機種名、お答えください。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　機種名まで詳しくはちょっとありませんけれども、京セラの製品です。音声をリアルタイムに字幕に変換するということで、134言語に対応すると、そういったようなものを使って、導入先、どこの自治体だったかあれですけれども、例としては山形県長井市、あと横浜市のほうでも使っているという話です。そのほかにも二、三自治地体あるというのは確認は取っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　３番の第３期旭市総合戦略について、先ほど数値でＫＧＩについて設定されているという答弁ございました。第３期についてもＫＰＩ、ＫＧＩの扱いについては同じですか。数値なんですか、そこをお尋ねします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　ＫＧＩ（重要目標達成指標）になりますけれども、これを設定することで具体的な事業の達成目標が明確に示され、誰もが理解することができるということがメリットとしてあると思います。その点につきましては、先ほど回答いたしましたが、現在、本市の総合戦略でお示ししています数値目標という指標であっても同様の効果があるものと考えております。

また、本市が総合戦略の策定に当たり参照しておりますが、国の地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引きというのがございます。こちらにおいてもＫＧＩという言葉ではなくて、数値目標という言葉を用いておりますので、本市の総合戦略においても、次期総合戦略におきましても、数値目標ということで考えておるところです。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　了解いたしました。（２）先ほどざざっとトータルしてご答弁いただいておりますけれども、ＤＸ推進、生成ＡＩ等々について、そのうちのＣＣＤプロジェクト、これについてお尋ねします。一体何ぞやという質問です。千葉県旭市におけるＣＣＤプロジェクト、具体的にこうですよと、ホームページには出ておりますけれども、課長のお言葉、お願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　ＣＣＤプロジェクト、シティズ・チェインジング・ダイアビーティスの略だそうです。そもそもこれですが、都市に蔓延する糖尿病の克服という意味で使われている言葉です。この取り組みの目的になりますが、世界有数のヘルスケア企業になりますノボノルディスク社が、世界的規模で糖尿病の克服のために都市の糖尿病増加抑制に取り組むプロジェクトで、旭市では世界で38番目のパートナー都市として選ばれたところです。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　今の答弁、ホームページに載っているんですけれども、その中で私も実際に参加したんです。Ｖｉｔａｌｉｔｙ旭ＣＣＤウォークってあるじゃないですか。これ終わりましたよね。これ今後ぜひとも続けていただきたいと思うんですよ。やっぱり私も毎日9,000歩を目安に歩いているんですけれども、毎日というのは相当不可能だなというふうに思います。２日に一遍ぐらいにしようかなと思いますけれどもね。

市役所のすぐ西側にまたスポーツの杜公園にスポーツの杜公園コース600メートルというウォーキングコース、そして文化の杜公園多目的広場にコース１周650メートル、これウォーキングコースについてお伺いします。３点。

まず、旭市ＣＣＤプロジェクト認定の、このコースを認定するための認定基準はあるのか。

２点目、干潟地域や飯岡地域、海上地域、旧いわゆる３町、私この２コースしか目視してないんですけれども、旧３町にはありますかという質問です。

最後は、今後増設する予定はあるのか。この３点についてお伺いいたします。

お答えいただきますと、ちょうど予定時間の３分で終わるということです。柴課長、お願いします。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　まず、メートル表示ですけれども、糖尿病発症予防の観点から、まず体を動かしましょう、歩きましょう、歩いてもらいたいという思いで表示をしたところになっております。特に基準はございません。ただ、分かりやすいコースで歩くたびにどのくらい歩いたかという距離が分かるような形で表示をしております。

旧３町にはということでしたが、現在のところ、今この２か所となっておりますけれども、今後はまた分かりやすいコースのほうに、その表示のほうを増やしていきたいと考えておるところです。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　具体的にどこにコースを設けようと今お考え方ありますか。私はあるんですよ、課長どうですか。認定コース、ＣＣＤウォーク認定コース、いいコースあるじゃないですか。お願いします。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　考えられるコースはということでした。海上であれば海上コミュニティ運動公園、あそこもランニングコース、歩くコースも指定されておりますので、あそこは１周１キロメートルになっておりますが、あそこはメートル表示入ってない。そこでもびょうを置けるのかなとありますし、飯岡であれば海岸線のところにサイクリングコース、歩くところがありますので、そちらも活用できるのかなと思います。今ですと、そこまで歩いていくというより、車で行ってそこから歩けるという場所がいいのかなと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　ありがとうございました。時間相当取らせましたけれども、聞きたいこと、また提言ということでの質問をさせていただきましたので、きついところあったかと思いますけれども、お許しください。それからＣＣＤの認定コース、飯岡出ていましたけれども、干潟は出ていませんので、ぜひ旧干潟町のほうにも設定するようにご努力いただければと思います。

以上で伊場哲也、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の一般質問を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

◇　常世田　正　樹

○議長（飯嶋正利）　続いて、常世田正樹議員、ご登壇ください。

（１番　常世田正樹　登壇）

○１番（常世田正樹）　こんにちは、議席番号１番、常世田正樹です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

多数の方に傍聴お越しいただき、誠にありがとうございます。

今年の夏は暑過ぎましたという挨拶を考えておりましたが、時間の節約のために割愛させていただきます。

私からの質問は、青少年の健全育成について、地域と学校の連携・協働の促進についての２項目２点の質問となります。

１項目めは、青少年の健全育成についてです。

（１）子ども会組織について、少子化による影響を受けていると思われるが、現状と課題、市の支援策をお伺いします。

子ども会とは小地域で組織され、保護者や育成者の下、子どもの健全育成を目的として、異なった年齢の子どもが集まる団体です。地域で子どもを育てるために様々な行事を行っております。地域の連携意識を育て、校外における様々な遊びや体験を通した子どもたちの健やかな成長を目的としています。ネットで子ども会と検索して出てきた文章なのですが、今申し上げた目的ですね。

私が小学生だった四十数年前、地区の住民は区に加入しているのが当たり前の時代でした。地区に住んでいる子どもは、その地区の子ども会に所属しているのが当たり前でした。１年生から６年生まで100名近く、区民館の玄関は子どもたちの靴であふれ、室内も子どもたちの熱気であふれていた記憶があります。その当時は土曜日も小学校があり、子ども会活動は日曜日の朝10時に区民館へ集合して、駄菓子やふかし芋、スイカを食べながら、ハンカチ落としやかるたといった遊びをしながら友だちと過ごす時間がとても楽しかった思い出があります。お昼ご飯にはカレーライスやうどんを食べて帰宅をする。そういった行事にとてもわくわくしていた記憶があります。

今思うと、子どもたちを楽しませるために、地域の方々が日曜にもかかわらず準備や後片づけをしてくれていたんだなと感謝の気持ちでいっぱいになります。今は子どもたちをもて

なす側になった私、干潟小学区で子ども会を全て解散するという結論に至ったのが一昨年の冬でした。新年度からは子ども会が全てなくなるという話になりました。当時の区長会長さんが子ども会がなくなってしまうのは忍びないから、学区全体で一つにまとめた子ども会ができないだろうか、学区から補助金という形で協力しますという提案がございました。

しかし、いざ立ち上げようと思っても、既存の子ども会の役員さん方は、やっと解散することで肩の荷が下りるとほっとしているタイミングであり、会長や役員を引き受けてくれる人がいませんでした。そこで私が会長として干潟学区子ども会という子ども会をスタートさせました。年会費は児童１人当たり1,000円、不足分は学区会計から補助金をいただいて、参加児童の保護者への役員負担は全くなし、春のジャガイモ掘り体験、また講師の先生に材料費のみでお願いしますと頼み込んで開催したワークショップ、ラジオ体操、子どもみこし、秋のサツマイモ掘り体験、バス遠足と様々な行事を行ってきました。芋掘り体験は自分の農場なので経費がかからないし、食育体験にもなります。

以前、自分の子どもが小学生だった頃、地区の子ども会の会長をその当時２回務めました。当時、その地区の子ども会の人数は70人ほどいましたが、やはり子ども会に入らない児童の人数も多かったです。保護者の方が子ども会に自分の子どもを入れない理由についてお聞きしたところ、年会費4,000円は高い、役員をやりたくない。行事が単調でつまらない、そういったような理由でした。

私が今回新たに子ども会をスタートするときに決めたことは、入らない理由を全てクリアすることです。しかし、昨年度も、今年度も加入した児童は20名程度です。干潟小の児童数は本年５月１日現在で287名、子ども会への加入率は１割にも届きません。

今の子どもたちが子ども会に入りたいけど入れない理由として、習い事が複数ある。子ども会に入らない一番大きな理由として、休日は家族の時間を大切にしたい。子ども会への加入率の低下は生活スタイルの変化、時代の流れであることをひしひしと感じております。干潟小学区の子ども会加入児童数は、昨年度も今年度も20名程度です。ほかの地区ではどのような傾向なのでしょうか、お聞きします。

子ども会を解散したというお話を耳にすることがありますが、直近５年間の市内の子ども会数の推移、加入率等はいかほどでしょうか、お伺いします。

２項目めは、地域と学校の連携・協働の推進についてです。

（１）地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的な推進が市内の全小・中学校で始まりましたが、導入の目的と今後の課題についてお伺いします。

最近、ふと自分の中で思ってしまいました。区や自治会へ加入しない、子ども会に加入しない、ＰＴＡ役員なんてもってのほか、隣近所の付き合いは必要ないし面倒、子どもを通じて知り合ったママ友、パパ友との付き合いで十分、地域とは接点を持たなくても生活していける、干渉しないでほしい、ごみは直接クリーンセンターへ持っていくので区が管理しているゴミステーションは使わないという方が増えている現状。

消防団、青少年相談員、安全協会、保健推進員をやってくれる人が見つからないから誰かいないかな、紹介してほしいという依頼を受けて、なりそうな人、候補者を必死になって探す自分、区や自治会に加入しましょう、防災訓練を行うので学区の皆さん参加してください、ゴミゼロ運動、ラジオ体操、夏祭り、皆さん参加してくださいと発信ばかりしている自分、地域のことを考えて様々な活動をしているのですが、実はありがた迷惑で空回りしているだけなのではと心配になる自分。

いっそのこと区や自治会組織の解散、各種委員、役員制度の廃止、ＰＴＡ制度の廃止、全てをなしにすれば、頼む、頼まれる、やらなければならないということで苦労する人はいなくなるし、しがらみもなくなるし、若い人たちも暮らしやすくなるのではとマイナス思考へ陥る自分、すみません、独り言が長くなりました。

知人にこの考えを話したところ、小説のジキルとハイドみたいだねと言われました。善と悪が表裏一体という意味です。長年にわたり地域コミュニティを支えてきた諸先輩方や区長さん、自治会長さん方は、そういった私が考え方たようなマイナスの思いを表に出さずに笑顔で懸命に地域を守ってきたと思われます。頭が下がるばかりです。

しかし、そういった方々の高齢化により、昔から当然のように続いてきた地域コミュニティは、もう限界を迎えています。全てをなしにしてしまえばよいのではないかという話をある教育者の方に話したところ、だからこそ今回のコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の取り組みが始まったのではないのかなと言われ、よくよく内容を考えてみると、自分の中ですっと納得することができました。

これまで自分がやってきた活動は、点でしかありませんでした。通学路や用水路沿いの草刈り、子ども会活動、１人でできることは何でもやってきたし、できると思っていました。しかし、しょせん点は点です。できることには限界があります。挙げ句の果てには全てをなしにすればよいのではないかと消極的な思考に陥ってしまった次第です。

一方で地域学校協働活動は、点ではなく面の活動です。点が多く集まり、面を形成する、そういった活動です。これからはその面の面積をなるべく広げられるように、私も微力なが

ら協力していこうと思っております。

前置きが長くなりましたが、本年度より市内の全小・中学校で地域学校協働活動が始まりました。先日、千潟小にて開催された旭市青少年育成千潟小学区会議兼ミニ集会というものへ自主防災会会長、子ども会会長として参加させていただきました。これからの学校、家庭、地域連携の在り方をテーマとして話し合う時間がありました。先生方やＰＴＡの皆さんは、どのように地域と接していけばよいのかを考え、区長や民生委員の方々は、どのように学校と接していけばよいのか、若い新住民とどのように接していけばよいのか、そういったことを考えるいいきっかけになったと思います。

開かれた学校とは、いつでも地域の住民の方が出入り自由というわけにはまいりません。それではセキュリティが保てなくなります。では、学校と地域の距離を近づける開かれた学校、そういったものはどのようにしたらよいのでしょうか。

ここで重要なのが地域コーディネーターという方の存在です。このコーディネーターの方は、地域と学校をつなぐ役割を担います。学校側が地域に何を求めているのか、何をしてほしいのかを取りまとめて、地域の方へ相談します。地域の方は義務ではなく、できる人が、できるときに、できることを行います。本取り組みの目的についてお伺いします。

また重要なキーパーソンである地域コーディネーターについて、平均年齢、性別、職歴、またコーディネーターを選ぶ際の基準や決め手となった判断材料等についてお伺いします。

以上、２項目、２点が１回目の質問になります。

再質問は質問席にて行わせていただきます。

○議長（飯嶋正利）　一般質問は途中ですが、午後１時10分まで休憩いたします。

休憩　午後　零時　７分

再開　午後　１時１０分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、常世田正樹議員の一般質問に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和）　それでは、１番の（１）子ども会の組織の関係で直近５年間の子ども会の加入率等の関係です。

直近５年間の旭市子ども会育成連絡協議会に加入する子ども会の数は、令和元年度が72団体、令和２年度が61団体、令和３年度が66団体、令和４年度が63団体、令和５年度が58団体です。

小学生の加入人数と加入率です。令和元年度が1,610人で51.01％、令和２年度が1,165人で38.33％、令和３年度が1,187人で39.28％、令和４年度が1,048人で35.99％、令和５年度が876人で30.87％となっております。

続きまして、２番の（１）地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの関係で、地域コーディネーターを選ぶ際の判断基準というところです。本取り組みは、地域と学校がパートナーとして連携、協働し、未来を担う子どもたちの成長を支えるとともに、住民同士のつながりを深め、自立した地域社会の基盤の構築、活性化を図る新たな地域創生を目的としております。この活動を通じ、子どもたちが互いに意見を出し合い、学び合う中でふるさと旭に対し愛着を持ち、地域のために何ができるかを考えるきっかけづくりとなります。

地域コーディネーターについては、社会教育法第９条の７において、教育委員会の施策に協力して、地域と学校との情報共有や地域住民等への助言を行うものとされております。

選任に当たっては、日頃学校活動に協力いただいている青少年健全育成活動団体やＰＴＡの関係者、ボランティアに参加する方、教職員を退職された方などから活動の推進にふさわしい方を各学校長の判断により推薦をしていただいております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　ありがとうございます。それでは、答弁に対し、順次再質問させていただきます。

１項目めの（１）について、子ども会は年々減少傾向にあるのが分かりました。加入率も令和元年は約半数の児童が加入していたのに、現在は３人に１人の割合になっておることが分かりました。コロナ禍の期間、子ども会の活動ができなかったことが解散や加入率の低下につながったのではないかと思われます。しかし、コロナが５類に移行しても、現状のままでは子ども会へ加入する児童数はふえにくいのではないかと思います。

今後も地区ごとの子ども会を存続させていく必要性はあるのでしょうか、市の見解をお伺いします。あわせて、子ども会への加入率を増やすために行っている広報等の活動について何かあればお伺いします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和）　地域のつながりが希薄になる中で、コミュニティ活動の一つとして存続する子ども会は、今後も支援していきたいと考えております。

一方で子どもの学びの場や活動の場は選択肢が広がり、多様な機会が得られるようになったことや社会情勢の変化、家族構成の変化など時代の背景が変わり、これまで行われてきた既定の活動が敬遠される傾向にあります。

旭市子ども会育成連絡協議会では、内容を工夫するなど、より参加しやすい事業を取り入れ、時代の変化に応じた事業展開をしております。また協議会を脱退したいとの相談に対しましては、他地区との統合を提案するなど、地域の子ども会の存続を支援していますが、難しい状況でもあります。継続して活動する地域の子ども会を大切に維持しつつ、現在市の主要事業として推進している地域学校協働活動などの充実により、地域と子どもたちの結びつきの機会も増やしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　答弁に対し、再々質問をさせていただきます。

旭市子ども会育成連絡協議会、課長のほうからも協議会の名前が出ましたけれども、年間を通じて子ども会に所属している児童のために様々な行事を企画、運営していらっしゃいます。私も子ども会会長ということで充て職の理事としてお手伝いさせていただいております。海上キャンプ場でのレク活動とカレーライスづくり、かるた大会、餅つき大会など、参加した児童に聞くと、来年も必ず参加したい、楽しかったと答えてくれました。今年の餅つき大会、実は私も楽しみです。きねつきのお餅は格別です。

地区の子ども会を存続させていくには、結構なエネルギーが必要です。それでもなお子ども会は必要であると私も思っております。冒頭で述べましたが、子ども会とは、子どもの健全育成を目的として、様々な年齢の子どもが集まる団体である。地域で子どもを育てるために、様々な行事を行う。地域の連携意識を育てることを目的としている。特に注目したいのは、地域の連携意識を育てるという点だと思われます。

近所付き合いが希薄になってきていると地元の先輩方は嘆いております。このままの状況が続けば、子ども会の存続どころか自治会や区の存続ができないことになるかもしれません。区に加入している世帯の大半は高齢の方であり、亡くなられたり、高齢のために区から抜けたり自然減はどんどん進む一方で、新たに加入する人はほぼ増えません。子ども会に所属し

て、地域の連携意識を育むことが、将来地域に住み、地域を支える人材の育成につながると思うのです。

自分が子どもの頃に食べた子ども会でのカレーライスの味、準備をしてくれた役員の方々、自分が大人になって子の親となり、今度は自分の番だ、昔地域の人たちにお世話になったことへの恩返しをしなければと自然に思えるのも、子どもの頃の経験や記憶があってこそだと思っております。

干潟小学区の子ども会へ所属している子どもたちや保護者の方から、昨年度どの行事が楽しかったかを聞いたところ、バス遠足が楽しかったという回答が多かったです。昨年はふなばしアンデルセン公園に行きましたが、貸切りバス料金が高く、子ども会の年会費を節約したり、行事を減らしたり、バス遠足に参加する児童以外の方から参加費を徴収して、何とか工面して行くことができました。

貸切りバスの料金は、低料金・低価格の競争が激化したことで、運転手の長時間の拘束、それに伴う悲惨なバスツアー事故が発生したことから、平成26年４月１日に最低価格に基準を設けました。その後、コロナ禍によって観光バスの需要が全くなくなってしまったことに起因して、バス運転手の大規模な退職、燃料費の高騰等による影響を踏まえ、本年４月から適用開始となった新改善基準告知、さらには2025年秋にはさらなる新運賃公示が予定されており、貸切りバス料金は上昇をし続けております。

七、八年前でしたら船橋辺りの往復なら、マイクロバスで５万円ほどで行けたのですが、昨年は９万円近くでした。参加者の金銭的な負担を減らせれば、子ども会に所属している家族やきょうだいがもっと参加することができるかもしれません。その結果、子ども会のバス遠足が楽しかったよ、子ども会に入らないかと勧誘の輪を広げることができるかもしれません。

旭市子ども会育成連絡協議会が実施している旭市子ども会バス借上料助成事業は、近隣市町村、県内、全国的に見ても取り組んでいる自治体はほとんどなく、すばらしい事業であると思っております。

しかしながら、要領を見ると、平成21年４月から実施となっております。助成の要件は、１地区子ども会につき年１回に限る。補助金の額は３万円、ただし借り上げ料が３万円未満の場合はその額とする。２台以上借り上げる場合は、会長と協議により助成額を決定するとあります。平成21年、今から15年前に実施された金額のままです。その当時は３万円の助成額で十分であったかと思われます。しかし、現在は当時と比べて貸切りバス料金は５割増し

程度になっております。昨今の料金上昇に合わせて助成額を増額するべきであると思いますが、見解をお聞かせください。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和）　各子ども会の加入者数の減少や新型コロナの影響など様々な要因からバス利用行事の実施は減少しております。そのようなことから会ではバス借上料助成事業の要件を見直し、本年度から利用人数15人以上の要件を撤廃しました。今ありましたが、この助成事業は旭市独自の事業でありまして、まずは今後も継続して支援をしていきたい、そのように考えております。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　それでは、４回目の質問をさせていただきます。

ストップ少子化大作戦を展開している我が旭市、子は宝であると市長もたびたび申しております。首を傾げないでください。小学生の子どもたちが１年生から６年生、学年にかかわらずに１日を過ごすことがどんなにか大切なことか、中学、高校と進学していっても、地元の先輩、後輩というつながりは幼少期の頃に共通の体験や経験をすることで、より強く濃くなるものだと思います。その結びつきは、大人になったときに地域のつながりにも直結します。子どもたちの未来を見据えて、子ども会のバス行事への手厚い援助が必要です。

市長にお伺いします。核家族化が進み、ライフスタイルが変容したこともあり、多世代で交流する機会が減少している今日、地域で子どもたちを育てるということは、むしろありがた迷惑であるという意見もあるかもしれません。小学生にこんにちはと声をかけたり、どこの坊ちゃんだい、どこの娘さんだい、などと小学生へ気軽に声をかけたりしたら、不審者扱いされてしまうので、地域の方もなかなか子どもたちとの交流が持てません。

地域に入る第一歩として、子ども会という存在は貴重なものであると考えます。バス行事への補助金を増額していただけたら、その分の会費を地域の高齢者の方との交流会や昔の遊びを習おうといった高齢者の方との触れ合いの行事に使うことも考えられます。

令和５年度旭市子ども会バス借上料助成事業の予算額163万6,640円に対する支出額は63万9,240円です。99万7,400円は使われずに返還されております。３万円の助成だったらバス行事を開催できないけれども、６万円の助成だったら開催できるという子ども会も少なくないと思います。旭市の子どもたちの健やかな成長のために重ねて市長にお願いしたいと思います。助成額の引上げをしていただきたいと思います。見解をお聞かせください。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎）　地域に根差す子ども会活動は、地域コミュニティ形成の上で大変意義のある活動と考えます。継続して活動をする子ども会支援の必要性と併せて、活動の継続がかなわない、地域の子ども会に属していない子どもたちとのバランスなども考慮する必要もございます。バス行事への助成に限らず、様々な視点から全ての子どもたちに地域と結びついた体験の機会や地元での楽しみの場の創出に取り組んでまいります。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　市長、ご答弁ありがとうございます。

地区子ども会の会長や役員になる方は、消防団や地区の役員としての役割をこなしながら、自分の子どもは高学年になったから、回り番で自分の地区に会長職が回ってきたからやらざるを得ないという状況に置かれてなる方が多いです。なりたくて子ども会会長になる人は私くらいかもしれません。しかし、会長役員になったからには、子どもたちを楽しませようと無報酬のボランティアにもかかわらずに、皆さん頑張っております。

また、旭市子ども会育成連絡協議会の伊藤会長をはじめとした役員の皆様方も、様々な行事を企画運営して、旭市の子どもたちのために頑張ってくれております。子ども会の数や入会する児童を急に増やすのは難しいと思います。市内で今ぎりぎりのラインで存続している子ども会、そして子ども会に所属していてくれる子どもたちのためにも、バス助成の増額のご検討を、市長、重ねてお願いし、次の質問に移らせていただきます。

学校側が地域コーディネーターとしてふさわしい方を人選しているということが分かりました。市内のある中学校では、50歳の農家さんがコーディネーターに就任されました。その地域は屋号で呼び合うような昔ながらの場所であり、同時に新興住宅がどんどん建てられている地域でもあるので、比較的若い方をコーディネーターにした人材は的確であり、その学校の校長先生の人選は見事であったと感じました。昔から住んでいる住民にも広く知られているし、若い世代の住民にも受け入れられやすいという要素は重要であるかなと思います。

また一方、旭二中では、校長経験者の方がコーディネーターに就任しました。就任後、ＰＴＡのＯＢ・ＯＧへ声かけをして、みんなが楽しみ、みんなが笑顔をスローガンとして、できる人が、できるときに、できることを行うという組織を立ち上げました。

子どもが卒業したら、それで学校との関わりがなくなるのが普通ですが、お世話になった学校へ恩返しという気持ちで、このグループへ参加している方が30名ほどいらっしゃいます。

体育祭の駐車場係や写真撮影で人手が欲しい、奉仕作業で人手が足りないなどというときに、学校側からコーディネーターへ要望があれば、お手伝いをします。無理なく緩く社会貢献というのが今の時代に合っており、すばらしい組織づくりと取り組みだと思われます。

それでは、コミュニティ・スクールについてお伺いしたいと思います。

学校運営協議会を設置した学校をコミュニティ・スクールと呼びます。学校運営協議会は、地域住民、ＰＴＡ、地域コーディネーターが委員を務め、教育委員会が任命します。学校運営協議会の三つの機能として、校長が作成する学校運営に関する基本的な方針の承認を取る。学校運営について教育委員会または校長に意見を述べることができる。教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができるというかなり重要なポジションであり、大きな発言力を持っているのだなと感じました。

もともとあった学校評議員会と新しく始まった学校運営協議会との違いについてお伺いします。委員の選考基準や充て職で入るメンバー等あるのでしょうか。各学校で任命基準はおのおのでしょうか。私も以前、旭二中で学校評議員に任命されていました。会議が年に数回あり、学校活動に対して助言程度の権限であったかと思います。

そもそも学校運営とは、教育委員会でひな方をつくり、おのおのの校長先生がオプションで色を出すというのが私の中の認識なのですが、コミュニティ・スクールが始動したことで、学校側、特に校長や教頭へ対する風当たりが強くなり、管理職の方の独自性が発揮できなくなるおそれ等は想定されていませんでしょうか。また学校側の負担が増えてしまうという可能性はありませんでしょうか、お伺いします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　まず、学校評議員と学校運営協議会の違いですが、学校評議員は個人としての立場で学校運営に関する意見を述べるのに対しまして、学校運営協議会は合議制の機関でありまして、法律に基づき学校運営、教職員人事について関与する一定の権限が付与されております。学校を応援する存在として、その運営改善に資するような建設的意見を述べ、責任感を持って参画することが求められております。

次に、学校運営協議会委員の任命についてですが、委員については、教育委員会規則において、地域住民、保護者、地域コーディネーター、学識経験者、対象学校の校長、教職員、その他教育委員会が適当と認める者と定められておりまして、この中から校長からの推薦をいただき、教育委員会が任命をしております。

学校の独自性につきましては、地域の方々が学校運営に参画することによりまして、これまでの独自性に加え、さらに地域の特色を生かした地域と共にある学校づくりにつながるものと考えております。

学校側の負担につきましては、学校運営協議会は本年度から市内小・中学校全校で実施したものでありまして、新規の事業を始める際には、業務負担が生じてしまうことについては認識をしているところでございます。一方で学校運営協議会の活動が軌道に乗った後には、学校運営や地域の教育課題の解決に向けて、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を担いながら適切に連携していくために、全体的として教職員の負担が減少していくことが期待されております。

また、学校・家庭・地域がつながって、互いに顔が見える関係になることで、学校への理解や信頼関係が深まると考えております。この学校への信頼関係の深まりが教職員への精神的な負担軽減につながるものと期待しているところです。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　答弁に対し、再々質問をさせていただきます。

地域と共にある学校づくり、特色のある学校づくり、とてもすばらしい取り組みだと思います。この取り組みが始まったことが、何となく地域の方に知られるようになってきたのかなと思います。というのも、地域住民が学校の草刈りや樹木の伐採などを手伝うのだから、地域の祭りの準備や川刈りに若い先生方が出てきて手伝ってくれてもいいんじゃないか、それが協働というもんだろうという相談を受けたからです。

ギブ・アイド・テークの考え方、ごもっともなんですが、地域住民と民間企業との間でしたらギブ・アンド・テークがもっともなことです。今回の取り組みは、地域で学校を盛り上げようというのが目的です。子どもたちが地域住民と親しみ、絆をつくることで、将来地域に戻ってきてくれるきっかけづくりをする、そういった活動ですと伝えたところ、どうも分かりにくいねと言っておりました。

確かに分かりにくいと思います。学校側は要望を地域コーディネーターを通じて地域に投げかけて課題の解決をすることが期待できます。では、地域として学校側から還元されること、地域としてのメリットについて考えられることは何でしょうか、お伺いします。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和）　地域コミュニティが衰退する中、本事業は学校を核とした地域づくりを理念に掲げ、地域の中でできる人が、できるときに、できることを行う緩やかなネットワークを構築し、活動を推進しております。

メリットの一例を挙げますと、登下校の見守り、学習・体験活動、美化活動や環境整備などへ地域住民が参加することで子どもとの関わりが増えることや学校が様々な世代の方の活動の場となり、社会貢献や生きがいづくりにつながります。また児童・生徒が地域の活動に加わり、住民と一緒に自分のまちをきれいにすることや伝統行事に参加し、地域の歴史を学び、継承に関わることで地域の活性化や愛着が生まれるなど双方にメリットがあると考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　答弁に対し、４回目の質問をさせていただきます。

大分分かってきたんですけれども、ちょっと分かりづらい部分もまだあります。むしろ学校の手が足りないので助けてください、手伝ってくださいというふうにしたほうが分かりやすいかもしれません。旭市民の皆さんは、学校から、また知人、近所の方から頼られたら、気持ちよく、また、仕方ないなと依頼されたことをやってくれるような気質があります。この取り組みを多くの方に知っていただき、地域の学校を盛り上げるきっかけになってほしいと思います。

干潟小学区では、毎年、子どもみこしと夜祭りを開催しています。設営準備、販売を校長、教頭、有志の先生方、保護者の皆さんがみんなで手伝って開催しております。こちらから手伝いの依頼を小学校側にしたことはないのですが、地域で子どもたちのためのお祭りを開催してくれるのだから、お手伝いさせてくださいと申し出てくれます。地域と学校が強制ではなく、自然と助け合い連携する。校長先生がフランクフルトいかがですかと呼び込みをしている姿を見たら、小学校のために何かお手伝いしようという気持ちに自然となってしまうものです。それが人情だと思います。

最後に、教育長にお伺いします。

昔はよい意味でおせっかいな地域の方々が学校のこと、子どもたちのことを気にかけてくれていたと思います。いつの間にか、このようにしてプロジェクトとして仕掛けなければならなくなった理由として考えられることは何でしょうか。また今後、地域と学校との連携の在り方について、どのようにお考えでしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

教育長。

○教育長（向後依明）　活動に対して仕掛けが必要になった理由、そして地域と学校との連携の在り方についてお答えいたします。

本来、子どもたちの成長に資する多様な学びや経験の場は、学校に限らず、家庭や地域など人々が暮らしているコミュニティ全体であり、地域社会におけるつながりの希薄化が子どもたちの成長にとって大きな課題です。ここに一つの理由があるのかと考えております。

このような中、旭市の教育に対する大綱では、重点目標の一つに、「学校、家庭、地域が一体となり、まち全体で子どもたちを守り育てる体制づくり」を掲げ、今年度から地域と学校が連携・協働して子どもたちの成長を支える事業、地域学校協働活動を全ての小・中学校に導入いたしました。あわせて、学校運営協議会を同じく全小・中学校に設置し一体的推進を図ることで相乗効果を発揮し、学校運営の改善と地域づくりに資する活動がより一層進んでいくことを期待しているところでございます。

各学校の経営目標やビジョン、これを地域コーディネーターを中心に地域の関係者が共有することで、未来を担う子どもたちの成長を支える、魅力あふれる様々な活動が展開できると、このように考えているところです。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　教育長、ご答弁ありがとうございます。

みんなで支え、みんなで育て、みんなが育つ、地域のみんなで旭っ子を守り育てる旭市に、すばらしいお考えだと思います。個を尊重する時代です。もっと言うと、個が最優先の時代です。全てなしという答えもありなのではという考えを私は持ちました。コミュニティ・スクールと地域学校協働活動は「みんな」がキーワードかと思います。学校と子どもたちをかすがいとして、地域コミュニティの再構築を行っていける大きな可能性を秘めている活動であると思います。

人は一人では生きていくことはできません。自分がこの年になるまでには多くの人が関わってくれてきました。未来ある子どもたちの健やかな成長の一助となれるよう、引き続き草刈りおじさんを頑張っていこうと思いました。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動が円滑に進み、定着し、昔のように地域が盛り上がってくれることを願いまして、私からの一般質問を終えます。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員の一般質問を終わります。

常世田正樹議員は自席へお戻りください。

◇　宮　内　　保

○議長（飯嶋正利）　続いて、宮内保議員、ご登壇願います。

（１３番　宮内　保　登壇）

○１３番（宮内　保）　議席番号13番、宮内保です。令和６年第３回定例会におきまして、一般質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。よろしくお願いいたします。

今回、私は５項目、６点について質問させていただきます。

まず、１項目めは、犯罪被害者等支援条例について、（１）として犯罪被害者等支援条例の設置について伺います。

犯罪の被害は、いつ誰の身に降りかかるかも分かりません。突然の悲運に見舞われた被害者や家族が自力で生活を再建するのは極めて難しく、社会全体で支えていくことが重要ではないかと考えます。そのような中、犯罪の被害者や遺族に支払われる国の給付金の見直し案が、今年の４月25日にまとまり、遺族給付金の最低額は現在の320万円から1,000万円超の水準にまで引き上げられました。

また、県では殺人や傷害などの故意の犯罪行為により亡くなれた方のご遺族、または重傷病を負われた犯罪被害者の方に対する見舞金制度があります。申請に当たっては、千葉犯罪被害者支援センターでの面接相談をしてから、その後に見舞金の支給が行われているようであります。このような国・県の支援に対して、本市においてはどのような犯罪被害者の支援が行われているのか、お伺いいたします。

２項目めは、新型コロナウイルスの状況について、（１）として新型コロナウイルス感染症の拡大傾向が続いている中、本市における現状と対策について伺います。

県内では２週連続で感染者が増え、定点観測では１医療機関当たり12.77人、７月８日から14日で前週比17％増、新たな変異株への置き替わりなどから５類移行後で最大の波になると予測もあるとのことで、千葉大学病院の感染制御部長は、いわゆる第11波と考えているとし、二、三か月間は流行すると分析、しかし、８月に入り、13週ぶりに３週連続で減少してきましたが、県衛生研究所の担当者は、昨年のこの時期は感染者数が減った後、再び増加に転じている。このような状況ではありますが、対策としては、個人の自由に委ねられていることを前提に、小まめな換気やワクチン接種などを改めて呼びかけているようでありますが、

本市の現状はどうなのかお伺いいたします。

３項目めは、地籍調査について、本市における地籍調査の現状と今後の取り組みについてお伺いいたします。

市町村が国・県の支援を受けて実施する地籍調査は、国土調査法に基づき、筆ごとの土地の境界や面積を特定する。また自然災害の防災対策や道路などの資本整備、そのほか土地改良などにも利用されるようで、国土交通省が第７次10か年計画を推進中で、成果は登記所備付地図にも活用するとのことであり、しかし、全国の進捗率は2022年度末で52％にとどまり、未着手や休止中が334市町村あり、東北や九州は全般に高いが、東海では低く10％以下の県もあるようですが、本市の地籍調査の現状はどうなのか、進捗率は何％となっているのかお伺いいたします。

４項目めは、農業問題について。（１）として、ジャンボタニシの稲の食害の現状と対策についてお伺いいたします。

水稲に被害を及ぼすジャンボタニシが各地で多発傾向となっているようで、農水省が暖冬で越冬した個体が増える可能性を指摘していた中、全国で５年ぶりとなる注意報が出た県もあり、千葉県でも多発傾向で６月下旬に県内70の圃場で行った調査では、被害株率は平年の3.3倍となる5.03％で、県の農林総合センターは、春の高温で対策をする前に貝が活発化し、被害が広がったと推定、稲に産みつけられた卵は水中に削げ落とす必要があるが、現在稲の収穫が終わった今、本市におけるジャンボタニシの食害はどのような現状であったのか、また被害が出た面積と被害金額はどのぐらいになるのかお伺いいたします。

（２）として特定外来生物に指定されているナガエツルノゲイトウの繁殖状況と今後の対策についてお伺いいたします。

昨年第３回定例会、そして令和６年第１回定例会におきまして、２回のナガエツルノゲイトウの繁殖状況と対策について一般質問をしてきました。そのような中、一部の地区では除草剤の散布、小型ユンボなどを使っての除去作業など、１年間除去作業をしてきました。そのような場所はある程度の効果はあったかと思いますが、今年の猛暑で熱帯性植物の特定外来生物ナガエツルノゲイトウの成長が進んでいるのではないかと思います。そこで、現在の本市の繁殖状況についてお伺いいたします。

５項目めは、海業の推進について。

（１）水産、観光、飲食業などの海に関する地域資源を生かす海業の推進についてお伺いいたします。

海業の推進に関わる県の取り組みについて、７月26日に漁協の各種の組合をはじめ、商工会など多くの関係者の参加によって説明会が開催されました。その中で漁村地域の現状では、漁獲量の減少、漁業者の高齢化、担い手不足など、また関連産業の衰退と現在の状況についての説明がありました。そのような現状の中で漁港の空き用地の増加と、また未活用の地域資源の存在で、まだまだ活用できる地域資源が存在しているとのことでありました。

６月の海業に関する一般質問で、漁港全体の面積は23万3,857平米で、今後海業で実施する事業内容が決まったら必要な各種手続きや協議を行うことで、海業で利用することが可能との答弁がありました。

そこで、まず飯岡漁港の水産、観光、飲食業など、海に関する地域資源を生かす海業の推進について、米本市長のご見解をお伺いいたします。

どうかよろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員の一般質問に対し答弁を求めます。

米本市長、ご登壇願います。

（市長　米本弥一郎　登壇）

○市長（米本弥一郎）　私からは、質問内容５の（１）海業の推進について、市の見解をご答弁申し上げます。

海や漁村周辺の地域資源を活用した地域のにぎわい創出を図る海業につきましては、昨年５月の漁港漁場整備法等の一部改正により、漁港施設の利用に係る規制緩和が行われ、全国で様々な検討が始まっています。本市でも、本年10月に漁業関係者や地域住民等を委員とした海業推進地域協議会を立ち上げ、民間の活力を活用した海業の検討を開始することといたしました。

飯岡漁港周辺は豊かな漁場を抱え、漁業を中心に発展、繁栄してきましたが、近年、温暖化などの影響により、水揚げ量が減少しています。このような中、この海業を活用した漁港周辺に新たな産業を創出することで、漁業者をはじめとした地域のやる気と挑戦を後押しし、地域の持続的な活性化や所得向上、雇用創出につなげたいと考えております。また成田国際空港に一番近い海業のまちとして、インバウンド需要も期待しているところでございます。

○議長（飯嶋正利）　総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　それでは、私のほうから大きな１番の（１）犯罪被害者等支援条例の設置について伺うのご質問に対しまして、こちら国・県の犯罪被害者等に対する支援に対して、本市においてはどのような支援が行われているのかというご質問に対しましてお答え

します。

本支援制度は平成16年12月８日、国において犯罪被害者等基本法が公布され、令和３年４月１日、県においては千葉県犯罪被害者等支援条例が施行されております。

現在旭市では、犯罪被害者等支援条例は制定されておりませんが、犯罪被害者等、こちらは犯罪等により被害を受けた方やその家族、または遺族の方が市の窓口等に相談に来られた際には、国や県の支援制度についてご案内することとなっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　私のほうからは大きな２番、新型コロナウイルスの状況についての（１）新型コロナウイルス感染症、本市の現状はということで回答いたします。

５類移行後の新型コロナウイルス感染症の感染状況につきましては、県の指定する医療機関からの報告による定点観測値が週に１度公表されております。６月から７月末までは感染者が徐々に増えておりまして、７月22日から７月28日の海匝地域の定点観測値は19.5人で、県全体に比べ3.68人多かったため、市のほうでも警戒を強めておりました。その後、８月に入りましてからは減少してきておりまして、９月４日発表の８月26日から９月１日の定点観測値では、海匝地域の感染者数は8.25人で、県全体に比べて0.67人少ない状況となっております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症は季節に関係なく流行いたしますので、今後も感染状況を注視するとともに、適切な換気や場面に応じたマスクの着用など、基本的な感染対策について有効な情報を提供し、注意喚起を図ってまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　私からは、大きい項目３番、地籍調査について、地籍調査の現状と進捗率について回答いたします。

本市の地籍調査の現状につきましては、現地調査を旧干潟町において昭和63年度から開始し、平成20年度にかけて実施しました。続いて、隣接する旭地域の鎌数谷町場地先で平成21年度から平成23年度まで実施しております。その後は、境界の確認に困難を伴うことがあり、地籍調査に相当な期間や人員を要することから休止をしております。

現地調査後の登記事務につきましては、干潟地域は平成５年度から平成30年度、鎌数谷町場地先は平成30年度から令和元年度に行い、完了しました。進捗率は旭市の地籍調査の対象

とされる面積が129.89平方キロメートルで、そのうち地籍調査実施済み面積が29.75平方キロメートルとなり、22.9％となっております。

以上になります。

○議長（飯嶋正利）　農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　私からは大きな項目の４の（１）と（２）についてご答弁申し上げます。

初めに、（１）のジャンボタニシの稲の食害状況についてでありますが、ジャンボタニシ、和名スクミリンゴガイは、水田や水路で越冬し、春季に気温が上昇すると活動をはじめ、田植え直後の稲を食害し、減収の原因となっております。現在は市内全域に生息し、特に水深が深い場所に被害が集中していますが、圃場の一部に限られることがほとんどであるため、被害面積や被害金額については把握しておりません。

なお、県や農業者からの聞き取りによりますと、温暖化の影響により越冬する個体が多くなり、被害が増えているようです。

続きまして、（２）のナガエツルノゲイトウの現在の繁殖についてでありますが、昨年度県が実施した農業水路における外来水生植物繁茂状況調査では、秋田川でナガエツルノゲイトウの繁茂が確認されております。

市で把握している状況ですが、秋田川のほかに川口沼南側の農業用排水路や新川、七間川、目那川の河口付近で繁茂を確認しております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　一般質問は途中ですが、午後２時10分まで休憩いたします。

休憩　午後　１時５９分

再開　午後　２時１０分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　それでは、犯罪被害者等支援条例についての再質問をいたします。

本市においては、犯罪被害者等支援条例はないということでありました。でも昨年、匝瑳

市では９月の定例市議会において、議員の提案により犯罪被害者等支援条例が制定されました。令和６年４月１日から施行されました。本市においては、議員提案というよりも市側からの犯罪被害者等支援条例の提案はできないものなのか、また千葉県内の近隣市町村の現状はどうなのかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　それでは、お答えいたします。

誰もが犯罪被害者等になる可能性があることを踏まえますと、犯罪被害者等に寄り添うためにも、この制度は必要と考えられますので、犯罪被害者等支援条例が制定されている県内市町村の制度の内容や見舞金の支給内容などを調査・研究し、犯罪被害者等支援条例の制定に向けて前向きに検討してまいりたいと考えております。

また、犯罪被害者等支援条例を制定している県内の市町村につきましては、現在14市町でございます。近隣市町では匝瑳市、東庄町、横芝光町が犯罪被害者等支援条例を制定しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　ありがとうございます。ぜひ前向きに、なるべく早く進めていっていただきたいと思います。匝瑳市は昨年制定されまして、東庄町と横芝光町は条例があるということでありました。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、再々質問ということで、条例によって給付金の支給や増額だけではなく、被害者が孤立しないような支援も重要で、政府は殺人や性犯罪などを対象に、同じ弁護士が事件直後から継続的に被害者を支える制度も創設する方針で、被害者団体では過去の事件で苦しんでいる人も救済できるような仕組みを求めているようで、兵庫県明石市では加害者から賠償金が支払われない場合は、最大300万円を立て替える制度を設けて、被害者の転居費や教育費も補助して、途方に暮れる遺族や被害者に寄り添い、親身になって相談に乗っているとのことです。

安全・安心で大きな犯罪のない旭市ではありますが、犯罪はいつ起こるか分かりません。本市においても早期に犯罪被害者等支援条例を制定されて、施行されることを期待するとともに、犯罪被害者への温かいご支援をお願いしたいと思います。

どうかよろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎）　犯罪被害者等の方に対しては親身になり、寄り添いながら相談を受け、国・県、警察などと連携し、社会全体で支えていくことが重要と考えております。既に犯罪被害者等支援条例が制定されている県内市町村の制度や見舞金の支給内容などを調査・研究し、犯罪被害者等支援条例の制定に向けて事務を進めてまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　米本市長、どうもありがとうございます。どうかよろしくお願いいたします。旭市が大きな事件や事故がないことを願いまして、次の質問に入りたいと思います。

それでは、２項目めの新型コロナウイルスの状況について再質問をいたします。

課長、どうもありがとうございました。私も感染者数が減ったときから、３週ずっと続けて調べていまして、実は毎週水曜日でしたか、新聞の報道に、切り抜いてずっと持っているんですけれども、ずっと３週減ってきて、８月19日から25日がまたお盆明けということで急に増えて、８月26日から９月１日までがまたちょっと減ったという。９月２日から９日まで、それがあした県の発表があるということで、あしたどうなるかちょっと心配なんですけれども、減っていれば減ったでいいと思うんですけれども、その辺増えないことを期待して、では再質問をいたします。

現在県内で主流となっているのはオミクロン株の変異株KP.3の系統で、県衛生研究所のゲノム解析によると、７月に入ってからは８割を占めるとのことであります。そのような中で最後のワクチン接種から時間が経過し、効果が薄れてきた人が多いと指摘し、無償から有料になったが、ワクチン接種で感染や重症化、後遺症を予防するのは重要で、打てる人は打ってと、特に基礎疾患のある人や高齢者の接種を推奨しています。

厚生労働省は、65歳以上の高齢者らを対象にした新型コロナウイルスワクチンの定期接種が10月１日から始めるとのことで、準備が整った自治体、医療機関から順次接種できるようで、具体的な接種期間は来年の３月31日までの間で、各自治体が決めるとのことです。また定期接種は65歳以上の高齢者と心臓や腎臓、呼吸器に機能障害があるなど、基礎疾患を持つ60歳から64歳の人が対象で、重症化予防を目的に年１回接種のようですが、本市ではどのように実施されるのか、また有料なのかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　それでは、お答えいたします。

本市におきましても、10月１日から定期接種が開始できるように準備を進めております。接種期間は来年の３月31日までを予定しております。対象者は、議員今お話しあったように、65歳以上の方と60歳から64歳の方で、心臓、腎臓、呼吸器、免疫機能の疾患で身体障害者手帳１級の認定を受けた方となります。実施方法は個別接種となり、市が契約した協力医療機関などで接種していただきます。契約医療機関につきましては、医師会等の調整が済み次第、公表してまいります。

市の助成額につきましては、国の助成を含めて１万300円で、自己負担額は5,000円程度となる予定です。対象となる方へは９月下旬に案内をお送りするとともに、広報やホームページで周知してまいります。

なお、定期接種以外で希望する方に対しましては、任意接種となりまして、全額自己負担となります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　ありがとうございました。市が契約した協力の医療機関ということで、自己負担が5,000円、市の助成額が１万300円ですね。ありがとうございます。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、再々質問をいたします。

感染対策の基本は変わらなく、冷房の効いた部屋でも小まめに換気を行うほか、発熱などの自覚症状のある人や病院や満員電車といった場面ごとのマスクの着用をするなど、また症状が出た場合は医療機関を受診して、普及が進んだ抗ウイルス薬で治療するのも有効のようでありますが、今後の市の感染対策についてお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　今後につきましては、季節性インフルエンザとの同時流行も懸念されますので、適切な換気、場面に応じたマスクの着用、手洗いなどの基本的な感染対策の周知を図るとともに、ワクチンの接種が円滑に進むよう努めてまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

重症化予防のためにもワクチン接種のほうを進めていただきたいと思います。

それでは、３項目めの地籍調査の再質問をいたします。

今地籍調査は休止しているということで、進捗率も22.9％であります。それでは国交省は20年に地方公共団体による筆界特定申請など新たな調査手続きを導入して、所有者不明土地でも筆界の特定による地籍調査が実施可能となったことで、現地調査の迅速化、未着手、休止市町村の解消と関係機関との連携などで整備を急ぐようですが、本市はあと何年くらいで地籍調査が終了するものなのかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　旭市の調査対象となる面積から調査済み面積を差し引いた約100平方キロメートルが残りの調査面積となります。干潟地域の調査の実績が１年間に１平方キロメートル程度であったことを考えますと、終了するまで多くの年数が見込まれます。

以上になります。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　多くの年数、計算すると100年、大丈夫ですかね。新たな調査手続きを導入して１年でも早く完了するように、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、再々質問ということで、農水省では、農業委員会サポートシステムの農地情報を地番図や登記所備付地図と結びつけて農地地図として表示できる事業を実施中ですが、地籍調査未了のために地番図がなく、地図がひもづかない市町村地域があるようで、農業委員会による農地行政の適正執行をはじめ、10年後の農地利用の姿を表す地域計画の目標地図作成には農地地図は欠かせないもので、今年４月からは相続登記が義務化されましたが、全国の土地の所有者不明農地率は約20％で増加、一方所有者不明土地の探索にも農地地図は不可欠のようですが、そこでこのような地籍調査や農地地図は本市においてはどのように利用されているものなのか、具体的に説明をしていただきたいと思います。また所有者不明農地はどのぐらいあるものなのか、お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　私からは建設課での利用についてお答えします。

地籍調査が完了しますと、土地の面積や地目等、登記記録の内容が変更されます。建設課では土地１筆ごとの境界の位置と面積を測量したデータを管理しており、土地の取引や境界

確認等で必要とする方から申請がありましたら、該当する地番の図面を印刷して交付しております。また地籍調査を実施した区域で、市が道路の拡幅等の事業を行う際、測量業務の省力化が図られます。

以上になります。

○議長（飯嶋正利）　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（戸葉正和）　農業委員会事務局のほうからは、農地地図は本市においてどのように利用されているかと、所有不明農地はどのくらいあるものかにつきましてご回答申し上げます。

農林水産省が構築している農業委員会サポートシステムによる農地地図ですが、ｅＭＡＦＦ農地ナビというものがございます。こちらでは地番や地目、面積などの情報と合わせ閲覧できる地図がインターネット上で公開され、誰でも利用されております。農業委員会では、農業委員会サポートシステムと連携したタブレットを委員等が現地調査の際に活用しております。また現在策定を進めている地域計画における目標地図の素案作成においても、農地の耕作者確認に利用しているところです。

所有者不明農地についてですが、まず農業委員会では農家台帳を備えており、年に１度、固定資産税情報、住民記録との突合により農家台帳システムを更新して所有者情報の把握に努めるとともに、農業委員会サポートシステムへの連携を図っております。その中で所有者の所在が不明となっている農地がどのくらいあるかということですが、農家台帳の更新作業などの農業委員会所掌事務での把握はなかなか難しいところとなっております。

しかし、これまで事例はありませんが、平成30年度に所有者不明農地の利活用を図るため、相続人を農業委員会が探索、公示手続きを行った後、農地バンクへの利用権設定ができる所有者不明農地制度が創設されております。当該制度の活用により、農地バンクを通じて担い手へ貸付けを行うことが可能となりますので、申出があった際には対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　農業委員会の皆さん、建設課の皆さん、大変でしょうけれども、なるべく早く地籍調査のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問ですけれども、人の生活に不可欠な土地は、地方自治の礎ではないかと思います。地番と地図がそろわなければ特定できないことで、一刻も早く地籍調査を完

了して、各種地域行政の推進に活用できるようにすべきではないかと考えますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、４項目めの農業問題について再質問ということで、ジャンボタニシの被害状況については、被害面積や被害金額は把握してはいないということですけれども、温暖化で被害は増加しているということでありました。

それでは、これからの防除対策について、秋、冬の越冬防止で、冬季の耕運として物理的に貝を破壊する効果と土から出して寒さに当てて凍死させる効果があり、また冬場の水路の泥上げとして、常に水や泥がある水路は冬でも温かく越冬に最適な場所であります。１月、２月に泥上げをして、掘り上げた泥は圃場に入らないように薄く広げて貝を寒風にさらすなど、また潰すなどをして生き残らないように処理をするなど、春は圃場への侵入防止等、特に圃場の均平と浅水管理対策が有効のようでありますが、市としてはどのようにジャンボタニシ対策をしているのかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　ジャンボタニシの被害は、水深の深い場所に集中することから、冬季にレーザーレベラーやフロントローダーなどを使った均平作業を行い、浅水管理をすることで被害を軽減できるとされています。あわせて、水路から越冬した貝が圃場に侵入しないよう、ネットや金網を取水口に設置する侵入防止対策、農薬の散布、貝の物理的な破壊や土から出して凍死させる冬季の耕運、水路の泥上げなど、議員おっしゃられたような形の対策を組み合わせることで、さらなる効果が期待されています。市といたしましては、チラシなどの配布により、これらの対策を周知しているところでございます。

また県の補助事業としては、ジャンボタニシ防除対策事業があります。この事業は市町村単位で地域防除対策協議会を設置し、地域の実情に応じた防除対策を検討、選択、実践、効果を確認する取り組みに対し助成するもので、市内では富浦地区で令和４年度、５年度に実施しております。

補助対象につきましては、協議会の設置経費、地域推進員の活動経費、トラップの設置経費、浅水管理、ドローン測量、厳冬期の耕運、冬季の重機による共用水路の泥上げとなっていますので、こちらも併せて周知していきたいと考えております。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　ありがとうございます。防除対策ということで、これが県のほうの資

料として、これは市役所で配ったのかな、私も見ていますけれども、今答弁のあったとおりでね。

それでは、再々質問ということで、防除対策として農薬の散布があります。農薬の利用につては、表示された使用方法等を必ず確認して、水温が15度Ｃ以上になり、貝が触角を出して活発に動いている姿を確認してから散布しましょうとのことですが、ツバキ油粕は資材の原材料に照らし、使用量や濃度によっては、農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがあるものに指定されております。農薬取締法において貝の防除には使用できないようですが、ツバキ油粕にジャンボタニシの殺虫効果があると聞いていますが、どのように指導していくのか、また10アール当たりどのぐらいの農薬代が使われているのかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　ツバキ油、ツバキサポニンなどのツバキ油粕は農薬として登録を受けてないため、ジャンボタニシの防除の目的で販売、使用することは、議員おっしゃられたとおり、農薬取締法で禁止されております。

使用できる農薬といたしましては、メタアルデヒド粒剤などが一般的ですが、表示されている使用方法などを必ず確認するように指導しております。

なお、標準的な10アール当たりの農薬使用量は２キログラムから４キログラムで、金額では2,500円から6,000円程度となります。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　それでは、ジャンボタニシの防除だけの農薬代が10アール当たり2,500円から6,000円程度とのことでありました。また、そのほかにも近年農業資材の高騰で農薬代も年々高くなってきております。ジャンボタニシ対策の農薬に対して補助金が出ないものなのか、また被害状況での農業共済金の支払いはどんなものなのか、お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　補助金につきましては、県のジャンボタニシ防除対策事業において、みどりの食料システム戦略に基づく減農薬推進の観点から、令和５年度以降、農薬に対する補助メニューが終了しています。また市独自で補助することも、ほかの病害虫防除との兼ね合いから難しいと考えております。

農業共済金の支払いにつきましては、加入方法により算出の仕方は異なりますが、減収の１割または２割から対象となり、最大で減収の９割の補償が受けられます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　ありがとうございます。なかなか難しいようでありますけれども、農家の皆さんも大変ですので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

それでは、（２）の特定外来生物に指定されているナガエツルノゲイトウの再質問をいたします。

昨年の秋から冬にかけて用排水路などに対して除草剤の散布や小型ユンボなどを使っての防除作業をした場所においては、今年の現状を見ると効果があったようですが、二級河川である新川と七間川でナガエツルノゲイトウの繁殖がすごく多いように感じます。今後、新川と七間川についての防除や除去作業はどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　新川と七間川につきましては、河川の管理者であります県に確認したところ、今後防除作業を行っていく予定と聞いております。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　実は、大利根土地改良区からちょっと資料を頂いて、新川の状況が相当ひどいということで、昨年は新川にはナガエツルノゲイトウはほとんどなかったです。それが今年の新川の状況を見ると、ほとんどの両岸に、このように全部びっしりナガエツルノゲイトウがついているんですよ。

そのほかに干潟土地改良区から頂いた資料によると、秋田川が去年やはり多少出ていたんですけれども、相当ひどい状況、秋田川の写真を見ると、ほとんど全面に生えているということで、だから相当ひどい状況であるということで、これは大利根土地改良区からもらった資料で、昨年びっしりいっぱいで、大利根土地改良区で除草剤をかけて防除作業をして、今年はやはり少ないですよ。でも、結構すごい状況になっています。干潟土地改良区でもちゃんと防除作業、除草剤をかけたところは昨年よりも大分少ないということで、相当ひどい状況になっているということで、県はどういうふうに除去作業をするのかちょっと分からないですけれども、どっちにしても大変なことですので頑張っていただきたいと思います。

では、再々質問ということで、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法

律があります。これも先日、干潟土地改良区でしたか、そこで法律があるということで、これをもらってきたんですけれども、その総則の中の目的ということで、「この法律は、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）、輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とする。」ということで、目的があったんですけれども、この特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、まず第１章総則では、今お話ししました第１条で目的、第２条では定義等、第２条の２では国の責務、第２条の３では地方公共団体の責務、第２条の４では事業者及び国民の責務、第２条の５では、関係者の協力では、「国、都道府県、市町村、事業者、民間団体その他の関係者は、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。」と、さっき言った法律に定められています。

このようなことから、国・県、土地改良区、農協、土地整理組合、そのほかの民間団体や関係者でナガエツルノゲイトウの対策協議会をつくることはできないものか、その辺をお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　県内でナガエツルノゲイトウ等の特定外来生物の繁茂が拡大し続けているため、農業被害の発生が懸念されています。このため関係者相互の情報共有と効果的な防除対策について、広域での対策が必要であることから、ナガエツルノゲイトウ等の対策協議会の設置を県に要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　宮内議員。

○１３番（宮内　保）　ありがとうございます。

先ほどのジャンボタニシの被害の面積、被害の金額等の答弁はありませんでしたけれども、実は私先日、環境農業推進課というところで資料を取ってみたら、ジャンボタニシによる被害申告面積ということで、令和４年度が11ヘクタール、令和５年度が36ヘクタール、恐らく今年はもっと、さっきの質問の中で3.3倍あるということで、恐らく相当な面積でジャンボタニシの被害が出ていると、金額のほうはちょっと分からないでしょうけれども、まず、そ

ういうことで相当被害が多いということです。

私の今回この二つの一般質問をしたのは、ジャンボタニシもそうですけれども、ナガエツルノゲイトウ、これ今思い切った対策をしないととんでもないことになる。ジャンボタニシがこういう状況で、今農家の人たちは非常に困っている。被害が相当、農家の金銭的負担も相当増えている。年々増えているんですよ、農家の農薬代が。ですからジャンボタニシの二の舞にならないように、ナガエツルノゲイトウも、完璧にはいかないでしょうけれども、ぜひ早く思い切った対策をしていただきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。答弁はいいですけれども、では、その辺よろしくお願いいたします。

では、５項目めの海業の推進について再質問いたします。

それでは、海業について、これまでも一般質問をしてきましたが、その背景には、今置かれた旭市飯岡漁港の現状の厳しさがあるのではないかと思います。

飯岡漁港の漁獲高が、平成21年が24億8,700万円をピークに、令和３年が７億5,600万円、年々減少傾向にありましたが、令和５年は10億8,600万円と令和３年と比較すると３億3,000万円の漁獲高の増加をしております。私もちょっと原因を調べてみたんですけれども、漁獲高の減少はセグロイワシ、それとシラス、シラウオ漁などの不漁が年々続いたようで、また令和４年、５年と漁獲高の増加はハマグリの漁獲量と単価が好調で漁獲高の増加になっているようでありました。現在の飯岡漁港の年間の漁獲量と売上げの約９割がハマグリ漁のようでありました。

そのような中でありますが、今回の定例会で海業について市長より、政務報告の中でも海業についての報告もありました。そして一般会計補正予算の中に飯岡漁港周辺の活性化に取り組むということで、10月に設置を予定している海業推進地域協議会の経費60万4,000円が盛り込まれました。そこで、これからの海業推進地域協議会はどのように取り組んでいくのか、また、どのようなメンバーで協議会を進めていくのかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　海業推進地域協議会につきましては、今年度は３回の開催を予定し、現在の地域課題等の整理、取り組みへの意見収集、専門家による講演会を実施する予定でございます。また来年度は海業推進事業計画の策定のための検討や意見収集を行う予定でございます。

協議会のメンバー構成は、漁業関係者として海匝漁業協同組合及び各船団代表、旭水産加

工組合、飯岡釣船組合、市民代表として飯岡地域区長会会長、一般公募、市議会代表、県議会議員、関係機関として県漁連、商工会、観光物産協会、それから学識経験者など30名程度を想定しております。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　ありがとうございます。どうかよろしくお願いいたします。

海業によって旭市飯岡漁港周辺の活性化を期待いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員の一般質問を終わります。

宮内保議員は自席へお戻りください。

◇　﨑　山　華　英

○議長（飯嶋正利）　続いて、﨑山華英議員、ご登壇願います。

（６番　﨑山華英　登壇）

○６番（﨑山華英）　議席番号６番、﨑山華英です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき令和６年第３回定例会において一般質問を始めます。

項目は大きく４点、まず１点目、大きな項目１、ＨＰＶワクチンの周知について。

国内において年間１万人以上がかかり、約3,000人の女性が亡くなっている子宮頸がん、日本の子宮頸がん発生率はＧ20諸外国の中では、上位１位の南アフリカからインドネシア、インド、アルゼンチンに続くワースト５位に位置し、Ｇ７の中でいえばワースト１位、先進国の中で非常に後れを取った状況となっています。

この要因の一つとして、国定における子宮頸がん予防のためのワクチン接種率の低さが挙げられています。このワクチン、いわゆるＨＰＶワクチンは、平成25年６月から一時的に積極的な勧奨が差し控えられていましたが、その後、専門家の評価によりＨＰＶワクチンの積極的勧奨を差し控えている状態を終了させることが妥当とされ、令和４年度から定期接種として積極的勧奨が再開されました。

現在、小学６年生から高校１年生までの女性が定期接種の対象でありますが、国では積極的勧奨が停止していた期間に接種を逃した世代へ向けてキャッチアップ接種と呼ばれる特例措置を現在行っており、今年度末までは27歳までの方が公費でこのワクチンを全額無料で接種可能となっています。ただし接種完了には期間を空けながら３回打つ必要があり、全て終えるためには半年間かかるため、今年度中に接種を終了するには今月、９月末までに１回目

の接種を行う必要があります。

がんの中でも若年層の女性患者が多いことから、マザーキラーとも呼ばれていることでも有名なこの子宮頸がん、命を落とさずに済んでも子宮を失うなどして妊娠の希望がかなわない方も多くいらっしゃいます。該当となる方へ早急な情報周知と接種啓発が急務とされるタイミングで、以下の質問をいたします。

初めに、直近の接種状況についてお伺いします。

現在のＨＰＶワクチン接種対象者の中で、直近までに１回目の接種を行った人数と割合をお伺いいたします。また市として目標接種率の設定は行っているのかお尋ねいたします。

続いて、大きな項目２、ファミリー・サポート・センター事業についてです。

ファミリー・サポート・センター事業とは、自治体において、乳幼児や小学生等の児童を有する家庭で子育ての援助を必要とする方と、反対に子育ての援助を行いたい方をマッチングし、子育てを地域で支える活動を円滑にするための調整サービスを指します。

第２期旭市子ども・子育て支援事業計画では、このファミリー・サポート・センター事業を新たに令和６年度より開始と計画に定めており、今年度の当初予算で無事予算化はされたところではありますが、具体的に現在、どのような事務進捗状況であるのかお尋ねいたします。

続いて、大きな項目３、放課後児童クラブについてです。

こちらは２点に分けて質問をいたします。

（１）クラブの入所要件についてです。保護者が共働き等で下校しても留守家庭の児童に対し、放課後に遊びや生活の場を提供する場として設置されている放課後児童クラブですが、毎年のように同様のご相談やご意見が届いております。中でも区域外就学をした場合の入所要件についてお困りの相談が多くあり、現代の多様な働き方に合致した条件での運用がなされていないように感じています。

具体的にどのようなケースなのかといった内容の前に、まずは現在本市の放課後児童クラブの入所要件について、改めてお伺いいたします。

続いて（２）クラブの保育環境についてです。毎年、特に夏休みの時期に多くいただくご相談で、クラブでの一日が子どもにとって大きなストレスとなってしまい、やむを得ず低学年のうちに退所、子どもだけで自宅で留守番をさせている方もいらっしゃるようです。

本市の放課後児童クラブは、基本的に待機児童はなく、ほぼ100％希望どおりの入所ができていると以前から伺っておりますが、現状は、入所はできても途中で行きたくなくなって

しまうというお子さんも多くいらっしゃるようです。

令和６年３月の旭市子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果によると、回答のあった就学前児童世帯の約８割が保育園や幼稚園にお子さんを通わせていると回答し、そのうちの約９割が保育園や認定こども園を利用していると回答しています。つまり市内子育て世帯全体の約７割は保護者が就労などでお子さんの保育を必要としているということになります。

年長児から小学校に上がった途端に就労状況が急に変わるということは考えにくく、引き続きお子さんの保育が必要な家庭は、本来７割近くいると言っても過言ではないと思いますので、放課後児童クラブの立ち位置は、学校教育の附属的なようなものではなく、そこで過ごす時間の長さや本来必要とされている児童の数を考えると、子どもたちの育成にとって大変重要な存在であると言えます。これまでも児童クラブの保育環境の質について取り上げてきましたが、改めてお伺いします。

まず、１回目の質問としまして、本市の全ての児童クラブにおいて、支援員の数、児童クラブの部屋の広さ、専用スペースなど必要な設備、条件は国の基準を十分に満たしているのか、お尋ねいたします。

最後に、大きな項目４、学校給食費の減額・無償化拡充の効果について。本市では、給食費の無償化・拡充の目的、効果をどのように捉えているかについて伺います。

市は、これまでコロナ対応や物価高騰対応として、学校の給食費を臨時的に無償化しておりましたが、今年度から恒久的に第１子、第２子の給食費を半額免除としたところだと思います。ちなみに令和５年１月からは、県の事業による第３子以降の給食費無償化を既に行っており、私の家庭でも中学生以下の子どもが３人いますので、大きな恩恵をいただくことになります。

これまで議会でも給食費の無償化を提言される議員の方が多くいらっしゃいましたし、給食費の負担が軽減されるのは当事者としてもありがたいところではあります。しかしながら、それを何のために行っているかの議論が少々曖昧になっている部分があるのではないかと感じたこと、完全無償化を求める声がある中で、もしこれ以上の無償化を市独自で進める可能性があるのなら、その必要性が本当にあるのかどうか今回質問で取り上げさせてきました。

本市は給食費の減免、無償化についてこれまでも検討と実施を重ねられていたと思いますが、その目的をどのように捉えており、どのような効果をもたらしていると考えるか、お尋ねいたします。

以上、１回目の質問とします。再質問は質問席にて行います。何とぞ分かりやすい答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　一般質問は途中ですが、午後３時10分まで休憩いたします。

休憩　午後　３時　０分

再開　午後　３時１０分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、﨑山華英議員の一般質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　それでは、私からは、１のヒトパピローマウイルスワクチンについての（１）直近の接種状況と市の目標接種率の設定はあるかというようなご質問でございました。

令和６年度、中学１年生から高校１年生相当の定期接種の対象者999名のうち、ＨＰＶワクチンを本年７月末までに１回目の接種を受けた方は220名で、22％となります。

また、令和４年度から３年間において公費で接種できるキャッチアップ接種の対象者2,919名のうち、令和６年７月末までに１回目の接種を受けた方は982名で、33.6％となっております。

市としての目標接種率の設定につきましては、こちらは設定はしてございませんけれども、できるだけ多くの方に受けていただきたいと考えておりまして、新規対象者への個別の通知や広報、ホームページの掲載、未接種者への勧奨通知を行うなど、接種の推進に努めております。

○議長（飯嶋正利）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子）　それでは、私のほうから、大きな項目２番のファミリー・サポート・センターの進捗の状況です。

ファミリー・サポート・センターについては、先ほど議員のほうからもご説明いただきましたが、子育ての援助を受けたい方と行いたい方が会員になっていただいて、その方たちを常駐のアドバイザーが連絡調整を行って、会員間で有償の相互援助活動を行う仕組みとなっております。

今年度から開始するファミリー・サポート・センター事業ですが、当初は業務委託で実施する予定で４月に公募型プロポーザル方式による受託候補者の参加者募集を実施しましたが、参加申込みがなかったため、委託から直営での事業運営に切り替えて現在準備を進めております。事業所については、市役所２階にある旭市子育て支援センターハニカム内に設置し、アドバイザーとして保育士２名を配置します。この２名はアドバイザーになるための千葉県子育て支援員研修を受講しております。事業開始は11月１日を予定しておりますので、現在は事業を実施している近隣自治体の状況や手法等を聞き取り、事業運営や各手続きに係るルールづくりなどを進めております。

○議長（飯嶋正利）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　それでは、教育総務課からは、３番と４番のご質問にお答えいたします。

まず、３の放課後児童クラブについての（１）区域外就学の入所要件の緩和の件ですが、放課後児童クラブの入所要件についてお答えいたします。

入所要件としましては、本市の小学校に在籍し、放課後帰宅しても就労などの理由で保護者等が家庭にいない児童、こちらが対象になります。

続きまして、（２）保育環境の質の向上に向けた取り組みについてですが、保育環境について、支援員の人数や静養スペース等が国の基準を満たしているのかについてお答えいたします。

国の示す職員の配置基準は、一つの支援単位ごとに２人以上とされていますが、旭市は国の基準を上回る児童10人に対し職員１人を配置しています。一例としまして、40人定員のクラブに対しましては４名以上の手厚い職員配置を行っております。そして、遊びや生活の場、静養スペースを合わせた専用区画につきましては、児童１人当たりの国の示す基準が確保できるよう整備をしております。

続きまして、４番の学校給食費の減額及び無償化の（１）学校給食費の減額・無償化の目的、効果についてお答えいたします。

まず、目的のほうですが、令和６年度は昨今の物価高騰による食材費の上昇分を踏まえ、学校給食費の見直しを行った上で、第１子、第２子については半額とし、第３子以降は全額を無償化することで、子育て世帯の経済的な負担軽減、こちらを目的に実施をしております。

効果としましては、第１子、第２子の保護者の負担額は、小学校月額4,940円のところを2,470円に、中学校は5,570円のところを2,780円にしております。年間にしますと、小学校

は２万7,170円、中学校は３万690円の負担軽減となっております。第３子以降は全額免除のため、年間にしますと、小学校は５万4,340円、中学校は６万1,270円の負担軽減となっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ありがとうございました。順番に再質問をさせていただきます。

１番目のＨＰＶワクチンの周知についてになりますが、定期接種のほうが22％、キャッチアップのほうが33.6％という現状でして、子宮頸がん撲滅に向けてのＷＨＯの目標が接種率90％、厚生労働省のほうでも50から60％と言われているようですので、まだまだ旭市のほうは低い数字だなと感じました。

これについては、接種ができることの周知やワクチンの安全性、予防の重要性の理解がまだまだ進まないと思われる中で、以前伊藤春美議員のほうからも質問があり答弁にありました、ＨＰＶワクチンの啓発については、市内中学校３年生を対象に思春期講演会の中で行っているということでした。この思春期講演会について、具体的な内容をお伺いしたいと思います。開催時期や対象生徒、保護者の参加の有無、誰が講師として行っているかなど、具体的な内容をお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　思春期講演会につきましては、基本的には中学３年生を対象に、各学校の総合学習や保健体育の時間を利用して男女一緒に行っております。講師は市で雇用しております助産師２名と、市の保健師が行っております。

講演の内容としまして、思春期の自分の心と体についてや命の大切さ、ＳＮＳの不適切利用による犯罪被害、妊娠や避妊、性感染症等についての説明とともに、子宮頸がんの現状やＨＰＶワクチン接種についてもお話をさせていただいております。

保護者の参加につきましては、こちらのほうは学校ごとに判断をいただいているところです。

今年度は７月に３校が講演のほうを終了しまして、９月に１校行う予定となっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　分かりました。この思春期講演会、包括的性教育の一環でしたり、また

生命の安全教育の中でワクチンのこともお話しくださっているということで、分かりました。

中学３年生といいますと定期接種期間の終了する１年前に当たりますので、せっかく講演会の中で生徒本人が重要性を理解したとしても、予診票が中学１年生のときに既に自宅に届いているということをもし知らないまま、保護者のほうもよく分からずそのままにしていたら、ということは機会を逃すことになってしまいますので、講演会で周知して終わりということではなくて、そこからきちんと接種へ結びつくような情報を生徒へ伝えてほしいなと思っております。

また、学校によっては毎年必ずしも講演ができないということもあると伺いましたので、その時々の学校の判断によって生徒の貴重な機会が失われることがないように、なるべく強いメッセージで、思春期講演会、ＨＰＶワクチンの周知が行われるようにお伝えをお願いしたいと思っております。

今、予診票についての話が出ましたが、私の家庭にも中学１年生の娘がいますので、この春ＨＰＶワクチンの予診票が届きました。本人と相談した上で、夏休みの期間を利用し、第１回目の接種を終えたところとなります。

初めにも言ったとおり、現在国の定期接種の対象年齢というのが小学校６年生から高校１年生相当年齢の女子となります。しかしながら、市での予診票配付の時期が中学１年生ということで、中学生となりますと大概の生徒が部活動が始まり、休みがない子も珍しくなく、なかなか接種の時間が取りづらいということも多いかと思います。

再々質問としまして、この予診票の送付時期というのが対象年齢開始のタイミングの小学校６年生ではなく中学１年生からの送付となっている理由と、小学６年生からの予診票配付というのは検討されないかについてお尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　ＨＰＶワクチンの予防接種の対象年齢でございますけれども、議員おっしゃいましたとおり、小学校６年生からとなっております。本市では、厚生労働省が示す標準的な接種期間であります中学校１年生から個人の通知を行っているところでございます。小学校６年生からの通知ということでございまして、他市の状況等を見ながら、医師会と相談しながら検討してまいりたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　﨑山華英議員。

○６番（﨑山華英）　できれば、接種のタイミングとしては小学６年生のほうが医療機関のほ

うも予約しやすいのかなと思いますので、前向きに検討をお願いしたいと思います。６年生から通知を開始している自治体も結構増えてきていると思いますので、参考にしていただきたいなと思います。

最後に、現在積極的勧奨が停止していた期間に接種を逃した世代へ向けたキャッチアップ接種について質問します。

高校２年生から27歳となる世代までのキャッチアップ世代と定期接種対象のラストイヤーに当たる高校１年生相当世代については、まさにこの９月中に１回目の接種をしなければ今年度の公費接種が完了しないため、緊急での周知が必要と思いますが、本市ではどのように取り組んでいるのかお尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利）　崎山華英議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　今年度につきましては、公費で接種ができるキャッチアップ接種の最終年度でありますので、まだ一度も接種を行っていない方全員に再度、勧奨のための個人通知を行うとともに、８月には市の広報やホームページ、市のＬＩＮＥでお知らせをいたしました。また、８月19日からは市役所１階の、庁舎の待合のところのデジタルサイネージを活用しまして、情報の周知を図ったところでございます。

今後につきましては、９月中に再度ＬＩＮＥ等で接種の勧奨を行いたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ありがとうございます。できる限りの周知の強化をお願いしたいと思います。今年度というとまだ半年あるなと思ってしまうので、この９月が鍵だということもしっかり周知していただきたいと思います。

キャッチアップ接種、今年度で終わってしまいますが、その後の予防策として重要な子宮頸がん検診の啓発も積極的に行っていただきたいと思っております。今年の４月からは国において新たにＨＰＶ検診という検査方式が導入可能となったとのことで、従来の検診に比べ精度が高く、５年に１度の検査でよいとされるということですので、本市においても積極的に導入の検討をいただきたいと思うところです。

続いて、大きな項目２のファミリー・サポート・センター事業についてに移りたいと思います。ありがとうございました。

１回目の質問で進捗について伺いました。当初委託とする予定だったところが直営になったということで、大きな変更があったと思います。

それでは、委託ではなく直営となった場合に当初予算と大きく違いが出るのかお尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子）　本事業の当初予算額は、開設準備経費を含む運営業務委託料866万円となっております。運営形態が委託から直営に変わったことにより、アドバイザーの人件費、事業所の設置や事業運営に係る経費などが発生しますが、これらは当初の運営業務委託料に含まれる費用でありますので、大きく影響するものではございません。

○議長（飯嶋正利）　﨑山華英議員。

○６番（﨑山華英）　直営になるということで、予算の変化についてもあまりないということでしたので、そういうことであれば、委託するよりも市で責任を持ってやっていただけるんではないかなという安心感もあるので、前向きに捉えております。着実に準備に向けてお願いしたいと思います。

それでは、具体的に再々質問として今後のスケジュールについて伺います。

いつから会員の募集が始まり、いつから実際に利用可能になる予定か、またどのような利用方法が想定されるのかお尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子）　今後のスケジュールとしましては、引き続き事業運営や各手続きに係るルールづくりと講習会などの準備を進め、11月１日の事業開始に合わせて広報あさひ、ホームページへの掲載、ＳＮＳの活用、保育所や小学校へのチラシ配付などにより、事業の周知と会員の募集を行ってまいります。

ファミリー・サポート・センターを利用するには会員登録が必要となります。利用会員になりたい方は入会説明会、提供会員になりたい方は入会説明会と講習会の受講が必要となります。今年度は、入会説明会を月に１回、講習会は年度内に３回程度開催する計画で、11月中に１回目の入会説明会と講習会を開催する予定です。

利用会員からの利用申込みに対して、アドバイザーが希望内容と合致する提供会員を紹介し、両者が合意、納得した上で、提供会員が子どもを預かることができるようになります。早ければ年内に利用が可能となる見込みです。

想定される利用方法としましては、保育所や小学校などの送迎やその前後の預かり、習い

事の送迎やその前後の預かり、学校行事や買物などの外出時の預かり、保護者がリフレッシュしたいときの預かりなどが考えられます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　様々具体的に決まってきているようですが、何よりこの事業は、利用する方はもちろん、提供会員として子育て支援に参画くださる方、それぞれに多くの登録がなければ何も始まらないということで、最後に提供会員、利用会員、それぞれの会員を増やすために本市ではどのような方法を考えているのかお尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子）　利用会員につきましては、先ほどもご説明したとおり、広報あさひ、ホームページへの掲載、ＳＮＳの活用、保育所や小学校などへのチラシ配付を行い、対象となるお子さんの保護者に対して事業の周知と会員の募集を行ってまいります。また、市内の子育て支援センターに利用者への周知をお願いしたいと考えております。

提供会員につきましては、利用会員と同様に、広報あさひ、ホームページへの掲載、ＳＮＳなどを活用して募集するほか、各種団体などに地域で子育てを支え合う本事業の趣旨をご理解いただき、提供会員になり得る方をご紹介していただくよう働きかけを行いたいと考えております。

利用会員の希望に対応していくためには、先ほど議員がおっしゃったように多くの提供会員が必要となりますので、会員の確保に努めてまいりたいと思います。

また、利用会員は提供会員を兼ねた両方の会員となることもできますので、利用会員に対して講習会への参加を積極的に促していきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ありがとうございます。

ファミリー・サポート・センター事業、都市部ではかなり昔から存在していて、浸透しているサービスになるようなんですけれども、地方ではまだまだ実施しているところが少ないため、そもそもファミサポって何という方が結構子育て世代、周りの方も多いと思います。まず、そういう何なのかというところから多くの方に理解、周知が必要だと思います。

特に、提供会員の方に至っては、どんなことが会員としてできることなのか見えないと、

ただファミサポって言っても登録してみようとは思わないと思いますので、先ほどきちんと趣旨のほう説明いただけるということだったんですけれども、少しの時間でもお手伝いができるかもしれないということでしたり、必ずしも完全に親と離れた状態で子どもを預かるだけではなくて、ふだんはワンオペ育児をされているような方に対して、同じ空間でお子さんを見るといった、そういった支援の仕方も都市部ではあるようですので、様々なケースを提示してあげて、なるべく多くの提供会員の方が集まっていただけるように、利用会員、提供会員ともに増えて活発な事業となっていくことを願っています。ありがとうございました。

次の項目に移りたいと思います。放課後児童クラブについてお伺いいたします。

こちら、二つに分けて質問させていただきまして、（１）のほうを先に再質問いたします。

入所要件についてご答弁いただきました。本市の小学校に在籍し、放課後帰宅しても就労などの理由で保護者等が家庭にいない児童が対象ということだったんですけれども、この要件には区域外での就学をされた場合に入所ができない条件が一つだけあり、それがいわゆる落とし穴となってしまうご家庭があるようです。

まず、区域外就学とは、文字どおり本来指定された学区以外の学校に就学することを指すわけではありますが、それが可能な条件が本市では五つあります。一つ目に、通学距離や交通の便が悪いなど、合理的な通学先が別にある場合。二つ目が、留守家庭で保護者がふだん自宅におらず、祖父母等の下へ下校させる場合。３番目、転居で引き続き元にいた学校に就学する場合。４番目として、心身の障害または疾病などで特別支援教育等を受ける場合。そして、最後にその他、いじめなどの特別な事情。以上の理由で区域外就学が認められるとされています。

この中で、２番目に挙げた自宅が留守家庭で祖父母宅に下校する場合について、これは区域外就学自体が認められても放課後児童クラブに入所が認められず、区域外就学しようとしたら、放課後児童クラブには入れないということが分かったとご家庭からお困りの声をいただくことがあります。祖父母宅に帰宅としても、必ず毎日祖父母が在宅ではないといった場合や、送迎するには祖父母のほうが仕事の融通が利いたりするなど、何かあった場合にスムーズであるなど、家庭によって多様な働き方がある中、ある一定程度は完全に入所不可の部分を緩和すべきだと思っているんですけれども、それについて本市の見解をいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　区域外就学の申請で祖父母宅に帰宅するためとして許可されているのであれば、祖父母がうちにいて児童を保護できると解釈をされます。その場合、児童クラブの利用条件の放課後帰宅しても保護者等が家庭にいないことにならないため、現状では難しいとしております。家庭によって働き方も多様化して、このようなケースもこれから増加するとは想定されますが、基本的には児童を保護できる状況にある場合は同様の対応となると思われますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　﨑山華英議員。

○６番（﨑山華英）　現状のルールの位置づけというか、ルールの決め方では認められていないということが分かりました。

ただ、児童クラブの開所時間は近年延長いただいているんですけれども、最終が18時半で、自力での下校は認められておらず、保護者のお迎えが必須となると、例えば保育園でこれまで７時まで預けていた家庭だったり、それまで祖父母がメインで子どものお迎えをしていた家庭にとっては、それまで保育園にはなかった学区という縛りに加え、区域外就学の要件２番目の理由を言い換えますと、留守家庭という理由で別の学校に通わせるのであれば、毎日下校できる場所を設定しなくてはいけないという二重の縛りが家庭によって壁になっていると考えます。

ちなみに、お隣の銚子市と匝瑳市の状況を問合せして聞いたところ、区域外就学の理由によって放課後クラブの入所を制限される要件は一切ないということでした。なので、本市のルールの決め方について、ちょっと見直しが必要ではないかと私は思っております。ご家庭ごとに多様な働き方や住まいの置き方が増えていることを考えると、現状のルールで保護者が不便ではないかという視点のほかに、何よりお子さんがそこでしっかり守られるのかという視点で、柔軟なルールの変更や工夫を行ってほしいと思っております。

また、この件のもう一つの問題として、祖父母宅に下校で区域外就学とした場合に、放課後児童クラブの入所はできないということについて、後になって気づくような案内のスケジュール感や案内方法についても考える必要があるのではないかと思いました。

教育総務課では、学区の指定については総務班が担当し、放課後児童クラブについては指導班が担当というように、班で事務が分かれているがために、同じ入学に関連する案内がこれまでは一貫していないことがあったのではないかと予想します。小学校入学という大きなターニングポイントで、子どもはもちろんのこと、保護者の生活リズムも確実に変わるため、必要な情報はできる限り家庭側の目線に立って、関連する情報については一貫して伝えるべ

きだと考えます。

これを踏まえて、いわゆる小１の壁を包括的に支援する枠組みが必要と考えますが、市の見解をいただければと思います。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　区域外申請のため窓口に来られた保護者に対しましては、教育総務課の総務班のほうで受けますが、その際に放課後児童クラブを利用するしないにかかわらず、祖父母宅に帰宅するという理由で許可になった場合は、児童クラブは利用できないという説明を現在は丁寧に行っております。

また、新年度の入所申込書の説明資料にも入所要件を明記し、周知を図っているところでございます。

また、いわゆる小１の壁へとならないように、本市では全小学校区に放課後児童クラブを設置しまして、入学前の４月１日からのご利用や夏休みだけの利用、延長保育などにも対応しておりまして、できる限り保護者の負担軽減や就労状況に合った利用ができるよう運営をしております。よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　﨑山華英議員。

○６番（﨑山華英）　ご回答あったとおり、これまでも確かに児童クラブの開所時間の延長など、保育園とのギャップを埋める努力はしていただいていると思うんですけれども、小学校に入ってすぐはどうしても父母のどちらかが仕事を変えたりセーブする方、ましてやひとり親の場合にはその調整が本当に大変なようです。入学式前の４月１日から、もう預けられるということも助かるんですけれども、例えば31日までは慣れ親しんだ保育園で、その次の日、４月１日はいきなり知らないところに預かられるというところで、４月１日ショックと言うみたいなんですけれども、それに対応し切れない家庭というのがほとんどではないかなと思います。

小１の壁というのはそういった時間とか日数だけの問題ではなく、気持ちの問題であったり、実際入学を間近にしたり、実際始まってみないと分からないことが多い点だと思います。それらが事前に、なるべく分かって準備できることが安心につながると思いますので、引き続き丁寧な案内をお願いしたいと思います。

続いて、また放課後児童クラブの話題になりますが、今度は運営の中身についてになります。

支援員の数や静養スペース等、市内のクラブは国の基準を十分に満たしているのかという質問でした。これについては、もちろん満たしているだろうなということですけれども、支援員の数についても国の基準以上の配置をしていただけているということで、ありがとうございます。

ただ、スペースはそもそも国の基準というのがおかしいなと思っているところでして、調べたんですけれども、例えば放課後児童クラブの１人当たりのスペース基準というのが1.65平方メートル、これは保育園等での保育室の基準のゼロ、１歳児と同じ基準でして、２歳児以上になると1.98平方メートルって基準が広くなるのに、放課後児童クラブで小学生になるとまたゼロ、１歳児と同じ基準に戻るという不思議な基準になっています。

小学生って体も大きくなる上に、かといってまだまだ遊びたい、動きたい盛りという年齢なのに、まさかゼロ、１歳と同じ基準に戻ってしまうということにも驚きなんですけれども、ここは最低限のものと考えて、自治体として独自にできたら、広げられるものであれば広げてあげてほしいなと思ったところです。

初めにも言いましたが、途中で退所する児童の中にはクラブの基準が合わなかったという話も実際聞いている中で、以下について再質問をいたします。

年度途中に退所する人数、そして割合、また現在の学年ごとの入所児童数、そして途中退所した場合の理由の調査をしているのかお尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対して答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　まず、放課後児童クラブ、学年ごとの入所児童数ですが、令和６年度当初では、１年生が230人、２年生が243人、３年生が182人、４年生が94人、５年生が15人、６年生20人で、合計784人となっております。

入所後の途中退所の児童数ですが、こちらは令和５年度で申し上げますと、加入者802人のうち途中退所は120人、退所率としては15.0％となっております。

途中退所の理由につきましては詳細な調査は行っておりませんが、退所届のほうに退所の理由を保護者の方に記入していただいております。それによりますと、令和５年度の途中退所では、理由として一番多いのが「家で見ることができる」というもので、次いで「留守番ができるようになった」という理由で退所されている状況でございます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　﨑山華英議員。

○６番（崎山華英）　数字のほう出していただきましてありがとうございました。

入所数について、ちょっと事前に人数だけはいただいていましたので、全体の小学校各学年ごとの総数のうち、各学年ごとに何割放課後児童クラブに入所しているのか、割合を計算したんですけれども、１年生のほうが54.6％、２年生が52.7％、３年生が40.4％とちょっと下がってきて、４年生になるとぐっと下がって19.2％、５、６年生がもう３％台ということで、また途中退所率も15％ということでした。

理由としては、家で見ることができる、留守番できるようなったということで、それのさらに詳細な個々の状況を見るというのは難しいのかなと思うんですけれども、恐らく多くの方が３年生になったところで、いつまで児童クラブを利用するか検討していくタイミングになるのではないかなと推測しています。

特に、夏休みの時期というのは１か月間一日中クラブで過ごすことになりますし、近年の夏季休暇期間中は毎日のように熱中症アラートが発表されている中で、外で遊ぶこともままならない。低学年が終わってくると少しずつ退所するお友達も増えてきて、同級生の遊び相手もいなくなってくる。そういった状況で、子どもはもちろん、保護者としてもできれば毎日は行かせたくないなと感じている時期が夏休みではないかなと思っています。結果、保護者の就労状況自体は変わらず、子どもだけで留守番をする児童が出てくるのが夏休みではないかと心配しているところで、できることなら夏休み放課後児童クラブに行くほうが楽しいと思える環境をつくっていくことが必要だと思っております。

そこで、再々質問なんですが、夏季休暇、夏休み期間中の遊びの充実についてどのように考えているかお尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利）　崎山華英議員の再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　夏季休暇期間中の遊びにつきましては、天気のよい日は外遊びを行い、元気に体を動かしております。気温が高く、熱中症警戒アラートが発表される日は外遊びができないため、体育館を使用してボール遊びや鬼ごっこなどの遊びをしております。体育館では小まめに水分を補給して、体調管理には十分気をつけているところでございます。

教室内では、朝の涼しい時間帯に自主的に学習する時間を設けており、遊びの時間にはＤＶＤの視聴、ブロックや折り紙などの制作遊びや読書などをして過ごしております。子どもたちが充実した１日を過ごすことができるように、それぞれのクラブで支援員が工夫を凝らした育成支援を実施しております。よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　児童クラブごとに様々時間帯や場所については工夫されているかと思います。しかしながら、今体育館の使用について、お答えにありました。夏の体育館、私も夜使用することがございましたが、夜間でも大変な暑さで驚きます。これが日中となると早朝以外に使用できるタイミングがないのではないかというぐらい本当に室温が高くて、心配になるレベルで、夏季休暇中の児童クラブ入所児童の遊び場としての利用、また夏季休暇以外にも体育の授業での利用には今後エアコンの設置が必須ではないかと考えます。

そこで、最後、市内の学校の体育館へのエアコン設置は検討されていないのかお尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　現在、市内の小・中学校20校の体育館にはエアコンは設置はされておりません。普通教室や特別教室については全て設置されております。学校の体育館にエアコンを設置するには、エアコン工事のほかに断熱工事、受電設備の改修を含めて多額の導入コストが必要となりますが、令和９年４月開校予定の干潟地域の統合小学校、現古城小学校では、この統合に向けて児童の熱中症対策などを踏まえまして、教育環境の充実を図るために、体育館へのエアコン設置について、今後実施設計の中で協議をしていきたいと考えております。ほかの小・中学校の体育館へのエアコン設置につきましては、先進事例を研究するとともに、学校再編の進捗状況も見極めながら、引き続き検討をしてまいります。

○議長（飯嶋正利）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ありがとうございます。エアコン設置、ただ取り付けるだけではなくて、断熱工事だとか、附属の工事が必要ということで、かなり大規模な工事になるということが分かりました。

空調機能の導入により、放課後児童クラブの活動に限らず、ふだんの小学校での利用、また夜間、休日の学校開放、その他今後はコミュニティ・スクール等での地域、外部からの活用など、様々な場面で体育館利用が充実すると考えます。大規模工事となるため、今後の学校統廃合を考えると取捨選択がどうしても必要になってくるとは思いますが、統合校になった場所はもちろんのこと、たとえ廃校になっても今後地域の活動拠点として活用が見込まれる体育館については、空調設備の導入について積極的に検討いただきたいと思います。

放課後児童クラブ、教育と福祉が入り交じる大変複雑な立ち位置だと考えますが、今後も

質向上に向けた取り組みをお願いしたいと思っております。

最後に、大きな項目４、給食費の減免・無償化拡充の効果について。再質問に移りたいと思います。

今回、この無償化の目的、また効果についてどのようにと最初の質問でご答弁をいただきました。お答えのとおり、家庭における給食費の負担軽減となっていることは明らかであります。今、保護者が負担しているのは材料費のみ。その他運営に係る人件費や水道光熱費などの設備費は全て市で負担をされて、近年は物価高騰で材料費が値上がりしていたとしても保護者負担は据置きで、市のほうで一定割合を負担していたことなどを考えると、学校給食費に関しては見えないところで十分な支援がされていたと感じております。

今年度から第１子、第２子がさらに半額免除となり、家庭から材料費を徴収する割合は格段に下がり、市の財源から材料費が出される割合が増えたということは、それだけ給食で使用される材料が市の采配となる部分が大きくなると考えます。

そういった中で、全国的に物価高騰とされる現在、給食の質の担保が確実になされるのかが心配になりますが、現在旭市学校給食は栄養摂取基準が十分に満たされているのか、また食材の品目数など、そのほかに給食の質をはかる基準があるのかお尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　学校給食につきましては、文部科学省から示された児童または生徒１人１回当たりの学校給食摂取基準、こちら学校給食法第８条の基準を満たした献立を作成し、給食を提供しております。基準値にはエネルギー、たんぱく質、脂質、ナトリウム、カルシウムやビタミンなどについて定められております。食材の品目数などの質をはかる基準というものはございませんが、旭市給食センターの基本理念に掲げる「地産地消及び手作り給食の推進」に基づいて、だしや味つけ、野菜の切り方にもこだわって、心の籠もった給食の調理、提供を行っております。

また、毎月千産千消デー、鉄人給食、ものがたり給食など、イベント給食を実施し、県内産や旭市産の食材を多く使った給食の提供や、絵本や教科書の内容に合わせたメニュー開発など、子どもたちが毎回楽しく食べられるように、給食の質を高める工夫をしております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　﨑山華英議員。

○６番（﨑山華英）　旭市の学校給食は栄養士の方の創意工夫が献立にも現れており、子ども

たちからも好評で、これまでも鉄人給食など、旭市学校給食の取り組みが千葉県の教育委員会食育コラムでも紹介されたり、報道各社にて度々取り上げられていることを存じております。

今、栄養摂取基準、学校給食摂取基準についてお答えいただきました。改めて、学校給食摂取基準ってどんな内容なのかというのを私のほうでも調べさせていただいたんですが、この文部科学省のほうで示されている学校給食実施基準の中に含まれているメインとして、学校給食摂取基準という、お答えいただいたとおりの栄養についての基準が細かく記されています。

そのほかに配慮する事項として、この実施基準の大枠の中に学校給食における食品構成についてという項目があります。その栄養基準以外の細かな基準というのはないということだったんですけれども、この学校給食における食品構成についてちょっと読み上げますと、「食品構成については、「学校給食摂取基準」を踏まえ、多様な食品を適切に組み合わせて、児童生徒が各栄養素をバランス良く摂取しつつ、様々な食に触れることができるようにすること。」「なお、多様な食品とは、食品群であれば、例えば、穀類、野菜類、豆類、果実類、きのこ類、藻類、魚介類、肉類、卵類及び乳類などであり、また、食品名であれば、例えば穀類については、精白米、食パン、コッペパン、うどん、中華めんなどである。」というふうに、多様な食品を使ってくださいねというのは書かれております。

実際、この半年間の献立表を見てみて、ちょっと気づいたんですけれども、麺類が全然出てこないんですよ。毎日ご飯かたまにコッペパンみたいな感じで、この実施基準に書かれているものには結構多様な食品を使ってねというのは書いてあるんですけれども、実際国のほうの方針で米飯給食の推進の取り組みとかがあるので、なるべくお米の給食を出しましょうというのは目標としてあると思うんですけれども、それも週３回以上という目標だったと思うんで、毎日ご飯かパンで、麺が本当に、この４月から９月で２回しか出てこないんです。

うちの娘も、そういえば麺が全然出てこないということを言っていましたので、ほかの自治体とか県内いろいろ調べたんですけれども、千葉県内も大体そういう状況のようなので、その辺は何かいろいろな要因があるのかなとは思うんですけれども、そういう状況とかを見ますと、かなりぎりぎりの中で、この献立のほうをつくっているのではないかというのは献立表を日々見る中で感じ取っているところです。

今回の第１子、第２子の給食費半額についても、材料費の見直し、値上げもセットで行っているんですけれども、その中で半額にする余裕があったのかというのもちょっと感じまし

た。使用食材数の増減とかバランスについては、今この６か月間しか見ていないので、過去からの比較とか調査は今回お願いしていないので、はっきり分からないんですけれども、物価高騰の学校給食への影響は全国的にも大きいと言われる中で、実際に子どもたちの給食の質が落ちていないか、栄養摂取基準を満たしていたとしても十分な量や満足感が得られる工夫ができているのかというのは、はかる基準がないにせよ重要なことですので、何かしらの検証を行い、質が落ちないような取り組みを行っていただきたいと思っております。

給食費の無償化については、これまで毎回のように話題に出ておりました。前回までの一般質問や委員会質疑等で、給食費無償化についての質問に対し、教育総務課長から、給食費については段階を踏みつつ進めてきており、今後も検討を重ねていくとの答弁がございました。今後、もし全児童・生徒に対して給食費完全無償化を実施するとなれば、周辺自治体にも大きな影響を与える上に、簡単に途中でやめることはできないため、この先の未来にも大きな責任が伴うと考えます。

また、今挙げた子どもたちが口にする給食の質にも関わる大きな問題です。それをもってしても、現在旭市が市独自で給食費の減額、無償化の検討を進めていく意義というのは何なんですかという質問を、再々質問としてお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　学校給食の無償化の状況につきまして、まず国の動向としましては、令和６年６月、文部科学省より全国の学校給食に関する実態調査の結果が公表されました。この中で、学校給食費の無償化を実施した団体の政策目的で一番多いのが「子育て世帯の経済的負担の軽減」で、652団体でございました。

また、県内の学校給食費無償化の動向ですが、現在完全無償化を実施している団体は15市町ありまして、年々学校給食費の無償化を実施する団体は増えております。

本市では、子育て世帯の経済的負担を軽減することが子育て支援の重要な要素であると捉え、旭市の学校給食費の無償化について、これまで段階的に拡充を行ってきており、保護者の経済的な安心感の向上につながっているものと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　﨑山華英議員。

○６番（﨑山華英）　ありがとうございます。つまり、この給食費の減額・無償化が何のために行われているのか、ここを明確にしたかったわけですが、あくまで子育て世帯の経済的負

担軽減ということで、分かりました。

議会内外で給食費無償化を推進したい方からの意見をこれまで聞いておりますと、その目的について、本市への移住の促進や少子化対策のため、子どものためにといった意見があるようでしたので、市が考えている給食費の減額・無償化の意義、目的と給食費無償化を推進している市民の意見が、目的の部分でどうも食い違っているように感じていたところです。

先日も、給食費無償化を推進したい方から、たまたまお話を伺ったんですけれども、無償化により少子化を解決したいといった話がありました。どのような根拠をもって少子化対策になるのかというのがちょっと私としては不思議だったもので、どなたか検証している方がいらっしゃれば教えていただきたいなというところであります。

また、子どものために給食費無償化という意見も私は疑問です。給食費を払えなくてもそれは保護者の問題であって、給食費が払えないからと学校でその子だけ給食が出ないということは実際起きることは考えにくく、無償化が直接的に子どもの利益につながるのかというと、私は疑問です。

また、この給食費減額・無償化は、不登校のお子さんや何らかの理由により学校給食を取っていないお子さんにはこの恩恵はないため、全ての子育て世帯の経済的負担の軽減にはなっていないことについても指摘をさせていただきます。

物価高騰が賃金に追いついていない状況は確かにあるとは思いますが、全世帯一律ではなく就学援助の制度の条件を変えるなど、限定的にするべきだったのではないかと私は考えます。今年からの給食費半額によって新たに毎年１億円の負担が発生し、完全無償化となればさらに倍の負担が生じることになるわけですけれども、子ども政策全体を考える上で、今給食費の減免・無償化ができるのであれば、もっとそれ以外の部分に予算を充てられるのではと思うことがあります。

というのは、子どものためにという意見があることを言いましたが、それならば子どものためにも、子どもの保護者に対する支援ではなく、より子ども自身を主体にした支援を行ってほしいと思っております。例えば、さきに挙げました学校や放課後児童クラブの環境充実等がまず挙げられると思うのですが、本市はどのような優先順位で子ども政策全体を考えているのか、こちら市長の答弁をお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎）　市では、妊娠・出産期、乳幼児期から就学前、小・中学生、高校生な

ど、子育てのそれぞれのステージに応じた様々な子育て支援を実施しております。今回の学校給食費の助成をはじめ、乳幼児の紙おむつ支給事業や子ども医療費助成の拡充、育英資金給付事業など、市独自のものや既存の事業の拡充なども行いながら幅広く子育て支援に取り組んでいるところでございます。

これらの事業につきましては、事業費の大小はございますが、どれも重要な施策であると考えております。限られた財源の中で、今後も今ある事業の検証と新たな事業の研究を繰り返し行うとともに、広く市民の皆様からのご意見などを伺いながら子育て支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ありがとうございました。

今おっしゃっていただいた支援、全部保護者への支援なんですよね。子ども政策全体を考える上で、子どもへの直接的な支援が重要施策として今見えづらいなと思っているところです。こういった給食費の無償化とか紙おむつの給付事業、本当に助かっている家庭がほとんどだと思いますが、子育て世帯の経済的負担軽減に今支援が特化しているように感じます。

先ほど挙げた放課後児童クラブや体育館の環境整備、具体的な例をもう一つ挙げますと、ある放課後児童クラブでは、古いテレビを買い換えたいのに何年も予算が出ない状況というのを聞いています。その予算すら出ないのに、本当に今やるべきことが給食費の減免なのか。今子どもたちが困っていることに対して予算を割いてほしいと私は思っているところです。給食費の無償化に向けての取り組みが保護者の経済的負担軽減になる一方で、そのしわ寄せが子どもに行くことは避けなくてはなりません。

今後、もし国や県ではなく市独自でさらなる減免、全児童・生徒を対象とした給食費完全無償化を検討しているのであれば、これ以上はちょっと慎重になっていただきたいなと思っております。

（発言する人あり）

○６番（崎山華英）　そう、市長公約って言いますけれども、その市長公約って、結局実際給食を口にしている子どもたちの姿が一切見えないんですよ。市長公約だからって子どもたちが困っていいんですか。学校給食、本来誰のためにあるものなのか、いま一度こちらにいる皆さんに考えていただきたいと、そういった強い思いで今回質問テーマに取り上げさせていただきました。これは無償化を全面的に反対するという意味ではなくて、まず子どもたちの利益を優先に、慎重に検討いただきたいという、その上で選択を行ってほしいという考えを

発信させていただきました。

今後は次世代を担う子どもが育つ環境の整備に積極的予算を充てていただきたいと強く要望いたしまして、私からの一般質問を終わりにします。

○議長（飯嶋正利）　崎山華英議員の一般質問を終わります。

崎山華英議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、午後４時15分まで休憩いたします。

休憩　午後　４時　４分

再開　午後　４時１５分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇　井　田　　孝

○議長（飯嶋正利）　続いて、井田孝議員、ご登壇願います。

（８番　井田　孝　登壇）

○８番（井田　孝）　皆さん、こんにちは。議席番号８番、井田孝です。議長より発言の許可をいただきましたので、令和６年第３回定例会にて一般質問をいたします。

質問事項１、洋上風力発電について質問いたします。

（１）洋上風力発電への取り組みについて、市の見解を伺います。

令和４年、定例会において、宮内保議員が洋上風力発電に対して一般質問を行い、その中で洋上風力発電の促進区域の指定に向けた検討を進めていく必要があるという答弁がございました。そこで、旭市沖の洋上風力発電事業への取り組みの進捗状況はどうなっているのかお聞きします。

質問事項２、学校再編計画について質問いたします。

（１）学校再編により廃校となる学校施設の利活用について、市の見解を伺います。

古城小学校への移転により、干潟地域の廃校予定となる中和小と萬歳小の跡地利用について、どういう利活用を考えているのかお聞きします。

質問事項３、保育所再編計画について質問いたします。

（１）旭市保育所再編計画において、今回の中央第二保育所、ゆたか保育所との統合の後、ほか８か所の保育所を４か所に統合する計画が示されています。そこで、保育所再編により廃園となる保育所施設の利活用について、市の見解を伺います。

質問事項４、指定管理者制度について質問いたします。

（１）令和５年４月より、スポーツ施設12施設の指定管理者による管理運営が始まり、約１年半が経過しましたが、現状の成果と問題点を伺います。指定管理者の取り組みや実績、そしてその上での課題があるのかお聞きします。

１回目の質問は以上です。

再質問は質問席において行わせていただきます。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員の一般質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは、企画政策課から、大きな項目の１、洋上風力発電についての（１）洋上風力発電への取り組みについて市の見解を伺うの中で、旭市沖の洋上風力発電事業の進捗状況はについてお答えいたします。

発電事業を計画しています民間事業者が、令和５年８月から11月にかけて、漁業者に対し洋上風力発電の概要について説明を行ったと聞いております。まずは海匝漁協全体の合意形成が必要と思いますので、それらの準備が整った際には国に対して情報提供を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　教育総務課からは、２番の学校再編計画について、（１）学校再編により廃校となる学校施設の利活用についてお答えいたします。

学校跡地の利活用につきましては、旭市学校再編基本方針において、これまで学校が担ってきた地域の役割も踏まえ、今後も地域の拠点として利活用できるよう検討していくとしております。干潟地域の小学校跡地につきましても、地域検討会議の中で、統合に向けての各地域からの要望として、新たな地域の拠点として地域の活性化につながるような活用方法を地域と共に検討していただきたいといったご意見を承っております。今年度６月に設置されました（仮称）干潟地域小学校学校再編準備委員会での地域の皆様のご意見を参考にしつつ、今後検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子）　私からは、大きな３番、保育所再編計画について、保育所再編により廃園となる保育所の利活用についてお答えいたします。

市では、長期的な整備方針を定めた旭市公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の最適配置の実現や施設総量の縮減を目指しております。その後策定した旭市立保育所再編計画では、先ほど議員がおっしゃっていただいたように、中央第二、ゆたか保育所の統合の後は８か所の保育所を４か所に統合することを基本としております。

保育所の統合に際しましては、別の場所に新たに建設する場合や既存の建物を活用して長寿命化する場合がありますが、どちらの場合も閉所となる保育所が発生することとなります。旭市公共施設等総合管理計画では、余剰資産の利活用方針として、用途廃止した施設及び市の土地については用途変更や貸付け等による有効活用を検討し、老朽化状況や改修工事の実現性の観点から有効活用が困難である場合は、売却による歳入確保を図るとしております。

統合により閉所となる予定の保育所につきまして、現時点で具体的な利活用は決まっておりませんが、この方針に基づき、関係課で検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（金杉高春）　私のほうからは、スポーツ施設12施設の指定管理者の取り組みや実績、その上での課題についてご回答いたします。

指定管理が始まり１年５か月が経過し、指定管理者では、民間の持つノウハウを発揮し、利用者の利便性や満足度の向上に向けた様々な取り組みを行っております。主なものとしては、新しい備品の導入をはじめ、総合体育館の開館時間を早めたり、施設全体の休館日を月４回から２回に変更し、開館日の増加を図るとともに、使用料の電子決済による支払い方法の導入やライフステージに合わせた各種スポーツ教室の開催などを行っています。

次に、実績についてですが、指定管理の12施設全体の年間利用人数を申し上げます。まず、市が管理を行っていた令和４年度は11万2,822人、指定管理の令和５年度は14万4,525人で、比較しますと３万1,703人、28.1％の増加がありました。

その上での課題ということでした。課題としましては、令和５年度はまだコロナ明けの影響などにより、指定管理者が行う各種スポーツ教室への参加者数が思うように伸びなかったことや、古い施設が多いため各部に劣化が見られ、その都度維持補修をしていますが、今後市による大規模な修繕が必要であると考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　それでは、順番に再質問させていただきます。

まず、質問事項１、洋上風力発電について再質問いたします。

旭市としては、固定資産税の課税もあり、魅力的な事業かと思いますが、改めて考えられる洋上風力発電事業のメリットとデメリットを伺います。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　まず、メリットとして考えられることは、洋上風力発電施設の建設や設備の保守とメンテナンス、また観光などに関して新たな雇用が創出されること、さらには、交流人口の増加が図られることなどが考えられます。

デメリットについては、今の段階ではないと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　それでは、再々質問いたします。

デメリットはないというご答弁ですが、漁業への影響や環境変化など、予測できない不確実な要素も考えられると思いますが、見解を伺います。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　今の段階で市において明確なデメリットとして捉えられるものがないため、その旨の回答となりましたけれども、漁業への影響や環境の変化などは大小にかかわらずあるものと思われます。

漁業への影響ですが、工事に伴う海水の汚濁や騒音、地形の変化に伴う潮の変化などが考えられる一方で、構造物の水中部分が魚礁となって漁業のプラスになっている例も見受けられます。現時点では洋上風力の導入事例がまだ少なく、実際にどのような影響が現れるかは未知数な上、影響に関する科学的知見や予測手法の知見も十分ではないというのが状況になります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　それでは、４回目の質問をいたします。

旭市の将来を見据え、人口減少による財源の縮小、または温暖化現象による海水温の上昇により漁業への不安等を考えると、洋上風力発電事業は地域産業、雇用の振興に多大なる期待が持てる事業ではないかと思います。市長のお考えを伺います。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎）　洋上風力発電事業は脱炭素社会に向けての取り組みであり、非常に重要な国の政策であります。加えて、議員もおっしゃるように、事業の導入により、将来的な産業振興や地域振興につながることも期待できるというメリットがございます。しかしながら、事業の実施には漁業、地域との協調が不可欠であることから、繰り返しになりますが、まずは漁業関係者の意向が最優先と考えております。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　先行している銚子市では2022年に計画の認定を受け、運用開始は2028年の予定です。事前の調査等を含めれば10年以上かかる事業となります。本気で進める気があるのであれば、早急に前向きな検討をお願いしたいと思います。

それでは、質問事項２、学校再編計画について再質問いたします。

中和小、萬歳小は土砂災害警戒区域に入っていますが、どのような活用を考えているのか、または可能となるのか伺います。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　（仮称）干潟地域小学校学校再編準備委員会の委員の皆様には、この２校の土砂災害警戒区域について十分ご理解いただいた上で、活用について様々な視点からご意見をいただきたいと考えております。全国的な事例では、土砂災害警戒区域の跡地活用について、サウンディング調査を行った上でプロポーザル方式にて公募を行うケースも見られます。跡地活用につきましては、地域の皆様の思いを大切にしながら、いろいろな事例を研究し、進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　それでは、３回目の質問をいたします。

中和小、萬歳小ともに土砂災害警戒区域に入っている中で、県条例であるがけ条例にも抵触しています。この２校の建物の再利用は難しいと考えます。

また、解体となれば多額の費用が必要となると思われますが、市の見解を伺います。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　中和小、萬歳小につきましては、千葉県建築基準法施行条例第４条のがけ条例の該当箇所であることは承知しておりますが、２校とも、擁壁等の設置により関係法令の基準を満たしているものと考えております。２校の建物については、まずは地域の意見を参考にしながら、市の関係部署でも慎重な議論を重ね、がけ条例等の制限も考慮して有効な活用方法となるよう取り組んでまいります。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　ぜひとも有効な活用ができることを期待いたします。

それでは、４回目の質問をいたします。

本市においては、これからも幾つもの学校の統廃合が計画されています。匝瑳市では、平成27年に旧飯高小学校が県立の特別支援学校として開校しました。これは廃校の利活用としてはとてもすばらしい施策であったと思います。旭市でも、多くの生徒が近隣の特別支援学校へ通っています。特別支援学校として利活用できる校舎が考えられれば、早くから県に要望を出し、協議を行うことはできないのか伺います。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　特別支援学校の校舎につきましては、千葉県教育庁より使用しなくなる校舎の調査が毎年来ておりまして、情報は提供しております。今後、県から利活用について連絡があれば、県と協議を進めてまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　これは自分の案ですが、富浦小と矢指小との再編計画が、まだ校舎の新しい矢指小へ統合するような方向へ向かうように思います。しかしながら、矢指小は全て平屋建てで、特別支援学校として不可欠なエレベーターの設置が必要なく、特別支援学校としての再利用には適していると考えます。ただ新しい学校へ移るという考えではなく、その後の有効利用まで考慮した再編計画とすることをお願いいたします。

それでは、質問事項３、保育所再編計画について再質問いたします。

来年度から統合され、廃園となる中央第二保育所、ゆたか保育所は、どちらも築50年近く

経過しており、長寿命化に対応する改修工事も行っていないと思われます。廃園となったら建物を解体し、土地を分譲地として売却できないのか伺います。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子）　旭市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画では、中央第二保育所はほかの用途に転用を検討、ゆたか保育所は解体の計画となっております。土地につきましては、中央第二保育所は駐車場の一部を除きほとんどが市が所有している土地ですが、ゆたか保育所は敷地の大部分が借地となっておりますので、建物を解体した場合は借地は返還するという流れになると思います。先ほど回答いたしました市の方針に基づいて、まずは建物を含め有効活用を検討し、それが難しい場合は売却も考えていくことになります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　では、再々質問いたします。

ゆたか保育所の件は承知いたしました。旭市の中央地区においては、家を建てたくても土地が見つからないという相談を多く受けます。また、水道の容量が足りずに、その土地を断念したという話も聞きます。保育所の跡地であれば給水、排水も整備されており、宅地とするにはそういった懸念もないと考えます。

第二保育所については、道を挟んで西側に第二中学校のソフトボール場があり、現在は荒れ地となっている場所もあります。有効活用もしくは売却も視野に入れて検討する場合、このソフトボール場も含めての検討はできないのか伺います。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子）　中央第二保育所西側のソフトボール場については、現在も第二中学校のソフトボール部が練習等で使用していると聞いております。この敷地も含めて有効活用や売却を検討することは難しい状況と考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　それでは、４回目の質問です。ほかの保育所の再編についてお聞きします。

児童数が減少する中で、中央第一、第三保育所も数年のうちに耐用年数を迎えます。この

保育所の再編について、想定している時期、園児数、統合場所等、現時点で考えている施策があれば、その内容を分かる範囲で教えていただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子）　旭市立保育所再編計画の中では、中央第一保育所と中央第三保育所の再編について、まず時期については、令和８年度から保護者や地区住民への説明を開始し、建物の工事等を行った後、令和11年の供用開始を計画しております。園児数については、計画策定時の児童数などから210人と想定しております。

統合場所については未定ですが、既存の保育所用地を活用する案のほか、ほかの公共施設の統廃合により生じる市所有の土地を活用する案など、複数の候補地から、地区住民や保護者の代表者からの意見も聞きながら検討していくことになると思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　この中央地区の二つの保育所統合では、児童数200人を超える大規模な保育所となることから、土地の選定や跡地利用など、様々な問題が出てくると思います。よりよい再編ができるよう期待いたします。

それでは、質問事項４、指定管理者制度について再質問いたします。

指定管理者に移行して、利用者からの苦情や要望は出ているのか伺います。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（金杉高春）　指定管理者では、苦情や要望、意見を把握するため、利用者への意見の聞き取りのほか、窓口近くへのお客様の声ＢＯＸの設置や利用者アンケートを実施しております。

苦情や要望としては、機械、器具等の不具合、グラウンドや緑地の除草、施設の修繕、エアコン、空調ですね、の温度設定、窓口の接遇対応などのご意見をいただいております。すぐに対応できるものは随時、対応と改善をしておりますが、施設の修繕など、時間がかかってしまうものもあります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　それでは、再々質問いたします。

指定管理者制度を取ることにより、利用者がよりよい環境で施設を利用できるということが大前提にあると思います。そこで、その苦情や要望に対してどのように改善していくのか伺います。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（金杉高春）　苦情や要望についてはスピード感が重要であると考えております。窓口の接遇対応など、すぐに改善できるものは速やかに指定管理者へ指導しております。また、日頃の管理施設の見回りや利用者への声かけなどにより、早期に不具合を発見し、対処することを徹底し、サービス向上に努めていきたいと考えております。

それから、施設の修繕については、老朽化による大規模な修繕などは市で計画的に工事を行い、安心して快適に利用できる施設になるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　それでは、４回目の質問をいたします。

この１年５か月の間、指定管理者に対し、指導を行ったことはあるのか。あったとすれば、その内容と指定管理者の対応を伺います。

また、令和10年には今の指定管理者との契約が終わる時期になると思いますが、次の契約については今の業者と随意契約となるのか、再度入札やプロポーザルとなるのか。

そして、次の契約には、この５年間での課題や契約金額、契約期間など、再度検討した内容を取り込んだ契約とすることができるのか伺います。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（金杉高春）　市が行った指導ですが、窓口の関係は先ほどの回答のとおりです。それから、修繕について、材料調達時に時間がかかることが想定される場合は市と協議するよう改善しました。それから、グラウンドや緑地の除草については定期的な管理のほかに、多くの利用者が集まる大会等の前には除草や清掃を徹底するよう指導しています。

また、総合体育館の空調の温度設定は市が管理していたときから暑さ指数25度Ｃを基準に運用しており、この運用と利用者の理解について、館内への貼り紙での周知や苦情があった場合の丁寧な説明を実施しています。

指導後の指定管理者の対応については、それぞれ適切に実行したことを確認していますが、

緑地の除草は繁茂の状況により部分的に作業が追いつかない場合があります。

それから、次の指定管理期間となる令和10年度については、前回と同様のやり方で、前年の令和９年度中にいわゆるプロポーザル方式による公募、選定の後、市議会の議決を得て指定管理者を指定したいと考えております。

それから、最後に次の公募を行う際の内容についてでございました。こちらもこれまで実施した上での課題、金額も含めて検討していくことになると考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　よりよい指定管理者制度となることを期待いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員の一般質問を終わります。

井田孝議員は自席へお戻りください。

◎会議時間の延長

○議長（飯嶋正利）　おはかりいたします。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

◇　島　田　　恒

○議長（飯嶋正利）　続いて島田恒議員、ご登壇願います。

（９番　島田　恒　登壇）

○９番（島田　恒）　議席番号９番、島田恒です。令和６年第３回定例会において、質問の機会をいただきました。ありがとうございます。通告に従って一般質問をさせていただきます。

大きな項目で２項目、１項目めで自治体のＤＸについて３点、２項目め、相続登記の義務

化について２点、合計５点の質問となります。

まず、大きな項目の１点目ですけれども、自治体ＤＸについてであります。

これについては以前にも定例会で質問をさせていただきました。この自治体ＤＸというのは、簡単に言えばデジタル技術を利用して自治体の業務だとかあるいは取り組みを効率化、合理化していくというもの。それを通じていかに住民サービスを充実させていくかということだと思います。例えば、我々が今行っている議会のこのタブレット化というんですか、そういうものもその一環で、紙ベースの書類を減らして、それに関わる職員の皆さんの業務負担を軽減するというようなものです。

既存の業務を変えていくというのは、その進めていく過程でメリットもデメリットも生じてきます。以前の一般質問の中でデジタル田園都市国家構想について伺いましたけれども、これが自治体のデジタル化を推進するための国の大枠の政策であって、地方自治体がその具体的な施策として、自治体のデジタル化を進めていくんだという、こういう立てつけになっているのかと思います。

大切なことは、自治体のデジタル化、ＤＸ、また例えばＩＴ化と言われるようなものは、業務の効率化だとか住民サービスの改善を通じて、最終的には地域社会全体の質を向上させていくと、こういうことが一番の目的であろうかと考えます。今後の市政運営にとっても極めて重要な取り組みでありますので、まず冒頭で市長に今後の取り組みの考え方をお伺いしたいと思います。

その上で、質問の３点でありますが、（１）本市におけるＤＸの進捗状況についてお伺いしたい。

（２）働き方改革を進める上での、このＤＸの活用について取り組みの状況をお伺いしたいと思います。

３点目、今後の具体的なＤＸ戦略についてお伺いします。

続いて、大きな項目の２点目、相続登記の義務化でございます。

これについては、先ほど宮内議員からの質問で地籍についてのご質問がありました。こういう地籍を確定するには筆界調査というものを行わなければならない。回答の中ではあと100年かかるということで、我々も、ここにいる人たちは生きているうちには完了は見られないなという気もするんですけれども、こういう不動産に関わる問題については相続ということが大きな問題になってくるわけであります。

そして、この相続というのは我々が生活していく上では必ず迎える問題でもあります。そ

して、その人が財産を持っていれば、必ずそれを誰かが引き継ぐということになります。具体的には、土地・建物、それから金銭あるいは債権というものですけれども、その中でも不動産、特に土地・建物ですが、これをちゃんと引き継ぐには法的な手続きが必要であって、放置すると、後々非常に厄介なことになるという問題があります。

総務省の発表によりますと、所有者不明の土地が全国で合わせると九州と同じくらいの面積があると言われています。そういう問題に対して、本年４月ですけれども、民法改正の中で相続登記の義務化が法改正されました。そこで、本市の状況についてもお伺いしたいと思います。

（１）として、所有者不明や相続登記の未了の、完了していない不動産について、市内の現況をお伺いしたいと。これが１点目。

２点目につきましては、本年４月から開始された相続登記の義務化の内容について、その概要についてお伺いしたいと思います。

再質問については質問席にて行わせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員の一般質問に対し答弁を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長　米本弥一郎　登壇）

○市長（米本弥一郎）　私からは、質問内容１の（１）国が進めるデジタル田園都市国家構想に基づき、旭市としてどのように進めていくかにご答弁申し上げます。

国全体で急速に人口減少と高齢化が進み、人的資源をはじめとする様々な制約が顕在化することが懸念される中、行政機能の維持、向上を図るためには、日々進化するデジタル技術の活用が極めて重要な課題であると認識しております。自治体ＤＸは、デジタル田園都市国家構想でも挙げられているように、庁内のみならず市全体へ寄与する内容であることから、市民や事業者にも恩恵を受けていただけるような計画を立て、推進していく所存でございます。

ＤＸは、デジタルよりも変革、変容を意味するＸが大切であると言われております。デジタル化は目的ではなく、あくまでも手段であるという考えの下、各分野の課題解決の手段の一つとしてデジタル技術を活用し、全体最適の視点を持って取り組んでまいります。

○議長（飯嶋正利）　総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　それでは、私のほうから、大きな１の（２）の働き方改革における

ＤＸの活用についてということで、市の状況ということで、特に市役所の現状のほうでご回答させていただきます。

市では、これまで住民票などの諸証明の発行や市税の賦課などを行うための住民情報系システムや、電子掲示板や電子回覧板などによりまして、庁内コミュニケーションを円滑に行うためのグループウエアを導入したほか、タブレットの活用などにより、業務全般の効率化、いわゆるＩＴ化を進めてまいりました。

また、コロナ禍以降、オンラインによる会議の開催や各種研修会へ参加するほか、テレワークの環境を整えるといった働き方改革に取り組んでいるところでございます。しかしながら、今後はＩＴを活用して業務プロセスそのものを変革し、効率化するＤＸの推進が必要不可欠であると認識しております。

今後も、検討を重ねながら、様々な業務や事業においてＤＸによる働き方改革を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　私からは、（３）今後の具体的なＤＸ戦略についてご回答申し上げます。

本市のＤＸに関する計画など、具体的な戦略については、国のデジタル田園都市国家構想や自治体ＤＸ推進計画を踏まえ、また現在策定中である第３期旭市総合戦略へＤＸを盛り込んでいくために、現状での課題の抽出を行い、総合戦略の内容を踏まえた上で計画等の策定を進めてまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　税務課長。

○税務課長（榎澤　茂）　私のほうからは、大きな２番、相続登記の義務化について、（１）所有者不明や登記未了の不動産について、市内の現状についてお答えさせていただきます。

相続未登記で課税している件数でお答えしたいと思います。令和６年４月末現在で、相続未登記、所有者の変更手続きが済んでいない形で課税している件数でございますが、3,252件で、内訳は市内が3,195件、市外が57件となっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　では、企画政策課からは、大きな項目の２、相続登記の義務化

についてのうち、（２）令和６年４月１日から開始された相続登記の義務化について、制度の概要について回答いたします。

不動産における相続登記の申請義務化につきましては、所有者不明土地の発生を予防する観点から不動産登記法が改正され、本年、令和６年４月１日から施行されました。制度の概要ですが、相続人は、土地・建物を相続で取得したことを知った日から３年以内に相続登記をすることが法律上の義務となりました。また、正当な理由がなく相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科せられる可能性があります。

なお、施行日以前に相続した相続未登記の不動産も義務化の対象となりますので、その場合は令和９年３月31日までに相続登記をしていただく必要がございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　まず、今市長から、このＤＸというものはただデジタル化するということではなくて、改革、それから変容を表す目的ではなくて、手段なんだと、そういうご答弁ございました。まさしくそのとおりだと思います。この自治体ＤＸの肝なんだと思います。

そこで、本市におけるこのデジタル戦略、ＤＸ戦略の進捗状況、業務システム導入に関わる専門人材というんでしょうか、そういう専門人材の登用だとか、このＤＸ推進に関わるタイムスケジュール、短期、中期、長期、いろいろあろうかと思いますけれども、あればお伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　それでは、ＤＸ戦略の進捗管理、あとはシステム導入に関わる専門人材、これについてご回答いたします。

本年４月に行政改革推進課内にデジタル戦略室を設置し、併せて民間より専門人材としてＤＸ推進アドバイザーに着任していただき、ＤＸの意識づけのため、職員研修等を実施していただくとともに、各課横断的なシステム導入の調整やアドバイスをいただいております。

進捗としては、まだ始まったところではありますが、これらの取り組みのノウハウを基に本市のデジタル戦略を取りまとめていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　行革の中にデジタル戦略室が設置されて、民間から専門的な方の登用を

されたということであります。職員研修も円滑に進むのかなというような気がします。大変よいことだと思います。

さらにもっと言えば、デジタルの利用になじみのない住民の方々、先ほど市長のご答弁にもありましたけれども、市全体の中で、特に高齢の方々に対する研修会とか、議会もそうなんですけれども、例えばオープン教室とかワークショップですとか、そういう多彩に積極的に進めていただきたいと思います。

そこで、効率性の高いこの行政サービス改革について、現在本市で進めているものはあるか、効率化に向けた具体的な取り組みはどんなものを行っているのか、あればお伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　それでは、効率化に向けた具体的な取り組みということでお答えをいたします。

国が推し進めている自治体情報システムの標準化、共通化、マイナンバーカードの活用による効率化、利便性向上への対応がございます。具体的には、庁舎に来なくても手続きができる、行かない窓口やキャッシュレス決済、この導入などが考えられます。ほかにも様々なサービスがありますが、先進団体の情報なども収集し、本市に合ったサービスを検討していく予定でございます。デジタルとアナログの二重工程により職員の負担が増すことのないよう、全体最適の視点で将来性や優先順位をつけて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　確かに、今課長のお答えにありましたように、デジタル化というのと、それから既存の業務を並行させて、移行時期には非常にその業務が煩雑化し、２倍になってしまうということもよく見受けられます。こういう業務の中では住民の方々から様々なご要望あるいは意見、質問などがあると思うんですけれども、こういう問合せや相談に対する職員の業務負担の軽減について、具体的にこのＤＸ、いわゆるデジタル化、ＩＴ化というものを導入することでどれくらい効果があるのか、目に見えたようなものもあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　それでは、職員の業務軽減等について、ＤＸ導入することでどのぐらいの効果があるかと、そういったことでお答え申し上げます。

ＤＸの推進については、まだ始まったばかりであります。業務の課題の確認を行っているところで、導入効果についてはこれからとなります。今後、ＤＸを導入することによる業務効率の向上は期待されるとは思っております。

しかし、例えばオンライン申請の普及により窓口業務が削減されたとしましても、市民からの職員への直接のお問合せ、相談対応は、これは全てなくなるわけではありません。まずは、現在職員が対応している業務全体について、職員自身が直接行わなければならないもの、またデジタル技術の活用によって業務効率化が可能になるものなのか、こういったものの振り分けが必要になるかと思います。その上で、費用対効果も踏まえながらデジタル技術の活用を検討してまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　一般質問は途中ですが、５時15分まで休憩します。

休憩　午後　５時　２分

再開　午後　５時１５分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

島田恒議員。

○９番（島田　恒）　今、行革課長からご答弁ございました。デジタル化が進んでも相談業務はなくならないと、全くそのとおりだと思います。そもそもこの自治体のＤＸ化、デジタル化というのは業務を全部デジタル化するということではなくて、定型的な業務というものを効率化していくということだと思います。その上で、効率化できた労力、余った労力というんですか、効率化できた労力というものを人にしかできないところに振り向けていくと。相談業務に振り向けて、もっと手隅の入った相談業務を行っていくということなんだと思います。

こういう技術の導入によって、デジタル機器とかＩＴについて不慣れな方々、あるいはそ

もそもそのデジタルというものにアクセスできない方々、そういう高齢者などへの配慮というんでしょうか、そういう方々への使い方を教えるサービスとか、そういうものについてもデジタル化によって格差の生じない取り組みが必要なんだと思います。まだスタートして間もないということでありますので、デジタル戦略室が中心となって、こういうデメリットを解決しながらメリットを最大限に引き出していただきたいと思います。

（２）の働き方のほうに移りたいと思います。

働き方改革については、デジタル化によって業務のＩＴ化を進めてきたというお答えを先ほどいただきました。テレワークについては、一般企業では業種によってですけれども、このコロナ禍を契機にかなり進んできている。こういう行政業務というのはそれになかなかなじまないということもあろうかと聞き及んでいますけれども、やはり働き方改革の重要な部分というのは職員の働く環境だと思います。

そこで、職員の残業時間について、残業時間の推移とそれに関わる人件費というものについて、過去10年、分かる範囲で結構ですので、推移と、もしそういう増減があるならばその原因は何なのか、分かればお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　それでは、お答えいたします。

市職員の時間外勤務に係る時間数と人件費の推移についてということで申し上げます。過去10年間の実績で見ますと、令和元年度の台風への対応や令和３年度、令和４年度の新型コロナへの対応といった特殊要因のあった年度を除くと、例年、時間数でおおよそ４万時間、金額にしておおよそ8,000万円から9,000万円台で推移をしてまいりました。

昨年度においては、新型コロナ関連や臨時給付金に係る事務のほか、各種イベントの再開などによりまして、時間数で約６万7,000時間、金額にして約１億4,000万円で、特殊要因のない年と比較すると増加している状況になっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　コロナ禍においては様々な特殊要因があったということで、そういう年度を除外するにしても、昨年については全体の時間数で４万時間から６万7,000時間と、２万7,000時間増えている。金額ベースでも例年の8,000万円から9,000万円から１億4,000万円ですか、増えていると。その原因を分析すると、様々な対策というんでしょうか、例えば物

価高騰対策とか、そういう施策を行っていますので、そういうものに対する職員の負担というのも増えてきているんだろうなと理解いたしました。

そこで、再々質問ですけれども、そういうことを受けて、職員の離職率、これ大変大切なことだと思うんですが、他市と比べてその離職率の動態というんでしょうか、そういうものはどうなのか分かる範囲でお伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　それでは、職員の離職率について、職員総数から見た普通退職、いわゆる自己都合による退職者の数の割合で回答いたします。

過去10年間で見ますと、10年間の離職率は、最も低い年は平成29年度の0.1％で、最も高い年は平成28年度の1.3％です。過去10年間の平均は0.8％で、普通退職者数の平均は年間で約5.3人となっております。

なお、銚子市、匝瑳市、香取市といった近隣３市と比較しますと、本市の離職率は低い状況になっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　この離職率というのはその職場環境のバロメーターというんでしょうか、そういうものだと思います。私も違う職場で何年も勤めていましたけれども、私の知っている限りではもっとずっと高いということ、そういうことを考えれば、0.1％ですか、平成29年が。から大体0.8％と、近隣市に比べて低いというのは大変いいことだと思います。すばらしいことだと思います。本市の職場環境への評価だと思います。

そして、さらに充実した環境を整えるためにも、デジタル化と働き方改革にどういうふうに反映させていくのかと。職員による、例えば現場の、職場の改善の提案の収集というんでしょうか、取り組み、あるいは職員アンケートを実施したり意見を取り入れた、そういう具体例はあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　それでは、お答え申し上げます。

デジタル化を契機として業務のプロセス全体の見直しを行い最適化することで、効率化が図られ、その結果職員の負担軽減につながるものではないかと考えます。少子高齢化により、

今後歳入の減少や職員の確保が困難となることが予想されます。そういった中においても行政機能を維持し、対応していくためには、事業の見直しや効率化が不可欠なものであります。

本年５月から６月にかけまして、職員の改革・改善意識の醸成と課題の把握を目的としたアンケート調査を全職員を対象に実施したところでございます。調査結果については現在精査しておるところですが、今後もデジタル化のみならず事務事業に対する職員の意見を定期的に募集し、検証して反映することを検討してまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　この少子高齢化の中で人材の確保というのは組織にとって一番大切な、重要なことだと思います。人があっての組織でありますので、自治体の業務というのは全国ほとんど定型的なものが多いと思います。長い間に構築されてきているシステムでありますので、それなりの合理性があるというふうに思うんですけれども、一方でだからなかなか変えられないという部分もあろうかと思います。その中でも、こういう我々を取り巻く環境というのは日々日々変化している、変容していきますので、特に実際に仕事に携わっている現場の職員の方々の意見というのもしっかり聞きながら検証して進めていただきたいと思います。

次に移ります。

この具体的なＤＸ戦略でありますけれども、このＤＸ戦略を総合戦略にしっかりと書き込んでいくということが非常に大切なことだと思います。様々な課題が抽出されてくることかと思いますけれども、それでもできることを具体的にスピード感を持って進めていくということもまた重要かと思います。

そこで、具体的取り組みの一つとして、例えばの話ですけれども、デジタル回覧板、これは自治会のほうでやるべきことですけれども、そういうデジタル回覧板等の導入についてのお考えはあるかお伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　それでは、お答えいたします。

近年、区や自治会でのスマホアプリを活用したデジタル回覧板の利用が実証実験などとして始まったことは認識しておりますが、具体的な導入に向けての検討はしていないところでございます。回覧板については、市が行う月１回の区長等への行政回覧文書のほか、地元駐

在所や小学校などからの案内、区や自治会からの行事案内など、情報発信元が複数存在しております。

県内市の状況といたしましては、専用アプリを導入した団体は確認できませんでしたが、21の市においてはホームページへ専用ページを設けて、行政回覧文書情報を公開しておりました。本市におきましても、行政回覧文書と同じ内容はホームページへ掲載しているところですけれども、今後は市のホームページへ専用ページを設けて、公式ＬＩＮＥなどを活用していつでも閲覧できる仕組みを早期に実現できるよう準備を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　確かに、今行っている回覧板というんですか、回覧板の取り組みというのはいろんな文書が、いろんなものが入ってくると。イベント情報ですとか混在して回ってきます。これをデジタルに置き換えるというのは、できるものとできないものがあるということは、私もそのとおりだと思います。発信元は市役所だけではないという場合もありますんで。

ただ長期的に見れば自治会だとか自治会の役員さん方の負担、もっと言えば総務課の負担というんですか、これから木曜日、この週末ぐらいになると一斉に配られますんで、デジタル化に向けてデータをそろえる、そういった取り組みも始める必要があるのではないかなと思います。

さらに具体的にお伺いしたいと思いますが、例えばＬＩＮＥ、我々もよく使っていますけれども、このＬＩＮＥによる例えば道路の破損だとか危険箇所の把握、災害状況とか、現状等、そういうものに対して、そういうものを利用して取り組んでいくという、そういう予定はありますでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　ＬＩＮＥ等の利用による道路状況の把握については、令和６年３月29日から国土交通省において全国の道路を対象としたＬＩＮＥによる通報アプリの運用を開始しており、受け付けた通報については各道路管理者へメールで通知が送られてまいります。当該ＬＩＮＥ通報アプリでは、道路の穴や路肩の損傷などを位置情報や状況写真とあわせて通報することができます。市では、ホームページでこのアプリの利用について周知している

ところであり、ＬＩＮＥ等による道路の破損や危険箇所等の通報については国土交通省のアプリを活用していただければと考えております。

以上になります。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　実は私もちょっと勉強不足で、国土交通省がそういうアプリを提供しているということは知りませんでした。今年の３月から始めて、今周知しているということですので、よい取り組みだと思います。

そこで、実際にホームページに入ってみますと、市のホームページをまず立ち上げて、市のホームページから、くらしの情報に行くと。それから、生活環境をずっと下にスクロールして、国道交通省ＬＩＮＥ通報アプリについてというものにたどり着きます。ここからそれを開くとでっかいＱＲコードがありますので、それをスマホで読み取って自分を登録して、登録して初めて道路の異常等の通報ができるようになっております。ちょっと階層が深いなという気もします。

恐らく、今後、近々この取り組みも、紙の回覧板で回ってくるんだと思いますけれども、周知がされるものだと思いますけれども、入っていく階層が少し深いなと、なかなかたどり着かないなという、今後はもっと改良されていくのかなということを期待したいと思います。

一般の方からどれぐらいの情報提供があるのか、これからデータを蓄積できますので、別の機会に改めて教えていただきたいと思いますけれども、先日の雨で私の地区でも道路の陥没だとか倒木だとか、常にあるわけですが、そういうときにはいつも地域の自治会の役員さんだとか区長さん、役員さんとか消防団員、もちろん地域の方々から情報が上がってくると思います。できればそういう方々に率先して利用していただければ、連絡するときの効率も上がるんではないかと思います。

そこには位置情報だとか写真とか、具体的に情報をアップできますので、そこでさらにこういった自治会のデジタル化というんでしょうか、そういうことによる負担軽減と取り組み支援について、自治会がこういうデジタル化を進めていくことへの補助することはできないか、取り組むことはできないかということでお伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　それでは、お答えいたします。

自治会運営におけるデジタル化への支援策につきましては、区長会等での意見や要望を確

認しながら、デジタル回覧板に限らず、支援策を今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　これについては先行して導入した市町村ですとか、そういうところもあろうと思います。全国の優良事例を参考にして、ぜひ進めていっていただきたいと思いますけれども、一つちょっと物足りないなと思うのは、通報してもホームページの中にこれに対するフィードバックはありませんよということなんです。

つまり、私が通報しました、国土交通省のサーバーにはそういうデータがきちっとなると。そういうデータ分析は国土交通省はできると。そこから市町村にまた連絡が来ると。受けるだけで、発信した人には来ないんです。それのメリット、デメリットを全部回答するのは大変かと思いますけれども、全くその後に回答もないというものはいかがなものかなというような気がしますので、これからの検討課題にしていただきたいと思っています。

次に進みます。

相続登記の義務化でありますけれども、先ほど具体的な数字をお答えいただきました。令和６年４月末で相続登記が済んでいない件数は3,252件ということでありました。では、この数字についてどのように管理しているか、相続未登記の土地についてどのように、例えば課税しているのか、具体的にお答えいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（榎澤　茂）　相続未登記の土地についての課税のご質問でございます。

固定資産の所有者が死亡した場合、相続登記がすぐ行われればいいんですけれども、この相続登記には時間がかなりかかるものと思われます。こういった場合に、相続人に対して、相続登記が完了するまでの間は固定資産税納税通知の送付先となる代表者を決めていただき、相続人代表者指定届を提出していただいております。その後、相続人代表者宛てに納税通知書を発送しております。この相続人代表者指定届の提出がない場合もございますので、この場合は地方税法の規定に基づきまして、市で代表者を指定させていただいております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　分かりました。税金に関しては相続登記というものが完了していなくても課税のために代表者等を選任しながらということですけれども、それでは実際に例えば、

税金のことではないですけれども、公共事業などを実施する上で、例えば権利の移動を含む道路の改修とか拡幅とか、あるいは農地の集約化というもの、そんな事業を行う上でいろんな課題、問題があると思いますけれども、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　私からは、道路の改修など、事業を行う上での課題について回答いたします。

道路の改修や新設において、道路用地を買収する際は、登記簿上の所有者から登記承諾書を頂き、市において分筆や所有権移転の嘱託登記を行います。所有者が亡くなられていた場合は登記を行うことができませんので、戸籍謄本等により相続人の調査を行い、買収しようとする土地の部分のみ、全相続人から関係書類を頂き、相続の嘱託登記を行ってから道路用地の買収手続きを進めていきます。

場合によっては、何代にもわたって相続がされておらず、相続人の数が多くなることや、さらには遠方に居住している、また面識がない相続人の間で話合いが難しいこともあり、用地取得までに多くの手続きと時間がかかることが課題となっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　私からは、所有者不明農地の集約化など、事業を行う上での課題についてご答弁申し上げます。

所有者不明農地は、多数に及ぶ相続人の探索に多大な時間を要することから、地域において担い手への集積、集約化が円滑に進まないなどの問題が生じております。国は所有者不明農地の利活用を促進するため、平成30年11月に農業委員会による相続人の探索、公示の手続きを得て、農地バンクへの利用権設定ができる仕組みを創設いたしました。これにより、所有者不明農地であっても農地バンクを通じて担い手への貸付けを行うことが可能となっております。

市といたしましては、意欲ある担い手に対しまして、農地の利用権設定などにより、農地の集積、集約化を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　農地等については、今使っている人がいれば便宜的に利用権の設定がで

きるということでありますのでいいんですけれども、やっぱり売買などによって所有権の移転を行うときには、相続が完了していないと相当難儀するということだと思います。これは、例えば都市計画を進めていく上でも、この相続が未了なものあるいは所有者不明のものはこういう計画の推進の妨げになっていくんだろうなということも予測されますし、今後さらに問題化していくと思います。こういうように、相続を義務化して罰則を設ければ解決すると、そういう単純なものではないんだろうなと思います。

ただ、この義務化によってこういう不利益というか、煩雑な手続きを、相続というのは煩雑ですんで、不利益を被る方々も出てくる。義務化すれば罰則も発生しますので、そこで義務化の制度についての再質問に移りたいと思いますけれども、（２）です。制度の概要を伺いましたけれども、相続を知った日から３年以内に登記しないと罰金10万円というような、これは行政罰だと思いますけれども、登記の義務化に伴う問題については本市としてどういうふうに考えるのかお伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　まず、課題点ということでお答えしたいと思います。

今お話がありましたが、新たに義務違反に対する罰則が設けられまして、過料が発生する可能性があるということがまず課題かなというふうに感じております。具体的に、登記官が申請義務違反を把握した場合、違反者に登記をするよう催告書を送付します。催告書の期限内に登記されない場合、登記官は裁判所に対して、その申請義務違反を通知し、その後、最終的に裁判所が判断し、過料を科す旨の裁判が行われるという流れとなっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　この登記の義務化についての周知については、長期間相続登記がされていないことの通知などということで、法務局では対象者への通知を出していますけれども、逆に何か市として具体的に対応を考えているものがあるのか、あればお伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　まず、本市では死亡届を受理した際などに配布します冊子「ご遺族の方へ」というのがございます。それや、広報紙や市ホームページなどに制度改正など

の内容を掲載し、周知を図っているところです。

また、今年度から固定資産税の納税通知書を送付する際に、制度の説明用リーフレットを同封しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　これは国の制度変更ですので、我々基礎自治体というんでしょうか、自治体ができることというのは、その制度をしっかり周知することぐらいしかできないのかなと思いますけれども、市として今後の具体的な取り組み、方策として中長期計画等があれば、ちょっと繰り返しになってしまいますけれども、あればお伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　今後の取り組みになりますけれども、市の事業対象用地等における所有者不明土地の登記の確認などを継続するとともに、先ほど申し上げた納税通知書に同封するリーフレットであったり冊子などを活用することで、引き続き市民に対する制度内容の周知に努めていきたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　相続登記の義務化に対しては我々自治体が取り組むべきことは、今言われたように情報提供と周知だと思います。義務化に関する情報を住民に広く、分かりやすく伝えるために、チラシですとかパンフレットを作成して、自治会ですとか公共施設に配付するということを言いましたけれども、あるいはセミナーですとかワークショップの開催支援ですとか、それから特に相続は書類も本当に煩雑で分かりにくい。面倒が先に立ってそのままにする人が多いと思いますので、相談窓口の設置ですとか、サポート体制も整える必要があるんだろうなというような気がします。

それと、先ほど相続の未了の土地の件数のご報告もありましたけれども、そういう件数の把握あるいは相続登記の進捗状況というものについても、定期的に確認して追跡していくと、対策していくことも必要かと考えております。

さらに、こういう相続手続きもまさしく、１番で私言いましたように、ＤＸ、デジタル化によってもっと簡略化してスムーズにできるように、本来は国が本腰を入れて取り組むべき事例、事柄でもありますけれども、制度のこういう問題点、現場の問題点、問題解決の方策

というのも、我々基礎自治体として、県に、あるいはまた国に要望していくことも重ねてお願いして、質問を終わります。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員の一般質問を終わります。

島田恒議員は自席へお戻りください。

以上で、本日予定しました一般質問は終了いたしました。

○議長（飯嶋正利）　これにて本日の会議を散会します。

また、次回は明日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散会　午後　５時４２分

令和６年旭市議会第３回定例会会議録

議　事　日　程　（第４号）

令和６年９月１１日（水曜日）午前１０時開議

第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第　１　一般質問

出席議員（２０名）

１番	常世田　正　樹	２番	伊　藤　春　美
３番	菅　谷　道　晴	４番	戸　村　ひとみ
５番	伊　場　哲　也	６番	﨑　山　華　英
７番	永　井　孝　佳	８番	井　田　　孝
９番	島　田　　恒	１０番	片　桐　文　夫
１１番	遠　藤　保　明	１２番	林　　晴　道
１３番	宮　内　　保	１４番	飯　嶋　正　利
１５番	宮　澤　芳　雄	１６番	伊　藤　房　代
１７番	向　後　悦　世	１８番	景　山　岩三郎
１９番	木　内　欽　市	２０番	松　木　源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市　　長	米　本　弥一郎	副　市　長	飯　島　　茂
教　育　長	向　後　依　明	秘書広報課長	寺　嶋　和　志
行政改革推進課長	椎　名　　実	総　務　課　長	山　崎　剛　成
企画政策課長	柴　　栄　男	財　政　課　長	池　田　勝　紀

税務課長	榎澤　茂	市民生活課長	齋藤邦博
環境課長	髙根浩司	保険年金課長	髙野　久
健康づくり課長	飯島正寛	社会福祉課副課長	飯嶋一男
子育て支援課長	八馬祥子	高齢者福祉課長	椎名　隆
商工観光課長	大八木利武	農水産課長	伊藤弘行
建設課長	齊藤孝一	都市整備課長	飯島和則
会計管理者	小澤　隆	消防長	常世田昌也
上下水道課長	多田一徳	教育総務課長	向後　稔
生涯学習課長	江波戸政和	スポーツ振興課長	金杉高春
監査委員事務局長	杉本芳正	農業委員会事務局長	戸葉正和

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	黒柳雅弘

開議　午前１０時　０分

○議長（飯嶋正利）　おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　一般質問

○議長（飯嶋正利）　日程第１、一般質問。

一般質問を行います。

◇　林　　晴　道

○議長（飯嶋正利）　通告順により、林晴道議員、ご登壇願います。

（１２番　林　晴道　登壇）

○１２番（林　晴道）　皆さん、ご機嫌よくお過ごしですか。旭市議会の、僕が林晴道でございます。改めて、この地域をつくってくださいました先人たちに感謝するとともに、新たな希望と期待に応えるべく、市民の代弁者として、過去にとらわれず、未来を悲観せず、ここで一所懸命、凛とした姿勢で臨んでまいりますので、よろしくお願いをいたします。

僕は、市民の思いを市政に反映させていくという地方議会の原点を強く意識し、二元代表制のバランスを保つため、追認機関でも抵抗勢力でもなく常に市民目線に立って行政と対等に渡り合える議会を目指します。市民がより身近に感じ、期待される議員となるよう、職務に全力を傾注する決意です。

それでは、新しい時代のふるさとをつくるため、市民に選んでいただいたあふれる勇気を持って、ここに一般質問を行います。

質問事項の１から、令和５年度決算に関して、初めに、米本市長の総括について質問いたします。

決算は、ともすれば終わったことと済ませがちでありますが、企業においては決算こそが全てと言っても過言ではありません。それは、どれだけいいことを言って夢を語っても、業績や株主への配当など、決算の結果によってはトップの責任が厳しく問われるからであります。行政もサービス業に位置づけられていますが、企業はサービスを提供して、その上で対価を受け取れるのに対して、行政は先に税という形で市民に負担を求め、その財源によってサービスを提供する点からも、すなわち予算を執行した結果、本当に市民に納得いただけるサービスが提供できたのかが問われるものであります。そうした思いで、決算の質問を行います。

そこで、令和５年度の決算の総括について市長に伺います。

初めに、予算提案時に思い描いたとおりの成果となったのか、言い換えますと、市長として満足のいく結果となったのか、その具体的な成果も併せて米本市長の見解を伺います。

次に、質問事項１、令和５年度決算に関して、２点目、一般会計の財政状況について質問いたします。

本市の財政構造をお聞きいたします。

地方公共団体は、住民要望に的確に応え政策の展開を図っていくため、財政面においては義務的経費や投資的経費及びその他経費の整合性が求められています。そこで、本市の財政構造について、担当課ではどのように把握しているのか、具体的にお尋ねします。

次に、質問事項１、令和５年度決算に関して３点目、資産の管理制度について質問をいたします。

施設という資産の健全な運営管理といたしまして、本市では指定管理者制度を導入しております。そこで、その効果についてどのような認識であるのか伺います。また、この制度は民間のノウハウやアイデアを活用しながら施設の魅力的な経営を実現するというものでありますが、令和５年度決算において、指定管理者制度で管理委託をしている施設の件数と指定管理料の総額をお尋ねします。

次に、質問事項２、ふるさと納税に関して１点、仲介サイトの状況と制度改正について質問いたします。

総務省は本年６月25日に、2025年10月から寄附者にポイントを付与する仲介サイトの利用を禁じる方針を示しました。ふるさと納税は、返礼品目当てではなく寄附の使い道や目的に着目して行われることに意義があり、制度の適正な運用を確保すると総務大臣が記者会見で述べています。

そのふるさと納税は、都市部と地方の格差是正を目的に2008年に開始されました。寄附上限を超えなければ、自己負担分2,000円を除いた額が住民税や所得税から控除されます。寄附総額は、2023年度過去最高の１兆1,175億円に上り、その規模は拡大しています。その一方で、自治体間の返礼品競争が過熱し、格差是正どころか勝ち組、負け組が生まれる問題もあります。仲介サイトに自治体が手数料を支払って返礼品を掲載し、利用者がネットショッピング感覚で選ぶことから、官製通販との批判もあり、寄附で付与されたポイントは一般の通販などでも利用できる仕組みとなっていることから、そのように言われているようです。

そこで、仲介サイトの内容と利用状況について伺います。

次に、質問事項３、学校部活動の地域移行に関して、進捗状況と地域の実情について質問いたします。

学校の部活動は、児童・生徒のニーズの多様化や生徒数減少による活動メニューの縮小化、教員の業務負担増の改善などを理由に地域部活動に位置づけて、当面は休日の活動を地域に移行することになりました。部活動の地域移行では、これまで学校教員が担ってきた部活動の指導を地域団体や関係事業に担ってもらうことで地域の活動に位置づけ、教員の負担を軽減するとともに、子どもたちの運動や文化活動に参加する機会への選択肢を増やす取り組みです。

本市では現在、モデル事業としてソフトテニス部に予算をつけ取り組んでおりますので、その生徒の声を聞くことが一番大切だろうと思います。この部活動地域移行のど真ん中にいるのが子どもたちであります。子どもたちにとってどのように映ったのか、生徒が思い、感じていることをどのように把握しているのか伺います。

あわせて、二つ目に小学校の保護者を対象にした説明会を行っておりますが、その中でどのような意見があったのか伺います。

三つ目に、地域移行に向けては質の高い多くの指導者の確保が急務となりますので、その指導者の発掘、育成はどうするのか、具体的に伺います。

四つ目に、現役世代の指導者への参画は雇用主である企業等の理解も必要でありますが、本市から働きかけを行うことについての見解を求めます。

最後に、質問事項４のＲＳウイルス感染症に関して１点、子どものＲＳウイルス感染症対策について質問いたします。

ＲＳウイルス感染症は、呼吸器の感染症です。ＲＳウイルスは、日本を含め世界中に分布をしています。何度も感染と発病を繰り返しますが、生後１歳までに半数以上が、２歳まで

にほぼ100％の子どもがこのウイルスに少なくとも１度は感染するとされています。症状としては、発熱、鼻水などの軽い風邪症状から重い肺炎まで様々で、ＲＳウイルスの初回感染時には、より重症化しやすいと言われています。特に、生後６か月以内にウイルス感染した場合には、細気管支炎、肺炎など重症化する場合があります。特に、早産時や生後24か月以下で心臓や肺に基礎疾患がある小児、神経筋疾患やあるいは免疫不全の基礎疾患を有する小児、また生後６か月以内での乳児の感染には特に注意が必要とされています。

このＲＳウイルス感染症で感染した乳児で重篤化した場合には、処方箋などの分析に基づく論文などのデータをベースに、国際的な製薬メーカーのサノフィ株式会社が実施したシミュレーションによりますと、生後１年以内に８から９％の乳児が外来受診を経験、それから２から３％の乳児が入院を経験すると推測、その患者は外来で最大７万4,000人、入院で最大２万1,000人、その入院費用の規模は47億円と推測しています。

また、厚生労働省は定期接種化に向けた協議を重ねているようですが、アメリカＣＤＣ、アメリカ疾病予防管理センターも推奨しており、スペインやフランスなど先進国では既に子どもへの予防として定期接種化をしているようです。子どもがＲＳウイルス感染症を発症し重篤になった場合、１週間近く入院することが多く、子どもや保護者に大変な負担がかかります。

そこで伺います。ＲＳウイルス感染症は、市民にあまり認知されておらず、市民をはじめとした医療機関や保育施設などに周知や注意喚起が必要と考えますが、本市の認識と現状を伺います。

以上、再質問に関しては自席で行います。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の一般質問に対し答弁を求めます。

米本市長、ご登壇願います。

（市長　米本弥一郎　登壇）

○市長（米本弥一郎）　私からは、質問事項の１、令和５年度決算に関しての（１）についてお答え申し上げます。

令和５年度は第２期旭市総合戦略に掲げる四つの基本目標の実現と、チーム旭でまちづくりの推進に向け、関連する諸施策を着実に実施するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、そして原油価格や物価高騰への対応を含め社会経済活動の両立を図り、将来に向けた、より効率的で健全な財政運営を推進するため、様々な取り組みを進めてまいりました。

今回の決算を踏まえ、予算の提案時に思い描いた成果、満足のいく結果となっているかと

いうことでございますが、シティプロモーションや移住・定住支援、子ども医療費の助成、空き家対策など、従来から強化・拡充した取り組みのほか、出産・子育て応援給付金をはじめ、物価高騰対策を含めた各種給付金の支給などの社会情勢等に応じた対応、保育所の統合や学校再編、海上・飯岡統合消防分署庁舎や防災行政無線の整備など、ソフト・ハードの両面から取り組んでまいりました。

また、新型コロナウイルスワクチン接種への対応や接種会場までのタクシー利用の助成、学校給食費の８か月分の免除のほか、各種の臨時給付金の給付事業など、補正での対応を含め職員が一丸となり、全庁を挙げて必要な措置を講じてきたところでございます。

人口減少や少子高齢化、また近年の物価高騰や空き家対策などの全国的な問題や課題、そして旭市が抱える問題や課題を克服するため、様々な世代の意見を聞き、限られた財源を有効に活用しながら、チーム旭でしっかりと各種の施策を進めることができたと認識しております。

○議長（飯嶋正利）　財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　それでは、財政課のほうから大きな項目の令和５年度決算に関してのうちの（２）一般会計の財政状況について回答したいと思います。

財政構造の観点から申しますと、まず歳入につきましては、令和５年度決算は前年度と比較して、歳入全体は増加しておりますが、自主財源が減少しており、歳入全体に占める割合も減少しております。これは、令和４年度の実質収支が減したことに伴い、繰越金が前年度から大きく減したことによるものです。

続いて、歳出につきましては、令和５年度決算は前年度と比較して経常的経費は減少しておりますが、義務的経費が前年度と比べて増加し、歳出全体に占める割合も増加しております。これは扶助費が大きく伸びたことによるものです。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　行政改革推進課からは、（３）資産の管理制度について、公共施設の管理方法について、指定管理の施設数と管理料の総額、効果についてご回答申し上げます。

本市の公共施設の管理方法については、施設の所管課が個々に直接管理しているものと、旭市多世代交流施設おひさまテラスなど、民間のノウハウを活用した指定管理者制度を導入して管理を行っているものがございます。

直接管理を行っている施設については、市内や近隣の事業者に保守管理業務などを委託している状況にございます。指定管理者制度を導入している施設については、原則として公募を行い、それぞれの施設において最も適当と認める団体を指定し、社会体育施設など４課で16施設をおよそ２億3,700万円で管理していただいております。

導入の効果ですが、令和５年度から指定管理者制度を導入した旭市総合体育館などのスポーツ施設では、導入前と比較しますと利用者が約11万人から14万人へと、約３万人増加しているところでございます。また、施設の休館日を減らしたり、市民のニーズに合わせた各種スポーツ教室の開催を行うなど、指定管理者の創意工夫を生かした取り組みも行われております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　では、企画政策課からは、大きな項目の２、ふるさと納税に関しての（１）になりますが、仲介サイトの状況と制度改正について伺うの中で、仲介サイトの利用状況についてお答えいたします。

まず、ふるさと応援寄附の仲介サイトですが、これは自治体に手軽に寄附を行うことができるウェブサイトになります。現在、令和６年度は旭市では、さとふる、楽天ふるさと納税、ふるさとチョイス、ふるなびの四つのサイトと契約をしておりましたが、利用状況ということで、令和５年度で回答させていただきたいと思いますが、令和５年度は、さとふる、楽天ふるさと納税、ふるさとチョイス、この３サイトを利用していましたので、こちらの利用状況でお答えします。

まず、さとふるですが、申請件数9,280件、寄附金額が１億4,279万5,877円。手数料ですが寄附金額の12％になります、1,713万5,505円です。次に、楽天ふるさと納税になりますが、申請件数が2,038件、寄附金額は3,059万9,116円で、手数料が９％で273万5,920円になります。最後、ふるさとチョイスですが、申請件数が1,661件、寄附金額が3,476万2,261円、手数料が10％で347万6,226円となっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　教育総務課からは、大きな項目３番の学校の部活動の地域移行についてお答えいたします。

まず、子どもたちの意見でありますが、昨年度実施した中学生へのアンケート調査では、

休日は地域クラブとして活動することについてどのように思うかの設問に対して、「自分なりのペースで楽しく活動できれば参加したい」が運動系で46％、文化系で55％でありました。また、「より専門的な技術指導を受けられる活動であれば参加したい」という意見が運動系で33％、文化系で19％となっております。同じく小学生のアンケートでは、休日に地域クラブ活動に参加したいかの設問に対して、「参加したい」が39％、「学校部活動でないなら参加したくない」が34％、「休日は活動したくない」が27％でありました。

次に、保護者説明会での内容でございますが、８月19日に開催しましたモデル事業の保護者説明会の際、保護者からあった質問ですが、地域クラブ活動のソフトテニスに加入しないことで、大会のメンバーに選ばれないなど不利はないか、また顧問やコーチは教員の異動のように年々替わるのかなどの質問がございました。この質問に対しまして、モデル事業への参加、不参加によって学校の部活動が不利になることはない。また、教員が異動となった場合は指導を続けていくことは困難であるが、他の地域の指導者も加わりながら運営をしていくというような回答をしてございます。

指導者の確保、あとは周知の方法につきましてですが、部活動地域移行については指導者の確保が課題の一つとして挙げられております。その課題を解決するためには、現役世代を含め広く指導者を募るなど、部活動地域移行について雇用主や地域の方々のご理解、ご協力をいただくことが必要となると思います。部活動地域移行について様々な方々からご理解、ご協力をいただけるように、まずは市民全体への周知に取り組んでまいります。

指導者の育成の件でございますが、こちらについては県が実施している地域指導者講習会等を活用しながら、研修の在り方についても検討をしてまいります。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　私からは、質問事項の４、ＲＳウイルス感染症に関して、（１）子どものＲＳウイルス感染症対策についてということでございます。

質問のほうが、関係機関への周知や注意喚起が必要ではないかという中で、市としての認識と現状というようなお話でございました。回答申し上げます。

ＲＳウイルス感染症は、軽症の場合は風邪と診断されることも多いウイルス性の呼吸器感染症です。生後１歳までに約半数が、２歳までにほぼ100％の子どもが１度は感染すると言われており、年齢にかかわらず何度も感染と発症を繰り返すとされております。初回感染の乳幼児は重症化しやすく、約３割の子どもは悪化し、呼吸困難や肺炎などを起こすことがあ

り、乳幼児の入院の原因疾患の一つとなっております。

現在のところ、感染したＲＳウイルスを直接治療する薬はございません。そのため、ＲＳウイルス感染症の治療は、基本的には症状を和らげる治療が行われております。感染経路は接触感染と飛沫感染で、子どもが日常的に触れるおもちゃや手すりなどの消毒や手洗い、マスクの着用が効果的とされております。

ＲＳウイルス感染症については、ほぼ全ての乳幼児がかかる病気として認識されております。このため、市では流行期に各保育所等で感染状況や基本的な感染予防についての掲示を行うなど、注意喚起を図ってきたところでございます。

ＲＳウイルス感染症は、近年になり、子どもだけでなく大人の感染も多いことや、流行の季節の長期化、感染者数の増加、予防ワクチンの承認など、著しく状況が変化しております。正しい情報、知識の普及の必要性を感じているところでございます。今後は、ホームページや広報、ＳＮＳ等を活用し、ＲＳウイルスについて積極的な周知をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　それでは、再質問を質問席で行わせていただきたいと思いますが、それでは、質問事項１からです。令和５年度決算に関して、初めに米本市長の総括について再質問を行います。

先ほど、市長として予算提案時に思い描いたとおりの満足いく結果になったというような認識でいるというようなことでしたね。質問のすり合わせのときに、こういうことを教えてもらいたいなというふうに思うんです。しかしながら、その自己評価に対してサービスを受ける側の市民の目というのはどうだったのかということですね。

ここで、第３期旭市総合戦略のための市民アンケートの調査結果が令和５年10月に公表されました。その市民アンケート調査報告の満足度という状況から見た場合、令和５年度の施策について、市長はその市民の声にどのように評価されているのかなというような見識であるのか伺いたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎）　昨年10月に取りまとめました第３期総合戦略策定に向けた市民アンケートの結果では、市政へのニーズとして保健医療の充実、消防・防災力の強化などの項目で

満足度が高かったほか、旭市への愛着、旭市の住みやすさ、定住意向などについても、おおむねよい評価をいただいており、市の施策全般として成果が表れたものと考えております。

一方で、雇用の確保や公共交通網の整備などの項目では満足度が低くなっており、こうした分野についてはさらに取り組みを強化していくことが必要だと考えております。

市の施策においては、成果が見やすいものや時間がかかるものなど様々な事業がありますが、施策に対する満足度が向上し、住んでみたい、住み続けたい市であり続けるよう、市民、事業者などと連携を図りながら、今後もチーム旭・オール旭で取り組んでまいります。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　分かりました。

市長、市役所だとか、僕自身も市民の声を聞いて、いかに行政に反映させるのかが基本であると思っています。そのような認識の下で、市民アンケートや地域意見交換会、また市民の声を代弁する議員の発言を踏まえて地域の実情をしっかり把握して、税金の使い道が適正であったのかを、この決算においてしっかりと分析や研究をしてもらいたいと、米本市長をはじめとする執行部には共感してもらいたいと強く願いまして、次の質問に移ります。

質問事項の１、令和５年度決算に関しての２点目、一般会計の財政状況に関しての再質問を行います。

決算状況の指数について伺っていきたいと思いますが、そこでまず財政力指数でありますが、これは一般的に当該団体の財政基盤の強さを表すものであり、標準的な行政活動を行うのに必要な財源をどのくらい自力で達成できるのかということを表すものであります。

ちょっと古いですが、令和４年度は0.49ポイントとなっておりまして、山武市と同率で上から39番目なんですね。この財政力指数に対してどのような評価をしているのか、さらに、今後の見通しについてお尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の再質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　それではお答えします。

議員が言ったこととちょっとかぶってしまうこともありますけれども、財政力指数は自治体の財政力の強さを示す指標になっています。普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で割った値の過去３か年の平均値であります。

財政力指数は、その数値が高いほど財源に余裕があって、逆に低いと財源が不足しているということになるため、財政力指数が低いと普通交付税によって財源を補填される割合が増

えることになります。

本市の財政力指数は、議員おっしゃったとおり令和４年度が0.49というところで、令和５年度も速報値ではありますが同じく0.49という状況です。今後の見通しということですけれども、今後の数値というのはなかなか劇的に変えるというのは非常に難しい数値ではありますと考えております。

議員が先ほどからおっしゃっているとおり、本市の財政力指数は県内で数値は低いほうの部類になっています。本市の最も大きい歳入が地方交付税であることからも分かるとおり、財政力の強さという観点から見ると本市の状況は厳しいと言えると思います。また、物価高、賃上げ等によって財政需要が高まっておりますので、今後も厳しい状況は続くのかなと考えているところです。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　それでは、令和５年度に関しては、一般会計において矢継ぎ早に補正予算が提出されました。そこで、その内容だとか成果及び補正額について確認したいと思います。

また、もう一点、令和５年度の実質公債費比率について担当課としてはどのように捉えているのか併せて伺いたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　令和５年度の補正予算は、専決処分を含めて全部で８回、金額にしますと総額で31億5,600万円となっております。

補正の内容は、主なものをかいつまんで申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種事業の春開始接種や秋開始接種にかかる費用、国の低所得者支援策として実施しました住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業や物価高騰対応重点支援給付金給付事業、国の地方創生臨時交付金を活用して実施した７月から３月までの夏休み期間を除く８か月間の学校給食費の無償化や、今年度に繰り越しておりますが、低所得者に対する物価高騰対策の給付金を受けた世帯を除く市内の全世帯に１万円の商品券を配付する物価高騰対策家計応援商品券配付事業などになります。

成果ということでございますが、補正予算に計上した事業は多岐にわたりますので、成果は様々でございますが、一つ挙げるとすれば物価高騰の影響を大きく受ける低所得世帯や子

育て世帯を中心に、物価高騰対策としての支援を行うことができたものと考えております。

また、いずれの補正予算につきましても、市議会からご理解をいただき、速やかに事業を実施することができ、予算執行も滞りなく、また問題なく行われたものと考えております。

もう一点、実質公債費比率の考え方というところで、実質公債費比率は公債費の負担度合いを示す指標になっています。こちらの比率は、財政健全化法で早期健全化基準、財政再生基準が定められております。また、起債を発行するに当たり県に協議を要する団体か、許可を要する団体かの判定にも用いられているところでございます。

本市の令和５年度の実質公債費比率は9.9％でありまして、近年の県の平均が５％台後半、６％近いというところであることから、県内では高い水準にあるというところでございます。一応、早期健全化基準の25％はクリアしているという状況になります。

本市の市債の元利償還金の償還額のピークは令和８年度あたりと想定しております。それに備える形としまして、ここ３年は減債基金への積立てを行っております。令和８年度あたりのピーク時までには実質公債費比率は上がっていくと見込んでおりますが、早期判断基準の25％を上回ることはないと考えておりますし、また上回ることのないように努めていきたいと考えております。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　令和５年度から見た場合の財政状況ということで、ある程度承知いたしました。

もう一点、財源確保の面から貯金に当たる基金の管理それから活用を、ここでは本市の行政経験が長い飯島副市長にちょっと聞いてみたいなというふうに思うんですけれども、地方自治法第241条の規定によって、本市は現在16基金を設けております。その総額が、基金に属する現金は令和５年度末で161億7,662万円となっています。

基金は多いにこしたことはないものの、この額というのは一般会計予算の約半分に相当して、例年この９月定例会の補正予算の編成のときには、特に財政調整基金への積み増しがされますので、僕は市の支出というのは市の需要の創出となり、通貨の供給と同じであると捉えているために、財政調整基金が多いということは、つまり使うべきものに使えておらず地域経済にマイナスであると、そういった考えもできるかなと思っています。

そのため、再度改めて本市の考えを確認いたしますが、財政調整基金の本市の適正な規模と特定目的基金の積み増しや廃止について副市長の見解を伺いたいと、そのように思います。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

飯島副市長。

○副市長（飯島　茂）　それでは、一般会計の財政状況、財政調整基金、またその他の基金ということでのご質問にお答えさせていただきます。

まず、旭市は来年７月には市制施行20周年を迎えることとなります。合併直後には、新市建設計画に基づいて、旧１市３町の均衡ある発展のため事業展開をしてまいりました。また、2011年、平成23年には東日本大震災に見舞われ、被災した市民の皆様の支援をはじめ、ライフラインの復旧や復興住宅の建設、津波避難道路の整備等、市内外からの支援をいただく中で、迅速な復旧・復興に当たってきたところでございます。

直近では、令和２年１月に国内初の感染者が確認された新型コロナウイルスへの対応でございます。あらゆる事業等が中止せざるを得ない状況下に置かれた中で、旭市ではワクチンの集団接種を中心に県内屈指の速さで接種を進め、市民の安全・安心のために対応してきたところでございます。

また、全国的な課題である人口減少、少子高齢化への対応につきましては、今後も引き続き対応していかなければならない大きな課題でございます。

このように、常に新たな課題が発生する行政運営ではございましたが、令和３年４月には今後半世紀にわたって行政基盤の基礎となる市役所新庁舎の建設や、令和４年４月には旭市のさらなる発展のため官民連携によるイオンタウンの建設、また、現在ではシティプロモーションの展開により旭市の情報発信に努めているところでございます。

今や旭市は東総地域の中核都市として認知されていると捉えておりますが、このことにつきましては、二元代表制である議会の皆様のご理解、ご協力があってなし得ることでございます。そして、今後さらなる発展をするためには持続可能な財政運営が基本であります。単に抑制を基本とした財政運営ではなく、財政の健全性が保たれる範囲において積極的な事業展開が必要と考えます。財政調整基金等につきましては適正な規模というのはありませんので、先々の事業展開を見据えた中で適切に運用してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　この項目の最後に、副市長、財政状況に関してトータル的に答えていただけました。

規模が、なぜ今の現状、旭市はこうなっているのか、その推移がどうだったのか、今後を見据えるとどうなのか、僕は理解できたなというふうに思いますよ。ただ、ある程度今まで

の質問の中で適正な規模だとか、こういうのを具体的に教えてくれた課長もあったり、そういう推移があったりという中で、いつ何があるか分かりません、コロナの話も出ましたから、備えあれば憂いなしという中で適切に税金の使い道を考えていただきたい。これ、決算を機にしっかりともう１回見直していただけたらなと、そのように思う観点から質問させてもらいました。

次に移りますけれども、質問事項１、令和５年度決算に関しての３点目、資産の管理制度について再質問を行います。

指定管理者制度においては、本市では一定の効果があったような話でありましたので、よかったなとは思います。では、それがどれほど各施設で魅力的な経営に寄与しているとお考えなのか、詳細を伺います。また、この制度自体の担当課の評価というものはいかがなものなのか、よい面それから悪い面と分けて具体的に伺いたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　それでは、どれくらい施設の魅力的な運営に寄与しているかということでお答えをいたします。

先ほど総合体育館などのスポーツ施設については、利用者数が大幅に増加していると申し上げましたが、そのほか道の駅季楽里あさひやおひさまテラスに関しましては、イベントの企画力や高い実行力などのサービスに加え、収益を念頭に置いた経営を実施しております。海上キャンプ場においても、自主事業にてテントサイトの増設など、キャンプ需要の増加に迅速に対応していただいております。

魅力的な経営という点におきまして、指定管理者制度のメリットはそれ相応に生かせているものと評価しているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　これは、各施設ということに分かれると担当課が違うので、なかなか集約できていないなというふうに思います。利用する市民からは、やはり指定管理に移動してから、非常にちょっと使いづらいなとか、こういう面が不便だよという声は多く寄せられているんですね。担当課ではある程度把握しているとは思いますけれども、ぜひそれを庁舎的に、これは検証を重ねてもらって、やはり魅力的ないい事業を取り入れてくれるんでしょうから、そういう部分と市民が不便を感じる部分と精査をして、しっかりと指定管理のいい

部分をもっと出してもらいたいなと、そのように思います。

この制度は、本来市民サービスの向上が目的でありますけれども、経費の削減が主目的になっていないのか、また制度の導入で最終的に責任を持つ市の意識が低下していないのか、そのあたりが非常に心配になるわけであります。

とりわけ、この制度ができるまでは、先ほど話がありました市内の事業者だとか、近隣法人に管理委託していたものが、無理に指定管理者制度を導入してしまってサービスの向上につながっていないなというような声を多く聞くわけであります。各施設の目的に合った、より市民サービスの向上につながるためのあるべき管理の方法について、指定管理者制度を今後も適用するかも含めて、サービス向上を前提にした施設管理の在り方について見直す必要があるのではないかなと思いますが、そのあたりを、本市の考えを伺います。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　お答え申し上げます。

指定管理者制度は、施設の管理運営において民間のノウハウを活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的としております。

本市では、指定管理者制度の導入に当たり、平成18年度に策定した基本方針にのっとり、施設の特性や利用者の声を反映しながら管理の在り方について必要な見直しを行ってまいりました。時には、指定管理者制度を採用した施設について自前で行ったと、それぞれそのときに合った見直しをかけて、ここまで実施をしてきております。

また、単に経費の節減が図ることができればいいということではなくて、住民へのサービス提供を優先するよう努めてきたところでございます。今後も、各施設の特性を踏まえつつ、事業者の創意工夫ある積極的な取り組みを引き出し、さらなる市民サービスの向上に向けて施設所管課とも連携しながら、よりよい管理方法を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　分かりました。

次に移りますので、質問事項の２のふるさと納税に関して１点、仲介サイトの状況と制度改正についての再質問を行いたいと。

総務省は今回、自治体が仲介サイト側に支払う手数料の一部がポイントの原資になっていると見ていて、ルール改正に乗り出しました。この規制によって、自治体に入るお金を増や

すという狙いがあるようですが、その点、本市の見解はいかがでしょうか。また、制度改正のその詳細、それから本市の事業で何かしら大きな影響があるようでしたら併せてお伺いをいたします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　まず、総務省、ポイントを付与している、そのポイントの原資が市からの手数料ではないか、当然、そう考えてポイントを付与しなくなるわけですから、市が支払っている手数料が減るものと考えます。ポイントに回っている分が減りますので、当然市に入ってくる金額、ふるさと応援寄附の金額は増えるものと思っていますというふうに私も理解しておりますので、これの改正については市としては喜ばしいというか、いい方向なのかなというふうに考えております。

あと、今回の制度改正、寄附金額に影響が出るのかどうかということでした。

まず、制度改正、今年の10月１日から実施されるものの主なものとしましては、返礼品を強調した宣伝広告の禁止、それと返礼品の内容と自治体の関連性についての厳格化があります。どちらも昨年10月に制度改正されたものをより厳格化するものでありますが、まずこれに関して、本市では該当する事例がございません。ですので、こちらについては影響は少ないものと考えております。

また、来年、令和７年10月１日から実施されます、先ほど来言っております仲介サイトによる寄附者に対するポイントの付与の禁止ですが、こちらにつきましては、サイトを利用して寄附をする方に対してはポイントがつかなくなるため影響がないとは言えませんけれども、これによってふるさと応援寄附をする方が減るかといったら、そういったことは考えづらいと思っております。

まず、市としては引き続き本市に対して寄附を行ってもらいたいと思えるように、市のＰＲ、また魅力的な返礼品の登録、開発に取り組んでいきたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　まず、ふるさと納税は、本来どちらかの自治体を応援したいという気持ちがあるはずだったのが、今は仲介サイトを通じて通販のような感覚で利用されて、ポイント率が高いところにお金が流れてしまう状況になっています。もともと制度の趣旨を考えれば、今回の総務省の見解は妥当だと思うのですけれども、担当課としては見解はいかがで

しょうか。

また、総務省の狙いは自治体が仲介サイトに支払う手数料の抑制であります。今、課長からも答弁ございました。そこで、本市が仲介サイトに支払う手数料の詳細について、この２点を伺いたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　まず、制度改正の見解でありますが、こちらはやはり市町村に対して有利に動くものの改正だというふうに理解はしております。

あと、すみません、仲介サイト手数料ですけれども、こちらにつきましては、ちょっと先ほど回答しました令和５年度の実績でお答えいたしますと、さとふるですが、こちらが寄附金額の12%、さとふるについては返礼品の在庫管理や発送の手続き、また品代や運送代の精算などの業務をやっていただいておりますので、他のサイトと比べて手数料は高くなっております。次に、楽天ふるさと納税が、手数料が９％、ふるさとチョイスですが、こちらは手数料10%となっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　ふるさと納税は地方税法に基づく制度のために、今回の改正は自治体に対する規制であります。自治体が制度趣旨に沿ったサイト運営をしている業者とのみ契約していることを厳格化するものです。

サイト運営者は自治体と契約するためポイントを自粛しなければなりませんので、ポイントが禁止されることで利用者が減るのではないか。それから、先ほどあったように、一方では返礼品がもらえるというインセンティブ、利点は十分あるので、利用者や全体の寄附額が縮小することはないよというご意見がございます。過去に制度が厳格化されたときにも利用者が減るという懸念がありましたが、ふるさと納税の金額や件数はむしろ増加し続けております。

そこで、今定例会終了後、次年度の予算編成に取りかかると思いますが、本市ではどのような見込みで予算立てをするのか、その点、具体的に伺います。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　ふるさと応援寄附の予算の見込みでありますけれども、まず昨

年の実績もございますし、今年度の寄附額の状況もございます。それらを踏まえまして、どの程度伸びているのか、それらを踏まえて予算要求をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩　午前１１時　０分

再開　午前１１時１０分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　ふるさと納税は規定の回数を終わりましたけれども、これ都市部に集中する税収を地方へ分配するということで、地方の活性化につながる効果がありますし、全国でふるさと納税が躍進しています。この寄附は恒久的な財源ではないものの、本市としては貴重な自主財源となりますので、思い切った投資もできますし、僕は後世に評価される未来のための使い方というのがいいのではないかなと申しております。本市のさらなる躍進を期待しながら、次の項目に移ります。

次に、質問事項の３、学校部活動の地域移行に関して、進捗状況と地域の実情について再質問を行いますが、先ほどの答弁を聞いていますと、指導者の確保が大変なんだというような言葉がちょっとあったんですけれども、これまで皆様方の話を広く聞きますと、旭市は多種多様な人材の宝庫だということなんです。僕自身もこの旭市では、指導者に値するべき人物、それから団体があるということを承知しているんですよね。ですから、ぜひこういう会議だとか、そういう場面においても、多種多様な人物がいるんだから、それ分からない人には、こういうのがある、ああいうのがあるよと、旭市では優秀な指導者いっぱいいるよということをちょっと発言していただきたいなというふうに思うんですよ。

続けますけれども、まず子どもたちの思いや感想をどのように把握して受け止めているのかなということですが、先ほどのアンケートという言葉を聞いて、もうまさに肩透かしの答弁で残念でなりません。実際にぜひ現地に足を運んで、その現場を見ていただきながら、丁寧に感想を聞いていただいての答弁であってほしかったなと思いますけれども、いかがでし

ょうか。

二つ目に、市職員も希望があれば率先して指導に参加してもらいたいというふうに思いますけれども、その見解と、ここでは法律的な問題があると思いますが、その点伺いたいと思います。

三つ目に、地域クラブを運営する中では、場合によっては不適切な指導だとか、保護者とのトラブルなどがあって、様々な問題が起こる可能性がございますけれども、これら指導や仲裁はどこが行い、最終的な責任の所在はどこにあるのか伺います。

もう１点、４点目として、中学生の多様なニーズに応えるためには、多くの登録団体が必要となると思いますが、備品の購入だとか、初期費用がかかりますので、備品や運営に使える助成が必要ではないかなと思いますけれども、その辺、本市の見解を求めます。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　まず、子どもたちへのアンケートでございますが、こちらにつきましては、先ほど申し上げましたように、各学校でアンケートを配布して取りまとめたものでございました。この子どもたちの声の把握につきましては、継続的にこの声を把握するように努めるとともに、その方法についても引き続き検討してまいりたいと考えております。

それと、続きまして、市の職員が部活動の地域移行を希望した場合の法律的なということでございますが、法律的には地方公務員法のほうで営利企業の従事制限がございます。しかしながら、教員と同様に任命権者の兼職・兼業の許可を受ければ、指導者として指導することは可能になるかと思います。ただ、その際には公務員としての職務遂行に支障がないかとか、あるいはその業務内容、あるいは報酬が社会通念上適正かどうか、そういったことについては審査をすることになろうかと思います。

それから、指導者と保護者のトラブル等があった場合に、その責任の所在ということでございますが、こちらにつきましては、責任の所在については原則として実際にその生徒を受け入れる運営団体等になろうかと思います。これまでは部活動というのは、学校教育の一環として学校の責任、教員の指導の下、行われてきましたが、地域移行によりまして、その責任も地域に移るものとなります。ただ、地域移行の運営の形としては幾つか想定されていまして、運営主体が、市教育委員会がなる場合には、最終的な責任の所在は教育委員会になりますし、この運営主体が民間スポーツ会社になるといった場合には、その運営主体が最終的な責任所在になろうかと思います。

ただ、そういった様々なトラブルがないように、あるいは未然に防ぐためのルールなどについても、今後協議会の中で検討していきたいと考えております。

それと、当初の初期費用の備品などについてでございますが、こちらにつきましても指導者の謝礼、業務等の経費が当然、地域移行で発生いたします。この経費につきましては、国・県の方針では原則受益者負担とされておりますが、今後、国や県の補助金の動向を注視しながら、市として何ができるか検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　指導者確保が重要だということで、指導者不足の認識であったのかなと思うので質問をしています。本当に旭市にはいろいろと能力の高い人材が豊富なので、その辺をもう一度検証して申し上げたいなというふうに思いますね。

それから、子どもに対してのアンケートですけれども、これは大人向けのアンケートなんでしょうね。本当に子どものためにやっているアンケートなのかなというふうに、ちょっと僕疑問に思うんです。これデリケートなので、この先申しませんが、ちょっと丁寧に子どものことを一番に考えて取り入れてもらいたいと、そのように思いますけれども、この事業の本来の目的の一つに、中学校教諭の働き方改革がありますので、教員側の目線に立ちますと、ここが大きなポイントになるわけですが、教員の働き方改革につながる成果があったのかどうか、どのように認識されているのか、その詳細を伺います。

二つ目、保護者の経済的負担については、指導者の指導料や施設使用料など、新たな費用も予想されます。できる限り学校部活動と変わらない負担で活動できるように、市として支援すべきと思いますが、本市の見解を伺います。

もう一点、三つ目、保護者の負担、それから指導者、活動拠点施設の確保など、地域移行後の体制について、積み残された課題が多々あるものと、聞いていてもお察しいたします。それらは今後どのようなスキーム、それからスケジュールで検討されて、どのような結果が示されるのかを伺いたいと、そのように思います。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　まず、働き方改革についてでございますが、議員おっしゃるように、この部活動の地域移行の趣旨の一つとして、教員の働き方改革が挙げられております。今回のモデル事業をこれから行っていくわけなんですが、その中で働き方改革などの効果に

ついても十分検証しながら進めて、今後の教員の働き方改革につながるように検討してまいりたいと考えております。

次に、保護者の負担に対する市の支援でございますが、これにつきましては先ほどの初期費用と同様に、国では保護者が、受益者負担が原則とされております。これにつきましても、このモデル事業の中で適正な負担金の金額などについても検証するとともに、改めて市として何ができるのか、保護者の負担軽減について検討していきたいと考えております。

続きまして、地域移行、様々な課題と今後のスケジュールでございますが、この地域移行に当たりましては、地域の受入れ団体、指導者の確保、指導者への報酬などの仕組みの構築、また教職員の兼職・兼業の仕組みの構築ですね。あとは活動の維持、運営に必要な費用とその負担、活動場所など複雑に絡み合う数多くの課題がございます。市では、この地域移行をする中で、生徒が不利益を被ることがないように慎重な検討が必要と考えております。この改革推進期間のスケジュールが国・県で示されておりますが、ただそれにのっとって拙速に進めるのではなくて、様々な情報を参考に、児童・生徒、保護者、教職員、関係団体の協力を求めて意見を聞きながら、旭市としての部活動地域移行になるように取り組むことが肝要であると考えております。

今後の具体的なスケジュールとしましては、今年度、市として一つの部活動を地域移行のモデル事業で、ソフトテニスを移行してございます。来年度につきましては、各中学校で１部活動が地域移行できるように、今、準備を進めているところでございます。あわせて、この保護者、市民の皆様にも、この内容についてお知らせをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　部活動は、子どもたちの思春期という大切な時期に、感性を磨き、心身を鍛えて、社会性や自己肯定感などの、その後の人生で大切なものを身につける、とても重要で意義や価値を持っているものと思います。地域移行後も、その意義だとか価値を損なわないように、地域や社会全体にその意義を伝えて一緒に支えていけるように、全力で体制整備を進めてもらいたいと思いますが、向後教育長、いかがでありましょうか。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

向後教育長。

○教育長（向後依明）　初めに、部活動の地域移行に当たり、特に大切にしているポイントを幾つか申し上げます。

先ほど林晴道議員も言われておりますが、まずは子どもを真ん中に置いた改革であること、続いて、子どもは地域全体で育てること、さらには、教員の働き方改革の一つであること、これらを踏まえ、私の考えを少し述べさせていただきます。

地域の未来を担う子どもたちが夢や希望を持ちながら健やかに成長することは、地域全体の願いであり、その成長を地域全体で支えていくことが大切です。学校部活動の地域移行を進めるに当たっては、子どもの意見にもしっかり耳を傾け、その意見を尊重した上で、それぞれの成長にとって必要なことは何であるか十分吟味し、地域全体で育て支えていく環境づくりが重要です。そのためには子どもたちの多様なニーズに応えられる受入れ団体及び専門性や資質、能力を有した指導者の確保が課題となります。

先ほど来、議員が申されているように、本市には子どもたちの指導が可能な人材が豊富でございます。現役世代を含めた様々な世代が指導者として参画しやすいように、本市に合ったしくみづくりを今後進めてまいりたいと思います。

子どもたちの健やかな成長につながる持続可能な地域移行となるよう、市民に地域移行の意義を十分理解していただき、オール旭で支える意識の醸成や、そのしくみづくりに引き続き全力で努めてまいります。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　いいご回答をいただいたなと思って、安心しました。ぜひそのような発言に沿った事業の進展が図られたらいいのになというふうに本当に感じましたね。

次の質問に移りますけれども、僕も学生時代に部活動を通じて人間形成をしてもらった一人であります。純真そのものだった中学生の頃に大きな影響を受けた恩師が、現在、この協議会でご活躍のようです。

今後、地域クラブに移行されても、子どもたちにとってかけがえのないものであることに変わりはありません。どうか部活動が持っている意義や価値を守り、これからもさらに注力して取り組んでもらえますよう、向後教育長には切に切にお願いするところでございます。

最後の項目です。質問事項の４、ＲＳウイルス感染症に関して、子どものＲＳウイルス感染症対策について再質問を行います。

このウイルス感染症を発症した場合、仮に重篤化した場合は、入院費など医療費の負担、それから保護者の経済的負担を強いられることが予想されます。

そこで、2024年３月26日に薬事承認されたベイフォータスを６か月未満の乳児に接種する

ことが、重篤化を防ぎ医療費や経済負担を軽減すると考えられますけれども、全ての６か月未満の乳児を対象とした本市の対策だとか、その考えについて伺います。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　ＲＳウイルス感染症に対しまして、医療機関のほうで現在実施しております早産や基礎疾患など重症化リスクの高いお子さんに対しては、感染症による肺炎や気管支炎などの発症を抑制、または予防する薬としての抗体製剤が保険適用となっております。市内医療機関では旭中央病院が接種を行っております。このような中で市のＲＳウイルス感染症対策につきましては、市としては今後の国や県、またほかの自治体の動向を注視するとともに、関係機関との情報共有を図りながら、必要に応じた対策を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　新生児、それから乳幼児のＲＳウイルス感染症による重症化の抑制や、予防を目的とした抗体薬、ベイフォータスというのは、令和６年３月に薬事承認をされましたが、早産や肺疾患、それから免疫不全などリスクの高いお子さんの重症化抑制を目的に使用する場合には健康保険が適用されますが、それ以外の場合は実費での接種となります。国は定期接種に関する議論を進めているようですが、一番は本市の子どもたちの負担、保護者への負担、それらを考えますと、国の動向を注視しながらも積極的に対応してもらいたいと、そのように思うんですよね。

本市には全国に誇る公立病院がありますが、その小児科病棟のドクターが、成田や県内の専門医らと、この件を積極的に取り組まれていると伺いました。そのようなことから、１回90万円を超えるとされる費用を国の定期接種になるまでの間、製薬会社でほぼ無償で負担していただけるというような話もあるようです。公立病院や医師会などと情報を共有して、積極的に協議をしていただきまして、全ての６か月未満の子どもたちのためにと思うんですが、時間もある、もう一回いかがですか。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　それでは、今お話のありましたことですけれども、繰り返しになりますけれども、国・県の動向を注視し、また他の自治体の取り組みなども参考にしな

がら、また、今お話がありましたように医師会、中央病院などの先生方、専門家の皆さんのお話を聞きながら、慎重に検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　本当に一生懸命取り組むドクター、ありがたいと思います。そのおかげで年間２億円から３億円かかる費用も製薬会社が持つよというような、そういう協議をされているようなので、市長に強く要望させていただきまして、今回の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の一般質問を終わります。

林晴道議員は自席へお戻りください。

◇　宮　澤　芳　雄

○議長（飯嶋正利）　続いて、宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

（１５番　宮澤芳雄　登壇）

○１５番（宮澤芳雄）　議席番号15番、宮澤芳雄です。旭市議会第３回定例会におきまして、一般質問を行います。

質問は大きく分けて５点、丁寧なご回答を期待しております。

１点目、七夕市民まつりについて。

（１）安全対策について市の考えを伺います。2022年、韓国で発生した群衆事故を教訓に、日本でもお祭り時の安全対策が見直されています。旭市の七夕まつりでも安全対策の提言が昨年、旭警察署からあったとのことですが、どのような内容であったのか、その内容についてお尋ねします。また、そのことに対して、市としてはどのように考えるのか伺います。

（２）街商組合、これは露天商と言いますけれども、実行委員会との会議の回数と内容についてお尋ねします。

（３）令和７年の七夕市民まつりについて、初めに、来年の七夕まつりの前に今年の七夕まつりについて、まつりの花である露天商の出店が真福寺の境内に限られたため、その場に雑踏ができ、大変危険な状況になりました。それに対して市はどのように対応したのか伺います。

大きな２番、災害対策について。

（１）防災行政無線による避難放送について伺います。今回の台風７号で警戒レベル３の

発令を省略して警戒レベル４が発令されましたが、その理由を伺います。警戒レベル３の発令を省略した理由ですね。

（２）市内の避難所についてお尋ねします。今回の台風７号で開設した避難所の数と、避難所別の避難した人の最大人数を教えていただきます。

大きな３点目、中学校の部活動地域移行について。

（１）これまでの国の方針について。これまで国の方針は何度も変更されましたが、現在の国の方針について伺います。

（２）旭市のこれまでの取り組みについて。市では、他市町村に先駆けて中学校部活動の地域移行に取り組んできましたが、これまでの市の取り組み状況について伺います。

（３）地域移行に先駆けて今年の旭市独自の取り組みについて。市では地域移行に先駆けて独自の取り組みを行っていますが、どのようなものなのかお尋ねします。

（４）旭市の今後の方針について伺います。国は部活動の地域移行では、市町村が中心となって進めていくこととしています。そのため今後も市の役割は大変に大きいと思います。そこで、市の今後の方針を伺います。

大きな４点目、犯罪被害者等支援制度についてお尋ねします。

（１）制度の内容について具体的に伺います。

（２）他市の対応状況について、県内と近隣市町村の取り組み状況について伺います。

（３）旭市の今後の方針について、市の今後の取り組み方についてお尋ねします。

大きな５点目、デマンド交通について。

（１）旭市と契約しているデマンドタクシーの会社名と所在地を伺います。

（２）８月６日の新聞発表によるタクシー運転手の逮捕について、市は逮捕の事実をいつ、どの時点で知ったのか伺います。

（３）被害者に対する責任について伺います。今回の事件は、業務委託先のタクシー会社の１人の運転手が起こしたことで、また、新聞報道では不起訴となったとのことです。しかし、市の実施する事業の中で起こったこの事件について、市はどのように考えて対応してきたのか伺います。

（４）再発防止について伺います。このようなことはあってはならないことで、市民には大変な不信感と不安を抱かせてしまいました。再発防止のため、市はどのような対策を考えているのか、具体的にお尋ねします。

以上５項目、よろしくお願いします。再質問は質問席で行います。

○議長（飯嶋正利）　宮澤芳雄議員の一般質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　商工観光課からは、質問事項１、旭市七夕市民まつりについてお答えいたします。

初めに、（１）安全対策について市の考えということでございます。旭警察署から昨年、七夕市民まつりに安全対策の提言があったということで、その内容、また市としての考えについてお答え申し上げます。

昨年、令和４年の七夕市民まつりにおきまして、真福寺周辺の道路では交通規制前の露店に大勢の買物客が訪れて車道にあふれてしまい、非常に危険な状況が見られました。このため旭警察署より、道路上は危険なので、来年は隣接する中央公園へ露店を出店してはどうかとの提言を受けたところでございます。市としての考えでございますが、市といたしましては、七夕市民まつりを訪れる来場者の方の安全を最優先とする対策が必要であるというふうに考えているところでございます。

続きまして、（２）街商組合（露天商）と実行委員会との会議の日時、内容についてお答えいたします。

本年５月27日に、七夕市民まつりの実行委員会事務局、商工会でございますが、こちらと街商組合（露天商）の方と旭警察署との話合いが行われまして、街商組合からは、昨年と同様に道路部分への出店を行いたいとの要望があったというふうに聞いております。道路上で露店を行う場合には、街商組合から所轄警察署、この場合は旭警察署になりますが、道路使用許可申請書を提出することになっております。

しかし、本年の七夕市民まつりでは、道路上での出店に対しまして、議員先ほどございました、2022年に韓国で発生した群衆雪崩事故や、昨年の七夕市民まつりでの状況などを総合的に判断した中で、安全面の観点から街商組合と警察との間で、例年どおりの道路上での出店について合意に至らなかったというふうに聞いているところでございます。そのため、街商組合（露天商）の出店については、真福寺境内のみの出店になったというところでございます。

続きまして、（３）来年の七夕市民まつりについてということで、今年の七夕まつりで真福寺の境内に露店の出店が限られたことによる雑踏で大変危険な状態だった。それに対してどのような対応をしたのかということでございます。

真福寺境内の混雑につきましては、七夕市民まつり初日の８月６日に混雑している状況を

実行委員会のほうで把握いたしました。そこで、すぐに警備員、これは本年の警備計画におきまして機動的に対応できる警備員、これは民間の警備会社ですけれども、３名を、待機しておりましたので、その警備員と警備会社の責任スタッフ並びに商工会の職員、本部のスタッフが現場に赴きまして、入り口において混雑緩和に向けた対応をしたところでございます。

また、翌日の７日には、前日の状況を考慮しまして、真福寺の境内から隣接する中央公園（西宮公園）、そちらのほうへ入場者を誘導させる案内看板の設置やライトの設置、警備員のパトロール等の対策を行いました。それによりまして、混雑につきましては前日に比べて緩和されたというふうに聞いているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　それでは、私のほうからは、大きな２番と大きな４番について順を追って回答させていただきます。

まず、災害対策について、２のほうですけれども、（１）防災行政無線による避難放送についてということで、台風７号のときの警戒レベル３の発令を省略し、警戒レベル４を発令した理由ということでございます。

台風７号につきましては、気象庁から旭市でも被害の大きかった令和元年の台風15号に匹敵する大型の台風との情報が発せられておりました。このことからも、台風が最接近する前日の８月15日午前11時に災害対策本部を設置し、同日午後５時に４か所の自主避難所を開設いたしました。そして、16日の午後３時には避難者が合計で165人となりました。避難者の70％に当たる115人が高齢者であったため、警戒レベル３の高齢者等避難を発令するのではなく、その後の気象予報のさらなる悪化を鑑みまして、市民が安全に避難することができる明るい時間帯の午後３時30分に、警戒レベル４の避難指示を市内全域に発令いたしました。

その後、台風の進路が千葉県の北東方向に離れていくという予報となりまして、暴風による被害の危険性は大きくないと判断いたしまして、対象を市内全域から土砂災害警戒区域に修正いたしたところでございます。

そして、16日の午後10時41分に大雨警報が大雨注意報に切り替わったため、17日の午前零時に避難指示を解除いたしたところでございます。

続いて、（２）のほうでございます。台風７号のときの避難所数と避難所別の最大人数ということでございます。

台風７号で開設した避難所は、総合体育館、海上公民館、旭市保健センター、ひかた市民

センターの４か所です。避難所別の最大の避難人数は、総合体育館で139人、海上公民館で47人、旭市保健センターで55人、ひかた市民センターで25人の合計で266人でございます。

続きまして、大きな４のほうの犯罪被害者等支援制度についてということで、制度の内容ということでございました。お答えいたします。

本制度の基本となります犯罪被害者等基本法では、国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっていることから、犯罪被害者等支援のための施策、犯罪被害者等がその受けた被害を回復しまたは軽減し、再び平穏な生活を営むことができるように支援することに関しまして、その基本理念を定め、並びに国・地方公共団体及び国民の責務を明らかにすることとしております。

なお、地方公共団体による主な支援につきましては、被害者の方に対する各種支援情報の提供や、相談業務と見舞金の支給などとなっております。

続いて、（２）のほうの他市の状況ということでお答えいたします。

条例の施行状況につきましては、まず千葉県では令和３年４月１日に犯罪被害者等支援条例が施行されておりまして、あと県内の市町村の状況でございますが、現在14の市町でこちらが施行されております。近隣市町では匝瑳市、東庄町、横芝光町において、犯罪被害者等支援条例が施行されております。

続いて（３）にいきます。旭市の今後の方針ということでございました。回答いたします。

誰もが犯罪被害者等になる可能性があることを踏まえますと、犯罪被害者等に寄り添うためにも、この制度は必要と考えられますので、犯罪被害者等支援条例が制定されている県内市町村の制度や、見舞金の支給内容などを調査、研究し、犯罪被害者等支援条例の制定に向けて、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　それでは、教育総務課からは、大きな項目３の中学校の部活動地域移行についてお答えいたします。

まず、（１）これまでの国の方針についてですが、国の方針では当初、令和４年６月に運動部活動の地域移行に関する検討会議提言におきまして、令和５年度から令和７年度末までの３年間を改革集中期間として取り組むことが示されました。しかし、同年12月には改革集中期間を改革推進期間に改め、令和７年度までの目標にこだわることなく、できるだけ早期に移行を完了してほしいと軌道修正がされました。

部活動地域移行については、国では令和５年度から７年度までの３年間を改革推進期間として地域連携、地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すことを示しております。

また、千葉県においても同期間を基にした段階的なスケジュールを示しておりますが、現在のところ、その後、国・県ともに方針に変更はございません。

続きまして、（２）の旭市のこれまでの取り組みについてお答えいたします。

本市のこれまでの取り組みとしましては、令和４年度から５年度にかけまして、児童・生徒、保護者等にアンケート調査を実施しまして、部活動地域移行に関するニーズの把握に努めるとともに、令和５年度には旭市部活動地域移行準備連絡会を開催、令和６年度には旭市部活動地域移行推進協議会を設立し、関係団体との協議を進めております。

また、令和５年度に広報用のリーフレットを作成して、中学校全家庭及び教職員へ配布をし、部活動地域移行について周知をしてまいりました。このリーフレットにつきましては、各学校の実態によって機会を捉えて配布をお願いするとともに、本リーフレットを市ホームページにも掲載し、旭市としての部活動地域移行について周知に努めているところでございます。

そのほか、各中学校や関係団体等と協議を重ね、令和６年度に市として１部活動の地域移行を開始し、令和７年度は各中学校で１部活動の地域移行に向けて準備を進めているところでございます。

続きまして、（３）旭市独自の取り組みについてでございますが、今年の旭市独自の取り組みとしましては、スポーツ協会やスポーツ少年団、文化協会等の代表の方々を委員とした旭市部活動地域移行推進協議会を設立いたしました。部活動地域移行には様々な課題が生じておりますが、旭市に合った地域移行とするために、意見聴取や情報共有、連絡調整の場としてこの協議会を位置づけ運用しております。

また、本年９月からはソフトテニスの土日の活動を地域クラブ活動として地域移行いたしました。部活動地域移行後の地域クラブ活動では、指導者への謝礼等が発生します。この経費につきましては受益者負担が原則となっておりますが、地域クラブ活動に移行した部活動のみ、参加生徒から経費を徴収することは不公平が生じてしまうことから、このモデル事業の運営団体にモデル事業としての補助金を交付しまして、間接的に受益者負担を軽減することとしております。

そのほか、各中学校に対しまして顧問会議等を開催して、どのような部活動地域移行がで

きるか検討を依頼しているところでございます。

続いて（４）今後の市の方針についてですが、今後の方針としましては、国や県の方針等や児童・生徒、保護者、教職員、関係団体のニーズを基に、旭市部活動地域移行推進協議会で関係団体と協議を重ね、旭市に合った部活動地域移行となるよう取り組みを進めてまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　では、企画政策課からは大きな項目の５、デマンド交通について順次回答いたします。

まず、（１）旭市と契約しているデマンドタクシーの会社名と所在地についてお答えいたします。

デマンドタクシーで契約している会社は２社ありまして、１社は旭タクシー株式会社で、所在地は旭市ロになります。もう１社はアステル交通株式会社で、所在地は旭市横根、本社は銚子市です。

（２）８月６日の新聞発表によるタクシー運転手の逮捕について伺うで、市はどのタイミングで運転手が逮捕された事実を知ったのかお答えします。

市が運転手の逮捕を知ったのは、新聞発表の前日、８月５日になります。

続きまして、（３）被害者に対する責任について伺うで、市の実施する事業の中でこのようなことが起こったことについて、市はどのように考え対応したのかについて回答します。

今回の事件は、市の実施するデマンド交通の中で起きたものでありますので、事業を運営する立場として、市としても非常に重く受け止めております。そういったことから、市では運転手逮捕の事実の確認後、速やかに市長から被害者及びご家族、また市民に向けての謝罪コメントを発表いたしました。

続きまして、（４）再発防止について伺うで、再発防止のため市はどのような対策を考えているのかについてお答えします。

今回の事件により、市民の皆様に大変なご心配をおかけしたことは誠に遺憾であり、二度とこういったことが起こらないよう、市として再発防止に向けた取り組みを進めているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　一般質問は途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

休憩　午前１１時５６分

再開　午後　１時　０分

○副議長（遠藤保明）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

引き続き一般質問を行います。

宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　それでは、通告順に再質問を行います。

大きな１番の（１）安全対策についての再質問です。

先ほどの説明に対して、市ではどのような対策を取ったのか具体的にお尋ねします。

○副議長（遠藤保明）　再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　すみません、再質問に対して答弁申し上げる前に、先ほど１回目の（１）の答弁のところで、私、言い間違いが１か所ございましたので、訂正させていただきます。

昨年の七夕市民まつりというくだりの中で、私、令和５年と申すところを令和４年というふうに誤って申し上げてしまいましたので、訂正させていただきます。申し訳ございません。

それでは、再質問に対してお答え申し上げます。市ではどのような対策を取ったのかというところでございます。

今年度は、新たな取り組みといたしまして実行委員会、あと七夕市民まつりの警備を行う警備会社、そして市の３者におきまして警備計画書のほうを作成いたしました。これによりまして、昨年度来の課題や、また今後の有効な手段等を共有しまして、安全確保に対する共通認識を図り、交通規制に伴う車両通行止めや会場各所の巡回、雑踏事故警戒など安全対策を充実させ、来場者やお祭り参加者の安全確保に努めたところでございます。

○副議長（遠藤保明）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　この七夕まつり、みんな楽しむために来る、本当に皆さん楽しみにしているんですね。でも何が最優先されるって、市民の安全、これに勝るものはないんですね。

ですから、警察署から、もう危険だよと、韓国の雑踏事故の雪崩が、150人からの死者が出た、そういった教訓を基に、ぜひ旭市でも検討してくださいよと聞いたら、近隣はみんな道路の幅と、それから歩道がちゃんと整備されているので大丈夫だけれども、旭市はちょっとまずいだろうという判断なんだそうですけれども、実行委員会の元現職の、実行委員ではないですけれども、方の話なんかでは、どうも違ったニュアンスで話が進んでいるので、あくまでもこれは七夕の見物といいましょうか、七夕に来た方への安全ですよね。それからまた、七夕を運営する側ですか、その人たちも含めて、安全性が最優先だということで、こういった指導があったということで理解をさせていただきます。

また、市も警備会社を入れるなどという、やっぱりもうそういう時代ですよね。いろいろ工夫をしながら安全性、対応しているということは、これは大きな評価として捉えていいと思います。

この中で、先ほど説明があった中で、交通規制に伴う車両通行止め、これはもう当然車両通行止めになるわけですけれども、このときの何か市が交通規制の中にある家ですか、そういう人のために何か対策を取ったというふうに私は捉えたんですけれども、どういうふうな対策だったんでしょうか。今年新しく始めた対策としてよろしければ、それ１点、お答えいただきます。

○副議長（遠藤保明）　再々質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　実行委員会、これは宮澤議員は市というふうにおっしゃっていただきましたけれども、市を含めて実行委員会全体というところでお答えさせていただきます。

今年度は交通規制区域内の住民の方に対しまして、旭第二中学校周辺に代替の駐車場を設けさせていただきまして、規制区域内の住民の方へ、そこへの駐車を周知することで、規制時間中に移動しなければならない住民の方に配慮するとともに、会場周辺の混雑緩和、事故防止のほうを図ったというところでございます。よろしくお願いします。

○副議長（遠藤保明）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　そういった配慮がやっぱり、七夕に参加する側は気づかないんですけれども、自分たちが楽しみに行く、いろいろ対策に対していろいろ考えるんですけれども、実はその規制区域内にある人たちのことも、やっぱり十分に配慮していただきたいですよね。ようやくそこのところにたどり着いたのではないでしょう、今まで気を遣っていたんでしょ

うけれども、そういった対策というのはいいことだと思います。引き続きよろしくお願いします。

それでは、（２）の質問に入ります。街商組合、露天商ですよね。今年は露天商の出店が真福寺の境内だけだったということで、これは警察署のほうからちょっと安全が守れないよということで、道路に関しての使用許可に対して許可を出さなかったというより、話合いに至らなかったと聞いているんですけれども、この実行委員会と露天商の間でどのくらいの数の――それはさっきお聞きしました。この中で最終的に露天商の方が実行委員会にどうであったのかという話合いというのは具体的にはあったんでしょうか、なかったんでしょうか。それを市は把握していたかどうか、そこだけ確認させてください。

○副議長（遠藤保明）　再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　お答え申し上げます。

先ほど答弁いたしました５月27日に警察と、あと実行委員会、商工会、あと街商組合のほうと協議をしたところで、これ正式にといいますか、商工会の中で打合せをしたという、この３者で打合せをしたのはその１度というところで、あとは街商組合と警察署のほうで直接やり取りを行ったと。途中、商工会、実行委員会としても安全対策というところで、ある程度例年どおりの案で安全対策を施して出せないかというところを警察のほうにもお伺いしたという経緯もあるそうなんですけれども、警察のほうとしてはやはり道路上では危険だというところで、なかなかそこでの折り合いがつかなかったというところでございます。

市がそれを知っていたかというところでございますけれども、企画委員会であるとか、実行委員会と、実行委員会の一部として、我々も出席しておりますので、都度都度、事務局のほうから、そういったお話のほうは伺っているところで承知はしております。

以上です。

○副議長（遠藤保明）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　それでは、３番の再質問を行います。

では、来年度の取り組みですね。今年の七夕まつりでは安全対策が整わなかったために、露天商の出店がかないませんでした。それはあくまでも安全対策のために露天商が出店できなかったんですね。令和７年、来年の七夕まつりでは実行委員会を中心に、市と旭警察署とが連携して、安全対策の下に実施計画をつくれば、露天商の方たちが快く出店してくれると思いますが、そうなれば七夕まつりを楽しみにしている人たちも喜んでくれると思いますが、

市としてはどのような考えでいるんでしょうか、ひとつ聞かせてください。

○副議長（遠藤保明）　再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　お答え申し上げます。

来年の七夕市民まつりにつきましては、実行委員会において、来月10月に反省会が開催される予定となっております。当然、その中で今回の真福寺境内の雑踏の件についても取り上げられるというふうに思っております。

来年も来場者の皆さんが安心して安全に七夕市民まつりを訪れて、かつ楽しんでいただけるように、市としても実行委員会の中で、そのメンバーとしてしっかり協議してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○副議長（遠藤保明）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　いつの世もそうですけれども、後悔は先に立たずと言いますけれども、やはり大きな事故が起きる前に、よそで起こった事故を教訓に、やはり改めて襟を正していこうと。この祭りに参加される全ての方のもう安全こそが何よりも優先されなければいけないということで、ぜひ市としても、そういった努力を怠らないで、しっかりとやってくれる気持ちは今日確認しましたので、ありがとうございました。よろしくお願いします。

それでは、大きな２番の災害対策について再質問いたします。

防災行政無線についてです。避難放送について、台風７号が関東地方に向かってきたため、市は明るい時間帯に市民が安全に避難できるようにと、午後３時に警戒レベル４の避難指示を発令したとのことです。その後台風の進路が幸いなことに北東方向に変わったため、この放送が役に立つことはありませんでした。しかし、七夕まつりではないですけれども、人命こそが最も重要なんですね。ですから、このフライングといいましょうか、勇み足の放送に対して誰も批判することはできないと思います。これは正しい、本当に正解な放送であったわけであります。

しかし、その後の放送で、これは市の放送が間違っていたとかなんかは今から聞きますけれども、恐らく説明不足だと思うんですね。この次の放送で、こういう放送だったんですね。先ほどの避難指示は、対象を市内全域から土砂災害警戒区域に修正しますと、こういった放送だったんですね。市は当然、台風の緊急事態ですから、台風15号の４年前ですか、来た、あの同等の台風が千葉県に向かっていると。最大瞬間風速60メートルだということであれば、台風15号のさらに上を行く大型台風だと。これは担当課とすれば、もう市民の安全最優先と

いうことで急いで放送を出したと思うんですけれども、でもそれたから、じゃ、これで安心だということで訂正されたんでしょうけれども、この内容が一言、私は足りなかったと思うんですね。何で誤解されたかって、私はね、「台風の進路が千葉県の北東方向に離れていく予報になったので」と、この一言を加えれば、ああ、それでは安心だなと。実は皆さん、テレビでもういち早く情報が入っているので、テレビだとかインターネットでその情報をつかんでいるんですけれども、やはり防災行政無線でそういうふうなことがあると、何だよ、じゃ、さっきの放送、俺たち避難しなくてもよかったかなと、避難所にいたらそうやって言っている人がいたんですよ、現に。ですから、いい教訓として一言、実は台風がそれたので、先ほどのレベル４の放送は、実は土砂災害警戒区域に修正しますよと、そういう放送に一言付け加えれば、誤解がなかったのではないかと思いますけれども、改めて市の見解を伺います。

○副議長（遠藤保明）　再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　それでは、お答えいたします。

まず、避難指示についてでございますけれども、災害発生の可能性が高まり、危険な場所にいる方に全員避難していただきたい状況で、避難指示を発令いたします。避難指示は、全員が避難所に避難するという指示ではなく、自宅などが危険な状況でない場合には、自宅にとどまって安全を確保していただくということになってございます。

なお、防災行政無線の放送内容についてでございますけれども、こちらは市民の皆様に分かりやすい表現になるよう、十分留意してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　すみませんね、ちょっと避難所での声が入ったものですから、そういうふうにお伝えをさせていただきました。確認したら、そういった回答をいただきましたので、今この放送をご覧になっている方はもちろん、後日いろんな形でまた確認をする市民もいらっしゃると思います。いいお答えでした。ありがとうございました。

それと、次の質問ですけれども、防災行政無線以外でも非常時の情報発信は行っているんでしょうか、お尋ねします。

○副議長（遠藤保明）　宮澤芳雄議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　情報発信につきましては、防災行政無線のほか、ホームページ、防災あさひメール、ＬＩＮＥ、Ｘにて行っております。

以上です。

○副議長（遠藤保明）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　ホームページ等で確認できるということで、了解です。

災害に関してもう一つ、ちょっと大事なことがあったので、２項目め、（２）市内の避難所について改めて確認します。

先ほど説明のあった４か所の避難所、随分、今回も266人ですから普通ですかね、の方が避難をされたと、この避難所に非常用の自家発電装置はあるのでしょうか。私、ひかた市民センター、あそこにいたんですけれども、全くそこは小さい小型の発電機が２台あるだけで、扇風機くらいしか回らないんだそうですけれども、そこにはないんですけれども、ほかはどんな状態なんでしょうか。避難所の４か所の状態をお聞かせください。

○副議長（遠藤保明）　再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　今回の台風７号で開設しました４か所の避難所のうち、施設全体の電源を賄うことができる非常用の自家発電設備が設置されているのは、海上公民館のみであります。

以上です。

○副議長（遠藤保明）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　海上公民館はあるんですね。了解です。

実は私、ひかた市民センターにいたんですけれども、避難した人たちの中に、もしここが停電になっちゃったら、冷房が効かなくなってしまうと。そうしたら私は暑さに耐えられないで死んじゃうねと、こう言った方がいたんですよ。確かに近年の暑さは、これ異常です。今年10年ぶりだと言いますけれども、非常に高温なんですね。冬と違って夏の場合にはエアコンがどうしても必要だと思うんですね。エアコンがないと、この暑さに耐えられない高齢者とか持病を持つ人にはとてもつらいんだと思います。また、熱中症のリスクも非常に高くなるわけであります。そういった理由から、ぜひとも避難所には非常用の自家発電装置の設置を要望したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（遠藤保明）　再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　災害時におきまして避難所の電源の確保は重要でありますので、非常用の自家発電設備、こちらの設備が設置されていない避難所につきましては、先進事例等を参考にしながら、今後の課題として調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　ぜひともお願いしたいと思います。

それで、先進事例もとにかく本当に参考にしながら、ベストの状態の自家発電装置を設置してもらいたいと思うんですけれども、ちょっと時間かかると思うんですね。台風はもう待ったなしにやってくると思うんですけれども、この次に来た台風といいましょうか、その設置までの間に、やはり一つ対応ができれば、今回はいい教訓だと思うんですけれども、発電機がなかった。実際には停電にならなかったからよかったんですけれども、停電になっていたら、その中が非常に高温になってしまった。それを緊急という対応で、ちょっと対応してもらいたいのに、平成22年の千葉国体のときに、体育館にリースのエアコンと、それからまだ体育館にエアコンがついていなかったので、リースのエアコンと発電機が設置されたんですね。あれは非常に参考になったと思うんですけれども、リースの発電機というのは、急な場合に設置できないんでしょうか。ちょっと教えてください。

○副議長（遠藤保明）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　それでは、お答えいたします。

先ほどの回答と重複いたしますけれども、避難所の電源確保は重要でありますので、リースのエアコンと発電機についても、非常用の自家発電装置同様、先進事例等を参考にしながら、今後の課題として調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　何よりも市民の生命、これが最優先でありますので、市としてこれは真摯に取り組んでいただきたいと、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは大きな３点目、中学校の部活動について、地域移行について再質問いたします。

（１）の国の方針が何度か変更された。国も大変な、原点はやはり学校教育ですから、学校でやってもらいたいと思うのかもしれないけれども、どこからスタートしたか、やはり働き方改革の、長時間勤務、これが一つのネックだったのではないかなと推察されます。

確かに地域ぐるみで子どもを育てるというのは、もう今までもやっていたんですけれども、この少子化の時代に、ちょっと子どもと地域の接点がなくなってしまったところで、もちろん教育委員会としてもいろんな対策を取って、地域の人たちが学校に来て、学校の運営を見てくれる、手伝ってくれる、そういった委員の設定をしたり、いろいろ努力されているんですけれども、それはさておいて、この部活動の地域移行に当たっても、大変ないろいろ苦労があると思います。一番は、これは国の方針ですから、こういうふうにやりなさいよと。先ほど課長から答弁があったとおり、最初は徹底ですよと、でもだんだん緩やかになって、当初は全部移行しましょうよという話だったと思うんですけれども、それは無理ですよと、県単位で大分反対が出て、じゃ、土日にしましょうよと、土日、休日、その指導者が勤務に当たらない休みの日に教えてくださいよ、それだったらいいでしょうと、そんな話で、土日になったと思うんですけれども、そういったところで大分苦労しているのも事実です。

１番は結構ですから、国の方針ですから、２番、そういった中で、とにかく地方自治体で全部考えなさいよと。独自にお金も出してやりなさいよと。大変な話なんですけれども、ところが、旭市はいち早くこれに対して対策をしたんですね。いろんな課で苦労したと思いますけれども、これまでの取り組みについて、このやってきたことといいましょうか、それについてまず再質問なんですけれども、児童・生徒、保護者にアンケート調査はされたということで先ほど回答いただきました。しかしながら、教職員にはアンケート調査は行っていないんでしょうかね。何かそういう話が回答の中になかったので、ひとつお聞かせください。

○副議長（遠藤保明）　再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　アンケートについてですが、令和５年７月に生徒及び保護者にアンケートした際に、その際に教職員にもアンケート調査を実施しておりまして、そのアンケート結果では、兼職・兼業の申請を行ってスポーツ指導をすることを希望する教職員、こちら17%という結果が出ております。

以上です。

○副議長（遠藤保明）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　ありがとうございます。そうですか、いろいろ調べたら他県の情報では、兼業が認められれば、兼業、これ早くから学校側では随分校長先生が心配していて、各競技、自分が長い間、その競技を自分で現役でやってきた人が、ぜひとも次の世代に教えたい、そういう気持ちで教員になった先生も随分いるんですよと、そういう話をよく聞きます。

しかしながら、兼業、こういうふうな地域移行になるということになると、当然、お手当が出たり、いろいろ難しい問題が出てくる。そうすると、兼業として許可されなければ指導ができないとか、そういったことがあるので、私はそこが心配だったんです。他県の調査では、やはり２割程度の方は、先生方がね、指導したいと。ただ、それは兼業が許されればしたいというアンケートだったので、基本、教師のやはり指導がないと、地域移行しますよ、先ほども林議員の答弁に対する答えもありましたけれども、誰が責任を持つのかということになると、非常に難しいんですね。

高校なんかでは部活動に対しては、責任教師が常にいないと、これは責任の問題なんでしょうけれども、責任教師が部長という立場の先生ですよね。この先生がいないと練習もできないわけですね。これが地域移行をするに当たって、教師抜きにやるんでしょうか。やらざるを得ないですよね。そのところでいろいろ問題が出てくると思うんですね。ですから、ぜひ順調に地域移行するまで教師の力というのは、やはり本当に大事なんだと思います。そういった中で、やはりアンケートを取って、17％の人がやってもいいよと言ってくれたというのはありがたいと思います。それを聞きたかったんですよ。ちょっと長くなってべらべらしゃべってすみません、ありがとうございます。

それでは、（３）にいきます。再質問です。早速ソフトテニスが９月、今月から地域移行したとのことですけれども、ありがたい話だと思います。

それで、年に何回くらい練習をするんでしょうか。それと、指導者はどのくらいなのかと、現在、その生徒とどこで地域移行になった場合の練習会場といいましょうか、試合の場合にはまた別だと思うんですけれども、そこについて聞かせてください。何回やるのか、指導者と生徒数と場所ですね。４点、お尋ねします。

○副議長（遠藤保明）　再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　休日部活動の地域移行モデル事業ですが、活動は土日のどちらかのみになりまして、今年度のモデル事業は、９月から３月までの７か月間、最大で28回を予定しております。第１回目の活動は９月14日土曜日を予定しております。

指導者のほうなんですが、指導者は10人おりますが、１回の活動には４人程度が出まして、交代で参加をするということでございます。

それと生徒数ですが、地域クラブ活動はあくまで生徒の希望による参加となりますので、予定では40人から50人程度というふうに見込んでおります。

あと会場のほうですが、練習会場のほうは第二中学校と飯岡中学校を交互に使用する予定でございます。

以上です。

○副議長（遠藤保明）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　結構大がかりなんですね。これはぜひ市として、先進事例ではないですけれども、これ参考事案になりますよね。ありがたいですね。それをやっぱり基に徐々に向けていったらいいんですね。

先ほど聞いていたら、今度はこれは種目、競技として指導者がいて、お手伝いしますよということですけれども、来年度からは学校単位で部活を選ぶんでしょうかね。うちでは何やりますよ、そういったほうも併せて進行していくということで、徐々にもう地域は子どもたちの世話をするというのも、自分たちがお世話になった地域ですから、そこに恩返しというのは、次の後継者とか、次世代を担う大切な中学生の一番大事な時期ですから、この生徒たちに自分たちが何かしてあげたい、貢献したいという気持ちは分かるんですけれども、そこがスムーズにいくまでにはかなりの難題があると思いますけれども、ぜひ執行のほうでも頑張って、教育委員会を中心に頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、４番にいきたいと思います。再質問します。

部活動の地域移行では大きな課題が二つ考えられると思います。当然、指導者の確保、それと資金、これはお金の問題はやはり、先ほど課長が答弁されていましたけれども、格差ができてはいけないと。学校でやっていたときにはかからなかったものが、地域移行になるとお金がかかるわけですから、そのところに対して、やっぱり会費だとか保険代、そういったものに対する、学校に、例えば今回、ソフトテニスは地域移行されたと。地域移行しないクラブはそのまま学校でやっているけれども、地域移行になったほうがお金がかかると。これではかわいそうですから、当然その部分は誰かが、本当は自分で払うんでしょうけれども、それではかわいそうなので、どこかがそれを埋め合わせしてあげる。やっぱり市でそれを持ってあげるしかないのではないですかね。

そういったところを改めて伺いますけれども、せっかくこんないいモデル事業をやるんですから、これを参考に、次年度からの予算立てといいましょうかね、そういうふうな、幾ら払うというのは、今の時点では分からないと思います。でもやってみたら、これだけかかった、そういうことはどうしようかって、いろんな問題が出てくると思う。そのことに対して、市のまず現段階では、言える範囲は本当に大きなことは言えないと思いますけれども、現段

階での考えをちょっとお聞かせください。

○副議長（遠藤保明）　再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　部活動の地域移行後の地域クラブ活動では、指導者への謝礼や用具等の経費が発生いたします。今年度につきましては、モデル事業で市のほうで補助金として支出するわけですが、この経費につきましては国・県の方針では、原則受益者負担とされております。今後、今回のモデル事業を通して、費用的にどの程度が適正なのかを検証するとともに、今後、国や県で補助金が出るかどうかも含めまして、そういったところを注視しながら、市として何ができるのか改めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　ありがとうございます。本当にすばらしい事例といいましょうか、ソフトテニス協会ですかね、この皆さんの努力が、まずこれから旭市の先頭に立って、いい事例になってくれることを期待したいと思います。

では、再々質問ですけれども、中学校の部活動は学校教育の一環として行われてきました。当然のことです。中学生にとって、部活動は多くのことを学ぶ大切な事業だと思います。しかしながら、教職員の長時間労働の負担軽減のためには、地域移行せざるを得ないのかもしれません。地域の大切な宝、生徒たちですね。十分な支援を要望したいと思います。せっかく立ち上げたクラブが脆弱だと、絵に描いた餅になりかねません。

最後に、教育長のお言葉をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（遠藤保明）　再々質問に対し答弁を求めます。

教育長。

○教育長（向後依明）　十分な支援について考えをとのことでございます。回答申し上げます。

部活動は、今日まで学校教育活動の一環として長い歴史を刻んでおり、多くの人が部活動によって生涯の友を得たり、社会経験を積んだりしてまいりました。また、部活動はこれまで、我が国のスポーツ、文化・科学・芸術等の基盤を支え、世界に誇る人材を輩出したり、人々に夢や希望も与えてまいりました。しかし、近年の少子化の進展や教員の働き方の問題から、部活動を従前と同じ体制で運営することが難しくなり、学校や地域によっては存続が厳しい状況にございます。

こうした中、国は部活動を地域移行することとし、令和５年度から７年度までを改革推進

期間として設定し、休日の部活動については各地域の実情に応じて、可能な限り早期に実現を目指すということになっております。

しかし、先ほど宮澤芳雄議員から、脆弱だと絵に描いた餅に終わってしまうとのご指摘をいただきました。安易に見切り発車をしたり、生徒を混乱させるようなことは絶対に避けなくてはいけないと考えております。地域移行をすることが目的ではなく、地域移行する以上は、周到に準備して持続可能な体制をしっかり構築することが重要と、このように考えます。引き続き地域の皆様のご理解、ご協力を賜りながら、生徒の豊かなスポーツ、文化・芸術活動を維持できるよう、精いっぱい努めてまいる所存です。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（遠藤保明）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　教育長、大変力強いご回答をありがとうございます。これから地域移行するに当たっての、大変な決意といいましょうか、思いをお聞かせいただきました。大勢これから地域移行に地域の人が携わっていくと思いますけれども、まさしくさっきの課長、そして教育長、お二人の回答が、これから地域人として、中学生をいろいろ指導したいなという人には、本当に、本当に心に響いたと思いますよ。ありがとうございました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。大きな４番目の犯罪被害者等支援制度についてお尋ねします。

昨日も宮内保議員から質問があったところで、重複するところもありますけれども、私なりに再質問をさせていただきます。

１番目は制度の内容ですので、よく理解できました。

２番目の他市の対応状況について、再質問をさせていただきます。先ほど、14市町が県内では取り組んだということでありますけれども、取り組んだというか、設置といいましょうか、創設といいましょうか、に至ったということで回答いただきました。でも、条例の制定に至らずとも、お隣の銚子市では、既に条例の制定に向けて取り組みを検討している、そういった市町村もあると聞いていますけれども、市ではどのくらい把握しておりますでしょうか。

○副議長（遠藤保明）　再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　それでは、お答えいたします。

銚子市につきましては、条例の制定を進めていきたいと伺っております。あと、条例未制定のその他の市町村の状況につきましては、現在のところ把握はいたしておりません。

以上です。

○副議長（遠藤保明）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　分かりました。

それでは、３番の今後の方針について、市民が安全で安心して暮らせるまちの実現のために、この制度はとても大切なことだと思いますが、創設するとなると、その場合にはどのような手順で向かっていくのか、その方法をお聞かせください。

○副議長（遠藤保明）　再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　犯罪被害者等支援条例を制定する手順といたしましては、既に今制定されている県内市町村の制度や、見舞金の支給内容などを調査、研究、精査をいたしまして、その後、本市の条例案として取りまとめた後、議会に議案として提出させていただくことになっております。

以上です。

○副議長（遠藤保明）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　では再々質問です。

犯罪の未然防止はもとより、経済的困窮者や精神的被害者、こういった方に対して助成を行うことにより、一日も早く犯罪被害者が平穏な生活を取り戻すことができるようにしようという政策なんですね。ですから、市としても、これはもう早急に支援体制を整えていくべきだと思いますけれども、どうですか、市長、改めて市長のお考えを、明確なお考えをお聞きしたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

○副議長（遠藤保明）　再々質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎）　昨日、宮内保議員に同様の回答を申し上げましたが、犯罪被害者等の方に対しては親身になり、寄り添いながら相談を受け、国、県、警察などと連携し、社会全体で支えていくことが重要と考えております。

既に犯罪被害者等支援条例が制定されている県内市町村の制度や見舞金の支給内容などを調査、研究し、犯罪被害者等支援条例の制定に向けて事務を進めてまいりたいと考えております。ご提言ありがとうございました。

○副議長（遠藤保明）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　力強い市長の答弁がありました。本当に一日も早く、一刻も早くこの

制度は実現してもらいたいと思います。よろしくお願いします。

では、５番のデマンド交通について再質問いたします。

１番は分かりました。

（２）の再質問を行います。市は、先ほどどの時点で知ったのか回答がありましたので、８月５日であったと認識しました。そのときに市としてはどのような対応をしたのか、改めて伺います。

○副議長（遠藤保明）　再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　警察からの記者発表を受けた新聞各社からの取材がありましたので、直ちに警察に連絡をして事実確認をいたしました。

以上です。

○副議長（遠藤保明）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　では、（３）の再質問をします。逮捕された後、３番の再質問ですよ。市に対しては、警察署の調査はあったのでしょうか、なかったのでしょうか。あったと思いますけれども、これをちょっと聞かせてください。

○副議長（遠藤保明）　再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　市としまして警察への捜査協力などにつきましても、責任を持って対応したところでございます。

以上です。

○副議長（遠藤保明）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　それでは、４番の再発防止について、これ大事なところですので、しっかり聞きたいと思います。

市と運営会社、タクシー会社ですね、再発防止のため具体的にどのような対策を取っていく考えなのかお聞かせください。

○副議長（遠藤保明）　再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　再発防止の対策としまして、具体的には市として運行委託業者に対する指導や、適切な運行管理に向けたシステム運用の見直し、また情報共有の在り方を再確認したほか、事業所側でも社員教育の徹底や運行体制の見直しなどを行っており、今後

も適宜、改善を図ってまいります。

以上です。

○副議長（遠藤保明）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　では、３回目、デマンド交通は市民にとって大変待ちわびた大切な交通機関であります。１人の人が行った行為ですけれども、残念ながら、市民にはタクシーを利用することへの戸惑いが起きたことも事実だと思います。でも、多くのタクシー運転手の皆さんは、道を熟知して、お客様へのサービスの提供など、プライドを持って仕事に従事しているんですね。ですから、一日も早く市民の信頼を取り戻してほしいと思います。改めて市の考えをお尋ねします。

○副議長（遠藤保明）　再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　このデマンド交通事業ですが、地域の公共交通の一つとして大変重要な事業であり、市としましても、この事業に対する信頼回復に向けて全力で取り組んでおりますので、市民の皆様には、ぜひ今後も安心してデマンド交通をご利用いただきたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　本当ですね。今日の私の質問のやり取りもそうですけれども、いろいろな形で市のほうから、市民に対して本当に取り組んでいる姿勢をアピールしていただきたいと思います。それがだんだん市民に伝わって、本当に安心、こんなことあってはいけないことですから、安心してタクシーを利用できるというふうに、また信頼が回復されることと思いますので、よろしくお願いします。

最後になります。このような被害者を守るために、先ほど質問した犯罪被害者等支援制度があるわけです。このような事件が起きてしまったときには、市民に対して市は条例をもってして支援することができるわけですので、犯罪被害者等支援制度、一日も早い条例の創設を要望して、私の一般質問を終わりにします。市長、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

○副議長（遠藤保明）　宮澤芳雄議員の一般質問を終わります。

宮澤芳雄議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、午後２時まで休憩いたします。

休憩　午後　１時５０分

再開　午後　２時　０分

○副議長（遠藤保明）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇　伊　藤　房　代

○副議長（遠藤保明）　続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（１６番　伊藤房代　登壇）

○１６番（伊藤房代）　議席番号16番、公明党、伊藤房代でございます。令和６年第３回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

私は今回、大きく分けて６点の質問をさせていただきます。

１点目、排水路の環境整備について、２点目、高齢者支援について、３点目、クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）について、４点目、冷水機・給水スタンドの設置について、５点目、ＡＥＤ（自動体外式除細動器）について、６点目、高等学校への支援について質問いたします。

まず１点目、排水路の環境整備について質問いたします。

（１）旭スポーツの森公園・総合体育館南側の排水路について、汚泥の回収はできないか質問いたします。旭スポーツの森公園・総合体育館南側を流れるこの排水路は、長年一度も排水路の汚泥の回収はされていなく、夏になると異臭がし、虫が湧き、また草が伸びて大変に不衛生で環境に悪く、台風や大雨のときなどは排水路の水があふれそうになり、大変心配との声が上がっています。ぜひとも排水路の汚泥の回収や草刈り、木の枝の伐採はできないか質問いたします。

２点目、高齢者支援について。

（１）高齢者紙おむつ給付対象者の人数と要件について質問いたします。

（２）紙おむつ給付方法について、現物給付と購入券、どちらでも選べるようにできないか質問いたします。現在、紙おむつ給付方法については現物給付となっていますが、購入券で頂けないかとの声が出ています。現物給付と購入券、どちらでも選べるようにできないか

質問いたします。

３点目、クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）について。

（１）熱中症予防のため、一時的に暑さをしのぐ場所として冷房の効いた施設「涼み処」として開放しているが、現在の利用状況について質問いたします。

（２）どのように周知されているのか、質問いたします。

４点目、冷水機・給水スタンドの設置について。

（１）公共施設に冷水機・給水スタンドの設置はできないか質問いたします。

近年、夏の温度が高温になり、平常時の体温は37度Ｃ前後である体温が、猛暑の近年、水分を補給しない場合、1.1度Ｃも上昇し、汗をかいて脱水が進行し熱中症の危険性も増大し、体温が39度Ｃになると疲労感になり、40度Ｃになると動けなくなるという熱中症の症状が出ています。

そこで、熱中症予防に効果があるとされている適切な水分補給をすることが大事であると結果が出ています。実験で、真夏の高温で運動した場合、体温が1.10度Ｃも上昇し、水分補給、５度Ｃの冷水を飲水した場合は0.68度Ｃ、15度Ｃの場合、0.77度Ｃなどで、水分補給の水の温度は５度Ｃから15度Ｃの水分の熱中症対策補給が適していると研究結果が出ております。旭市として、熱中症対策に、夏の季節、５度Ｃから15度Ｃの冷水機はぜひ必要と考えます。ぜひ小・中学校をはじめ公共施設等に冷水機の設置はできないか質問いたします。

５点目、ＡＥＤ（自動体外式除細動器）について。

（１）ＡＥＤ（自動体外式除細動器）の講習会の実施状況についてお伺いいたします。

（２）ジュニア救命士制度について。ジュニア救命士講習会を５・６年生の授業でできないか質問いたします。

小学生が救うジュニア救命士講習が広がっています。目の前で倒れた人に対し、その場に居合わせた人が救急隊や医師に引き継ぐまでの間に行う応急処置はＢＬＳ（一次救命処置）と呼ばれる。すぐにＢＬＳを行うかどうかが生存率に大きく影響するため、小学生にもＢＬＳの講習を通じ命の大切さを学んでもらう活動が各地で広がっております。関係者は、小さな勇気が命を救うことを知ってほしいと話す。

水戸市は、2016年６月からジュニア救命士制度を始めた。年１回、消防本部の担当者が小学校を回り、６年生の授業で救命講習を行っている。また、柏市では2013年４月からジュニア救命士制度がスタートいたしました。

市では、命の大切さや救命法の重要性を幼少期から根づかせ、救命率の向上を図るため、

５・６年生を対象に実施されています。市では、ジュニア救命士制度について、ジュニア救命士講習会を５・６年生の授業でできないか質問いたします。

（３）ＡＥＤ（自動体外式除細動器）を屋外に設置できないか質問いたします。

（４）集会所等にＡＥＤ（自動体外式除細動器）の設置はできないか質問いたします。

（５）胸骨圧迫をサポートする自動心臓マッサージ器の導入はできないか質問いたします。

６点目、高等学校への支援について。

（１）年々生徒数が減少する中、農業高校の存続のための支援は考えているのか質問いたします。千葉県で唯一の農業高校ですが、年々生徒数も減少する中、旭市としても、近隣だけでなく遠方からも都市部や県外からも来ていただけるような働きかけはできないか、またその支援はできないか質問いたします。

以上で１回目の質問を終わります。

○副議長（遠藤保明）　伊藤房代議員の一般質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　私からは、１の排水路の環境整備についてと、旭スポーツの森公園・総合体育館南側の排水路について回答いたします。

当該水路につきましては、あさひ市民センター北側から西に向かい、旭スポーツの森公園・総合体育館の南側を通り、線路を横断し、線路の南側沿いに、新川まで続く水路となっております。

旭スポーツの森公園・総合体育館南側の箇所については、幅２メートル、深さ1.5メートルの水路が設置されております。

ご質問のありました水路の汚泥のしゅんせつや草刈り等については、現地調査の上、状況等を確認し対応を検討していきたいと考えております。

以上になります。

○副議長（遠藤保明）　高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名　隆）　２の高齢者支援についての、まず（１）高齢者紙おむつ給付対象者の人数と要件についてお答えいたします。

高齢者への紙おむつの給付は、ねたきりなどの要介護高齢者を在宅で介護している家族の負担軽減を図るために実施をしております。令和５年度の給付対象者は211人となっております。給付の要件は、65歳以上の市民税非課税の方で、ねたきり状態で日常生活のほとんどに介護を要する方や、認知症のため常時失禁状態にある方となります。

続きまして、（２）の紙おむつ給付方法についてお答えいたします。

現在、紙おむつの給付方法については、年に３回、４月と８月と12月に各４か月分をまとめて受給者宅に届ける現物給付で実施しております。現物給付している紙おむつは入札により購入しているため、購入費を抑えることができ、より多くの枚数を給付することが可能となります。

購入券での助成の場合、利用者が希望する紙おむつを自由に選択できるというメリットがございますが、現在行っている現物給付は、受給者宅まで紙おむつを配達するため、高齢者を介護している家族の負担をより軽減することができると考えております。

今後も、利用者の使いやすさに配慮しながら、紙おむつの選定を行い、一定の枚数の紙おむつを配達することにより、在宅介護の負担軽減を図っていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明）　健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　私からは、質問事項の３、クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）についての（１）（２）について回答申し上げます。

初めに、（１）の熱中症予防のため、一時的に暑さをしのぐ場所として冷房の効いた施設、「涼み処」の利用状況はということでございました。

市では、クーリングシェルターとしての指定はしておりませんが、市役所本庁舎や公民館など７か所の公共施設の共用スペースを「涼み処」としております。どなたでも自由に利用できるよう開放しておりますので、「涼み処」として利用しているかどうかというところでは、人数の把握はしておりません。よろしくお願いいたします。

続きまして、（２）のどのように周知されているかでございますが、「涼み処」につきましては市のホームページで周知をしております。

今後も適切な時期に分かりやすい周知に努めてまいります。

以上です。

○副議長（遠藤保明）　行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　私からは、４の（１）公共施設に冷水機を設置できないかとのご質問ですが、現在のところ、本庁舎を含めまして公共施設に新たな冷水機を設置する予定はございません。冷房の効いている建物内においては熱中症のリスクが低く、またそれぞれに自動販売機を設置してございますので、水分補給についてはそちらをご利用いただければと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明）　消防長。

○消防長（常世田昌也）　私からは、大きな５番のＡＥＤについて、（１）から（３）、それと（５）について回答させていただきます。

初めに、（１）ＡＥＤの講習会実施状況につきまして回答いたします。

ＡＥＤの講習会につきましては、救命講習のプログラムの中で心肺蘇生法の手順の一つとして項目に含まれ、実施をしております。講習会の開催状況につきましては、令和３年度は４回で58名、令和４年度は53回で709名、令和５年度は73回で1,258名、令和６年度は８月までで38回、635名に対して救命講習を行っております。開催場所につきましては、受講者側で用意された場合には、会社の会議室やホール、また公民館や学校の体育館などで開催をしております。会場を設定していない、また場所について相談があった場合には、消防本部の会議室を会場として開催をしております。令和３年度の回数が少ないことにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、救命講習を中止または延期したことからでございます。

そのほか、市で実施しております津波避難訓練や産業まつりの際には、参加していただきました市民の方々に対して、ＡＥＤを使用した心肺蘇生法などのデモンストレーション、体験会などを行い、普及啓発に努めております。現在、救命講習会につきましては、感染防止対策の徹底を図り講習会を再開しておりますので、徐々に申込件数が増えてきている状況でございます。

そのほか、今年度より救命講習の定期開催を開始したところでございます。偶数月ごとに、一般救命講習を第１日曜日に、普通救命講習を第３日曜日に、消防本部を講習会場として開催をいたします。

今後とも救命講習の普及啓発に努めてまいります。

続きまして、（２）ジュニア救命士制度についてでございますが、現在、本市におきましてはジュニア救命士制度はございませんが、過去におきまして、子ども会育成連絡協議会の小学生と保護者68名を対象とした講習会や、市内小学校において、小学校５・６年生を対象とした講習会を実施したことはございます。そのようなことから、現在でも小学校５・６年生を対象としました救命講習を実施することは可能でございます。学校より依頼があった場合には対応していきたいと考えております。

消防本部といたしましても、幼少期より命の大切さ、救命について触れることが重要であ

ると考えております。

続きまして、（３）ＡＥＤを屋外に設置できないかとのことでございますが、現在、旭市でＡＥＤを屋外に設置している施設はございません。近隣の銚子市、匝瑳市、香取市でも、把握している限り、屋外に設置している施設はないとのことでございます。

ＡＥＤを屋外に設置することで、早期にＡＥＤの使用が可能となる場合もあります。救命率の向上につながることも考えられますが、ＡＥＤが精密機械でありますことから、屋外専用の温度調整機能つきの収納ボックスを設置する必要があること、また屋内に比べ盗難等に遭う可能性も高く、防犯上の問題もございますので、管理上の問題から現時点でＡＥＤの屋外設置は難しいものと考えられます。

イベント開催時には、消防本部にてＡＥＤの貸出しを行っておりますので、これらのことから、現在ＡＥＤの屋外設置の予定はございません。

最後に、（５）自動心臓マッサージ器の導入についてでございますが、現在、当消防本部に自動心臓マッサージ器は導入されておりませんが、導入に向けて検討している案件でございます。

自動心臓マッサージ器とは、バッテリーまたは酸素ボンベなどを駆動力として、心肺停止となった傷病者に対して、救急隊員の手の代わりに絶え間ない胸骨圧迫、心臓マッサージですね、これを一定のリズムと強さで行える機器となります。狭隘な場所など心臓マッサージの中断をするしかなかった場面でも、絶え間ない心臓マッサージが実施、継続できます。

また、走行中の救急車内や長距離搬送でも安定した心臓マッサージが可能となることで、救命率の向上が期待されているところでございます。

旭市管内におきましては、傷病者の搬送先はほとんどが総合病院国保旭中央病院でございまして、心臓マッサージを必要とする事案であっても、比較的短時間で病院へ収容できていましたことから、導入が進んでおりませんでした。しかしながら、先ほど申し上げました機器の有効性と、救急隊員が傷病者と接触する時間を短くすることができ、救急隊員の感染防止も図れますことから、今後も導入に向けた検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明）　総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　それでは、私のほうから大きな５番の（４）になります。集会所等にＡＥＤの設置はできないかというご質問です。

市ではこれまでに、庁舎、小・中学校等公共施設に多くのＡＥＤを設置してまいりました。

ＡＥＤの認知度の広まりから、現在では多くの民間施設にも設置が進んでいるものと認識しております。

一般財団法人日本救急医療財団が発行するＡＥＤの適正配置に関するガイドラインには、ＡＥＤを配置すべき施設などの事例を含めて示されておりますが、集会所についての明記はございませんでした。

集会所への設置でございますが、設置するとなれば、ふだんの管理等に関しては集会所を管理する区や自治会にお願いする形が想定されます。また、機器の配置については、ＡＥＤの使用のしやすさ、点検のしやすさなど運用管理面のほか、ＡＥＤを使用する人材育成を含めて検討していく必要があることから、今すぐの設置は難しいものがあると考えております。

現時点での集会所への設置計画はございませんが、各区・自治会からの要望や意向を確認しながら、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　教育総務課から、６の高等学校への支援についてお答えいたします。

旭農業高校は、千葉県内唯一の農業専門校として、明治43年の創立以来110年以上にわたって地域の農業を支える人材育成を担う伝統校であります。

旭農業高校に限らず、少子化に伴い生徒数が減少しており、近隣の公立高校も同様の傾向となっております。生徒数の減少を食い止めるため、近隣だけでなく都市部や県外からも来てもらえるように働きかけを行うことは有効な取り組みの一つであると考えます。

旭農業高校では、学校で飼育した豚の肉を使用したレトルトカレー、旭農ポークカレーを地元企業と共同開発したり、学校の水田で地域の小学生による田植え及び稲刈り体験を実施し、収穫したお米を毎年、復興支援住宅に無料配布したり、また海岸防災林の再生活動など、農業高校の特色を生かした様々な地域貢献活動に取り組まれております。

こうした旭農業高校の魅力を都市部や県外に伝えるに当たり、旭農業高校や県教育委員会が行う取り組みを注視するとともに、広報や市ホームページの活用など、協力できることがあれば、市と教育委員会とが連携しながら協力していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　それでは、再質問させていただきます。

１点目の排水路の環境整備については、ぜひともやっていただければと思いますので、また調査していただいて、早急にまた排水路の汚泥の回収や草刈り、木の枝の伐採など、ぜひともお願いできればと思いますので、お願いして次に入ります。

２点目、高齢者支援についての（１）の紙おむつ給付対象者の人数と要件について分かりました。

今後、例えばねたきり状態で日常生活のほとんどに介護を要する者や、また認知症のため常時失禁状態にある者だけでなく、介護認定、例えば２からとか、支給することは、緩和することはできないか質問いたします。

○副議長（遠藤保明）　伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名　隆）　現在のところ支給対象の拡大の予定はございませんが、今後、高齢者人口や世帯構成の動向などを見据えつつ、介護に携わる方の意見や近隣市町の状況、また財政面など総合的に勘案していきたいと思います。

以上です。

○副議長（遠藤保明）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　ぜひよろしくお願いいたします。希望する方には、例えば紙おむつの支給を、これからますます高齢化が進むと利用頻度も多くなりますので、ぜひとも支給対象を拡大できればと思いますので、要望して次に入ります。

（２）の紙おむつ給付方法についてですけれども、今現在、現物給付でありますが、購入券だと例えば自分でいろいろ選べると思うんですね。ですので、必要なものを必要なだけ選ぶことができるので、そちらのほうの検討はいかがでしょうか。再度質問いたします。

○副議長（遠藤保明）　再質問に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名　隆）　伊藤議員おっしゃいますように、購入券の助成は、確かに利用者が自由に選択できるというようなメリットがあるかもしれません。ですけれども、在宅で介護している家族の身体的・経済的負担をより軽減するという本事業の目的を考慮しますと、引き続き、利用者の使いやすさに配慮しながら、また紙おむつの選定を行い、これまでどおり一定の枚数の紙おむつを配達する現物給付で在宅介護の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（遠藤保明）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　ぜひよろしくお願いいたします。

次に、３点目のクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）についての再質問は、（１）と（２）一緒に併せて質問させていただきたいと思います。

先ほど、市ではクーリングシェルターではないが７か所「涼み処」として提供しているということで、人数の把握はしていないということでありました。ホームページに確かに載っているんですけれども、このホームページにたどり着くまでにすごく大変で、新着更新情報というところのページ３というところをクリックするんですけれども、ここへたどり着くまでに大変なわけなんです。

ですので、見ると、７月10日更新のところに、熱中症に注意しましょうとあるんですけれども、今ちょっと読ませていただくと、「熱中症とは、高温多湿な環境に長時間いることで徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温の調節がうまくできなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく、室内でも発生する可能性があります。」「熱中症警戒アラートとは、暑さへの「気づき」を呼びかけるため、熱中症の危険性が高いと予測される際に環境省・気象庁から発表される情報です。旭市ではアラートが発令された場合、防災行政無線でお知らせします」「涼み処をご利用ください」とあります。「熱中症予防のため、一時的に暑さをしのぐ場所として冷房の効いた施設を「涼み処」として開放しています。夏の暑さから身を守るため、お気軽にご利用ください。」とあるんですけれども、７か所、市役所本庁舎や飯岡福祉センター、海上公民館、いいおかユートピアセンター、ひかた市民センター、旭市総合体育館、おひさまテラスの７か所なんですけれども、まずホームページを開いてそこへ本当にたどり着くのが難しいということで、ですので、毎日のように防災行政無線で熱中症警戒アラートが発表されておりますということであるんですけれども、実際、市民の皆さんが「涼み処」は一体どこなのか、正直なところ、問合せもかなりありまして、分からないということなので、ぜひホームページをもう少し分かりやすくできたらいいのかなというふうに思います。

また、施設の入り口とかに、例えば「涼み処」ののぼりを立てるとか、ここが「涼み処」なんですよとかと分かるようなやり方を、ご自由にといっても分からないといけないので、その辺もいかがでしょうか、質問いたします。

○副議長（遠藤保明）　再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　今、議員のお話ありましたように、熱中症警戒アラートが出

た場合には、防災行政無線のほうで放送させていただいております。内容としましては、日中の外出や激しい運動を控え、小まめな水分補給、扇風機やエアコンなどを適切にするようにということで、まず命を守るための行動について第一に流させていただいているところでございます。

「涼み処」については、分かりづらいというところ、承知しておりますので、市のホームページでだけではなく、今後、適切な時期に広報等も利用しながら周知をしてまいりたいと考えております。また、施設の入り口等の表示については、施設の関係者と協議し検討してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（遠藤保明）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　ぜひともお願いいたします。

それでは、３回目の質問をさせていただきます。

一時的に冷房施設を有する地域の公民館や図書館、スーパーなどを指定暑熱避難施設、クーリングシェルターに指定する働きが全国で進んでいます。外が暑くても仕事や買物、通院など、どうしても外出しなくてはならないとき、暑さをしのぐ休憩所となっています。

環境省は、４月から運用が始まった熱中症特別警戒アラートの発表時に、避難の場所としてシェルターを開放するように求めています。８月14日時点で、全国1,741市区町村のうち４割に当たる757市区町村が１万1,000超の施設をシェルターに指定、９月末までに指定を終える予定の自治体もあり、指定施設は今後も増える見込みである。

そこで、旭市ではクーリングシェルターの指定はできないか。今「涼み処」として開放しておりますが、クーリングシェルターの指定はできないか質問いたします。

○副議長（遠藤保明）　再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　クリーンシェルターについての指定につきましては、ただいま公共施設のほうで「涼み処」として開放しているところですので、その辺から検討してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（遠藤保明）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　それでは次の質問、４回目の質問をさせていただきます。

もっと分かりやすく、先ほども言いましたけれども、ホームページに載せていただくこと

はできないか。また、チラシを作成し、どこの施設を「涼み処」として開放しているのとかが分かるように、例えば配布したりとか、広報に載せたりとか、また施設の入り口に旗を立てるとか、その辺もできればと思います。それと、民間との協定についての考えはどうなのか質問いたします。

○副議長（遠藤保明）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　繰り返しになりますけれども、民間との協定ということで、ただいま公共施設のほうを中心に「涼み処」として開放しているところですので、よろしくお願いしたいと思います。

○副議長（遠藤保明）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　どうぞよろしくお願いいたします。

次に、４点目の冷水機・給水スタンドの設置についての再質問をさせていただきます。

福島県南相馬市は、市役所１階に給水スタンドを設置しております。市民にマイボトル利用を促し、プラスチックごみ、プラごみの削減につなげたいと考えております。給水スタンドは水道直結型で、冷水と常温水の２種類が利用可能、水筒などのマイボトルを持参すれば誰でも無料で給水できる。市生活環境課は、浄水機能により安全でおいしい水が飲める、熱中症対策にも積極的に活用してほしいと呼びかけている。市は今後、各フロアや公共施設に順次給水スタンドを設置していく方針。ぜひ旭市でも公共施設に冷水機や給水スタンド、冷水と常温水の２種類が利用可能の設置はできないか質問いたします。

○副議長（遠藤保明）　再質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　プラスチックごみ削減のために冷水機や給水スタンドを設置できないかとのご質問でございました。

現在、新たな冷水機や給水スタンドを設置する予定はございませんので、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

なお、自動販売機を設置している業者がごみ箱を設置し、使用済みのペットボトルや空き缶を回収してリサイクルを行うなど、環境への配慮をした取り組みは実施しております。

以上です。

○副議長（遠藤保明）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　それでは、３回目の質問をさせていただきます。

佐倉市上下水道部では、市民の皆様に佐倉市のおいしい水道水を味わっていただくため、またＳＤＧｓの推進や熱中症対策を目的として、佐倉ふるさと広場の佐蘭花テラスに冷水対応の給水スポットを設置いたしました。ご利用は無料となりますので、マイボトルをご持参の上、ぜひ佐倉市のおいしい水道水を味わってくださいとあります。

旭市でも公共施設に冷水対応の給水スポットの設置はできないか質問いたします。

○副議長（遠藤保明）　再々質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　佐倉市で水道水を味わっていただいていると、そういったような今お話がありました。

何度も同じ回答になって大変恐縮ですが、現在のところ、当市においては新たには設置の予定はございませんので、よろしくお願いいたします。

○副議長（遠藤保明）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　それでは、４回目の質問をさせていただきます。

神奈川県大和市は、ペットボトル削減に向けた取り組みの一環として、複合運動施設、大和スポーツセンターにマイボトルを促すカウント式の給水機を設置しています。給水機は、２階のトレーニング室前に設置されており、誰でも無料で利用できる、持参した水筒などを給水口に置くと自動で水が350ミリリットル出て、利用された回数がカウントされる仕組み。市の担当者は、環境配慮への意識啓発を図るためにも多くの人に利用してもらいたいと話した。熱中症対策に、また環境の面からも、ぜひカウント式給水機や冷水機、冷水対応の給水スタンド等、幅広く小・中学校や公共施設等へ設置はできないか質問いたします。

○副議長（遠藤保明）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　神奈川県大和市では、複合運動施設にカウント式給水機を設置しているというような今お話がありました。

本市では、総合体育館とパークゴルフ場に、カウント式ではございませんが冷水機を設置しております。本庁舎におきましては、滞在時間も短く、冷房も効いていることから、熱中症のリスクは低いと思われるため、先ほどと回答は同じになりますが、現在のところ、冷水機・給水スタンド等の設置の予定はございません。ご理解をよろしくお願いいたします。

○副議長（遠藤保明）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　それでは、提案なんですけれども、「涼み処」ということで、今、皆

さん、どうぞ「涼み処」に来て休んでくださいというんですけれども、結構、今、給水スポット、給水スタンドとか置いてあるところが多いので、お水１杯が本当に親切にあれなんじゃないかなと思うので、いろんな意味で給水、例えば「涼み処」、クーリングシェルターとこれからなるにしても、今これから最低限、お水、販売機に行かなければ買えないとかそういうことではなくて、ぜひともいろんな意味でお水を、ペットボトルの入れ物を持ってきたら飲める、そんなようなことで、旭市はそういう意味でも、もっとこれから考えていただければ、熱中症対策、お水１杯で本当に違ってくると思うんですね。

ですので、７か所の「涼み処」のお水を、欲を言えば冷水機ですよね、冷たいお水も出る、そういうような冷水機、また給水スポット、ぜひともこれはもう本当に検討していただければというふうに思いますので、これは要望です。

では、次に移ります。

５点目、ＡＥＤ（自動体外式除細動器）についての（１）は分かりました。これから定期的にいろいろ開催されていくということでありますので、ぜひとも市民の皆さんにお知らせできればと思います。

私もこの間、初めて消防署へ行って、救命講習をやらせていただき、何しろ初めてだったので、全然うまくいかなかったんです。でも、修了証を頂いて、実際触らないとやっぱり不安いっぱいであれなので、ぜひともそういうチャンスを、そうすると、またこれからＡＥＤが身近に感じてくると思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

次に、（２）のジュニア救命士制度について、ジュニア救命士講習会、５・６年生の授業でできないかということで、今はやっていないということなんですけれども、今後予定とかそういうのがもしあるようでしたら、教育総務課長、よろしくお願いいたします。

○副議長（遠藤保明）　再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　ジュニア救命士についてですが、授業や学校の教育活動につきましては、学習指導要領等に基づいた年間指導計画に沿って実施をしております。

小学校の学習指導要領にＡＥＤの取扱いについては定めていないんですが、５年生のけがの手当てという単元の中で、小学校の保健で学習するように決められている以外の内容なんですが、興味のある人は取り組みましょうとした発展という形で掲載をされております。年間授業時数が定められていることから、全ての学校でＡＥＤの授業を取り扱うことは難しいと考えますが、消防本部から５・６年生の救命講習が可能ということを市内小学校に紹介し

ながら、学校の要望等に応じて対応してまいりたいと考えております。

○副議長（遠藤保明）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　消防署のほうでは可能だと言っているので、できないのではなくて、いつでもできる、スタンバイができているということなので、ぜひともまた学校のほうと、協議していただいて、小さいうちから手に触れていかないと、なかなかＡＥＤも使えないと思いますので、ぜひともその辺はよろしくお願いいたします。

○副議長（遠藤保明）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　学校のほうへ対応をお願いしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（遠藤保明）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　ぜひよろしくお願いいたします。

あと、（３）のＡＥＤ（自動体外式除細動器）を屋外にということですけれども、やはり屋外じゃないとなかなか使えないものもあると思うんですね。中にあったから使えないということがあると思うので、やっぱりこれからは、中もあれですけれども、外にも１か所ぐらいずつは公共の場でも、例えば学校でもいろいろな公民館でも、いろんなところで、１か所だけではなく何か所かＡＥＤを設置していかれないかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○副議長（遠藤保明）　再質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也）　屋外設置についてですが、実際に屋外設置している自治体等はございますので、その辺等いろいろ研究しながら今後検討していきたいと考えております。

以上となります。

○副議長（遠藤保明）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　ありがとうございます。ぜひ検討していただければと思います。

次に、（４）の集会所等にＡＥＤ（自動体外式除細動器）の設置なんですけれども、使う人がいないという、いろいろ人材育成が必要だということであれば、これから区でも、区の皆さんを集めてのＡＥＤの講習会とか、またそういう部分はこれからやっていくことは可能でしょうか。

○副議長（遠藤保明）　再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　それではお答えいたします。

そのような各区や自治会等からの要望等がございましたら検討していきたいなと、そのように思っています。

以上です。

○副議長（遠藤保明）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　ぜひとも人材育成をして、またＡＥＤ（自動体外式除細動器）の設置も、ぜひとも市のほうでも希望しているという区があれば、率先して設置のほうもぜひ考えていただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○副議長（遠藤保明）　再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　ＡＥＤの集会所への設置に関しましては、先ほどもお答えさせていただきましたが、管理面だったり運用面だったりの課題があるということでもございますので、先ほどと重複しますが、各区・自治会からの要望、また意向等を確認しながら、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（遠藤保明）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　ぜひ検討していただければと思います。

（５）の胸骨圧迫をサポートする自動心臓マッサージ器の導入は、今導入に向けてやっているということで、早急に今向けているということでありますので、本当にありがとうございます。

最後の６点目の高等学校への支援については、これからもしっかりまた市としても働きかけていただければと思いますので、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（遠藤保明）　伊藤房代議員の一般質問を終わります。

伊藤房代議員は自席へお戻りください。

◇　永　井　孝　佳

○副議長（遠藤保明）　続いて、永井孝佳議員、ご登壇願います。

（７番　永井孝佳　登壇）

○７番（永井孝佳）　旭市６万2,169名の市民の皆様、こんにちは、永井です。本日は、皆様

の支援と職責の重さをかみしめながら、不撓不屈の精神で一般質問に臨みたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は４項目質問させていただきます。

１番目は、海水浴場の開設についてです。本年度も飯岡の海水浴場は開設されませんでした。だいたいの事情は把握しておりますが、開設できなかった理由をご解説お願いいたします。

では、２番目です。中学校の部活動の今後についてです。

こちらも、林議員と宮澤議員のほうから地域移行についての説明、いろいろ聞かせていただいております。最終的には地域移行に進んでいくんだとは思うんですけれども、移行期間がまだあります。今後も学校で部活をやっていくという状態があると思いますので、その辺についてちょっと質問をさせていただきたいと思います。

生徒数が減少したことによって部活の種類も減ってきております。目当ての部活が学区の中学校にないときは、区域外就学という選択をする方もいるというのを聞いたことがありますけれども、その区域外就学される方の件数をお伺いします。

３番目は、窓口対応についてです。こちらが、各種申請手続きで病気やけがなどで委任状を書くことが難しい場合に、代理人が委任状を代筆することができない理由をお伺いいたします。

ちょっとややこしいので例え話をするんですけれども、体の不自由なおばあ様がいて、その娘様が何か申請をするときに委任状が必要になるんですけれども、体が不自由だから委任状が書けません。そういうときに代筆が必要とされるんですね。代理人が代筆してはいけないので、第三者を連れてきて、その方に、この方に権利を移譲しますというのを聞いて代筆してもらうんですけれども、わざわざ第三者を連れてきて代筆してもらわなければいけないということで、それが非常に労力があって大変だったという市民の方からのご意見をいただきました。ということで、このような不便を強いてまで代理人が委任状を書けない理由をお伺いいたします。

４番目は、漁業関係者との連携についてです。海匝漁協のすぐ隣の港の中に船が１隻沈んでいるんです。この状態がもう１年前ぐらいから続いているので、その辺のいきさつをお聞かせください。

以上、４点の質問になります。よろしくお願いいたします。

○副議長（遠藤保明）　永井孝佳議員の一般質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　商工観光課からは、質問項目の１、海水浴場の開設についてお答え申し上げます。

開設できない理由はという質問でございました。飯岡海水浴場のエリアにつきましては、千葉県が砂浜の浸食を防ぐ目的などで設置した消波ブロックの影響によりまして、砂が顕著に堆積をしております。コロナ禍以前と比較しても海水浴をできるエリアが減少しているという状況でございます。このため、干潮時、引き潮のときには消波ブロックまで砂浜が続いてしまい、消波ブロックより沖まで出なければ泳げないというような状況となっております。

海水浴を行うためには消波ブロックの海側に遊泳エリアを設ける必要がありますが、以前、ライフセーバーの方から、消波ブロックが死角となり監視業務に支障を来すという意見もいただいているほか、地形的な問題で危ないという意見もいただいております。

このような状況から、現在、飯岡海水浴場は開設していないところでございます。

以上です。

○副議長（遠藤保明）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　教育総務課から、２番の中学校の部活動の今後についてお答えいたします。

（１）希望する部活動が地元の中学校になかった場合の区域外就学の件数ということですが、部活動のみを理由とする区域外就学については原則として認めておりませんが、部活動以外の区域外就学の要件を含めて協議して、許可をしている場合がございます。その件数を過去３年間申し上げますと、令和４年度に１件、令和５年度に１件、令和６年度も１件となっております。

以上です。

○副議長（遠藤保明）　市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博）　代理人は委任状を代筆することができない理由という点について市民生活課から回答します。

先ほど、永井議員のお話の中での想定、例え話なんですけれども、同じ住所の同じ世帯員であれば、娘さんは委任状なしでその方の住民票の写しなど取得できますので、親御さんが施設などに長期に入所しているというような想定で、住所も世帯も分かれているという想定でよろしいでしょうか。

そうしました場合は、委任状は代理人による申請等が委任者本人の意思に基づくものであ

ることを証するものであり、本来委任者が作成すべきものです。代理人が代筆を行う場合、委任者の意思を十分に確認できないことから、本市では、委任者、代理人とは別の方による代筆をお願いしております。ですから、代筆の方を連れてこなくても、どなたか第三者の方に頼んで代筆していただいて、その委任状を持ってきていただければ結構です。

以上です。

○副議長（遠藤保明）　農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　私からは、大きな項目の４（１）の飯岡漁港内での船が沈んだままになっている経緯についてご答弁申し上げます。

飯岡漁港内の沈船につきましては、三重県の業者が所有する船舶を引くための船が、令和５年７月11日にしけによる避難のため飯岡漁港に寄港し、その後、同年７月19日に沈んでしまったものであります。

漁港管理者である千葉県では、漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条の２の規定による撤去指導を再三にわたり行っているところですが、いまだ解決に至っていない状況であります。

今後の予定といたしましては、引き続き千葉県から所有者に対しまして現地からの引揚げ、処分を求めていくと聞いております。

以上でございます。

○副議長（遠藤保明）　一般質問は途中ですが、３時５分まで休憩いたします。

休憩　午後　２時５３分

再開　午後　３時　５分

○副議長（遠藤保明）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　ご回答ありがとうございます。

休憩中に喉をちょっとやってしまって、すみません。お聞き苦しい点がありましたら申し訳ないです。

安全のために開設ができないというご回答でした。仕方がないと思う反面、どうにかなら

ないかなという思いもございます。

今年の夏は、海沿いをのぞいてみるとたくさんの海水浴客がいました。ちょっとしたワイキキビーチぐらいのにぎわいがあったかなと思うんですけれども、そこで再質問になりますが、今年の海の人出やライフセーバーの有無、事故の有無など、把握している情報がありましたら教えてください。

○副議長（遠藤保明）　再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　お答え申し上げます。

例年、入り込み客数につきましては、海水浴場開設時にはライフセーバーを配置しておりますので、把握のほうをしておりました。しかし、飯岡につきましては海水浴場は開設しておりませんので、今年につきましては看板を設置して注意喚起などを実施しましたので、ライフセーバーのほうは配置はしませんでした。このため、今年の飯岡海岸の入り込み客数については把握はしていないところでございます。

ただ、コロナ明けの令和４年、５年につきましては、注意喚起や事故防止のために、海水浴場は開設しなかったのですが、ライフセーバーのほうを配置しましたので把握しております。令和４年、５年の数値のほうをお答えさせていただきたいと思います。令和４年は1,591人、令和５年は3,151人でございました。また、参考までに、令和４年の矢指ケ浦海水浴場につきましては8,001人、令和５年については5,975人、ちなみに今年、令和６年の矢指ケ浦海水浴場の入り込み客が8,606人でございました。

また、ライフセーバーにつきましては、海水浴場を開設していた矢指につきましては６名配置をしております。ただ、飯岡のほうは今年は配置しなかったんですが、令和４年、５年については、パトロールという名目で３名体制で配置をしていたという事実がございます。

なお、今年度夏期期間中におけます飯岡海岸での水難事故はございませんでした。

以上です。

○副議長（遠藤保明）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　ライフセーバーが今年はいなかったということですけれども、安全に終わってよかったと思います。

近隣の方は現状を知っているので海に遊びに行く方もいるんですけれども、しかし遠くから泊まりで来るお客様なんかは、やはり観光雑誌やウェブに海水浴場開設なしと書いてあったら、宿泊するホテルとかはやっぱり対象から外れてしまうと思うんですね。そういう面で

は観光業には大きな打撃だと思います。

しかも、今年はＹＯＵ・遊フェスティバルが10月にずれたり、ビーチバレーがなくなったり、あとは宝探しがなくなったりで、夏期観光の目玉というか、何か雑誌に載るようなものがあまりなかったんですね。そういうことで飯岡の夏期観光は寂しくなってしまったんですけれども、自分が幼くてかわいかった頃は、海の家なんかがたくさんあって、ナウなヤングが夏を謳歌していたんですけれども、今はすごく寂しい状態になっていると思います。そんな思い出深い飯岡海岸を再び活気がある姿に戻したいなと思っております。

そこで再々質問になりますが、海水浴場を開設できるようにするために、市や県でできることは何かないでしょうか。

○副議長（遠藤保明）　再々質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　従前、飯岡海水浴場を開設していた、いいおか潮騒ホテルの下では、沖にある消波ブロックにより陸側に遊泳エリアを確保することが困難なため、もし海水浴場を復活させる、今現状のまま開設するには消波ブロックの海側にエリアを設けなければならないという形になってしまいます。

しかし、消波ブロックの海側では、先ほどもちょっとお答え申し上げたのですが、消波ブロックが死角となりまして監視業務に支障を来すということ、また海底や海流などの状況が把握できないというところで、遊泳者の安全確保が困難であるということから、海水浴場を開設することが難しい状況であるというところでございます。

消波ブロックは、砂浜の浸食対策を目的として千葉県が設置したものでございます。また、砂浜は、水産資源の生息空間やレクリエーションの活動の場であるとともに、波浪を軽減し、陸への波の浸入を防ぐという防災機能も有していることから、消波ブロックの撤去には県との協議が必要であるとともに、東日本大震災により津波被害を受けた地元住民などとの合意形成も必要と考えられることから、飯岡海岸の消波ブロックの現状をまず変更するということは、現状ではちょっと難しいのかなというふうに考えております。

○副議長（遠藤保明）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　昔は、堤防まで波が来てしまって砂浜が全くない状態もあったそうなので、消波ブロックを外してビーチを復活させるというのはちょっと難しいのかなと。あとは、自然が相手ですので現状を変更するのは難しいですし、不確定要素も多いので、いつまで待てば復活するとか、そういうのも言えないと思うんです。

そこで４回目の質問になるんですけれども、砂浜というか海水浴場を東西どちらかに移して開設することはできないでしょうか。その辺をお伺いいたします。

○副議長（遠藤保明）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　潮騒ホテルから移動して開設できないかという質問でございます。

西側というふうにちょっと限定させていただきたいと思うんですが、潮騒ホテルから移動して西側で、もし海水浴場を開設した場合、現在の潮騒ホテル下の駐車場であるとかシャワー室などの便益施設から遠くなるというところで、ちょっと利便性に欠けるところが出てしまうかなというふうに、そこが懸念されるところです。また、西側に移動した場合、近くで水路が海岸に流れ込んでいるところがございます。環境面での検証も、そうなった場合は必要なのかなというふうに思っております。

ただ、その一方で、議員が先ほど来おっしゃられておりますように、海水浴場、海は旭市の夏期観光の大切な資源であります。飯岡地区においても、昔からの大切な資源でありますので、近隣などほかの地域の海の生かし方、その辺のところをちょっと勉強しながら、これらの課題の解決に向けてちょっと検討してみたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○副議長（遠藤保明）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　海水浴場は大きくなくてもいいと思います。観光雑誌とかウェブに開設ありと書かれれば、あとは今と同じく自己責任で海を楽しんでいけるのかなと思っております。

これから海業の協議も始まり、飯岡エリア全体をビジョンを持って進めていく必要があると思います。飯岡の海岸エリアにはおしゃれな店やサーファーの別荘が建ち並ぶ活気あふれるエリアになるように、今後もいろいろ検討していただきたいなと思います。

あと、すみません、言い忘れましたけれども、堤防沿いにヤシの木を植えられないかと市民からご意見がありましたので、そちらもちょっとお伝えしたいと思います。

では、次にいきます。

（発言する人あり）

○７番（永井孝佳）　もう４回やっちゃった、すみません。

戸村議員も推しているヤシの木、ぜひお願いします。

では、区域外就学は年間１件ぐらいとかということで、部活だけでは認められないということで、いろんな要件を併せて運用しているのが現状だということですけれども、区域外就学になりますと、今の友達と離れ離れになってしまったり、できるなら学区内の中学校に行けるのが一番いいのかなと思っております。

そこで再質問になりますが、目当ての部活をやりたい生徒が多数いた場合、新しく創部することは可能なのでしょうか。また、その方針というかを決めるのは教育委員会なのか、校長先生なのか、あとはその基準など考え方があったら教えてください。

○副議長（遠藤保明）　再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　部活動の創設の件でございますが、部活動を運営するには最低２人の顧問が必要となります。そのため、部活動を新設するには顧問を配置できるか検討する必要がございます。

顧問については、教職員の人事異動があることから、創設時に専門性を持った教員が顧問となっても、その顧問の永続的な配置は難しいと言えます。また、一つの部活動が増えるということは、現在ある部活動の部員数の減少に関係することから、活動場所なども含め他の部活動とのバランスを考えることも必要となります。

部活動新設につきましては、以上のような様々な要件を総合的に協議しまして、最終的には校長が判断することとなります。

以上です。

○副議長（遠藤保明）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　生徒数の減少もありますし、教師の働き方改革の観点からも新しく部活を増やすのは難しいというご回答でした。

再々質問になりますけれども、部活だけ隣の中学に参加することはできないでしょうか。例えば授業は旭一中で、部活だけ旭二中みたいな、旭一中と旭二中間なら自転車で10分とかなので、立ちこぎで10分ですよね。ですから、準備運動程度の距離で通える範囲だと思いますので、その辺のちょっとご見解をお伺いいたします。

○副議長（遠藤保明）　再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　現時点では、部活動だけほかの学校へ行くということはできません。

以上です。

○副議長（遠藤保明）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　シンプルなご答弁ありがとうございます。けがなど何かあったときの責任問題など、やっぱり学校を超えての部活動というのはちょっと難しいのかもしれないですけれども、しかし何とかしてやりたい種目をやらせてあげたいという気持ちもあります。

そこで４回目の質問になりますけれども、今日、林議員、宮澤議員も質問されていました部活の地域移行というのがございます。学校単位から地域単位にだんだん移っていくということなんですけれども、現在は中学校の大会に地域のチーム、クラブチームみたいな団体が参加しているケースというのはあるんでしょうか。ありましたら、その数と、あとは地域移行の今後の取り組みをお伺いしようかなと思ったんですけれども、それは林議員と宮澤議員の質問でお伺いしたので大丈夫です。

では、地域チームが中学校の試合に出られるかどうかお伺いいたします。

○副議長（遠藤保明）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　東総支部中学校総合体育大会におきまして、令和５年度と令和６年度ともに、女子バレーボールと体操競技、こちらはクラブチームとして参加をしていただいております。

以上です。

○副議長（遠藤保明）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　そうやってだんだん地域移行に移っていって、好きなスポーツ、やりたいことをできるようになっていくといいのかなと思っておりますので、地域移行のサポートを今後もよろしくお願いいたします。

ちょっと余談になるんですけれども、私の息子が小学校の頃、バレーボールと柔道をやっていたんですけれども、中学校になってからサッカー部に入りました。生き生きと楽しくやっていますので、紆余曲折も悪くないように思います。本当に余談でした。

では、次にいきます。窓口対応についてです。先ほどちょっと私が言ったケースが、同居人という感じに取られてしまったと思うんですけれども、正しくは、別居だけれども、体が不自由になってしまって、住所が別々のパターンということでちょっと聞きたいなと思っております。

代理人が代筆を行う場合は、委任者の意思を十分に確認できないとのご回答だったんです

けれども、第三者が誰でもいいんだったら、その第三者の代筆で委任者の意思が確認できるかちょっと疑問なんですよね。

そこで再質問になるんですけれども、この代筆者の身分証明はするのでしょうか。また、委任状はどのぐらいの期間保管するかをお伺いいたします。

○副議長（遠藤保明）　再質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博）　窓口に来ている代理の方の本人確認をしておりますが、代筆者の本人確認はしておりません。

それから、委任状の保管期間なんですけれども、委任状は申請書に添付して保存しています。そして、その申請書の保存年数なんですけれども、保存期間は、施行規則または文書管理規程の定めに基づいておりまして、住民票の写しの申請書類については１年、戸籍に関する証明については３年、印鑑登録に関するものについては５年保存しております。

○副議長（遠藤保明）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　ありがとうございます。第三者の身分を確認しないんだったら、やはりあまり意味がないのかなと思ってしまうんですけれども、私だったら、顔も分からない、身分確認もしない第三者の代筆者よりも、顔写真つきの身分証明書を提出している目の前の代理人のほうが信頼できます。

再々質問になりますけれども、本人と関係が近い代理人の場合は、代理人が委任状を代筆することはできないでしょうか。ご見解をお伺いいたします。

○副議長（遠藤保明）　再々質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博）　委任者の意思によらず取得された証明書等が使用されることにより、委任者に不利益をもたらす可能性が考えられます。代理人とは別の方が代筆者として間に入っていただくことによって、不利益の生ずる可能性を少しでも下げることができると考えられますので、ご理解いただけるようよろしくお願いします。

○副議長（遠藤保明）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　不利益があるかもしれないというか、不利益の確率を下げるためにということなんですけれども、悪意がある場合は、委任状を誰が書いても防ぐことはできないと思います。まず、第三者が本当にいるのか、本当にその人が書いたのか、委任者の近くに行って意見をちゃんと聞いたのか、何一つ証明できません。確認ができていないと思います。

これをもって、第三者の代筆が不利益の生ずる可能性を下げるとは一概には言えないのではないかなと思います。

埼玉県狭山市というところが代理人による代筆を認めているので、電話で問い合わせてみました。そうすると担当課からは、長年やっていますが不利益が生じたことはありませんという回答をいただきました。

この回答が全てではないんですけれども、ほとんどの自治体は旭市と同じように代理人による代筆は認めていません。しかし、市民の利便性を考えれば、旭市より狭山市の対応のほうが現実に即しているのかなと感じてしまいます。代筆が必要な人というのは体が不自由な方ですので、それの代理で来る方というのは、その介護をしている人とか、すごく忙しかったりいろいろ大変な方なんですね。その方が行ったり来たりというのが、とても大変だったというご意見をいただいたので、今回こういう質問をさせていただきました。

委任状は市民生活課だけではなくほかの担当課もあると思いますので、そちらのほうで一度ご検討いただき、もし可能であれば継続審議をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では次、４番目に移ります。

船が沈んでいて、これがもう１年以上沈んでいるんですけれども、市民からもこの船を何とかしろというご意見をいただいていて、今回質問させていただいたんですけれども、どうも漁業関係の問題になると、市とか県、漁協、あとは当事者間で話がぶつぶつになっていて、なかなか解決に進まないことが多いように感じております。

みなと公園には陸にも船が捨ててありますし、どう見ても使えないような網が山のようになっていて、そこにごみがたまっていくんですね。それは前の一般質問でも取り上げたんですけれども、そのほかにも漁業関係者から問題がいろいろ聞こえてきます。

ちょっと再質問になるんですけれども、港の入り口にテトラポッド、消波ブロックが沈んでいたりして、砂がたまってしまって、大きな船の出入りが難しくなっていると聞いておりますけれども、何か対策はあるのかお伺いいたします。

○副議長（遠藤保明）　再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　漁港入り口の航路上のテトラポッド、消波ブロックにつきましては、県に確認したところ、最近の調査で航路内に１個、航路外に６個の計７個が沈んでいることが確認されたと聞いております。

航路上の砂の堆積につきましては、漁港入り口から漁港区域外に至る航路付近に砂の堆積を確認し、地元の漁業関係者からしゅんせつの要望を受けているようでございます。

県では今年度、７個の消波ブロックの撤去と漁港区域内の航路しゅんせつを行う予定と聞いております。

以上でございます。

○副議長（遠藤保明）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　現状を把握されているということで、なかなか難しい問題だとは思いますけれども、昨日の宮内議員の質問の中にもありましたけれども、漁獲量が年々減っていると。最近ハマグリでちょっと増えたんですけれども、といっても、ハマグリぐらいしか今揚がっていないんですよね。

水揚げが減った理由としては、地震の後に海底の形が変わったり海流の流れが変わったり、あとは温暖化の影響で魚が北上してしまったり、それが主な理由だと思うんですけれども、先ほどの理由で、大きなまき網漁船が飯岡漁港に入れないという問題も聞いております。

海匝漁協所属の船が銚子市に水揚げしている状態なんですね。だから、これはやっぱりぜひ何とか検討してもらって、再び飯岡漁港に水揚げしてもらえるような環境を整えていただきたいなと感じております。

そのほかにも洋上風力の是非とか、海業に求めるものとか、水産業の未来など意見交換をしなくてはならないことがたくさんあると思います。この間、海業の会議の後に農水産課と漁業関係者で活発に意見交換がされていました。ふだんから市とか県、漁協で意見交換をする場はあるのかをちょっと質問させていただきたいと思います。

○副議長（遠藤保明）　再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　漁港を管理する銚子漁港事務所とは、漁港改修事業やいいおかみなと公園の管理などについて、海匝漁業協同組合とは漁業振興基金や放流事業などで、それぞれ定期的に連携を図り、意見交換や情報共有を図っているところであります。

今年度からは海業の推進も始まることから、さらなる連携を深め、意見交換や情報共有を強化していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（遠藤保明）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　既にいろいろコミュニケーションを取って、水産業のために動いていた

だいているのはもちろん承知しているんですけれども、水産業は農業に比べて行政とのパイプがちょっと細いように感じています。もっと県をうまく使うために市が入っていかなくてはいけないのかなと。

そこで４回目の質問になりますが、水産業や関連事業を活性化させるために市ができることは何かございますか。

○副議長（遠藤保明）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　市では、漁業振興のため、千葉県漁業共済組合が行う漁業共済事業について、漁業者が支払う掛金の一部を助成し、漁業経営の安定を支援しております。

また、今年度から漁業近代化資金の利子補給について、借受者実質負担額を1.0％から0.5％に引き下げ、長期かつ低利な資金利用を促進することで、漁業者等のより先進的な機械設備の導入を支援しております。

さらに、今回新たに協議会を設置する海業の推進に取り組むことで、インバウンドを含めた地域への新たな集客を呼び込み、水産業の活性化を核とした多様な人材の活躍による地域の持続的な所得向上と雇用創出を目指したいと考えております。

以上でございます。

○副議長（遠藤保明）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　海業とかをやるにしても、ベースの漁業が活性化しないと盛り上がらないと思います。釣り船とかハマグリは結構もうかっていると思いますので、続いてほかの船団にも飯岡漁港を起点にもうけられるようになるように、今後も引き続き意見交換をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（遠藤保明）　永井孝佳議員の一般質問を終わります。

永井孝佳議員は自席へお戻りください。

◇　伊　藤　春　美

○副議長（遠藤保明）　続いて、伊藤春美議員、登壇願います。

（２番　伊藤春美　登壇）

○２番（伊藤春美）　令和６年９月、第３回定例会一般質問、議席番号２番、公明党、伊藤春美でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、大きく３項目に

ついて質問させていただきます。

１項目め、子宮頸がん予防ワクチンの周知と推進について。

平成25年に、厚生労働省はＨＰＶワクチンの接種を積極的に勧奨しないと、10年以上の時が経過しました。その間、ＨＰＶ感染を防ぐ効果のあるワクチンの接種機会を逃してしまった女性は実に300万人にも上ります。

日本の25歳から40歳の女性のがんによる死亡の第２位は子宮頸がんです。二十歳からの子宮頸がんの検診と併せてこのＨＰＶワクチン接種をすることで、子宮頸がんはほぼ防げます。しかし、若い世代は、まだ健康面に心配を持ちにくいことから検診への関心は薄い現状です。

さて、ＨＰＶワクチンは、専門家により、安全性について特段の懸念が認められないこと、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められ、令和４年度より個別に接種を勧奨する取り組みを再開しました。積極的な勧奨の差し控えにより定期接種の機会を逃した方を対象とするキャッチアップ接種、自費で接種を受けた方への費用助成制度は来年３月末で終了となります。初回接種は今月中に済まさなければ、期限を過ぎた分はかなり高額な自費になってしまいます。また、未接種となりかねません。

そこで、（１）キャッチアップ世代の公費対象の接種期間は2025年３月までのため、可及的速やかに接種を進めていく必要がありますが、本市の接種状況を伺いたいと思います。

（２）キャッチアップ接種の対象者がＨＰＶワクチンを接種するときに保護者の同意は必要か伺います。

大きな２項目め、リチウムイオン蓄電池の適切な処分方法について。

現在では様々な製品にリチウムイオン蓄電池が使用されており、小型内蔵のものも多いため、一体となり分解しにくいものは不燃ごみとして排出されてしまうことが、処理経過で火災を発生させてしまう原因となっています。利便性が高く、様々な製品に搭載される一方、適切な処理方法の周知が追いついていない現状です。そのため、火災事故等が全国各地で相次ぎ、大きな損害になっています。令和４年度の発生件数は4,260件、発煙・発火を含むと１万6,517件、適切な分別区分として排出されず、ごみ収集車やごみ処理施設の破壊機等で衝撃が加わった際に発火し、大規模な火災事故につながっています。

大きな火災事故発生事例として、令和２年、埼玉県上尾市では、処理施設が９か月半の稼働中止、復旧工事費用は４億7,700万円、加えてこの間の委託処理費は約5,000万円。草加市では、リサイクルセンターに２億4,000万円の損害が発生。新しいところでは、６月に東金市外三市町村環境クリーンセンターの粗大ごみ処理施設において、ごみに混ざったリチウム

イオン蓄電池が原因と見られる大規模火災が発生、ごみを運ぶベルトコンベヤーや金属を選別する機械が燃え、粗大ごみと金属ごみの処理は再開できず、外部委託を続けています。分かりやすい分別周知が急務となります。

そこで、（１）リチウムイオン蓄電池の利用が増加する中で、不適切な捨て方による火災や作業員の安全性が問題となっているが、本市はどのような対策を講じているか。

（２）回収率を向上させるための今後の新しい取り組みについて伺います。

大きな項目、３項目め、避難所等でのＷｉ－Ｆｉ環境整備について。

近年、台風による記録的な大雨や地震などで自主避難や避難指示の発令が多くなり、自らの災害への備え、命を守る安全な行動が重要になっています。

しかし、平成27年５月に総務省の地方のポテンシャルを引き出すテレワークやＷｉ－Ｆｉ等の活用に関する研究会が公表した報告書によると、Ｗｉ－Ｆｉの普及状況は、庁舎施設で９％、避難所で1.1％、避難場所では0.1％と、公共施設を中心にＷｉ－Ｆｉの普及が遅れている現状が明らかになりました。

災害時にはＳＮＳやアプリを活用して情報を収集・発信することが一般的になっています。これにより避難生活を守るリアルタイムでの情報共有が可能となります。また、家族や友人、地域との無事を確認し合える安心感からストレスの軽減にもつながります。

そこで、（１）災害時等における安否確認や情報伝達など重要な役割を果たす情報通信の必要性が増す中で、本市の避難所等のＷｉ－Ｆｉ環境の整備はどうか伺います。

（２）いいおかユートピアセンターのＷｉ－Ｆｉは、ロビーでは使用できるが各部屋では電波が弱く利用できない状況です。様々な文化活動や学習の場として利用される施設であることから、全館の通信環境の充実を図ることはできないか伺います。

以上、１回目の質問です。再質問からは質問席にて行いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（遠藤保明）　伊藤春美議員の一般質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　それでは、私からは質問事項の１、子宮頸がん予防ワクチンの周知と推進についての（１）と（２）について回答を申し上げます。

初めに、（１）のキャッチアップ世代の本市の接種状況について回答申し上げます。

令和４年度から開始されましたキャッチアップ接種の対象者は、平成９年４月２日から平成20年４月１日生まれの女性のうち、３回の接種が完了していない方が対象となります。対

象者2,919名のうち、令和６年７月末までに一度でも接種を受けた方は982名で、33.6％となっております。

続いて、（２）のキャッチアップ接種の対象者がＨＰＶワクチンを接種するときに保護者の同意は必要かということでございます。

キャッチアップ接種の対象者は高校２年生、16歳から27歳の方となります。厚生労働省の定期予防接種実施要領では、満16歳以上の方は保護者の同意は必要ないとされております。

ただし、ＨＰＶワクチンの接種後には体調を崩すことがありますので、本市では18歳、高校生相当年齢の方までは保護者の方の付添いをお願いしているところです。

以上です。

○副議長（遠藤保明）　環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　それでは、私のほうからは質問項目の２、リチウムイオン蓄電池等の適切な処分方法についての（１）（２）についてお答えいたします。

まず、（１）ですが、リチウムイオン蓄電池の不適切な処分による火災や作業員の安全性が問題となっている中で、本市はどのような対策を講じているのかというご質問です。

リチウムイオン蓄電池、リチウムイオン電池を使用している家電等を廃棄する場合ですが、電池が取り外せる製品については、市内５か所の公共施設に設置された有害ごみ回収ボックスへ捨てるように、分別方法をホームページ、パンフレット等によりご案内をしております。

取り外せない製品につきましては、有害ごみ回収ボックスと同じ場所に設置してある小型家電の回収ボックスへ捨てていただくか、資源ごみの金属ごみとしてゴミステーションへ出すようにご案内をしております。

また、ゴミステーションのごみ収集時において家電等を回収する場合は、電池の有無を確認の上、適切に取り扱うように収集業者のほうへ指導をしているところでございます。

また、東総地区クリーンセンター及び旭中継施設へ直接搬入された家電等につきましては、現場の作業員により電池の有無を確認しております。

そのほか、廃棄方法といたしましては、家電量販店等の店舗に置かれている回収ボックスへ持ち込むこともできます。

続きまして、（２）回収率を向上させるため新しい取り組みがあるのかとのご質問です。

リチウムイオン電池に限らず３Ｒ推進を図る新たな取り組みといたしまして、現在、家庭から出される不用品や資源物のリユース及びリサイクルを実施している店舗、または事業所の地図を作成しているところでございます。地図の作成目的は、リユース及びリサイクル先

の情報が少ない、こういうことから、どこに出してよいか分からないため、ごみとして廃棄処分されている多くの製品や資源物の現状を改善するためでございます。この地図は、旭市リユース・リサイクル拠点マップとして、本年度に回覧板で各戸配布をするほか、ホームページでの公開、旭市公式ＬＩＮＥなどのＳＮＳによる情報発信を行います。

この取り組みにより、リチウムイオン蓄電池や使用製品の回収率の向上、そういったものが期待できると考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　では、企画政策課からは、大きな項目の３、避難所等でのＷｉ－Ｆｉ環境整備についての（１）避難所などＷｉ－Ｆｉ環境の整備されている施設についてお答えします。

まず、Ｗｉ－Ｆｉ環境が整備されている市の管理する施設ですが、市役所本庁舎、あさひ市民センター、総合体育館、海上公民館、海上キャンプ場管理棟、旭市保健センター、いいおかユートピアセンター、飯岡刑部岬展望館、ひかた市民センター、大原幽学記念館の10か所になります。このうち指定避難所となっておりますのが総合体育館、海上公民館、旭市保健センター、ひかた市民センターの４か所です。

以上です。

○副議長（遠藤保明）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和）　生涯学習課からは、大きな３番の（２）ユートピアセンターの通信環境の関係で回答をさせていただきます。

現在、市の主催する講座等でＷｉ－Ｆｉでの通信環境が必要な場合につきましては、市側で用意するなどの対応をし、開催をしております。

いいおかユートピアセンターをはじめ公民館などの社会教育施設で、個人での利用やサークル活動等において通信環境が必要となる場合は、現在のところ個人やサークル等の各団体での準備や対応をお願いしているところであります。

以上です。

○副議長（遠藤保明）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　ご答弁ありがとうございます。

それでは、再質問したいと思います。

子宮頸がん予防ワクチンの周知と推進についての再質問になりますが、現時点においても、

副反応を心配し迷っている方は３割以上おり、信頼できる情報がないとの声も上がっております。接種率が激減した年に生まれた2000年度以降の方に対しての子宮頸がん予防対策が強化されない場合、将来の子宮頸がん罹患率、死亡率が上がると強く示唆されています。今月中ですので残り僅かな日数になりますが、大変に重要な期間だと思います。接種対象者に届くような周知が必要と思いますので、どのように周知をしているか伺いたいと思います。

○副議長（遠藤保明）　再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　キャッチアップ対象者への周知につきましては、接種が再開された令和４年度から、対象者に毎年、勧奨通知のほうと併せまして、接種の重要性や安全性が記載されている厚生労働省が作成しているリーフレットのほうを同封して個人へ通知をしているところです。そのほかに、市のホームページにおきましても予防接種についての情報を提供してまいりました。

また、今年度は公費で接種ができるキャッチアップ接種の最終年度でありますので、改めて市の広報やホームページ、ＬＩＮＥでお知らせをしてきたところでございます。さらに、８月19日からは、市役所１階待合のデジタルサイネージを活用しまして情報提供を行っております。

今後は、９月中に再度ＬＩＮＥのほうで接種勧奨を行うとともに、安心して接種が受けられるよう正しい情報提供を行ってまいります。

以上です。

○副議長（遠藤保明）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　ありがとうございます。一時期、マスコミ等による不安をあおるような状況の副反応も現れたということもありましたので、本当に情報に対してもなかなか勇気、踏み出せないという方々の声も聞けます。正しい情報が本当に伝わればいいなと思っております。

それでは、３回目の質問をさせていただきます。

いざ接種をするに当たって、残り期間短くなりますので、予約の混雑等で接種できない人が出ないように、打てないという人が出ないように、医療機関との連携は必要なのではないかと伺いたいと思います。

○副議長（遠藤保明）　再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　先ほど来からお話ありますように、必要な３回の接種を公費で受けるためには、９月中に接種を開始することが必要となります。現在までのところ、予約が取れないというような相談はございませんが、接種に関する問合せも増えてきておりまして、今後、駆け込み接種による医療機関の混雑も予想されます。

接種は、旭市だけでなく県内の医療機関で受けることが可能です。個別通知やホームページでは、市内だけでなく旭匝瑳医師会で接種を行っている医療機関をご案内しております。

○副議長（遠藤保明）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　連携のほう、どうぞよろしくお願いいたします。

また、それ以外での県内でも接種はどこでも可能なのか、確認をさせていただきたいと思います。

○副議長（遠藤保明）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　定期予防接種に関しましては千葉県医師会と契約を行っておりますので、県内全域の協力医療機関のほうで旭市の予診票が使用できまして、また全額公費で接種を受けることができます。医療機関の一覧は、市のホームページから確認をいただくことができます。

また、進学等で県外にお住まいの方に対しましては、定期予防接種助成制度により償還払いを利用して接種を受けることができるようになっております。

○副議長（遠藤保明）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　漏れなく皆さんが、希望する人が、また迷っている人が接種できるような環境を届けたいなと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、１の（２）の再質問をさせていただきます。

親との意見が分かれて、よく理解した上で自己判断で接種した場合のその後の相談先などは、不安になる場合もあると思うので、相談先はあるのかどうか伺います。

○副議長（遠藤保明）　再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　ＨＰＶワクチンの接種に関しまして、不安や疑問、困ったことがあるときや、接種後の症状で悩んでいる場合、まずは市の健康づくり課のほうへご相談いただきたいと思います。内容によりまして、県の相談窓口や、厚生労働省が開設しております感染症・予防接種相談窓口など専用の窓口のほうをご紹介していきたいと思っております。

○副議長（遠藤保明）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　ありがとうございます。いろいろとお話を伺うと、子どもよりも保護者のほうが不安に思うというケースも割に高かったものですから、ちょっと確認をさせていただきました。

そこで、３回目の質問をさせていただきます。

若者は、電話相談よりＬＩＮＥやチャットサポートなどで気軽に相談できる方法を望む時代のようです。問合せの機会損失を防げる電話より気軽に問合せしやすい、かつ場所も選ばない、時間も選ばないチャットサポートの相談方法を望まれるようなんですけれども、本市ではその対応が可能か伺います。

○副議長（遠藤保明）　再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　市のほうでは、気軽に問合せできるというところで、チャットサポートというお話がありましたが、チャットサポート等での相談窓口は行っておりません。相談のほうは、対面や電話以外にもメールでもお受けしておりますので、個人情報は保護されております。匿名での相談も可能ですので、安心してメール等ご利用いただきたいと思います。

以上です。

○副議長（遠藤保明）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　ご丁寧な対応ありがとうございます。

それでは、２項目めの（１）の再質問をさせていただきます。旭市のリチウムイオン蓄電池の回収実績についてお伺いいたします。

○副議長（遠藤保明）　再質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　旭市では、リチウムイオン電池を含んだ電池全般としまして回収実績をまとめておりますので、その過去３年間の回収実績でお答えします。

令和３年度につきましては約8,600キログラム、令和４年度につきましては約6,300キログラム、令和５年度は約１万200キログラムとなっております。

以上です。

○副議長（遠藤保明）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　３回目の質問をさせていただきます。

なかなか重さではぴんと来ないし、分かりにくい、またそれが回収で火災を起こさないというような、なかなかぴんとこないんですけれども、リチウムイオン電池等の回収の取り組みについて、今後、お一人お一人の意識を上げていくことも必要かと思います。ここで製品についてもしっかりと分かりやすい分別啓発をしていかなければ、発火や爆発事故を繰り返し起こす可能性があります。ここで今後の計画を伺いたいと思います。

○副議長（遠藤保明）　再々質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　これまで、市の広報やパンフレット及びホームページなどで分別のご案内をしてきましたが、リチウムイオン電池に関して、使用されている製品やその危険性のほか、適切な分別及び廃棄方法など、具体的な啓発及び周知をしてまいります。

また、ホームページや旭市の公式ＬＩＮＥなどのＳＮＳを活用し、幅広い世代に周知できるように取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（遠藤保明）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　４回目の質問をさせていただきます。

リチウムイオン蓄電池による火災の恐ろしさから、まだまだ周知されていない部分があると思うんですが、適切な分別につながるよう動画などによる啓発も必要かと思われますが、そのような計画はありますでしょうか、伺います。

○副議長（遠藤保明）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　ホームページで分別や廃棄方法などをご案内する際に、市民の方に廃棄時の危険性につきまして理解していただくため、実際の火災事故や正しい処分方法などの動画を掲載し、啓発してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（遠藤保明）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　私もユーチューブなどで確認をさせていただきましたけれども、こんなに恐ろしいんだと、ちょっと落としてしまっただけでも火災につながるような、ましてそれが回収としてごみ処理センターのほうに運ばれるまでの間に危険がこんなにもあるんだということが本当に分かりやすいですので、ぜひ早急に進めていただきたいなと思います。

続きまして、（２）の再質問をさせていただきます。

市内に５か所の回収ボックスが設置されているということですが、分別に意識がないとなかなかそこまで捨てに行くことはできないのかなと思うんですけれども、そこで安全面から、中身が確認できる袋またはコンテナに分別し、ゴミステーションなどに出すことはできないのか伺いたいと思います。

○副議長（遠藤保明）　再質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　リチウムイオン電池は有害ごみに当たりまして、ゴミステーションへ出すことはできませんので、有害ごみ回収ボックス、こちらをご利用いただきたいと思います。

しかし、家電の中にはリチウムイオン電池が取り外せないものがございますので、それらの家電は資源ごみ、金属ごみとしてゴミステーションへ出すことができます。また、小型家電に分類されるものは、先ほども申し上げましたが、市内５か所に設置してあります小型家電の回収ボックスへ出すことができます。

今後は、市民の方に分かりやすい出し方の周知のほか、回収ボックスの増設などを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　今、スマホや電動歯ブラシなどの29品目については、希少金属が使われていることもあり、資源有効利用促進法で回収リサイクルの対象となっております。しかし、利用者が急増している、同法が回収対象としていない、今非常に、今年も暑かったのではやりました携帯型扇風機やワイヤレスイヤホンにもリチウムイオン電池が使用されています。屋外作業員が着ている暑さ対策の空調服、ファンや冷却装置が組み込まれています、こういうものも使用されていますし、取り出し分別は知らない人が多いのではないかと思っております。現にそのまま捨ててしまい火災が発生しています。今後さらに各自治体の課題になってくると想定されますので、早急な安全な取り組みを目指していただきたいなと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○副議長（遠藤保明）　伊藤春美議員の一般質問を終わります。

伊藤春美議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、午後４時15分まで休憩いたします。

休憩　午後　４時　１分

再開　午後　４時１５分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇　松　木　源太郎

○議長（飯嶋正利）　続いて、松木源太郎議員、ご登壇願います。

（２０番　松木源太郎　登壇）

○２０番（松木源太郎）　日本共産党旭市議会議員の松木源太郎です。2024年、令和６年第３回定例会に当たり、市政について一般質問をいたします。

まず、初めに2023年度、令和５年度決算が判明した地方独立行政法人旭中央病院の第３期の初年度の2024年度がどのような状況でスタートするのか、今後どのような状況が予想されるのかを判断するため、設置者である旭市長に質問し誠実な回答を期待するものであります。

大きい１番目であります。地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院、以下、旭中央病院と称しますが、この今後の在り方について質問いたします。

（１）旭市は、設立団体として旭中央病院の運営に大きな責任があります。今後の運営状況について、初めに現在の見解をお聞きいたしたい。設置自治体の長としての見解です。

旭市の一般会計の規模は約330億円程度です。しかし旭市が設置団体である旭中央病院の規模は約440億円です。旭市が責任を持つ長期債務や短期債務の合計は約350億円程度となります。

したがって、旭中央病院がまさかの事態になりますと、地方自治体である旭市に大きな負担がかかってきます。このような心配があるので、市長のお考えはどのようなことですか、お聞かせいただきたいと思います。

②人口減少状況が継続している中で、医療圏人口をどのように予想しているのですか。中央病院の医療圏は100万人と言われてきました。しかし、旭市が20年前の合併時の７万3,000人から６万2,000人に減少したように、現在の医療圏人口は80万人以下になっているでしょう。さらに令和42年、2060年には旭市の第２期総合戦略では、人口の予測は４万8,000人です。つまり医療圏はこの時点で40万人程度ではないかと予想されます。市長の考えをお聞か

せいただきたいと思います。

３番目、千葉県大網白里市から茨城県鹿嶋市までを医療圏と見ていたが、この中に医療大学やその他の医療施設ができて、従前のように医療圏人口は見込めないと思いますが、市長のご見解をお伺いいたします。

また、この圏域では、医療大学、国際医療福祉大学が大きな大学病院を開設し、とても評判がよいようです。旭市内の方でも通院している方がたくさんおります。中央病院の令和５年度事業報告で、法人の長によるメッセージで、旭市在住の患者の占める割合は、外来で約30％、入院で25％程度と言っていますが、これは理事長の文書です。2022年度の香取・海匝２次医療圏における当院の疾患占有率は54.5％に達しております。つまり、この地域から54％の方が来ているということです。このような状態が10年後、20年後まで続くとお考えでしょうか。市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

（４）令和５年度、2023年度の旭中央病院の決算では11億円余の赤字を出しました。今後３年程度で回復して黒字にできると報告がありましたけれども、本年３月の経営強化プランの収支状況では、第３期中期計画、つまり令和６年度からですけれども、これで令和６年度が20億円、令和７年度が11億円の欠損の予定です。令和８年３億円の黒字、令和９年10億円の黒字と記されていますけれども、そんなにうまくいくのでしょうか。市長のご見解をお聞かせください。

大きい２番目、都市計画区域の拡大についてであります。

都市計画区域の拡大は大変多くの市民の方に不安を与えております。６月に続き再度質問いたします。つまり、この問題というのは、都市計画区域を旧３町に拡大してもいいかという問題でありますけれども、本当に拡大する意味があるのでしょうか。

（１）合併前の旧３町の地域を都市計画区域に参入することは、十分な市民の理解の下に実施すべきであります。改めて市の見解を問うものであります。

（２）実施後、都市計画税の課税の有無についてお伺いします。都市計画税を実際にかけるのでしょうか。また、干潟の工業地域は工業専用地域とするということですから、当然都市計画税をこの地域にかけざるを得なくなると思いますけれども、そこら辺を含めて、住民にはなかなか都市計画税をかけると言わないのに、実際に令和８年、９年に実施されたらかけられていた。このことは住民をだますことになりますけれども、そういう結果にならないでしょうか。この点についてお伺いいたします。

大きい３番目、国民健康保険税の引下げについてであります。

この問題につきましては、私は以前に何回か質問をしたことがありますけれども、現在の旭市は国民健康保険の被保険者がどんどん減っております。それは、国の政策で人を雇っているところに対しては社会保険を適用することが強力に推し進められていますから、毎年のように少なくなっているわけです。しかし、均等割については、私はぜひ子育て世帯のためにこの均等割部分を全額無料にすべきだと思います。半分は今国から補助されておりますので、ぜひこの点を配慮して、子育て世帯の応援のため、まさに旭市の人口の少しでも減るのを減らすために、市の決定をお願いするものであります。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の一般質問に対し答弁を求めます。

米本市長、ご登壇ください。

（市長　米本弥一郎　登壇）

○市長（米本弥一郎）　私からは、質問内容１の（１）中央病院の今後の運営状況についてご答弁申し上げます。

旭中央病院は、開院以来「すべては患者さんのために」という基本理念を掲げ、新型コロナウイルス感染症による困難な時期にもその理念を貫き、地域医療のリーダーとして必要な医療の提供を継続してきました。新型コロナ禍以降の患者の受診意識の変化、人口減少等により厳しい経営は今後数年続きますが、令和８年度には黒字とする計画で事業を進めております。

今後も地域の医療機関とさらなる連携及び機能分担を図ることにより、高度急性期医療及び救急、大規模災害、感染症等の公共性の高い医療を引き続き適切に提供することに努めていただきたいと考えております。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは、私からは大きな項目の１、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の今後の在り方についての（２）医療圏人口をどのように予測しているかについてからお答えいたします。

その前に、先ほど松木議員が中央病院350億円程度の借入れがあるというお話がございましたが、これは貸借対照表の負債の分ということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○企画政策課長（柴　栄男）　単純に350億円の借入れがあるというと、それだけが多分独り歩きしてしまうかと思うんですけれども、令和５年度の貸借対照表において、負債の部で344億円の記載がございます。そのほか純資産の部で175億円ほどあります。合わせて519億

円程度で同額の資産を形成しているというのが貸借対照表の在り方だと思います。ですので、負債だけを切り取って借金があるというのはどうかと思っております。

すみません。回答になります。

まず、診療圏人口ですけれども、これは病院から半径30キロメートルの範囲の市町村を圏域とした人口となっております。国立社会保障・人口問題研究所、社人研の推計ですと、令和２年時点で92万人程度の人口が、令和７年には88万人に、令和17年には80万人程度に減少すると予想されております。第３期中期目標においては、安定的な経営基盤の構築という項目の中で、「地域の医療ニーズ、医療及びデジタル技術の進展、施設等の老朽化、収支見通し等を踏まえ、新たな投資等の必要性を検討したうえで計画的に実施すること。」を記載しております。それを受け、中期計画においても「最適な医療・看護提供体制を維持するための病院機能・規模について検討し、必要に応じて機能や施設・設備等の最適化を実施する。」としておりますので、この計画に沿って事業を進めてまいります。

（３）になります。千葉県大網白里市から茨城県鹿嶋市まで医療圏と見ていたが、この中に医療大学やその他の医療施設ができて、従前のような医療人口は見込めないと思うが、市の見解を問うということでございました。医療機関間の競争になるのではないか、利用者が減ると考えるが、それに対して市の見解となります。

先ほど申し上げましたとおり、第３期中期計画において、「必要に応じて機能や施設・設備等の最適化を実施する。」としておりますので、経営環境に応じて事業を進めることになります。また、診療圏において、大学病院などが新設され、山武市、匝瑳市においても建物の更新が予定されていることは承知しております。これらの病院については、旭中央病院の運営に少なからず影響があるものと考えます。ただ、影響は必ずしも競争の側面だけではなく、連携という方向性も考えられ、軽症外来患者の分散化、急性期を過ぎた患者の転院なども想定されます。診療圏域において、類似する役割を担う病院が新設されても、旭中央病院は香取・海匝の２次医療圏の中核病院であり、高度急性期医療及び救急、大規模災害、感染症等の公共性の高い医療を提供する役割を担っております。

続いて、（４）になります。令和５年度の地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の決算では11億円余りの赤字を出した。今後３年程度で回復して黒字化ができるとの報告があったが、この見通しについて市の見解をということでございました。

第３期中期目標において、「公的使命を果たしつつ、経営基盤をさらに安定させる」ことを指示しております。中核病院としての役割は大きな使命であると同時に、その使命を全う

するためには安定した経営が不可欠であると考えます。それらを両立させるために、病院は中期計画、さらに年度計画を定め、計画の達成に向けて事業に取り組み、市は毎年度その取り組みを評価していくこととなります。第３期中期目標期間の収支計画において、前半２か年は赤字となりますが、後半２か年は黒字化を見込んでおります。計画が達成できるよう、今後も病院と情報交換を密に行い、現状把握に努めるとともに、必要があれば業務運営の改善等の指示を行ってまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　それでは、２、都市計画区域の拡大についての（１）について回答いたします。

今回の都市計画見直しの大きな目的でございますが、都市計画区域を海上、飯岡、干潟地域へ拡大することで、秩序ある一体の都市として、市全域の均衡ある発展を目指すものでございます。市全域での建築のルールを統一いたしまして、接道義務や用途地域の指定などにより、市民の住環境を守るために行うものでございます。

市全域に都市計画法や建築基準法のルールを適用することで、道路の幅を確保して、日当たり、風通しを確保するほか、土地利用への指導や制限が強化されることで、良好な住環境の形成が可能となり、安全・安心なまちづくり、災害に強いまちづくりを目指す上で必要不可欠なものであると考えております。

それと、市民への周知でございます。都市計画の見直しに関しましては、これまで計画の決定、変更を行うに当たりまして、都市計画案の内容を広く皆様にお知らせし、ご意見を伺うため、市内の建築士や宅建協会を対象とした意見交換会、それと市民説明会を実施しております。また、より多くの皆様への周知を目的といたしまして、本年度、区長会の総会や民生委員の総会におきまして、都市計画見直しの説明をさせていただいたところでございます。

今後につきましては、都市計画の変更に関して法で定められた手続きを進めていく予定でございますが、計画案の縦覧などの機会を活用しながら市民への周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　税務課長。

○税務課長（榎澤　茂）　私からは、大きな２点目、都市計画区域の拡大についての（２）と大きな３項目め、国民健康保険税の引下げについてご回答申し上げます。

まず、大きな２番目の都市計画区域の拡大について、実施後、都市計画税の課税の有無ということでございますが、現在、都市計画区域の見直しと併せて都市計画税の課税区域等について調査研究をしているところでございまして、課税の有無については現段階で決まっておりません。

続きまして、大きな３番目の国民健康保険税の引下げについて、子どもの均等割を無償化できないかというご質問でございます。

国民健康保険は、相互扶助の理念に基づき、被保険者の負担能力、受益の程度に応じて賦課することとなりますので、現行の法律に基づいて対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　それでは、１番目の１からやっていきたいと思います。

１番目の１は、旭市の今の状態で、旭中央病院は170億円のいわゆる長期利息の分のお金を自分で払って、それを市を通して払っているわけですね。

先ほど課長からお話があったのは、私はちょっと気がつかなかったですけれども、それ以外に350億円プラス519億円に対するお金があるわけですね。それで、どういうことを私は言いたいかというと、後のほうへと続きますけれども、本当にこれから人口が減る時代に中央病院が、恐らく旭市の人口が４万8,000人になるというのはあなた方がつくった計画の中にあるわけです。これは第２期旭市総合戦略の中にありますね。見たことありますよね、これ。これで累計するとだいたい、はっきり言って令和17年、2035年、その次のステップが2045年、2050年、最後の目標が、今言っているのが2060年、ここまでずっといきますと、実際には恐らく今の地域で、医療圏で今80万人台と言っていましたけれども、これは50万人以下になりますよ。

そういう中で、後のほうで出てきますけれども、病院間の競争ではないんですけれども、旧東金病院も今回新築して、私も１回見に行きましたけれども、大変いい病院、施設を造り、お隣の匝瑳病院も造るでしょう。そういうことと同時に、今旭市の住民の方が何と言っているかということをもう１回聞いてもらいたいんです。

なぜ私は、理事長のお言葉を引用したかといいますと、旭市の住民が、私が昭和41年に就職したときには、大きい病院は旭中央病院しかありませんでしたから、ずっと私は患者でした。前に話したことありますけれども、大変いい医療を受けたと思っています。しかしこれが永久に続くわけではないということと、それから、最近、俺はどうしても旭中央病院へは

行かないよという声をかなり住民の中で聞くんですよ、旭市の中で。どうしているのと言ったらば、先ほど言った成田のほうの病院に行く。こういうことが現に旭市の市民の中で起こっているんです。周りからはいろんな期待はされてくるでしょうけれども、そういうことでもって大変人口について、つまり医療圏について私は不安があるわけです。

本当に先ほど課長が言われたような令和17年で80万人、もう切っていますよ。そういう中で、理事長が述べているような形の旭市の住民の方々の割合と、それから近隣の割合を考えて、本当にこの病院が長続きするんだろうかという最近不安が出てきたわけです。

そういう中で、どうしても私はこの機会に質問したかった。だって11億9,900万円でしょう。それは９億円以上当初の予定よりも少ないわけでしょう。それは少し直ったでしょうけれども、コロナだけでは私はないと思うんです。コロナのときにはそれなりの10億円とかというお金も来たわけでしょう。そうでありながら、やっぱり11億9,900万円の赤字が令和５年度に出たということは大変大きな問題だと思いますし、それがこれから２年続く、３年目には黒字になりますよということを２月16日の評価委員会で私も聞いております、発言されいるのがね。しかし、それだけではない、大変不安があるからこのことを言ったわけで、本当に、市長、最初の答弁してくれましたけれども、市が今考えているような形の人口の推移と地域の住民の利用がこのまま進んでいくと思いますか。本当にそのことをそういうふうに考えていらっしゃいますか。この点について、市長か担当課長のご答弁をいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　このまま人口が減っていく中で病院が維持できるのかというようなお話だったかと思います。

まず、ちょっと話がずれてしまいますが、５年度の決算で11億9,900万円の赤字、コロナだけではない、確かにそのとおりだと思っております。コロナの患者受診控えもありましたし、エネルギーコストが令和３年度と比べれば５億円、６億円だけ……

（「一番最初は人口だけ」の声あり）

○企画政策課長（柴　栄男）　分かりました。

では、人口のほうですが、これは先ほど私は社人研の推計を例に出しました。人口は減っていくというのは、そのままいくんだろうなというふうに思っております。病院もそれは認識をしております。ですので、市も目標で示しましたが、中央病院も計画で示してあります

健全経営に向けた取組というのがございます。その中では、「人口動態、受療動向、周辺環境等を勘案し、最適な医療・看護提供体制を維持するための病院機能・規模について検討し、必要に応じて機能や施設・設備等の最適化を実施する。」ということがありますので、これはそのまま、これから減っていく中では、それに見合った形で病院経営をしていきましょうという考えがございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　これは、令和５年度第４回地方独立行政法人ということでもって、２月16日のときに出た文書です。当時の事務局長と山本委員がこう言っています。医療圏の総人口の減少の度合いはどの程度か、2020年26万2,000人、2025年24万3,000人、2030年22万5,000人、2035年20万6,000人、2035年には現在から21％の減少が見込まれます。これはあなた方の文書ですよ。これを延長していくとだいたいこれと合うんです、私計算してみたら。つまり、そういうことでもって、人口減少の時代に入ってきて、ですから私最初のときに、最初のところでもってどうかということを聞いているわけですよ。

だから、今おっしゃったのは、その医療圏の80万人は、19年に何とかなるだろう。それはそれでいいですけれども、令和17年に80万人だとおっしゃったわけです、だいたい医療圏がね。それよりもっと加速しているんですよ。旭市は特殊出生率が1.18とか1.19とかと、近隣から比べてもべらぼうに高いんですよね、昔から。そういうところですから、市自体はそうでしょうけれども、全体ではそういう形でもって人口が減る中で、本当に今経営でもって、あなた方は専門家ですからやっている。それでもって進んでいくだろうかということと同時に、大きな借金を中央病院は持っています。それから、いろいろとこの間資料をもらいましたので、まだ全部読んでいませんけれども、流れを見ると、お金を回転させているようなこともあるようですけれども、それは別にして、そういう形でもって今考えているのは本当にそうかということを、あなた方自信を持って言えますか、市長を含めて。だから私は心配しているんですよ。その点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　先ほどの回答と重なるかと思いますが、人口減少を心配されています。それは病院も人口減少というのは考えております。ですので、すみません、繰り返しになりますが、先ほど人口動態、受療動向、それらを含めて最適な医療・看護提供体制を

維持するための病院機能・規模について検討をしていく。今患者は減るという想定もしております。なので、それに合った医療機能、診療体制を考えていくというのがここの項目になっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　ここ５年ぐらいのあなた方のいろいろな資料を見ていると、例えば一日に来る患者の数の予測を2,200人、ところがある年は2,300人にして、また2,200人にして、今回また2,300人にしましたよね。これずっと見ていけば分かるんだ。そういう形でもって、本当に先のことを見てやっているかというのは疑問を持ったんです、私は。素人が考えても分かるようなことがやられているのに、そういうことがあるので私は、今回そういう人口も含めた在り方について疑問を持ったわけです。ですから、この点について、私の見間違いもあってですけれども、170億円というのは例のあれでしょう、長期融資の関係、それから毎年、今回短期のやつは30億円から60億円に増やしましたよね、短期債務、病院が独自でやるのは。何でこんなことをやるのか。それから、また医師のマンションとか何かを建て替えるのにかなりお金を使おうとしているんですけれども、本当にそんなことができる状態なのかなということを私は感じたので今回の質問に至っているわけです。

ですから、１と２は今終わりましたので、３と４のほうにいきたいんですけれども、今独立行政法人が考えているものは大変私は不安に思っていますので、特にこれから４年間、今年が６、７、８、９、それでもってこれ見ていりゃ分かるんですけれども、本当に８、９でもって回復するかどうか。これは大変私は不安です。その点についてはどうなんですか。これは設置者である市長のお考えを聞いておきたいと思うんです。これは今の９年までのあなた方の中期計画でありますね、この数字が本当にそうなのか。

それで、もう一つは、特養と養護老人ホームはなくしましたけれども、シルバーとそれからケアハウス、もう一つ、それは毎年だいたい赤字なんです、見ていれば分かるように。それについてはなくさないということを言っていますけれども、こういうことになってきたら当然そういうものは削っていくというふうになると思うんですよ。そんなことも不安なので今回の質問に至ったわけだけれども、そこら辺のところを十分にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員、これは３番の再質問でよろしいでしょうか。

○２０番（松木源太郎）　そうです、３番の再質問です。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　第３期中期計画では、今議員おっしゃいました前半２年間は赤字、後半２年間は黒字となっております。松木議員の心配は、本当にこれのとおりにいくのかということなんですが、これはあくまでも今、現段階での見込みとなっております。令和５年度赤字でありまして、令和６年度がちょっと大きな赤字、それから診療体制等の見直しをかけて徐々に黒字化にしていくというのが今の病院の基本的な考え方でありますので、私としてはこうなってほしいですし、黒字がもっと早まればもっといいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　なってほしいじゃないんですよ。つまり設置団体は、これ市長に俺は聞いているんだけれども、答弁はそちらでもいいですけれども、設置団体はそうならないように、それこそ委員会と相談してやっていくのがあなた方の仕事ですよ。向こうは独立行政法人でもってお金回して指標でやっていりゃいいだろうけれども、設置団体はそれがおかしくなったら困るわけですから、そのために評価委員会があるんでしょう。評価委員会があるけれども、評価委員会の議論は、私は見ているけれども、なるほどなというところもあるんですよ。これでいいのかなというところもあります。そういうことをちゃんともっと広く我々議会に伝えてくれています、毎年こんな厚いものが来ますからね。それでもって、そこで見て私は大変不安になったんですよ。去年とおととしも決算のときにくれる書類見ていました。今回はタブレットへ載っているからそれもプリントアウトしようと思ったらできなかったので全部読みました。そういう中で本当に第３期の後半には元どおりになるかといったら、人口減の問題、近隣の医療の問題を含めて難しいなと思ったから今回の質問に至ったんです。

そういうふうに設置団体である旭市が考えてくれなければ、病院をもっと守り立てることできないですし、病院がいろんな問題が起きたときにどうするかということを考えておかなきゃ駄目なんですよ。そういう立場でもって私は質問しました。市の職員と給料の差とかいろんな問題もありますけれども、しかし、今あることが起こったらば、必ず従業員の方ほかに行きますよ。そういうような時代だということを含めてこの質問に至っているわけです。ご回答ください。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　病院をもっと守り立てたいという、当然市としても健全経営で医療を提供していってもらいたいというのは、その思いであります。そのために中期目標を立て、中期計画を立て、毎年評価を行って経営状況を見ていく。それを繰り返しておりますので、病院としても、苦しい時期は、多分苦しいだろうというのはありますが、そこからどうやったら改善していくかというのは、今病院全体として考えているわけですので、そこは推移を見守っていきたいと思っております。

以上です。

◎会議時間の延長

○議長（飯嶋正利）　おはかりいたします。本日の会議時間は、議事の都合上あらかじめ延長したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　それにしては、私は、令和５年度事業報告書というのが市のほうに出された法人の長によるメッセージというのが明らかに認識はないと思うんですよ。ここで読んでもいいけれども、長いから読みませんけれども、前半はいわゆる昭和28年に設立したのが、いかに中央病院がよくやってきたかということでありますけれども、しかし、広域基幹型急性期病院になって、外来が旭市の市民が30％、入院で25％とかと書いてあるんですけれども、ここで一つ、本当に中央病院はどうなっているんだということを住民に言われたので、そのことをお話しします。

ある方が、これは旭市の幹部だった方ですけれども、突然、ご高齢で目が痛くてしょうが

なくなった。タクシーを呼んで中央病院に行ったと。救急ではなくて眼科に行ったんですね。そうしたらどういうことが起こったか。紹介状がなければ診ません。それはそれでしょうがない。それを聞いて、じゃ、何とかしてくれと言ったら、駄目だと。そうしたらば、その方が幹部であったことを知っている職員が来て、誰々さん、申し訳ないけれども、こういうところに眼科がありますから、そこまで行けば今日診てもらえますよ。

今の病院はどうなっているんだと、こういうことになったんです。これは大変旭市の市民にとっては衝撃ですよ。私は尋ねられたから、昔から眼科は紹介状がなければ診ないし、紹介状があっても診ない場合もあるんですよということを言いました。こんな病院がありますか。こういうことがあるところで、やっぱり病院の中の一部で起こっているんですよ、実際に。

私は自分の病気が完全に治ったから感謝していますよ。しかし、そういう方が現にいるということを認識した上でやらないと、基幹病院だから、急性期病院だからこうなんだ、それから救急車で着いて、それはそういう規定があるからいいでしょうけれども、7,700円頂きますよ、こういうことを国の制度であるからといったって、それを何でも使えばいいわけじゃないでしょう。それをやらなければ赤字で病院が潰れてしまうわけではないでしょう。ところが、ある科では紹介状なくても、私が紹介状がなくて行っても診てもらえるんですよ。こういう矛盾をいろいろ抱えて、その間に旭市の市民がいろんな感情を持っているんです。これがいろんなところにこれから反映されますから、ひとつこの問題を考えておいていただきたいと思います。

ほかのやつの質問ができなくなりますので、病院問題はここで終わりにして次にいきます。

都市計画の問題ですけれども、どうしても……

○議長（飯嶋正利）　松木議員、ちょっとお待ちください。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　今の眼科のことについてお話しさせていただきたいと思います。

松木議員今おっしゃいましたが、紹介状ですけれども、なくても診てもらえるところがある。眼科は診てくれなかった、そういう違いが起きているというお話でした。

現在、眼科は確かに今紹介状がなければ診られません。というのは、眼科の医師が少なくなっているためで、まずは診療所なりクリニックで診てもらって、それから来てもらいたい。医師の数が少ないため、選定療養費を取っても診療できない状況になっています。それは病院のホームページでそうやって説明してあります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　じゃ、それに反論します。昔からそうです。二十数年前から紹介状があっても診てもらえませんでした。私もそうでした。ほかのところの患者は診ないということです。歯科もそうです。だから、そういうようなことは今言い合ってもしょうがないけれども、そういうことがあるということを、この病院には、そのことを頭に入れて、これからの対応をしていただきたいということです。

○議長（飯嶋正利）　執行部に申し上げます。丁寧な答弁を心がけてください。

松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　私は、一番気にしているのは、住民説明会を１回やって、27人しか来なかった。だからいろんな団体で説明している、大いに結構。ただし、もっと住民の方に知らせてもらいたいと思います。特に旧３町の方々に。

それと同時に私は気になるのは、本当に税を取らないんだとしても、１億7,000万円余でもって調査をやっていますね。それはお金の無駄遣いにはならないとは思いますけれども、しかし、それをやって、そういう形でもって都市計画の地域にして、じゃ、その旧３町を、これから都市計画区域というんだから、どういうふうなまちをつくっていくという、都市を計画していくわけでしょう。あなた方は、今あるのが基準に合っていない、だから網をかぶせて、建物をこうあるべきだということで直していくんだと。私もその理解をしていたんです、去年までは、それはそうだなと。しかし、今やっていることはどうも説明会終わってからおかしいなと思った。

つまり、６月のときの質問を思い出してくれませんか。駅の近くで建て替えたらば、もう今までの家は建たないよというときに何て言いましたか。60％があれでしょう。だから、それに合わせて２階にすればいいとか何とかとおっしゃいましたけれども、そういう問題ではないんですよ。だから住民の方が今までどおり住めて、ちゃんと建て替えしたいときはできるような、そういう援助をしてくれるんだったらいいですよ、あなた方が条例つくって。そういう形のものが今住民の中に大変渦巻いているわけです。これでもってさらに税をかける。今２億6,000万円毎年我々から取っている。農振地域の田んぼはかけませんでしょうけれども、ほかの固定資産税と同じようにかけていくということになると、これは住民の方は怒りますよ。そこのところをどうにかして理解してもらえるようなことをしなければいけないのではないか。そのことが必要だと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　それでは、まず議員のほうからご質問があった建て替えが難しくなる、そういった家があるのではないのかというところから回答いたします。

いわゆる建蔽率、容積率は大丈夫だと思うんですけれども、あと接道、これは結構大事、道路に接しているか否か。こちらの要件を満たさない建築物、これは現在時間がかかっているんですけれども、指定道路調査を行っておりまして、そちらでおおむね把握できると思います。現在、全部終わったわけではございません。３分の１くらいしかまだ終わっておりませんが、その中でもごく僅かでございます。全体やってみないと分からないんですが、そんなには全体的にないのかなというふうに考えております。建蔽率の問題もあるんですけれども、接道の問題、いわゆる道路があるかないか、それが結構大きい問題なのかなと。それにしても個別に対応していく必要があるのかなとは考えております。それも場所と数とか状況がはっきりしないとなかなか難しいところもございますので、それは今後の課題と考えております。

そんな中で、なぜそれをやるかということにつきますと、現状今、確かに問題がないと思われているかもしれません。家が、隣がぴったりくっついていても。ただ、将来にわたってそれが安全であるか、それでいいのかどうかという担保は全くないわけでございます。そういったものをつくる上で、今回建築の最低限のルール、特別なルールではございません。千葉県ですと98％の方がそのエリアに住んでいるルールでございます。それを適用しようということでやっているわけでございますので、そのあたりはご理解願いたいと思います。

税の話についてはいろいろ議論ございますし、税務課長から今後、まだ決定していないということを言っておりますので、税の問題はあるかと思いますが、都市計画区域の拡大というのは防災の面も、防火の面も、災害の面も含めまして、最低限のルールでございますので、それを適用させるために見直しをしているものでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　次に、時間がないので税の問題、税務課長、都市計画税のことについては、どういうステップでもって課税するかしないか決めていくか、簡単に説明してください。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（榎澤　茂）　都市計画税の課税について、どういうステップかということでございますが、現状まず課税するかどうかというのはまだ決まっておりませんので、当然これがするかしないか方針が定まりましたら、当然それは周知していくことになろうかと思います。仮にこれを課税する方向にというふうな形になりましたら、やはり３地域の調査が必要になりますので、当然一定期間、やはり調査に期間を要することになろうかと思います。期間ですと、約２年ぐらいはかかるのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　ありがとうございます。

では、国保税の問題なんですけれども、いきます。

ご存じのように、今富津市とか南房総市とか、そういうところでは国保税の均等割をお子さん、恐らくまだ児童段階、小・中段階とか、そういうところまでの方たちの均等割をなしにしている、何か所かあるんですけれども、さらに、国のほうでは今、半額国から来るでしょう、均等割分が。そういうことを考えて、前に市長にも言ったんですけれども、質問したことがあるんですけれども、そこのところの税を、半額来ているのから均等割分をただにすると、お子さんたちに対する負担が少なくなる。お子さんを産むということの決意になるのかなと、その一つになるのかなと思います。

それと同時に、先ほどお話ししたように国保の世帯がどんどん減っているでしょう、ご存じのように。これは原因があって、先ほどお話ししたような原因があるんですけれども、そういう中でも、その国保以外は子どもを対象にして税を取るというのはないんですよね、恐らく。だって、いろんな均等割があって後期高齢者用とか介護用とかそういうところで、税ではなくて、その分を国保に乗っけているでしょう。こういうところが大変な矛盾なので、その中でもぜひこの均等割だけはお子さんの分をゼロにして、国から来ているんだから、さらに半分を市がゼロにすればいいんじゃないかと、そう考えているんですけれども、この問題は千葉県内でもかなりの自治体でもって議論して、最近では東金市でもどうするかと今議論になっているんです。その点について市の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎）　未就学児の均等割減額措置は、全国一律の制度として公費を投入し、

被保険者間の公平性を確保した上で、保険税の負担軽減を図る趣旨で実施されております。市といたしましては、被保険者間の負担のバランスもございますので、法律で定められたとおり、均等割の５割を軽減する措置で対応してまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　市長がそんな答弁しているからおかしいんですよ。

もう何分もないからあれですけれども、では、国保世帯というのはご存じですか。何割旭市の市民の中にありますか、国保世帯。ご存じですか。何割ですか。

（発言する人あり）

○２０番（松木源太郎）　ああそう。私も資料を持っているから言えるんですが、40％ぎりぎりなんですよ。ほかのところはどうかというと、ほかのところは健康保険、国民健康保険ではなくて社会保険、社会保険ではお子さんを対象にしているそういう均等割はないんですよ、収入だけだから。

こういうことをやっているからおかしいので、だから国民健康保険を払うと、医療分、後期高齢者支援分、介護納付分、国民健康保険の被保険者はこんなに、今国がやっているのと同じように、今度子ども分ってつくわけでしょう。税ではなくて、税と同じ取り方するんです。これ税で取るけれども、そういうような形のものでは、国保だけはやめましょうというんです、私らが言っているのは。だから、６割近くの方はそんなものは払わないで医療にかかっているのに、市町村が行う国保だけはこういうお金を均等割で、それも子どもからも取っていると。だって、子ども３人いたら、旭市の場合２万1,000円だから、６万3,000円毎年余計に払うんですよ。そういうような国保の制度は、少なくても未就学の子どもたちはただにしてあげて、楽にさせてあげたいと考えるのは、市政執行者のお考えではないんですか。先ほどご答弁いただいたんだから、そのことを答弁してください。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎）　繰り返しになりますけれども、全国一律の制度として公費を投入して、被保険者間の公平性を確保した上で、保険税の負担軽減を図る趣旨で現在の均等割減額措置が実施されております。

市といたしましては、法律で定められたとおり対応してまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　そういう考えで、子育てのためにいろんなことをやっているとおっ

しゃいますけれども、国保税の均等割を半分国が援助しているから半分なくしていく、それがやっぱり子育てになるのではないかと私は思います。まあ、意見の違いですから。

しかし、そういうことをやらないと本当に、旭市はまだ特殊出生率が1.18ということに、ほかから比べたら大変高い状態でありますけれども、それがいつまで続くかどうか分かりませんけれども、そういうことになるのではないかと思います。

これで質問を終わります。

○議長（飯嶋正利）　答弁はよろしいでしょうか。

（「いいです」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の一般質問を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で本日予定しました一般質問は終了いたしました。

○議長（飯嶋正利）　これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は明日、定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散会　午後　５時１７分

令和６年旭市議会第３回定例会会議録

議　事　日　程　（第５号）

令和６年９月１２日（木曜日）午前１０時開議

第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第　１　一般質問

出席議員（２０名）

１番	常世田　正　樹	２番	伊　藤　春　美
３番	菅　谷　道　晴	４番	戸　村　ひとみ
５番	伊　場　哲　也	６番	﨑　山　華　英
７番	永　井　孝　佳	８番	井　田　　孝
９番	島　田　　恒	１０番	片　桐　文　夫
１１番	遠　藤　保　明	１２番	林　　晴　道
１３番	宮　内　　保	１４番	飯　嶋　正　利
１５番	宮　澤　芳　雄	１６番	伊　藤　房　代
１７番	向　後　悦　世	１８番	景　山　岩三郎
１９番	木　内　欽　市	２０番	松　木　源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市　　長	米　本　弥一郎	副　市　長	飯　島　　茂
教　育　長	向　後　依　明	秘書広報課長	寺　嶋　和　志
行政改革推進課長	椎　名　　実	総　務　課　長	山　崎　剛　成
企画政策課長	柴　　栄　男	財　政　課　長	池　田　勝　紀

税務課長	榎澤　茂	市民生活課長	齋藤邦博
環境課長	髙根浩司	保険年金課長	髙野　久
健康づくり課長	飯島正寛	社会福祉課長	向後利胤
子育て支援課長	八馬祥子	高齢者福祉課長	椎名　隆
商工観光課長	大八木利武	農水産課長	伊藤弘行
建設課長	齊藤孝一	都市整備課長	飯島和則
会計管理者	小澤　隆	消防長	常世田昌也
上下水道課長	多田一徳	教育総務課長	向後　稔
生涯学習課長	江波戸政和	スポーツ振興課長	金杉高春
監査委員事務局長	杉本芳正	農業委員会事務局長	戸葉正和

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	黒柳雅弘

開議　午前１０時　０分

○議長（飯嶋正利）　おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　一般質問

○議長（飯嶋正利）　日程第１、一般質問。

一般質問を行います。

◇　戸　村　ひとみ

○議長（飯嶋正利）　通告順により、戸村ひとみ議員、ご登壇願います。

（４番　戸村ひとみ　登壇）

○４番（戸村ひとみ）　おはようございます。戸村ひとみです。一般質問最後ということで、本日、私１人ということで、よろしくお願いいたします。

私、今朝も田んぼの中の道を通ってここに参りました。田んぼの道を通るのは私の楽しみの一つでもあります。水を張った田んぼに映る月、青々と風になびく田んぼ、夕日に輝く黄金のじゅうたん、稲わらロールとサギ、まさにどれも息をのむ美しさです。この景色の移り変わりには、また農家さんの苦労もかいま見えます。風に倒れた稲がまだ刈り取られていなかったりすると、出来高に影響するんではないかなと心配になります。今年も米のまち旭の稲刈りも大方終わったようです。連日猛暑の中、農家さんたちは本当に大変だったと思います。苦労が報われる収穫であったことを心から祈っております。

では、質問に入ります。

１、旭の防災、災害対応についてです。

市長、定例会の議案の提案理由の前に南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意及び台風７

号への対応ということで、市長のご見解、防災に対してやられたことを述べられました。るる述べられまして、最後に、台風７号と10号による市内での大きな被害はございませんでしたが、全国各地で発生している自然災害に対する日々の備えと、訓練の重要性を改めて認識いたしましたとのお話がございました。

そこで、市長の改めて認識されたところを、どのように市政に反映させていかれるのか、施策に反映させていかれるのかというところで伺っていきたいと思います。

（１）の津波避難タワーの現状についてです。

私は、２か月前の７月９日、10日の２日間で、高知県の黒潮町に視察に行ってまいりました。黒潮町はその名のとおり、黒潮に乗ったカツオが豊富に捕れるため、カツオを使った給食を子どもたちに定期的に提供しています。そのことが農業新聞の給食百景に取り上げられていたのを読み、その中で出てきた南海トラフで34メートルの津波に備えた津波避難タワーと、津波避難訓練に吸い寄せられるように黒潮町を訪れました。

南海トラフで想定される津波から町民の命を守るために、町が一丸となって考えられる限りのあらゆる手段を探り出し、それをシステム化し実行しています。感動しました。私は、今まで全国各地、様々視察させていただきましたが、今回のこの黒潮町の視察、本当に有意義で、今までで一番自分にとっても、これから私の議会活動にとっても一番有効だった視察ではないかと思っております。

くしくも昨日の農業新聞に、この黒潮町の記事が載っておりました。私、黒潮町の視察のことをもちろん政務活動費の報告のときに、たくさん成果として記述するつもりではおりますが、市民の皆様にも、ちょっとこの黒潮町の防災対策のことを知っていただきたいと思い、もちろん議員の方々にも知っていただきたいと思い、この日本農業新聞、簡潔に記事になっておりますので、ちょっと紹介させていただきます。

南海トラフ巨大地震が起きると、国内最大の34.4メートルの津波に襲われる、そんな想定が2012年に出され、日本一危険な町と呼ばれた高知県黒潮町は防災対策を推進し、今や全国300超えの自治体が視察する防災の町になった。今年８月の南海トラフ地震臨時情報が出された際も混乱はなく、担当者は今後も町一丸となり対策を進めると話す。県が13年に公表した被害想定では、町の犠牲者は最悪2,300人、うち90％以上は津波によるものだった。これらを受け、町は津波避難タワーを町内に６基整備し、役場も高台に移した。町のほぼ全職員である約190人が、部署に関係なく全62地区をそれぞれ受け持ち、年２回の避難訓練などを実施、全小・中学校でも年６回訓練し、年10時間以上の防災教育を行うなど、町はハードと

ソフトの両面から対策を進めてきた。訓練では想定の津波から逃げられるか判定できるよう、地面から水面までの高さと位置情報をリアルタイムで確認できるアプリ「逃げトレ」を活用、町の防災対策に関わる専門家らが製作したもので、南海トラフの地震で津波被害が想定される21都道府県をカバーする。町によると、津波想定の発表後に町を離れる人もいたが、防災対策を進めたところ、全国の自治体が視察に訪れるようになった。防災ツーリズムと称し、避難タワー見学や夜間の避難訓練などで、町の取り組みを学ぶ有料プログラムも行われている。これ農業新聞に載っていた全文でございます。

今、読み上げたこの内容から、この黒潮町の取り組みと、あと防災というこのキーワードが、その町の産業にもなっているという、そこのところをご理解いただけたかなと思います。

そこで、まず津波避難タワーの現状について伺います。現状、津波避難タワーの詳細、お願いいたします。避難タワーって旭市の避難タワーですね。

（２）避難所の運営について伺います。

現状の避難所の運営マニュアル、これをお聞きします。3.11東日本大震災のときの避難所の状況から後、きちんとしたマニュアルがつくられているはずですので、そこのところをお願いいたします。

今回、私はこの避難所の運営の中で一番伺いたいことは、女性に配慮した避難所運営になっているかどうか、そこのところを伺いたいと思いまして、その理由と申しますのは、最近のニュース、皆様もニュースで、えっていうぐらい、本当にその数が増えているなと思われると思うんですけれども、女性が被害に遭う暴行事件が連日のように報道されています。学校の先生が女子更衣室を盗撮したり、バスの乗客が暗いところで降りる女性をわざわざ選んで後ろをつけていって暴行したり、旭市でもありました。デマンドタクシーの運転手による暴行で、昨日、宮澤議員も取り上げられ、犯罪被害者のための条例制定について質問されました。とても大切なことだと思います。

しかし、受けた被害をなかったことにすることは決してできませんし、そのトラウマから人を救うことは容易ではありません。特に避難所となると非常事態ですから、相当な混乱の中で老若男女、よく知らない人たちとの生活になるわけです。ですから、避難所においては犯罪、そして犯罪被害を未然に防ぐ環境づくりが重要、最重要課題だと思います。

（３）です。防災担当部局の組織体制について伺います。

まず、この体制を伺う前に、どうしても聞いておかなくてはいけないことがありますので、お伺いします。９月１日の市の広報、これですね。市の広報、これ皆さんご存じだと思うん

ですけれども、９月１日は防災の日です。その９月１日号で出たこの広報ですね。私は七夕まつり、もちろん、久しぶりにこんなに盛大に開催されて、市民の方々が本当に喜ばれて盛り上がったということで、この七夕まつり自体を否定するものでも何でもございません。

ただ、９月１日号、物すごく大切なこの広報に「防災の日」のこの文言が、私、中も見たんですけれども、文言がないんですよ。このことについてちょっとご見解を伺いたいと思います。市長は先ほど、私読み上げましたけれども、開会日でしたか、提案理由の前に、改めて再認識いたしましたということで、防災ということの大切さですね、これを述べられたわけです。そういった中で、私はちょっとこの９月１日、防災の日、特にですよ、特に旭市は3.11東日本大震災で被災しているまちなんです。

私は津波避難訓練のときも申し上げましたが、ほかのまち、特に黒潮町なんかは、まだ来ていないですよ、想定です。想定を政府で発表したがために、本当に町一丸となって市民の命を守ろうと思って、もうありとあらゆる手を尽くしている。そういう町がほかにもございます。防災に関しては旭市は南海トラフの危険地域ですか、あれの千葉県の中で赤い地図の中に載りましたけれども、ほか全国、あの地図の中に載っているところは、本当に真剣にこの防災についてどういったことが有効かということを考え続けていると思います。

そういった中で、この被災した経験のある旭市が、９月１日防災の日の広報にそのことを載せていないということ自体が、ちょっと私は本当に疑問に感じました。市長のほうからのご見解をお願いいたします。

それと、前回の議会で、前回の一般質問のときですね。２月25日に行われた津波避難訓練の総括、検証をお願いしますとお伝えしておきましたので、それをお願いいたします。どういうことが反省材料として上がって、それに向けてどのような検証をして、どのように改善されたか、お願いします。

（４）です。防災県・千葉との連携です。

千葉県知事が令和６年度当初予算案で、防災県の確立を重点に挙げられています。先日のＸにも防災県・千葉ということで、熊谷知事のＸですね、それについても載せていらっしゃいました。旭市は東日本大震災で津波による甚大な被害を被っています。飯岡海岸には自転車道から1.1メートルの高さの堤防がつくられました。しかし、津波から13年たって、見かけの復旧はできても復興はできていないのが現状です。津波から10年たった３年前の読売新聞の記事、忘れられた被災地、旭、この記事に掲載された地元中学生の言葉、このまちはどんどん衰えていっているようだ、私はこの言葉が忘れられません。学校を移転して堤防をつ

くれば終わりでは、あまりにもお粗末、つらい経験が全く生かされていません。このまちの復興、そして経済の復興のためには、万全な防災、災害対策が必須なのです。海、護岸、浜、それに隣接する道路、県道、これは県の管轄です。ぜひこの機会に旭市の復興のために、県に対して防災対策を要望すべきと考えます。市長のお考え、お願いいたします。

２番です。旭の観光振興についてです。

この件につきましては、６月議会で少々積み残しをいたしました。それについて深掘りをしていきたいと思います。

（１）市有地・市有財産の観光への活用状況。

これ具体的に前回も挙げましたが、海上中学校跡地、道の駅、潮騒ホテル、そしてキャンプ場ですね。あと、しおさいスタジアム、６月議会から後、夏の繁忙期を終えまして、稼働状況が変わっていると思いますので、お願いいたします。

あと（２）です。こっちは今度は私有地・私有財産の活用支援についてです。

旭市内には文化遺産、文化財産とも呼べるような古民家とか美術館、あと美術・芸術品ですね。そのようなものが結構私が旭市に来てから目にしたり、あと見せていただいたりした中でも、相当数あると思います。このあたり何とか旭市を盛り上げるために活用できないかなという思いで聞きます。

市のほうで、こういった私の所有のもので、本当に文化遺産・文化財産となるようなものがどれぐらいあるか、具体的に把握していらっしゃるようでしたら教えてください。

（３）です。空き店舗や空き家の活用、イベント等における民間ノウハウの活用状況について伺います。

具体的に前回もちょっと触れましたので、今回、具体的に単刀直入に、移住者用にスモールビジネスを支援できないかどうか伺います。いわゆるスモールビジネスというところの定義から、市のほうで考えていらっしゃることを踏まえて、これを支援できないかどうかということをお伺いします。

（４）です。県が招致を目指す「全国豊かな海づくり大会」への取り組みについて伺います。

６月20日の読売新聞に、「「海づくり大会招致へ」知事」という見出しの記事を見つけました。「熊谷知事は19日、「全国豊かな海づくり大会」について、2027年の招致を目指す考えを示した。大会は天皇、皇后の毎年恒例の４大地方行事の一つだ。」と記事にありました。ご承知のとおり、東日本大震災の折には平成天皇が飯岡においでくださっております。その

ときの写真を大切に飾っていらっしゃる方、お目にかかったときの様子を思い出話にする方、いろんな方の心の支えになってきたことが分かります。旭市に来てくださいと、私はぜひとも市長に手を挙げていただきたいんです。ということで、市長、ご見解お願いいたします。

そして、この海づくり大会の概要と過去に行われたところ、それから令和８年までの予定地が決まっているということですので、そこのところもお願いいたします。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の一般質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　それでは、私のほうからは、大きな１番、旭市の防災と災害対応ということで、（１）から順にご回答申し上げます。

まず、避難タワーの現状について、（１）ですが、避難タワーの詳細についてということでございました。こちら詳細のほうでございますが、まず、市の津波避難計画においては、こちらの元禄地震を参考に、地震発生から津波が到達する時間を30分と想定しておりまして、30分で移動できる距離は1.1キロメートルと見込んでおりまして、市の海岸沿いには半径1.1キロメートル圏内に津波避難施設、今、この津波避難タワーや避難ビル、築山等を整備しております。

津波避難タワーは、こちら海岸沿い４基ございまして、こちらは平成24年から26年の間に建設されまして、こちらのほう収容人数、それぞれ100名を想定してつくっております。それで、こちらのほうの津波避難タワー４か所の詳細ということで、このくらいでよろしいでしょうか。

続いて、２のほう、避難所の運営についてということで、こちらマニュアル等のお話が出ておりましたが、避難所の運営につきましては、災害対応に関する避難所運営マニュアルに沿って、しっかり運営をしているところでございまして、また女性に配慮した避難所になっているかというご質問でございましたので、避難所の運営のほうにつきましても、まず運営職員のほうについては、シフトにもよりますけれども、男性職員のみでなく女性職員も配置されるよう、配慮をしているところでございます。

避難所のほう４か所ございまして、主となる避難所４か所、総合体育館などになりますけれども、そちらについては部屋数等も多いため、女性への配慮ができている施設ということになっております。

避難所が小・中学校の体育館などの場合には、プライバシーの保護のために間仕切りやパ

ーティションはもちろん、ワンタッチテントなどを使用できるような対応をしてございます。

続きまして、（３）防災担当部局の組織体制の中で広報のご質問でございました。

こちら９月１日号の防災の日ということで、市のほうは例年、９月１日号には防災の日の記事をいつも載せておりますが、今年につきましては前倒しということになって、前倒しで８月15日号に防災関連の市民の皆さんへの防災意識の高揚や防災への備えを強化しましょうというような、そのような防災に関係する記事を載せてございます。

それで、４個目が県の防災県・千葉との連携ということでございますが、こちらは県のほうへは常にいろいろと情報共有をしながら防災対応のほうを行っておりますが、まず、県のほうは市のほうへの人的支援やハード面、県が管轄する道路、河川、海岸などのいろいろな箇所についての災害に強い対策の事業を行っております。

市といたしましても、そのような今年、県が防災県というふうに予算を強化していただけるということでございますので、今まで支援していただいている人的支援だったり、あとプッシュ型の物的支援等、こちらの充実や、またハード面においても県が管轄する道路、河川、海岸などについて、十分な整備をしていただくよう要望してまいりたいと思っております。

○議長（飯嶋正利）　総務課長、津波避難訓練の総括。

○総務課長（山崎剛成）　失礼しました。津波避難訓練の総括、広報だけで終わりになってしまいました。すみませんでした。

２月25日の津波避難訓練の総括ということでございますが、こちらのほうはコロナ禍のため４年ぶりの本格的な実施でありまして、610名の市民の方々に参加をいただきました。訓練の内容は、大津波警報が発表されたという想定で、22か所の津波避難拠点のいずれかへ避難した後、沿岸地域の五つの小・中学校にて、消防署によるＡＥＤの操作方法の実演、また津波の防災啓発映像を視聴していただきました。

そして、津波避難訓練の参加者が少し少なかったと、減少傾向にあることからも、より多くの方に参加していただけるよう、訓練方法の工夫などＰＲ、周知の方法も含めて今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　それでは、行政改革推進課からは、２の旭の観光の振興について、（１）市有地・市有財産の観光への活用状況についてということで、海上中学校跡地の現在の利用状況についてご回答を申し上げます。

旧海上中学校跡地は、ＪＲ飯岡駅から約500メートル、徒歩７分程度の距離に位置しており、面積が２万7,151平方メートルで周囲が塀に囲まれた更地になっております。

これまでの経緯ですが、平成19年４月に海上中学校が現在の場所へ移転した後、イベント時の駐車場として活用しながら、古い抵当権の抹消手続きなど、土地に関する権利関係の整理を行ってまいりました。途中、震災による災害ごみの受入れ場所として使用したこともございました。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　では、企画政策課からは２の（１）で、道の駅の活用状況ということで利用者数で回答いたします。なお利用者数、1,000人単位となります。

道の駅季楽里あさひの利用者数ですが、平成27年度が58万9,000人、28年度102万5,000人、29年度107万2,000人、30年度115万7,000人、令和元年度111万5,000人、２年度111万3,000人、３年度112万7,000人、４年度122万人、５年度126万9,000人となっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　それでは、商工観光課からは、同じく２の（１）潮騒ホテルの稼働状況についてお答え申し上げます。

潮騒ホテルの稼働状況につきましては、令和５年の宿泊客数は約１万1,000人でありまして、コロナ禍以前まで回復をしておるところでございます。

稼働率につきましては、１年間の宿泊者の最大値に対する実際の宿泊者数ということでお答えさせていただきます。

最近５年間では令和元年が37.9％、令和２年が26.8％、３年が30.3％、４年が40.1％、５年が36.3％となっております。

続きまして、（３）空き店舗や空き家の活用、イベント等における民間のノウハウ活用ということで、移住者がスモールビジネスを行う場合に対しての支援策ということでお答えをさせていただきます。

議員のご質問にありましたスモールビジネスに特化した支援というものはございませんが、議員もご承知のとおり、空き店舗活用事業補助金というものがございます。これにつきましては、市外の方でも利用できますので、移住し、お店を開きたいという方も利用可能でございます。こちらにつきましては、改装に要する経費のほか、賃借料についても補助対象とし

ておりますので、もちろんスモールビジネスを行いたい場合でも活用できるメニューとなっております。

ただ、この補助金、商業の振興を図るということを目的としておりまして、また補助金交付してから３年以上継続して事業を行うといった要件もございますが、移住あるいはスモールビジネスを考えている方にとりましても、条件が合えば活用することができる支援策となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和）　生涯学習課から、大きな２番の（１）海上キャンプ場の関係でご回答させていただきます。

海上キャンプ場ですけれども昭和48年７月に、附帯施設としてキャンプ場の体育館が平成元年６月に開設をしております。直近の利用実績ですけれども、キャンプ場の実績です。令和３年度が1,622名、令和４年度が3,081名、令和５年度が3,117名の利用となっております。

キャンプ場体育館ですが、直近３か年なんですが、令和３年度が7,891名、令和４年度が7,986名、令和５年度が8,000名となっております。

稼働率というところなんですけれども、ちょっと令和５年度のみではあるんですが、開館日数日における利用した日があったというところで算出をさせてもらっております。キャンプ場が58.2％、体育館が82％の稼働率という形になっております。

続きまして、（２）の私有財産の観光への支援活用等のところで回答をさせていただきます。

現在、市では文化・芸術活動を行っている団体への助成制度は設けておりますが、民間の美術館や個人の財産について支援する制度はありません。申出があり、かつ郷土の歴史・民俗に関するもの、郷土の偉人に関するものがあった場合には、大原幽学記念館で寄託・寄贈を受ける制度があり、貴重な歴史資料や郷土にゆかりのある文化・芸術作品を企画展などの形で公開する機会があります。この制度を利用しまして、令和２年に濤川惣助関連作品の企画展を実施し、市内外から多くの方々にご来館をいただいたところです。

なお、これを契機とし、新たに市の指定文化財ともなりました。

今後も、企画展等で本市ゆかりの優れた文化・芸術作品などに接する機会の提供に努めてまいりたいと思います。

あと、その内容について把握しているかというようなご質問もありました。把握というところですが、こちらは私有財産であること、所有者が公開を希望されていないことなどから、

このような理由から、市では所蔵作品についての把握はしておりません。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（金杉高春）　スポーツ振興課からは、２の（１）サッカー場、しおさいスタジアムの稼働状況というご質問でした。

しおさいスタジアムは、人工芝のサッカー場として令和４年４月26日から供用を開始しております。また、同年の10月１日からは、夜間のナイター照明を開始しております。

利用人数です。令和４年度は市の直営管理で１万3,924人、令和５年度は指定管理で２万987人でした。

それから、稼働率なんですけれども、こちら令和５年度だけでご回答します。これは実際、施設を開けていた日が335日に対して利用日数が297日で計算しますと、稼働率は88.7％となります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　私のほうからは、大きな項目の２、（４）の県が招致を目指す全国豊かな海づくりの概要、それから開催状況、今後の予定についてご答弁申し上げます。

全国豊かな海づくり大会は、水産資源の保護、管理と海や湖沼、河川の環境保全の大切さを広く国民に訴え、つくり育てる漁業の推進を通じて、漁業の振興と発展を図ることを目的として開催されているもので、皇室が関わる地方行事の一つでもあります。

第１回大会が昭和56年に大分県で開催されて以来、継続して各都道府県で開催されています。第43回となる令和６年は11月に大分県で、令和７年は三重県で、令和８年は大阪府で開催される予定であります。

千葉県では平成４年に第12回大会を勝浦市で開催したほか、本年６月の県議会において、知事から令和９年に開催される全国豊かな海づくり大会について、本県への誘致に向けて取り組むとの発言がありました。

県に確認したところ、本年７月末に大会開催の申請を豊かな海づくり推進委員会宛てに行い、今後、決定された後、準備委員会を組織して詳細を決定していくとのことでありました。

（発言する人あり）

○農水産課長（伊藤弘行）　７月末です。本年７月末に大会開催の申請を豊かな海づくり推進委員会宛てに行ったということでございます。その後、決定された後に準備委員会を組織し

て、詳細を決定していくとのことでございました。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　ありがとうございます。ご答弁をお伺いして、市長にご答弁をお願いしたのが数か所ございましたが、私、通告も市長答弁ということで出しているんですけれども、市長、ご答弁いただけないものですかね。

いただけないようなので、それでは、２回目の津波避難タワーの現状についてからです。

ご答弁の中で津波が30分後に来るというような想定で計画してあるということだったんですけれども、今回、南海トラフの巨大地震注意ですか、あれの中でいろんな、津波の速さとかについて、いろんなことが言われていましたが、地震が来てしばらくして津波が来るものではないよというようなことも数名の専門家の方が言われていまして、速いものでは時速800キロメートルで来て、３分後には来るというようなことを明言していらっしゃる方もいらっしゃいました。

そんな中で想定100名の方、４基あるその周りにいらっしゃる中で、100名ずつをあそこの上に３分で来るよみたいなことを言われたら、誰しも近くに避難したいですよね。灯台のほうまで車で行っていられない、避難道を内陸のほうまで走っていられないというような、そういう気持ちになられる方もいらっしゃると思うんですけれども、では、実際に津波避難タワーの運用について伺っていきたいんですけれども、津波避難訓練の状況を教えてください。津波避難訓練、タワーでの避難訓練ですね。そのときに参加された方が、あんなにたくさんいて大丈夫なのかというようなことを感想として言われていました。それとあと、常時閉まっているんですね、津波避難タワー。その閉まっている理由を教えてください。

私が視察した黒潮町の避難タワーは常時開いております。高さ二十二、三メートルで、８階ぐらいの高さがあるんですけれども、最上階は屋上になっていまして、ヘリコプターがホバリングできるような、そういう場所もございました。そこを常に開けてあります。ですから、近所の人も、お年寄りも体力づくり、階段上がったり降りたりして体力づくりやら、あと常日頃からここに逃げるんだというのを体で覚えるというか、そのためにもどれぐらい時間かかるかとか、そういうためにも開けてあるということでした。そこのところまでお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　市の津波避難タワーにつきましては、津波到達までに高台や内陸の避難場所までの避難が間に合わない方が緊急的に避難する場所として活用していただく施設でございます。安全面や防犯上の観点からも、現在のこの運用の仕方を変更する予定はございません。

（発言する人あり）

○総務課長（山崎剛成）　今現在の転落防止や防犯上の観点から、入り口のドアを閉めたままの状態で、有事の際には使っていただくと、そのような形の運用方法を今後もしていきたいということでございます。

避難訓練につきましては、こちら４か所につきまして毎年津波の想定をして、近隣住民の皆様方に、そのまま上がっていただくというような訓練をしていただいております。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（飯嶋正利）　答弁漏れについて、答弁をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　避難する津波避難タワーの目的というものを十分ご理解していただいての訓練ということでございますので、人数が多くなってしまったということで、こちらは市のほうの訓練に対する周知がちょっと足りなかっただろうなと、そのように思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　訓練、避難タワーのあそこにある避難タワー、自分の家の近くにある避難タワーが、いや自分たちが逃げてはいけないところなんだ。ここは要するに遠くまで逃げられない人のタワーなんだということを周知しなかったのがいけなかったということなんですか。それちょっとまるで私は反対の考え方だと思うんですよね。そんなの周知できるはずがないですよ、市民には。いや、あなたはここには逃げてはいけません。あっち、遠くに逃げるんです、あなた健常者ですからとか、そういうふうな周知というのは絶対できないと思いますよ、私。

それで、ここなんですけれども、避難する人の人数と、そこの市が考えている避難タワーの役割との整合性が全く取れていないと思うんですよ。例えば要援護者、そこの１基の避難タワーの周りに、どれだけの要援護者の方がいらっしゃるか。あと、観光客ですね。市は本

当にもうこれから観光に力を入れていって、雇用を増やさないと、人口って本当にどんどん減るんですよ。それはもう皆さんの共通理解だと思います。観光客、あるいはたまたまそのときに、そのときが夏で海水浴客もいっぱい、そしてサーファーたちもいっぱい、そういったときに、じゃ、一体どこにその方々は避難するんだという、そこのところまできちんと考えて、そして避難タワーを本当に利用してほしい人、その人たちが本当に避難できるかとか、そこまでのことをきちんと考えなければいけないと思います。そこのところ、どうでしょうか。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　それでは、お答えいたします。

まず、要援護者数のお話でございましたが、こちらは各地区、こちら設計段階で避難してくる想定人数、こちら要援護者数のほうの想定もございますので、こちらがタワーの完成順で申し上げますと、三川地区が32人、矢指地区が59人、飯岡地区が59人、富浦地区が56人となっております。

あと、観光客、サーファーなどの避難についてはということでございますけれども、まず、こちら観光客につきましては、防災行政無線やホーンアレイスピーカーという、防災行政無線よりも遠くに、二、三倍遠くに声が届く、そういったスピーカーが海に設けてございますので、そちらで周知をさせていただくと、そのように今、観光客等への津波避難の周知については考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　周知、周知っておっしゃいますけれども、観光客の方に避難タワーは使えませんよという周知をされるんですか、防災行政無線で大きな声を出して。そんなこと絶対できないですよね。非常時、災害時にそんなこと絶対できないと思います。しかも要援護者の数を教えていただきましたけれども、４基ある周りに32人、59人、59人、56人、これ要援護者の方だけが、そこに上がれないですよね。当然のことながら、ご家族が車椅子押したりとか、皆さん上がられるんじゃないんですかね。要援護者ですから、自力では上がれないと思うんですよ。そうしたら、もうこれでいっぱいいっぱいですよ。いっぱいいっぱいどころではないですよ。１基100名超えてしまうところが３か所ございます。要援護者に１人つくだけでですよ。でも、ご家族みんなで上がりたいとか、当然のことながら、そう思いま

すよね。そうすると、この人数って全く本当に避難タワーというものの役割と本当に整合性が取れないんですよ。ここのところの見直しをきちんとやっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　それでは、お答えいたします。

地震、津波の際におきましては、まず最初は緊急的に高台など安全な場所に避難するのが第一ということで、ご自身の身は自分で守っていただくということで、地震等があったら津波を想定しまして逃げていただくと。それで、間に合わなかった方につきましてはタワーを使っていただくということで、要援護者の方は、特に援護していただく方もいらっしゃいますので、いち早く高台等、安全な場所に逃げていただくということになるかと思います。そういう面に関しても、市のほうとしても周知のほうは十分していきたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　（２）の避難所の運営についてに移りますが、今のご答弁では、本当に市民の命を守ろうとしているのかどうか、避難タワーというものが本当に、先ほども道路とか、復旧のことではないですけれども、見かけだけ、見せかけだけという、そういうものになっていないかということを私は指摘したいと思います。きちんとここのところ、真剣に市民の命を守ろうということを考えていただきたいと思います。

避難所です。内閣府が2020年に防災・復興ガイドラインを策定して、男女それぞれの視点に立った配慮や女性の視点からの自治体の災害対応を推進しております。これ私が読み上げると時間ばっかり取ってしまいますので、これはもうしっかりこの2020年に内閣府が出したガイドライン、しっかりもうこれ読破してといいましょうか、特に何回も言いますけれども、東日本大震災で被害を被ったまちですから、ここのところについては本当に紙に穴が空くぐらいガイドラインを見てくださって、タブレットか、空くぐらい見てくださっていると思います。ここのポイント、市のほうでこのポイントを押さえておかなければいけないというものを挙げてください。これ読売新聞にもこんなに紙面を割いて８月25日に出ております。市のほうではもう当然のことながら、これを把握して施策に生かしていこうと思っていらっしゃると思いますので、お願いします。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　それでは、内閣府のガイドラインのポイントということで、その概略について説明、ポイントのほうを申し上げます。

まず、避難所の運営のポイントということで、管理責任者等に男女両方を配置すると。あと、避難者による自主的な運営に女性の参画を促す。あと、避難所での生活ルールに女性の意見を反映させる。あと、食事づくりや片づけなどの作業は、男女問わず分担。あと、女性の声を拾う意見箱を設置。あと、それぞれの避難所の環境整備をしていくと。環境整備のポイントにつきましては、プライバシーの保護だったり、安全で使いやすいトイレだったり、女性専用のあと物資の関係だとか、あと女性のほうの相談する相談員を配置するだとか、あと授乳室や妊婦、母子専用のスペースを設けるなどといったことがポイントとして挙げられていたかと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　これ2020年に出されていますので、当然のことながら、市のほうの運用マニュアルの中にも入っていると思うんですけれども、入れてありますか。これは全て入っておりますか、ガイドラインどおりに。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　女性に配慮した避難所の運営等につきましては、今の国のガイドラインの全てが入っているかと申し上げますと、全ては入ってはございません。ただし、市の地域防災計画においても、女性に関する配慮事項を記載しております。今後もこのガイドラインや他の自治体などの先進事例などを参考にして、さらなる調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　参考にして、さらなる調査研究と言っても遅いですよ。ガイドラインは2020年に出ていて、それで全てが入っているわけではないというふうに分かっていらっしゃるわけですから、認識があるわけですから、そこのところ、入っていない部分をきちんと盛り込んでいただきたい。こちらの避難所運営のマニュアルの中に、そこのところ、いかがでしょうか。

それと、あと備蓄食料、こちらのことを通告しておりますので、その量と管理状況、それをお願いいたします。避難所運営と、あとはもう一つ、先ほどから言っています避難訓練のときの活用のために、これぜひとも、いや、ぜひともというか、有効だと思いますので、ここのところをお願いします。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　それでは、まず女性に配慮した避難所ということでございますが、特に地震や津波などにより避難所が長期化した際には、特に女性に配慮した避難所運営が求められますので、その際には避難所運営に女性の声を取り入れられるような体制が整えられるよう、努めてまいりたいと考えております。

それとあと、災害用の備蓄品ということで、備蓄食料品のほうを申し上げさせていただきます。

まず、アルファ化米が約１万食、あと調理不要の米飯非常食が約２万食、長期保存パンが約１万7,000食、あとは水になりますが、こちら飲料水が1.5リットルが２万4,000本、500ミリリットルが１万7,800本ほど、あと粉ミルクがスティックタイプで600本、液体ミルクが240缶ということで、備蓄食料品のほうは備えてございます。

こちらのほうの有効活用というお話でございましたけれども、有効期限の近づいているものの活用ということで、今いろいろ防災訓練などでは、食料供給訓練ということで参加していただいた方々にお配りしたり、あとはフードバンクちばへの提供だったり、あと市内の高校へ配布したり、あとは先日行ったばかりでございますけれども、職員の災害食体験会ということで、そういったものに使いまして、備蓄食料品の有効活用には十分活用しているということでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩　午前１１時　１分

再開　午前１１時１０分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　備蓄食料です。捨てているものはありませんか。いろいろアルファ化米やら挙げてもらいましたが、フードバンク、いろんなところに活用されていますけれども、廃棄しているものはありませんか、教えてください。それと、610人の、防災担当のほうに、違うか、その答弁が先か。

○議長（飯嶋正利）　戸村議員、３番のほうにいってください。もう４回終わったので、２番は。

○４番（戸村ひとみ）　分かりました。

廃棄しているものがあったら、ちょっともったいないなと思ったので。

（３）です。防災担当部局のほうですけれども、訓練で610人が参加だったということで、今後、この対策については検討していきたいというご答弁でした。ちょっと遅いです。２月25日の避難訓練610人は、何人対象で610人でしたか。それで、その後、南海トラフの巨大地震注意が出ました。このときに私が参加しまして、カルテを書きました。そのカルテはどのように使われていますか。お願いします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　それではお答えいたします。

610人に対する避難者の対象人数ということでございますけれども、今現在、数値を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。610人、２月25日は津波避難訓練ということでございますので。

あと、カルテの使い方、カルテというか、あれですよね、訓練のときにご記入いただいた、受付していただいたときの名簿ということだと思いますけれども、こちら避難者カードでございます。避難者カードにつきましては、こちら使い方ということで、本番ですね、実際津波が、地震があって避難に来られたときということで、実際を想定しての避難者カードへの記入ということで、こちらはそのとき、訓練用のカードということで使わせていただいております。その後の利用というものに関しては、訓練の結果の集計とかに使わせていただきます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　訓練の結果ということでの集計ということで、では、何の意味もなか

ったということですね。

先ほどご紹介しました黒潮町、避難カルテを市民１人も残さず書いてもらっています。これは、避難経路まで書いてあって、どなたと助け合うかという、そこのご家族のことまで書くように、もう本当に細かくカルテをつくってありまして、それ市民全員がカルテを提出というか、役所の人が取りに行って提出してもらっています。これぜひとも市のほうもやっていただきたいです。先ほども言いました、避難をどのようにするかというのを市民の、その方の認識としても持っていただきたいし、市のほうも把握しておかなければいけないことだと思います。

先ほど来、避難所の女性に配慮したということで言っていましたが、（３）の担当部局のほうも、女性がこの部局の中にいらっしゃいますかということで、配慮した避難所をつくるためには、この組織の中に女性がいらっしゃらないとと思って、ヒアリングのときに聞きましたらゼロということだったので、これ内閣府のほうのガイドラインのほうにも多分あると思うんですけれども、組織の中に女性を入れていただきたい、常に、異動があっても常に女性を入れていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　まず、先ほど女性の配置の前ですが、黒潮町の個別津波避難カルテということで、全市民というお話でございましたけれども、津波浸水のおそれのある地区ということで、こちら確認しておりますので、そちらが全世帯が5,298世帯中、作成されているところが3,791世帯ということで、黒潮町の全世帯が5,298世帯中、津波浸水のおそれのある地区が3,791世帯でありますので、全世帯、町全体ではないということで……

（発言する人あり）

○総務課長（山崎剛成）　そうですか。

女性の配置ということでございますけれども、人事異動につきましては、性別にとらわれないことを念頭に置いた人員配置を行っております。議員ご指摘のとおり、今現在、防災担当である総務課地域安全班に女性職員は配置しておりませんが、昨今の女性の視点からの災害対応が推進されていることは認識しております。今後も、性別にとらわれることなく、適材適所となるように人員配置に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

（「カルテのこともお願いします」の声あり）

○総務課長（山崎剛成）　カルテをつくったらどうかという。

（「どうかではなくて、つくってください」の声あり）

○総務課長（山崎剛成）　はい。こちらでございますけれども、黒潮町のような個別津波避難カルテを作成する予定は現在はございません。しかしながら、本市では、先ほどお話出ていましたが、要援護者台帳と個別避難計画の作成を進めておりまして、それに併せて、市民自らによる災害への備えということで、自助・共助に関するそういう啓発活動を、広報、ホームページ等で周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　つらい経験が生かされないという実感を持ちました。

次です。

県との連携なんですけれども、具体的にお願いしたいです。課長、人的とかプッシュ型とか、何かそういった支援で何とかを要望していきたいとかって、ちょっと分からないんですけれども、具体的なところをお願いします。

といいますのも、県道ビーチラインですね、これ自転車道から1.1メートルの高さの堤防がずっとできたんですけれども、そこの隣にというか、一体化しているんですが、県道がございます。その県道がもうがたがたなんですよ。がたがたの道路に、あそこは銚子のほうから大きなトラックが来て、あそこを思い切り走りますので、地震のような大音量と衝撃で、私、２か所のところのマンホールの蓋とかがたがたのところを、あと、橋の継ぎ目のところですか、そこを県のほうにお願いして応急的に直していただいたようなこともございます。

この前はあちらのマンホールの蓋が開いていまして、市のほうから来ていただいたので、もちろん市の皆さんご存じだと思います。これ大事故につながります。これ、何で堤防を造るときに一体化して、ここのところ、マンホールを入れてやらなかったのかなと思うんですけれども、この道路、先日、その前もほかの議員から、海業についてのこと、また、市のほうでも協議会のほうをつくって海業のほうを推進するというようなこともございます。

海業、みなと公園に行くところですね、漁港、みなと公園に行く大切なこの県道、ここががたがたで、とてもこれが復興しているとは言えない状況でございます。観光にとっても非常に重要な道路です。ここマンホール構想、実は台風15号、19号でも２回も停電が、10日ずつぐらいありました、あのラインがですね。

ということで、５年前の同じ房総半島を襲った台風のときに、先日の新聞で、終わらぬ停

電、失った命と、熱中症で亡くなった方のことが記事で載っていました。大々的に載っておりました。あのラインも、本当に停電が続くと命の危険にまで及びますので、そういうところで、マンホールをぜひともつくって、中に、いろんなもの、いろんなライフラインを入れていただきたいと思うんですけれども、これを県のほうに要望していただきたいんです。

市内で今、電線の地中化をしているところがあると思うんですが、そこのところの詳細を教えてください。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　まず、県との連携の関係で、県が市町村への支援ということで、人的支援、物的支援ということで具体的にお話をさせていただきます。

まず、人的支援のほうでは、県のほうで情報連絡員、こちらリエゾンと呼ばれていますが、こちらの派遣がございまして、災害即応態勢時、震度５弱以上、津波注意報等、あと、風水害でいえば土砂災害警戒情報等が発せられた場合、あらかじめ選定した県の職員を市町村に情報連絡員として派遣していただいております。被害や災害対応の状況、人的、物的のニーズ等の情報を収集していただいて、県との間に立って連絡していただいております。

あともう一つは、物的支援ということで、こちらは、市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市町村からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、食料及び燃料等の必要物資を確保し、迅速な供給に努めていただいているというような物的支援のものがございます。

それとあと、もう一つのほうが、道路のマンホールとかライフラインのお話でございますが、こちらにつきましては県のほうの事業となりますので、こちら災害に限らず、ライフラインの整備については、これからも県に要望してまいりたいと。

（発言する人あり）

○総務課長（山崎剛成）　状況によりましては、要望してまいりたいと考えております。

電線の地中化なんですけれども、こちら現在、電線の地中化が行われておりますのが、旭駅の前、駅前整備の中で、こちらも県の事業だったかと思いますけれども、こちらのほうが駅前整備ということで、地中化されているところが１か所ございます。

（「詳細は」の声あり）

○総務課長（山崎剛成）　今詳細についてはデータがございませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　今のは、通告外の、地中化に関しては通告外だと思うので。

（「通告してありますよ」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　では、後日。

（発言する人あり）

○議長（飯嶋正利）　暫時休憩。

休憩　午前１１時２４分

再開　午前１１時２５分

○議長（飯嶋正利）　会議を再開いたします。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　市内の地中化されているところの詳細ということでございますけれども、そちらの資料のほうが、資料までの通告ということでなかったので、今現在、持っておりませんので、後で回答させていただきます。

（発言する人あり）

○総務課長（山崎剛成）　通告にございませんでしたので、この場の回答は控えさせていただきます。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　私は、どこからお金が出ているのかとか、市内で地中化してあるところがあるということなので、それは景観のためにというのをヒアリングのときにおっしゃったものですから、その詳細を聞きたかったんです。どこからお金が出て、景観のために地中化するほどのお金がどこからか出てくる。で、命を守るためのマンホール、電線地中化にはお金が出ないということは絶対ないだろうと思って、これを要望していただきたいと思って聞いたまでです。

では２です。（２）は何でしたっけ。

○議長（飯嶋正利）　（２）ではなくて大きな２番ですよね。

○４番（戸村ひとみ）　大きな２番、はい。

市有財産です。私、この市有財産に関しましては、潮騒ホテル、キャンプ場、あと道の駅、それぞれに稼働率のほうを伺ったんですけれども、もっとさらに活性化するために、一体、

広域での開発ができないかなと思いまして、潮騒ホテルでしたら、隣に市が持っている土地がある。あと、道路を隔てた前にシャワーとか駐車場とかがあって、そこも有料化して、あと、潮騒ホテルの隣には市のプールがある。その辺り全部一体化して、リゾートとして開発ができないかなということと、あとキャンプ場に関しましても、もう少し、今キャンプばやりのときに、もう少しやり方があるのではないかなということで、しおさいスタジアムにしましては、国際規格に合った球場なのに、周りにスタンドがないために大きな大会とかが誘致できないと。そういうところでスタンドとかをつくるような、そういう開発ができないのかなと。

あと、海上中学校跡地に関しましては、草ぼうぼうで、昨日、くしくも近隣の方から、ごみが山のように捨ててある、空きかんが何袋も山のように捨ててあると、環境課のほうで取ってくれないかという話を、昨日たまたま近隣の方から聞きました。そういったふうに、荒らしておくことでのマイナスの部分というんですかね、それが物すごくたくさんありますので、そこのところの見直し、ぜひとも、もう少し活用する方法を考えていただきたいんですが、そこのところ、ご答弁をお願いします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　商工観光課からは、潮騒ホテル及びその一帯の件について広域的な開発をしたらどうかというご提案でございました。

ご存じのとおり潮騒ホテルにつきましては、現在、無償貸与で継続しているところでございます。このため、潮騒ホテルを含めた整備につきましては、現事業者との契約の継続もございますので、その辺を含めた協議や調整がまず必要だろうというふうに考えます。今後、潮騒ホテルとの契約終了に向けまして、今後の方針、もちろんホテルも含めて、周囲も含めての活用方針につきましては、当然協議というか検討が必要と考えますので、それについては、市の観光施策の一つとして考えていきたいというふうに考えております。

続いて、駐車場の有料化の話がございました。

こちらにつきましては、飯岡海岸……

（「シャワーも」の声あり）

○商工観光課長（大八木利武）　もちろんそうですね、駐車場のほか、トイレ、シャワー、という便益施設を整備して、利便性向上に努めているところでございますが、有料化というご提案ございましたが、市内、海岸地域には、いろいろまだそこだけではなくて、萩園だけで

はなくて矢指にもあります。いろんな他の公共施設のバランスも考慮しながら、在り方については検討したいなというふうに思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和）　生涯学習課のほうからは、海上のキャンプ場の関係でご回答させていただきたいと思います。

キャンプ場ですが、先ほども申しましたが、昭和48年に県立キャンプ場として供用されまして、平成21年に無償譲渡されております。そのときに、青少年の健全育成及び生涯学習の拠点施設という形で、キャンプ場を頂いております。その後、今お話ありました、キャンプブームだよというところであったんですが、キャンプ場につきましては、現段階では大きな整備、改修予定はありませんけれども、現在、隣にあります滝のさと自然公園、これも一体的に管理をしております。今年度は、トイレの改修等を発注して、今現在工事を進めておりまして、利用者の利便性というところでは図っているところであります。

また、滝のさと自然公園内にテントサイトを自主事業というところで、指定管理者のアイデアでつくってもらっております。また、今後はオートキャンプ場としても使えないかなという中で、そういうような活用が図れればというところで整備をしていけたらなと思っております。

あと、キャンプ場自体の全体的な運用という形になるかと思うんですけれども、現在利用していただいている皆様からは、青少年団体や親子連れの方からは高い評価をいただいている状況であります。観光用ということで、利用者の方のニーズに合ったキャンプ場、用途変更なども今後は検討していけたらなというところです。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（金杉高春）　しおさいスタジアムのスタンドということでした。確かにグラウンドとしては国際規格のもので整備をしておりますが、観客席としては、現在は整備する予定はございません。

なお、ベンチは移動式のものを用意しておりますし、日よけや雨天時の対策としては、テントやパラソルなどの無料貸出しを実施しておりますので、こちらを利用していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　では、企画政策課から道の駅の関係でお答えします。

道の駅季楽里あさひの近場には、生涯活躍のまちみらいあさひも出来上がりました。近場にあるということで、双方の施設を訪れる来場者が大分増えておりますので、その２施設だけではなくて、市内ほかにもいろんな施設がありますので、その辺、うまく周遊していただければと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　潮騒ホテル前のシャワーと駐車場の有料化のことなんですけれども、市民プール、有料ですよね。税金払ってもらっている市民のお子さんたちが利用するには有料で、よそから来た人には無料でシャワーという、ここでちょっと整合性取れないと思います。受益者負担、このことをきちんと考えていただきたいなと思います。

今回、10月５日の花火大会のときも、みなと公園のほうに、花火を打ち上げるために駐車料金払ってくれませんかみたいな駐車場を開設しますよね。やっぱりきちんと受益者負担という考え方を導入していただきたいと思います。

あと、空き店舗の活用とか、こちらなんですけれども、チャレンジショップ、これ、先ほど聞きました、移住者とスモールビジネスということで、やっぱり３年以上とかというところでハードルがまあまあ高いんですよ。チャレンジショップというのができないですかね。チャレンジショップということの定義みたいなものも含めて、ご答弁をお願いします。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　チャレンジショップについてご回答申し上げます。

チャレンジショップの定義というのは、特に決まったものというのはないと思うんですけれども、スモールビジネスとイコールに近いのかなというふうな感覚は持っています。つまり、小規模で、中小企業法か何かでいうと、小規模の事業者というのとスモールビジネスのほぼイコールというふうな形で捉えて、従業員が５人以下みたいな。ただ、そこも曖昧なところであって、いろんな方が、いろんなところでスモールビジネスという言葉を使っているので、要は、個人であれ、法人登記しているのであれ、小さな商いというところでスモールビジネス、チャレンジショップにつきましては、それについて店舗を構えてやるというのをチャレンジショップというふうに、恒久的な店舗を構えるのではなくて行うというところが

チャレンジショップだろうというふうに捉えております。

先ほどと繰り返しにはなるんですけれども、チャレンジショップに関しての支援制度というのは、現在、市ではない状況です。例えば、中心市街地とか、例えば海岸部の駐車場もそうなんですけれども、１か所土地を用意するといったら変ですけれども、お貸しする形で、そこで、今はキッチンカーとかもそうですし、テントを張って何か店舗を構えるというのもありでしょうけれども、そういった形でのスモールビジネスのような形態の店舗というのも、いろいろ見られている、多々見られている事例もございますので、そういった方策というところも、今後検討する課題かなというふうに捉えておるところです。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　先ほどの戸村ひとみ議員の質問に対し答弁漏れがありますので、総務課長、よろしくお願いいたします。

○総務課長（山崎剛成）　１点、大きな１の（３）のところで、津波避難訓練の対象人数ということでお答えさせていただきます。１万9,779人です。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の一般質問を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

○議長（飯嶋正利）　これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は27日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散会　午前１１時３７分

令和６年旭市議会第３回定例会会議録

議　事　日　程　（第６号）

令和６年９月２７日（金曜日）午前１０時開議

第　１　決算審査特別委員長報告
第　２　質疑、討論、採決
第　３　常任委員長報告
第　４　質疑、討論、採決
第　５　議員派遣の件
第　６　事務報告
第　７　閉　　会

本日の会議に付した事件

日程第　１　決算審査特別委員長報告
日程第　２　質疑、討論、採決
日程第　３　常任委員長報告
日程第　４　質疑、討論、採決
日程第　５　議員派遣の件
日程第　６　事務報告
日程第　７　閉　　会

出席議員（２０名）

１番	常世田　正　樹	２番	伊　藤　春　美
３番	菅　谷　道　晴	４番	戸　村　ひとみ
５番	伊　場　哲　也	６番	﨑　山　華　英
７番	永　井　孝　佳	８番	井　田　　孝
９番	島　田　　恒	１０番	片　桐　文　夫
１１番	遠　藤　保　明	１２番	林　　晴　道
１３番	宮　内　　保	１４番	飯　嶋　正　利

１５番	宮　澤　芳　雄	１６番	伊　藤　房　代
１７番	向　後　悦　世	１８番	景　山　岩三郎
１９番	木　内　欽　市	２０番	松　木　源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	米本弥一郎	副市長	飯島　茂
教育長	向後依明	秘書広報課長	寺嶋和志
行政改革推進課長	椎名　実	総務課長	山崎剛成
企画政策課長	柴　栄男	財政課長	池田勝紀
税務課長	榎澤　茂	市民生活課長	齋藤邦博
環境課長	髙根浩司	保険年金課長	髙根　久
健康づくり課長	飯島正寛	社会福祉課長	向後利胤
子育て支援課長	八馬祥子	高齢者福祉課長	椎名　隆
商工観光課長	大八木利武	農水産課長	伊藤弘行
建設課長	齊藤孝一	都市整備課長	飯島和則
会計管理者	小澤　隆	消防長	常世田昌也
上下水道課長	多田一徳	教育総務課長	向後　稔
生涯学習課長	江波戸政和	スポーツ振興課長	金杉高春
監査委員事務局長	杉本芳正	農業委員会事務局長	戸葉正和

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	黒柳雅弘

開議　午前１０時　０分

○議長（飯嶋正利）　おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（飯嶋正利）　議案第１号から議案第16号までの16議案を一括議題といたします。

決算審査特別委員会及び各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果は、配付のとおりでございます。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　配付漏れないと認めます。

◎日程第１　決算審査特別委員長報告

○議長（飯嶋正利）　日程第１、決算審査特別委員長報告。

これより、決算審査特別委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

委員長、片桐文夫議員、ご登壇願います。

（決算審査特別委員長　片桐文夫　登壇）

○決算審査特別委員長（片桐文夫）　おはようございます。閉会日、お疲れさまでございます。

それでは、決算審査特別委員会委員長の報告を申し上げます。

去る９月６日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案第１号、令和５年度旭市一般会計決算の認定について、議案第２号、令和５年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、議案第３号、令和５年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第４号、令和５年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第５号、

令和５年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第６号、令和５年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第７号、令和５年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第８号、令和５年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての８議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る９月13日、17日及び18日のそれぞれ午前10時より議会委員会室において本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第１号について申し上げます。

旭市民が、ふるさと納税をしたことにより減った市民税の額はとの質疑では、市民税分として、税額控除があった分は、9,357万7,000円、税収は減るが、交付税措置される分と旭市に寄附していただいた分の差引きで、約8,300万円がプラスになっているとの答弁がありました。

２点目として、不動産売払収入と物品売払収入の内訳はとの質疑では、土地売払収入は、神西住宅跡地の売却と法定外公共物の売却が８件、物品売払収入は、老朽化により取替えが必要となる公用車の売却が10件あったとの答弁がありました。

３点目として、成田空港活用協議会負担金について、どのような目的で負担金を払っているのか、また、令和５年度の活動実績はとの質疑では、成田空港活用協議会は、空港を活用して経済の活性化を図る目的で平成25年度に立ち上げられ、県内自治体や民間事業所で構成され、現在146者が会員となっている。令和５年度の活動実績は、空港内での企業や自治体の物品の販売、協議会での視察を行ったとの答弁がありました。

４点目として、子育て世代包括支援事業の利用件数は。また、産後の啓発のタイミングはとの質疑では、宿泊型は、利用者数が延べ７名、利用日数が21日、通所型は延べ７名、利用日数が７日。また、啓発のタイミングは、妊娠届出時や赤ちゃん訪問時、病院で直接啓発を行っているとの答弁がありました。

５点目として、旭市特産品開発事業について、補助金の使途と内容及び補助金を給付した商品の内容を伺うとの質疑では、市の新しい魅力を発信するための特産品の開発や改良を行う事業費の一部を支援するもので、補助率は、対象経費の２分の１以内、限度額は50万円。令和５年度の実績として、ミニトマトを使用したジャムの商品開発が１件あったとの答弁がありました。

６点目として、消防団活動費の消防団補助金の内容と昨年の決算額と比較し、倍増している理由はとの質疑では、施設管理や操法大会出場チームへの補助、出初式や歳末警戒についての補助がある。補助額が倍増した理由は、令和４年度に中止していた大会が、令和５年度に再開したことによるとの答弁がありました。

７点目として、学校給食の市内産と県内産の割合は、また、少なくとも、県内産を使おうといったことを令和５年度に図ったかとの質疑では、割合は、市内産が９％で、千葉県産が36％。給食センターでは、野菜など産地を特定できるものは、旭市産を第一に、地産地消に努めているとの答弁がありました。

８点目として、スポーツ施設管理運営費について、指定管理者制度になり、12の施設の利用者数はどのように変わったのか、また、指定管理者が一定の利益を出した場合に、市に還元するとなっているが、還元はされたのかとの質疑では、利用者は令和４年度から令和５年度にかけて、３万1,703人増えている。また、利益を出した場合の還元方法は、令和５年度は目標の利益を出していないため、市への還元はなかったとの答弁がありました。

次に、議案第６号について申し上げます。

旭地域の水道方式を、圧送式から自然流下方式にすべきと考えるが、市の見解は。また、配管の耐震化率は８％程度と聞いているが、今後の計画はとの質疑では、水道事業の方向性については、水道ビジョンの計画を基に進めていく。旭地域の配水場については、干潟、海上、飯岡地域の自然流下面積を広げて、旭地域の圧送の面積を縮小していく方向で進めていく。

また、配管の耐震化の計画は、重要給水管路のほうを優先的に更新しており、各配水場から直接出ている基幹管路も更新していく計画で、今年度は、旭地域と飯岡地域の基幹管路の更新を予定しているとの答弁がありました。

次に、議案第７号について申し上げます。

公共下水道の水洗化率は、74.8％とのことだが、公共下水道区域を拡大しない中で施設を維持できるのか、また、施設を持て余すことはないのかとの質疑では、公共下水道の全体計画区域は1,010ヘクタールから230ヘクタールへ縮小した。現在、供用を開始している202ヘクタールに対しての施設の維持管理を適切に行っていくとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第１号は賛成多数で認定することに決し、議案第２号から第５号の４議案は全員賛成で認定することに決し、議案第６号、議案第７号は賛成多数で、議案第８号は全員賛成で

原案のとおり可決及び認定することに決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和６年９月27日、決算審査特別委員会委員長、片桐文夫。

○議長（飯嶋正利）　決算審査特別委員長の報告は終わりました。

◎日程第２　質疑、討論、採決

○議長（飯嶋正利）　日程第２、質疑、討論、採決。

これより、質疑、討論、採決を行います。

ただいまの委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

議案第１号について、討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員、ご登壇願います。

（２０番　松木源太郎　登壇）

○２０番（松木源太郎）　日本共産党の松木源太郎です。

2024年、令和６年旭市議会第３回定例会に当たり、令和５年度旭市一般会計決算の認定に反対の討論をいたします。

米本市長は、令和５年３月定例会で、「令和５年度の予算編成に当たっては、『チーム旭』によるまちづくりを一層推進し、第２期旭市総合戦略に掲げる四つの基本目標を実現する関連諸施策を着実に実施するとともに、今後のコロナ禍からの回復も見据えながら、本市のさらなる発展を目指して、一般会計の予算額を305億円としたものであります。」と発言されました。

令和４年の施政方針に比べて、５年度にはやるべき事業の内容がわかる施政方針でした。さて、旭市は、福祉政策、産業政策、環境政策、教育など、政策面で近隣の市町より進んだ面もありますが、農業就業者への待遇、給食費の負担など、さらに市民の負担軽減と充実に努力していただきたい事業が多々あります。

岸田自公政権は、岸田首相の退陣により、総裁選挙の真っ最中ですが、令和５年度の予算

段階では、第１に大軍拡予算の初年度、第２に、暮らしの予算の削減で物価高騰でコロナ禍で苦しむ国民の暮らし、営業を守るのにまったく遠い予算、第３に「子育て予算倍増」などは看板倒れで、国民に負担をかける国の予算でした。

国は、物価対策だと言って「給付金」を次々と自治体に送り、305億円の一般会計が320億円にも膨れました。物価高騰対策だといって非課税世帯に３万円の支給で１億9,000万円、追加分といって１世帯７万円の物価高騰対策給付金で４億4,000万円。物価高騰に直面する低所得世帯に、１世帯10万円、児童１人当たり５万円、１億5,000万円。合計７億8,000万円が、旭市で国民に直接現金を配る政治の一連でありました。

決算審査で、質疑をした事項を中心に決算を認定すべきかの判断となる事項について、以下のとおり検討いたしました。

１、生涯活躍のまち形成事業。年間18万人余が利用すると市は言っていますが、２階のおひさまテラスにカウンターがあって、それで数えた人数であります。

年間、市の一般財源が１億2,000万円かかりますから、30年で36億円かかります。「人口減少と少子化、高齢化の歯止めをかける旭中央病院を核とした継続可能な多世代交流施設をつくることで、各世代の流入や定着、仕事づくりなどを実現し、市全体の活性化を図った」と市は言っていますが、本当でしょうか。大変疑問であります。

２番目、電子自治体推進事業、タブレット端末及びペーパーレス会議システムを導入し、市議会や庁内会議でペーパーレス化の運用を実施した。2,700万円かかっていますが、議案も説明資料もなしで、タブレットという電子機器の中に入っています。

議案などは審議されるときに公開されるものです。議員と市の職員や市長が知っていればいいものではありません。公開とは、内容を誰もが見ることができるようにすることです。新聞社やテレビ、ラジオ局、市民が見たいといったらプリントして渡せるでしょうか。決議された議案や予算書や決算書は、いつでも公開しなければなりません。どのように公開するのですか。これら問題を決めないで、ペーパーレス化を急いだのではありませんか。いつでも公開できるようにするにはどうするか、早急に実現していただきたいですね。

３番目、12の社会体育施設を指定管理者制度で、管理運営を「民間」に任せることにしました。市教育委員会の社会体育に関する施策はどこへ行ってしまったのか。年間の利用者が増えたとの報告がありましたが、どのような企画で、どのような指導を行われているか。詳細の報告が必要であります。

暑いときにクーラーをつけてといってもつけてくれないとか、施設が壊れていてもすぐ直

っていないとか、施設の管理の面では、民間の指導者がいいとは言えないようであります。利用者からの苦情を聞いています。指定管理はやめるべきであります。

４番目、新規就農総合支援事業は、もっと充実が必要です。本当に農業従事者の拡大が必要なら、国の制度と市の制度の同時支援とか、市独自を中心とするならば、額の検討や支援内容の拡充をする必要があります。

５番目、畜産環境フレッシュ事業、臭気測定器の購入などで、臭気の把握について、計測できるようになったと思いますが、飼料添加物だけでなく、施設についての対策などをもっと研究して、現在の被害者が納得する対策を、これからは、畜産の臭気を軽視したら市政に大きく響くことになります。

６番目、市立干潟保育所を無償で民間に譲渡したことについては、大変遺憾であります。

７番目、防災行政無線の改修も戸別受信機が不十分であり、改修が必要であります。

８、広報の方法について、２万7,000世帯の４割の方に、月２回の広報が届いていません。どのような方法で全ての家庭に広報を届けるか、調査研究したことはありますか。昨年のこの討論でも私は述べました。今の時代はとても大切です。私が、昨年の決算議会の討論で提起した問題を検討しましたか。全ての家庭に市の広報をいかに届けるか、早急に検討すべきであります。現在、新聞折り込みでは半分の世帯にしか配布できません。ぜひ、広報の配布問題を市の大きな課題として、つかんでいただきたいと思います。

このように、市民の立場で市政を見てみると、いかに現在の旭市政が、住民の目から見て十分に市民に役立っていないかということが分かるのであります。これらの問題を解決し、住民の立場に立った行政を進める必要があります。

以上の理由により、令和５年度旭市一般会計決算の認定に反対いたします。

○議長（飯嶋正利）　以上で議案第１号について、通告による討論は終わりました。

続いて、議案第２号から議案第５号までについて討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

続いて、議案第６号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、ご登壇願います。

（４番　戸村ひとみ　登壇）

○４番（戸村ひとみ）　それでは、令和５年度旭市水道事業会計に反対の立場で討論いたします。

まず、今年元旦に大地震に見舞われ、甚大な被害を被った能登を、今度は天の恵みである

はずの雨が、再び大被害をもたらしています。能登で被災された方々に、心からのお見舞いを申し上げますとともに、早急な復旧、復興を心より祈念いたします。

それでは、反対討論に入ります。

反対理由、２点ございます。

１点目、旭市の水道ビジョンが遅々として進まないことです。これは、監査の意見書、監査委員の方からのご指摘もございまして、毎年同じようなご指摘があるんですが、読み上げます。

「概ね健全な構造が維持されており、経営分析からも、本市の水道事業は概ね安定した経営状況にあるといえる。」しかしながら、この後ですね、「今後の事業運営については、給水人口の減少や節水意識の向上等により、給水収益の大幅な増加が見込めない中、水道施設の一斉更新時期の到来に伴う更新需要の増大を控え、厳しい経営環境となる状況が差し迫っていることに注視しながら、安定した収益確保と効率的な経営に努められたい。

また、管路経年化率の増加傾向が進んでいることから、「旭市水道事業ビジョン」や「旭市水道耐震化計画」による長期計画に基づき、施設の老朽化対策や全国各地で頻発する地震に備えた震災対策を着実に推進していただき、安全で安心な水道水の安定供給に努められるよう要望する。」これは、ほぼ毎年同じようなご指摘と要望がございます。皆様、昨日起こった広島市の道路陥没のニュースを聞かれていると思うんですが、町なかで東西四十何メートル、南北でしたか、東西で十何メートルの大規模な陥没がございました。建物が傾いたりして、五十何名の方が避難するという。そして、当然のことながら水が使えませんので、給水車が出ているという、そういう状況のニュースがございました。

これは、何が原因かということを今調査中ということなんですが、大体のところ、その道路の下で雨水を流す、雨水管の掘削工事が行われていたその最中に、水が管の中に流れ出す異常出水というものがあったようです。その後に道路が陥没したということで、まだ詳細な調査結果は出ていないようですが、ただいずれにせよ、水道管、これが関連した事故であることは確かでございます。

そういった意味では、こういった事故が全国各地、どこに起こってもおかしくないといったような、そのコメントがございましたが、私もそのことに対して非常に危機感を持っております。

先ほど、読み上げました監査委員のご指摘、こちらのほうで、旭市の水道ビジョン、これを早急に進めなければいけないところを遅々として進んでいない、そういったところを１点

目の反対理由といたします。

２点目です。旭市のまちづくりの方針が整合性を持っていないということです。

水道は文化です。人は生きていくのに水が必要です。そのために人間は、川や湖などの安定した水の近くに住んで生活をしてきました。しかし、人が集まり、都市ができると、大量の水が必要になり、近くの川や湖から水を引くようになったのが水道のはじまりです、皆様ご存じだと思いますが。

紀元前から水道があったことを、私たちは歴史で学んでおります。紀元前28世紀ごろから、エジプト王朝で給水用として、銅の管が使用されていました。また、紀元前18世紀ごろの古代バビロニア王朝で、王の墓の地下排水に土管が使用され、古代中国でも、山中の泉の水を竹の管を使って送水していました。

このようにして、昔から、水を送水する方法として、水道管を使ってきたのです。本格的な水道は、紀元前312年の古代ローマ、このアッピア水道です。歴史で習いましたね。紀元前312年から３世紀にかけて建築されたローマ水道は、古代の土木建設で、最も偉大な業績の一つであり、古代ローマ滅亡後、1,000年以上もこれに匹敵するものはつくられていません。現代においても、この古代の水道は多くの都市で実用され、2,000年以上も水を供給し続けています。

水道は、文化です。旭市のまちづくりには、この水道は文化という概念が欠落していると思います。旭市では今、移住促進というミッションを負った地域おこし協力隊が、一人でも多くの人に旭に引っ越してきてほしいと、頑張っております。

ところが、移住してこようと土地、あるいは家屋を探している人が当たる壁があります。県道、国道に面している土地を、購入して水道を引こうとすると、100万円以上がかかるという壁です。決算特別委員会における答弁もまったく同じ、100万円以上かかります。さらには、300万円かかった例も紹介されました。

移住を勧める前に、最低限のインフラ整備が必要だと考えます。水道は、最低限の文化です。そういった意味では、まちづくり方針に整合性がまったくありません。

この２点が、私の反対理由ですが、それよりも大前提として、大問題を指摘させていただきます。

これは、以前予算の反対討論のときも指摘させていただきましたが、まちづくりの観点から、今後の方針を委員会で質疑したときに、答える立場の人が、決算特別委員会、予算のときもそうでしたが、決算特別委員会には、在籍していません。

こちらは、旭市は、部もありませんから、各課長のみの出席です。各課長からの答弁しかございません。委員会に出席される副市長、もちろんのこと、私は市長がご自分で立てられた予算ですから、予算のときももちろん、決算ときも出席されるのが当然だと思いますが、副市長が、委員会の冒頭、挨拶だけ述べられて退席されます。

副市長は、挨拶の最後に必ず、全議案に賛成をよろしくお願いいたしますと言い残されて退席されますが、決算特別委員に、本当に心から賛成を求めるのであれば、市長が組み立てた予算、それを市民の血税を基に、市民サービスとして還元したこの決算、これを胸を張って答弁する。市長が出席できないのであれば、副市長が市長の代わりに、これを、どんなことを聞かれても胸張って、旭のまちづくりはこうなんだということを答弁される。これが私は筋だと思います。それがあってこそ、委員に、皆さんの賛成をお願いしますと言えるのではないでしょうか。

まちづくりに対する意気込み、そして市民から集めた血税、これに対する意識が本当に欠落している。そのことをご指摘申し上げて、私の反対討論といたします。

○議長（飯嶋正利）　続いて、常世田正樹議員、ご登壇願います。

（１番　常世田正樹　登壇）

○１番（常世田正樹）　議案第６号、令和５年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、賛成の立場から討論を行わせていただきます。

前者もおっしゃっておりましたけれども、令和５年度旭市決算・基金運用状況及び財政健全化審査意見書からの抜粋ですが、「管路経年化率の増加傾向が進んでいることから、「旭市水道事業ビジョン」や「旭市水道耐震化計画」による長期計画に基づき、施設の老朽化対策や全国各地で頻発する地震に備えた震災対策を着実に推進していただき、安全で安心な水道水の安定供給に努められるよう要望する。」とございます。もっともなことだと思います。

私は、令和６年第１回定例会の一般質問において、防災力の強化、旭市耐震改修促進計画について、質問をさせていただきました。配水管や配水本管のような水供給に与える影響が大きい基幹管路のうち、耐震適合性のある管路の割合は、全国平均では41.2％です。

一方、旭市の令和４年度の耐震適合率は８％。令和５年度は9.7％と、布設替えが着実に推進されているのですが、数字だけを比較してしまうと、全国より大分低いという印象を受けます。

他の地域と比べて、水道の創設年数が遅かった本市では、これまで耐用年数を経過した基幹管路が少なく、更新が進んでいなかったことが影響しております。旭地域及び飯岡地域の

基幹管路の耐震化への布設替え工事は、令和13年度に完了予定です。海上及び干潟地域は、令和13年度から着工する予定です。

旭市で現在、基幹管路の布設替えに使用している水道管は、東日本大震災規模の地震でも被害を受けないような耐震管です。旭市水道事業ビジョンや旭市水道耐震化計画に基づき、今後も確実に布設替え工事が行われ、強靭なまちづくりが推進されていくことを期待しております。

しかしながら、東日本大震災レベルの巨大地震が、今の状況で発生した場合、日本水道協会による被害推定式を用いて試算しますと、市内で広範囲にわたり断水が発生することが見込まれております。

この最大級の被害に対し、想定される７班体制で復旧に当たった場合、初動準備に３日間、基幹管路の復旧に0.6日、重要給水管路に31.1日、そのほかの管路に308日、合計342.7日と推計されております。

他県や全国から、大きな、巨大地震が起こる前に、水道工事の業者をかき集めて急ピッチで布設替え工事を進めればよいというご意見も市民の方からたくさんいただいておりますが、全国的に水道工事の業者が不足しているために、現実的には不可能なことであります。

では、旭市はどうすればよいのか。水道の基幹管路の耐震化への布設替え工事が終了するのには、まだまだ時間がかかります。本市が今、力を入れるべきことは、巨大地震が起きた際に、被害を防ぐ、または軽減させるための様々な防災・減災対策をしっかりと行うこと。長期にわたる断水が生じた際の、市民への安定した水の供給体制の構築を行うことであると考えます。

旭市は、東日本大震災において、甚大な被害を受けたことを教訓とし、県内でもトップレベルの様々な防災・減災対策を行ってきております。公共施設や橋梁の耐震化、水と食料の備蓄、被災が長期化した場合に備えて、様々な企業や団体との災害時の供給協定を締結しております。

地震発生時に、通行を確保すべき道路、緊急輸送道路等でございますが、それらが破損し通行不能となった場合には、速やかな道路啓開を行えるように、旭市建設業災害対策協力会と災害協定を締結しております。公共施設の耐震化と定期的な耐震検査も、しっかりとなされ、災害時における復旧プロセス、避難所の受入れ体制等についても、綿密に何度も考えられております。

巨大地震に対する、米本市長の心構えと覚悟について、一般質問において答弁をいただき

ました。市民の生命と財産を守ることは、行政の最大の使命である。上下水道や橋梁などの耐震化を計画的にしっかりと進めていかなければならないと決意している。東日本大震災や能登半島地震を教訓に、自助、共助、公助の体制構築に努めながら、防災力の強化に取り組んでいく。とても力強い答弁でありました。

以上のことから、限られた財源を的確に配分し、未来ある子どもたち、今頑張っている子育て世代をはじめとした全ての市民の方が、住んでよかったと思えるまちづくりを推進している市長の下、職員の皆さんが真摯に予算編成をし、市民の安全・安心を確保するために執行してきた結果が反映されている決算であります。議員各位のご理解並びにご賛同を請う次第であります。

○議長（飯嶋正利）　続いて、松木源太郎議員、ご登壇願います。

（２０番　松木源太郎　登壇）

○２０番（松木源太郎）　私は、議案第６号、令和５年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、反対の討論をさせていただきます。

なぜ今回、反対ということを決めたかといいますと、先ほど戸村議員がおっしゃったように、ここ何年かの監査委員の結びのところに、必ず出てくるのがこういう文章なんです。

「管路経年化率の増加傾向が進んでいることから、「旭市水道事業ビジョン」や「旭市水道耐震化計画」による長期計画に基づき、施設の老朽化対策や全国各地で頻発する地震に備えた震災対策を着実に推進していただき、安全で安心な水道水の安定供給に努められるよう要望する。」これは、令和５年度版の言葉です。

実は、私が今回議会に出て、今度が３回目の決算になるわけですけれども、過去２回ではこの言葉は見過ごしてしまったわけです。それで、ここにある旭市水道事業ビジョンや旭市水道耐震化計画というのは何だろうなと思って、ホームページでもって検索したらば、こういうものが今までもつくられていたわけです。

これは、私がプリントアウトしたもので、同じものを今日、議会の事務局長からいただきました。令和２年につくられています。ところが、令和４年から議員をやっている方には、これは配られていないんです。その半年前の方もそうかもしれませんけれどもね。こういう計画があったんだということを見つけたわけです。

それで、私は決算委員会のときには、何で監査委員が毎回毎回このようなことを言っているのかと思ったらば、こういうものがあったと。令和３年くらいからこの問題が出てきているわけです。そうすると、令和２年につくられているわけですね。ですから、この問題を、

当然、担当課長やほかの課長方も、また、市長や副市長もこういう計画があることを知っていて、これに基づいてやっているんだということが分かった。

これの目標は何かといったら、令和11年になっています。それでもって、いろんな計画がつくられているわけですよ。令和11年までにできるものは何かということが、ここに一覧表がありますけれどもね。

結局、中心的な管路は、11年までには完成するけれども、細かいところは、そこまではできないとなっている。こういうようなビジョンがありながら、私も担当課長にいろいろ聞きました。どういうことを聞いたかというと、旭市の、旧旭市の配水場は、加圧式です。加圧式ということは、要するに、いつも電気でもってモーターを回して、それで、加圧しておかなければいけない。どこかで火事があって通報があった場合には、当然、水を使うわけですから、そのときは自動的に、加圧が倍になるようなセットになっている。

ところが、合併前の旧旭市時代に、これが故障したことがありまして、大変長い時間水が出なかったことがあったんです。そこで、私は当時、皆さん方、議員方に相談して、これでは駄目だから、私は実は、昭和27年に世田谷区というところに住むようになったんです、東京の。今は大都市になっていますけどね。あそこがまだ田舎の時代です。

そしたらば、梅丘という住んだところから、遠くのほうに高い台が見えるんですよ。あれは何だいと行ってみたらば、水道塔なんです。へえ、こういうふうにして水道は水を送るんだと思ったんですよね。

そのことがありましたから、当時の水道の担当者に、加圧式というのは、いつ壊れるか分からないし、何かあった場合には、長い時間水が来なくなるので、ほかの自治体でもやっている加圧式ではない塔、水道塔方式をどこかで調べに行こうやというふうになりまして、埼玉県の春日部というところに委員会で行きました。

そしたらば、あそこもちょうど市内全部が平地ですから、水道塔を造りました。その当時、１基10億円だった、かかったそうです。そういうところを造って、それでもって安心して水が使えるようになっているわけですね。

ですから、このことを言いましたけれども、なかなかうまくいかなかったんです。私たち、最近、２年か３年前かちょっと忘れましたけれども、干潟でもって、故障して出なかったときがありましたね。あれだったらまだいいんですけれども、本当に壊れたら駄目なんだ。ところが、旭市の今の皆さん方、執行部、市長をはじめ副市長、担当者方、全員の方々が、結局今の方式が、少し都合が悪くなって壊れてきたから、あさひ市民センターの南側にモータ

一類を移して、将来は、そうまでいろいろ開場しようという計画を立てて今やっているわけです。来年度もこの予算がつくでしょう。

しかしこれは、やっぱり同じことになるんですよ。ところが、周りの３町はどうなっているかというと、ちょうど旭市はどこでも平地ですけれども、３町は高いところと低いところがありますから、自然流下の部分とそれから高い部分には少し圧送でも送る部分がありますね。それで特徴的なのは、旧海上町です。海上町では、高いところにさらに上にやって、自然流下でもって、高台のところをまずやる。そして、そこからタンクで自然流下のままで今度は低いところに流す。飯岡も同じ方式。干潟はちょっと変わってくるけれども、まあ大体同じ方式。

つまり、そのとき私は、水道塔にしたらどうかというときに、率直に言いました。約60メートル高さのある干潟の工業団地があるんだから、できたんだから、あそこのところに旭市が水道塔を造って、そこから水を送れば大分いいんじゃないかと言いましたけれども、そういうのは認められませんでした。

つまり、旭市の水道にはこういう歴史があるんですよね。ですから、このビジョンを見ても、ただ今のある加圧式をそのままやっていこうというだけなんです。これを本当に考えて、これからの旭市の50年、60年という、そういうような先まで見た水道方式を、ぜひここでもって議論をしてでも、これを変更してでも変えていかなければいけない。そのことがあるので、私は賛成の手を挙げなかった。

いろんなこと、言いたいことがあるんですけれども、ほかの方もやっぱりいろんなことを言ってくれたので別のことを言いますけれども、そういうことを結局、旭市の水道は、新しいところに引くには100万円、300万円とかかかって、その方はいいだろうけど、じゃあ隣に来たらまた自分でもって引かなければならない。

そういうようなことでもって、本当にまちづくりなんてできるんですか。一定の地域は、こういうところは住宅化しそうだから、そこのところにはちゃんと計画的に一定できる予算をつくって、基幹を回して、それも水道というのは、私も、水道が初めて来たときに、江ヶ崎のはずれだけれども、どうしても水道を引いてくださいとお願いに行ったんですよ。そしたら、私のところに引いたらば、その先が行き止まりになってしまうから駄目だって最初言われました。議員やっていてもそういうことを言われたんですよ。

しかし、江ヶ崎地域、農村部だけれども、水道を引いてくれって言えばみんなもっと引いてくれるからと言ったらば、ではループにすればということで、東の端からずうっと、私の

家は東のはずれにありますからね、ずうっとループでもってやってくれて、ああ水道ができてよかったなあと思いました。

なぜそういうことを思ったかというと、まだ言いたいことがあるんですけれども、畜産の汚染の問題と関わるわけです。私のところは、大変、江ヶ崎というところは、山の上から水脈が通っていますが、水がいいんです。大体ほかのところは、水がいいから水道を引いてもまだ水道につながっていないうちもありますよ。

しかし、私のところは、北側に豚舎ができました。１年しないうちにもう水が臭くなってしまった。それで、井戸野浜の妻の実家から、毎日のように水を運んでいたんです、飲み水は。そういうことをやっていたので、どうしてもお願いしますということで、私は議員で、頭を下げに行って、それで、江ヶ崎の東側に水道、やってよかったと思います。

そういうような苦労をしている住民が、旭市の市内にいるということなんです。このことを考えないで、旭の市政を幾らやったって駄目ですよ。だから私が、一般会計でも言っているように、住民が困っていることに目を向ける。これが市政でしょう。それなのに、ただビジョンをつくって、計画をつくったと言って、このとおりやっていればいいんだというような市政では、これから旭市は発展しません。

そういうことを考えると、ぜひこの機会に、全庁挙げて水道問題には取り組んでいただきたい。このことをお願いして反対討論といたします。

○議長（飯嶋正利）　以上で議案第６号について通告による討論は終わりました。

続いて、議案第７号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員、よろしくお願いいたします。

○２０番（松木源太郎）　議案第７号、令和５年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について討論いたします。

私が、この議案に反対の意思表示をしたかったのは、なぜかといいますと、今、旭市の中で20ヘクタールぐらいの小さなところに公共下水道は閉じ込められてしまっているわけです。もっと干潟駅のほうまで、工業団地のほうまで下水をやる予定が、結局そのまま、今のままで固定されてしまっている。

しかし、今、公共下水道の引かれているところで、合併処理浄化槽のまま、まだ使っている人がどのくらいいるかと言ったならば、統計によると、36.2%、まだいるわけです。つまり全体の家がある中の、74.8%しか下水道につながれていないんですよね。

そうしますと、どういうことになるかというと、これから約1,637戸の方々が、合併処理

浄化槽から公共下水道につながる予定があるわけです。これを、多少予算を使ってでも早くお願いする。

なぜ、こういうことに気がついたかといいますと、私は、実は親父の遺産でうちを建てたいと思って市内を探したんですけれども、江ヶ崎の地域で、農業集落排水事業をやっています。これは大変いい事業でして、当時議論はありました。お金をかけてもしようがない。１世帯40万円払わなければならないといった問題がありまして、いろいろあったんですけれども、これをみんなでやろうということになって、今、本当に側溝に泥はたまらない。どぶ掃除をやったって、ただ上の蓋を取って開ける。きれいだからそのままでいいやとこんなんです。

旧旭市では、実は、中心のところに公共下水道を置いて、それから周辺のところに出て５か所ほど、農業集落排水事業を置いて、そして、この排水問題、いわゆる汚水問題を解決して、川の水、新川の水を汚くしないようにしようじゃないかと、こういう議論が加瀬五郎という市長のときに議論されました。それで、どうしても私は下水をやっていただきたいと。これは、周りの山中の方は下水はお金がかかるというでしょうけれども、しかし旭市の都市でもって、下水のないというところは本当に珍しいくらいなんですよね。そういう時代ですから、お願いをしてきた。

ですから、今、私が言っていることは、この長い旭市の歴史の中で、本当に一致の決断をして、下水道が始まったわけです。下水道というのは、ご存じのように都市計画事業ですから、そのために、都市計画で取られているのは、私らはやむを得ないなと思っているんですけれども、そういうののないところでは、もらって困ると思う。

ですから、この公共下水道をどうしても、少しでも赤字の状態ではなく、市が大金をぶっ込まなくてもいいようにするためには、1,637戸と見られる方々に、少し援助して、そして合併処理浄化槽から公共下水道に変えてもらう。

私は、今度うちを建てたところは網戸というところですが、そこは実は、前の道路は公共下水道が通っていますけれども、私が求めた土地は、その地域になっていない。なっていれば、平米800円のお金を払わなければいけないんですけれども、しかしそれと同じものを払ってくだされば、すぐ前の道ですから使ってよろしいということが、実は、お願いする、調べたときの少し前に市でもって始まったそうですね。ですから、公共下水道がある静かないいところにうちを建てられた。

そういうような経過もありまして、やはりこの1,637戸の方々が、やっぱり合併処理浄化

槽から公共下水道にぜひつなぐように、誘導するような施策を、旭の市政で取っていただきたいということをお願いしようと思って、反対して意見を言いたかったんです。

以上です。ありがとうございました。

○議長（飯嶋正利）　以上で議案第７号について通告による討論は終わりました。

続いて、議案第８号について討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

これより議案第１号から議案第８号までの８議案について採決いたします。

採決は、電子表決システムで行います。

議案第１号、令和５年度旭市一般会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、議案第１号は認定することに決しました。

議案第２号、令和５年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第２号は認定することに決しました。

議案第３号、令和５年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第３号は認定することに決しました。

議案第４号、令和５年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第４号は認定することに決しました。

議案第５号、令和５年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第５号は認定することに決しました。

議案第６号、令和５年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、原案のとおり可決及び認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、議案第６号は可決及び認定することに決しました。

議案第７号、令和５年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、原案のとおり可決及び認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、議案第７号は可決及び認定することに決しました。

議案第８号、令和５年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、原案のとおり可決及び認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第８号は可決及び認定することに決しました。

◎日程第３　常任委員長報告

○議長（飯嶋正利）　日程第３、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、片桐文夫議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長　片桐文夫　登壇）

○建設経済常任委員長（片桐文夫）　建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る９月19日午前10時より、議会委員会室において本委員会を開催いたしました。審査の結果及び経過についてご報告申し上げます。

去る９月６日の本会議において、本委員会に付託されました議案は議案第９号、令和６年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第12号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、旭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての３議案であります。

まず、議案の審査結果から申し上げます。

当委員会に付託されました３議案については、別紙報告書のとおり、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第９号の主な質疑について要約して申し上げます。

協議会が設置されるとのことだが、メンバー構成と今後の予定はとの質疑では、漁業関係者、市民代表者として、区長会飯岡地域会長、一般公募、市議会代表、地元県議会議員、商工会、旭市観光物産協会飯岡支部、学識経験者、関係機関など30名程度を想定している。今後の予定は、第１回目の協議会を、10月３日に予定しており、今年度は、１月と３月に開催する予定。令和７年度以降は、旭市海業推進計画の作成や官民対話による市場調査や事業提案の聞き取りなどを行う予定との答弁がありました。

次に、議案第12号の主な質疑について要約して申し上げます。

農地利用最適化交付金の目的は、また交付額は年によって変わるのかとの質疑では、農業委員会は、農地利用の最適化が必須業務で、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止と解消、新規参入の促進などが活動になるが、それらを積極的に推進することが目的となっている。また、交付額は国から全国の農業委員会の成績に応じて、予算の範囲内で配分されることから、金額は毎年変わってくるとの答弁がありました。

以上のとおりでありましたので、報告いたします。

令和６年９月27日、建設経済常任委員長、片桐文夫。

○議長（飯嶋正利）　ここで皆さんに申し上げます。このまま議事を進行いたしますのでご協力をお願いいたします。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、島田恒議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長　島田　恒　登壇）

○文教福祉常任委員長（島田　恒）　文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る９月６日の本会議において、本委員会に付託されました議案第９号、令和６年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第10号、令和６年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第13号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての４議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る９月20日午前10時より、議会委員会室において本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について主な質疑とその答弁内容を申し上げます。

初めに、議案第９号について申し上げます。

古城小学校の大規模改造工事の内容は、また今後のスケジュールはとの質疑では、建築工事として、教室の床、壁、天井の改修、エレベーターや多目的トイレ等のバリアフリー化の改修、屋根と外壁の補修、また、老朽化に伴う電気・機械設備等の改修、外構工事として、プールの解体、バスロータリーや駐車場の整備、体育館については空調設備の設置も検討する。また、設計は来年５月の完了見込みで令和７年度中に工事を開始し、令和８年中に完了の予定との回答がありました。

次に、議案第13号について申し上げます。今回の国民健康保険条例一部改正の内容はとの質疑では、法の改正で、これまで使用の短期被保険者証と資格証明書の発行が、今年の12月２日以降停止することにより、法の条項が廃止され繰り上がったためとの回答がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第９号と議案第10号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決し、議案第13号と議案第16号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和６年９月27日、文教福祉常任委員長、島田恒。

○議長（飯嶋正利）　続いて、総務常任委員会委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長　景山岩三郎　登壇）

○総務常任委員長（景山岩三郎）　総務常任委員会委員長報告を申し上げます。

去る９月６日の本会議において、本委員会に付託されました議案第９号、令和６年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第11号、旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定についての３議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る９月24日午前10時より、議会委員会室において本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について主な質疑とその答弁を申し上げます。

議案第９号について、申し上げます。公共施設等整備基金積立金8,901万円を積み立てた場合、令和６年度末の基金の残高見込みはとの質疑では、今回の8,901万円を積み立てると、基金残高は27億5,235万5,000円となるとの答弁がありました。

また、地域経済循環創造事業の内容を伺う。また、積極的に周知すべきと考えるが、今後の市民への周知方法を伺うとの質疑では、国の制度であり、産学金官の連携により、地域の人材、資源、資金等を活用した新たなビジネスを立ち上げようとする民間事業者の初期費用を支援する事業で、対象要件は五つある。一つ目は地域資源の活用、二つ目が地域課題への対応、三つ目が地域金融機関等による融資、四つ目が新規性、五つ目がモデル性となっている。また、今後は積極的に事業のＰＲ、アナウンス、情報発信をしていくとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁の内容について申し上げました。

審査の結果、別紙報告書のとおり、３議案とも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和６年９月27日、総務常任委員長、景山岩三郎。

○議長（飯嶋正利）　総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第４　質疑、討論、採決

○議長（飯嶋正利）　日程第４、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対して一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

これより議案第９号から議案第16号までの８議案について採決いたします。

議案第９号、令和６年度旭市一般会計補正予算の議決について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、令和６年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎日程第５　議員派遣の件

○議長（飯嶋正利）　日程第５、議員派遣の件。

議員派遣の件を議題といたします。

地方公共団体の事務に関する調査等のため、地方自治法第100条第13項及び旭市議会会議規則第166条の規定により、配付した議員派遣一覧表のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　ご異議なしと認め、よって、議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することに決しました。

◎日程第６　事務報告

○議長（飯嶋正利）　日程第６、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長　山崎剛成　登壇）

○総務課長（山崎剛成）　それでは、篤志寄附を受納しておりますので、ご報告いたします。

タブレットの事務報告の２ページをご覧ください。

一つ、金10万円を株式会社ビートレーディング様より７月30日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（飯嶋正利）　事務報告は終わりました。

◎日程第７　閉　　会

○議長（飯嶋正利）　以上をもちまして、本定例会に提出されました議案の審議は終了いたしました。

これにて令和６年旭市議会第３回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでした。

閉会　午前１１時２６分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

旭市議会　議　　長　　飯　嶋　正　利

副 議 長　　遠　藤　保　明

議　　員　　島　田　　恒

議　　員　　片　桐　文　夫